

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る
計画段階環境配慮書

令和 8 年 2 月

西原町

まえがき

本計画段階環境配慮書は、南部広域行政組合が進めている「南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）」について、都市計画決定権者である西原町が、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき、本事業計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果をとりまとめたものである。

目 次

まえがき

第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所.....	1-1
1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容.....	2-1
2.1 都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」とする。）の名称及び種類.....	2-1
2.2 対象事業の目的.....	2-1
2.3 事業実施想定区域の位置.....	2-1
2.4 対象事業の位置の検討経緯.....	2-1
2.5 対象事業の規模.....	2-3
2.5.1 計画ごみ質の設定.....	2-3
2.5.2 施設整備規模等の設定.....	2-6
2.5.3 廃棄物等運搬計画.....	2-10
2.6 対象事業の概要.....	2-16
2.6.1 計画の必要性.....	2-16
2.6.2 対象事業の背景及び経緯.....	2-17
2.6.3 上位計画との整合性.....	2-22
2.6.4 公害防止計画.....	2-26
2.6.5 工事計画の概要.....	2-29
2.6.6 複数案の設定について.....	2-29
2.6.7 計画段階配慮事項を検討するための計画策定方針.....	2-34
第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 想定される地域の概況	3-1
3.1 社会的状況	3-3
3.1.1 行政区画	3-3
3.1.2 人口	3-7
3.1.3 産業	3-11
3.1.4 土地利用	3-19
3.1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	3-30
3.1.6 水利用	3-42
3.1.7 交通	3-55
3.1.8 環境整備	3-59
3.2 関係法令等の指定及び規制等	3-67
3.2.1 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	3-67
3.2.2 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策	3-117
3.3 自然的状況	3-130
3.3.1 大気環境	3-130
3.3.2 水環境	3-140

3. 3. 3 土壤及び地盤環境	3-146
3. 3. 4 地形及び地質	3-148
3. 3. 5 植物、動物及び生態系	3-155
3. 3. 6 景観	3-184
3. 3. 7 人と自然との触れ合いの活動の場	3-189
3. 3. 8 歴史的・文化的環境	3-191
3. 3. 9 一般環境中の放射性物質の状況	3-198
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4. 1 計画段階配慮事項の選定	4-1
4. 1. 1 影響要因及び環境要素の抽出	4-1
4. 1. 2 事業特性及び地域特性	4-1
4. 1. 3 計画段階配慮事項の選定	4-2
4. 2 調査、予測及び評価の手法	4-10
4. 2. 1 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	4-10
4. 2. 2 選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域	4-11
第5章 調査、予測及び評価の結果	5-1
5. 1 大気質	5-1
5. 1. 1 現況調査	5-1
5. 1. 2 予測	5-4
5. 1. 3 評価	5-12
5. 2 景観	5-13
5. 2. 1 現況調査	5-13
5. 2. 2 予測	5-31
5. 2. 3 評価	5-35
第6章 総合評価	6-1
6. 1 影響の比較・検討	6-1
6. 1. 1 案の影響比較	6-1
6. 1. 2 環境配慮の方向性	6-2
6. 2 目標等との整合性の検討	6-2
資料編	
用語集	資料-1

第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所

第1章 都市計画決定権者の氏名及び住所

1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所

名 称：沖縄県西原町

代表者の氏名：西原町長 崎原 盛秀

住 所：沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

本事業は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設として、同法の規定により西原町が決定権者として都市計画決定を行うことを予定している。

このことから、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日条例第 77 号）第 41 条の 2 の第 2 項の規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続きは、西原町が当該対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続きと併せて行うこととする。

○沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日条例第 77 号）抜粋

第 41 条の 2 配慮書対象事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第 4 条の 2 から第 4 条の 8 までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第 15 条第 1 項に規定する県であるときは、第 3 項、第 44 条の 2 及び第 45 条の 2 に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第 4 条の 3 第 2 項、第 4 条の 8 第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定は、適用しない。

2 配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第 4 条の 2 から第 4 条の 8 までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手續は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第 15 条第 1 項に規定する市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項、第 44 条の 2 及び第 45 条の 2 に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手續と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的 及び内容

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」とする。）の名称及び種類

事業の名称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）

事業の種類：沖縄県環境影響評価条例第2条第2項第1号に掲げる事業

『廃棄物処理施設の設置又は変更の事業』

2.2 対象事業の目的

これまで、南部地域では糸豊環境美化センター（平成10年竣工、糸満市・豊見城市清掃施設組合）、東部環境美化センター（昭和60年竣工、東部清掃施設組合）、島尻環境美化センター（昭和55年竣工、島尻消防、清掃組合）でそれぞれごみ処理を行ってきた。しかしながら、島尻環境美化センターのごみ焼却施設は老朽化により平成26年に閉鎖し、糸豊環境美化センターは稼働後27年、東部環境美化センターは稼働後40年といずれも施設の老朽化に伴う劣化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のために新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を背景に、南部のごみ処理の共同事務を担う糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町の3市3町（以下「構成市町」という。）のごみ処理の効率化と財政負担の低減のため、平成30年4月に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の3清掃組合との組織統合を行った。

本事業は、構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、上記3施設を一元化した新たなごみ処理施設を建設するものである。

2.3 事業実施想定区域の位置

事業の実施想定区域（以下「事業実施想定区域」という。）の位置を図2.4-1に示す。

事業実施想定区域は、西原町の東部に位置し、工業専用地域に隣接した市街化調整区域にある。現状では畠や原野となっており、敷地面積は約41,900m²である。

2.4 対象事業の位置の検討経緯

これまで南部地域は糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合にてごみ処理を行ってきた。

南部のごみ処理の共同事務を担う糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町の3市3町において、ごみ処理の効率化と財政負担の軽減を図るため南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の組織を統合し、ごみ処理施設を一元化することが平成20年3月に確認され、平成30年4月1日に組織統合となった。

本事業の建設予定地である小那覇地区は現在、畠や原野となっている。令和5年10月に西原町より同地区を含めた約25haを建設候補地として推薦があり、その後南部広域行政組合で同地区へ絞り込みを行い、地権者説明会、住民説明会を経て、令和7年1月に環境衛生関係市町村理事協議会にて建設予定地となった。



図 2.4-1 事業実施想定区域位置図

2.5 対象事業の規模

対象事業の規模の概要を表 2.5-1 に示す。

表 2.5-1 対象事業の規模の概要

項目	概要
事業実施想定区域の位置	中頭郡西原町小那霸地区 (図 2.4-1 参照)
施設の規模	敷地面積 約 41,900m ² ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）：約 300 t / 日（24 時間稼働） ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）：約 20 t / 5 時間

2.5.1 計画ごみ質の設定

(1) ごみ質の実績

構成市町の既存施設における過去5年間（令和2～令和6年度）のごみ質分析結果を表 2.5-2 に示す。

表 2.5-2(1) ごみ質分析結果（糸豊環境美化センター）

No.	分析日	種類組成						単位 体積 重量 kg/m ³	三成分			低位 発熱量 kJ/kg kcal/kg	
		紙・布 類 % %	木・竹・ ワラ類 % %	ビニール・ 合成樹脂等 % %	厨芥類 % %	その他 % %	不燃 物類 % %		水分 % %	可燃分 % %	灰分 % %		
1	2020/07/03	59.3	32.8	2.3	4.4	0.5	0.7	80.0	41.4	53.7	4.9	9,070	2,170
2	2020/09/24	35.9	48.3	3.7	11.4	0.6	0.1	108.0	45.4	49.2	5.4	8,120	1,940
3	2020/12/07	61.4	25.5	6.9	3.7	1.3	1.2	113.0	48.8	46.3	4.9	7,490	1,790
4	2021/03/03	55.8	31.9	4.6	5.5	1.2	1.0	99.0	48.0	47.2	4.8	7,680	1,840
5	2021/05/13	50.8	26.8	9.8	11.5	0.4	0.7	94.0	34.7	60.3	5.0	10,500	2,510
6	2021/08/27	49.6	21.6	10.2	16.7	1.0	0.9	118.9	39.0	55.5	5.5	9,480	2,270
7	2021/11/29	42.5	29.3	10.6	14.5	2.2	0.9	76.3	44.3	49.7	6.0	8,250	1,970
8	2022/02/25	52.0	31.5	5.7	8.7	0.6	1.5	144.3	57.2	39.0	3.8	5,910	1,410
9	2022/05/31	47.6	28.8	5.6	15.3	0.6	2.1	130.7	48.2	44.2	7.6	7,110	1,700
10	2022/08/26	52.4	30.3	6.9	8.5	0.7	1.2	80.3	36.6	58.5	4.9	10,100	2,420
11	2022/11/29	45.2	35.9	5.0	10.0	1.6	2.3	72.6	36.8	57.2	6.0	9,840	2,350
12	2023/02/27	54.9	22.6	4.6	16.8	0.7	0.4	117.1	48.0	47.4	4.6	7,720	1,850
13	2023/05/29	60.1	25.0	1.5	12.1	0.3	1.0	94.3	33.1	62.0	4.9	10,800	2,590
14	2023/08/29	44.7	30.6	6.2	16.9	0.9	0.7	108.6	49.2	45.7	5.1	7,370	1,760
15	2023/11/30	56.2	30.2	1.9	10.7	0.3	0.7	118.6	39.8	55.9	4.3	9,530	2,280
16	2024/02/29	46.3	29.4	13.8	5.3	2.1	3.1	120.0	47.9	45.5	6.6	7,380	1,760
17	2024/05/30	50.1	25.7	10.0	11.4	1.2	1.6	134.3	49.2	46.7	4.1	7,560	1,810
18	2024/08/30	53.1	29.1	8.3	7.3	1.4	0.8	125.7	39.1	54.7	6.2	9,320	2,230
19	2024/11/29	59.7	25.4	4.5	5.7	0.0	4.7	102.9	42.2	51.3	6.5	8,600	2,060
20	2025/02/28	52.5	30.8	9.4	5.4	1.0	0.9	107.1	48.5	46.6	4.9	7,560	1,810
最大値		61.4	48.3	13.8	16.9	2.2	4.7	144.3	57.2	62.0	7.6	10,800	2,590
平均値		51.5	29.6	6.6	10.1	0.9	1.3	107.3	43.9	50.8	5.3	8,470	2,026
最小値		35.9	21.6	1.5	3.7	0.0	0.1	72.6	33.1	39.0	3.8	5,910	1,410

注：1cal=4.19J にて単位換算。

表 2.5-2(2) ゴミ質分析結果（東部環境美化センター）

No.	分析日	種類組成						単位 体積 重量 kg/m ³	三成分			低位 発熱量 kJ/kg kcal/kg	
		紙・布 類	木・竹・ ワラ類	ビニール・ 合成樹脂等	厨芥類	その他	不燃 物類		水分	可燃分	灰分		
		%	%	%	%	%	%		%	%	%	kJ/kg	kcal/kg
1	2020/05/14	63.5	3.8	21.4	5.1	5.0	1.2	134.0	39.0	53.3	7.7	10,300	2,458
2	2020/07/23	45.3	6.5	24.0	14.0	2.6	7.6	147.0	50.4	42.3	7.3	8,200	1,957
3	2020/10/01	47.8	5.3	21.7	20.1	4.5	0.6	153.0	52.1	42.3	5.6	7,700	1,838
4	2021/01/22	41.5	11.8	17.8	9.6	12.6	6.7	136.0	49.5	41.6	8.9	7,700	1,838
5	2021/04/26	52.2	2.0	28.0	10.9	3.4	3.5	136.0	46.1	48.6	5.3	10,500	2,506
6	2021/07/08	54.0	4.2	24.7	8.8	6.7	1.6	149.0	42.6	50.2	7.2	9,600	2,291
7	2021/10/20	47.6	8.0	27.5	9.5	7.0	0.4	141.0	45.3	49.9	4.8	9,960	2,377
8	2022/01/17	55.8	3.0	21.3	15.3	3.5	1.1	149.0	48.7	45.8	5.5	8,350	1,993
9	2022/04/25	56.6	4.0	21.4	10.8	2.1	5.1	144.0	42.9	49.8	7.3	9,230	2,203
10	2022/07/01	42.6	6.3	19.6	18.5	1.7	11.3	154.0	50.6	44.1	5.3	7,930	1,893
11	2022/10/19	46.7	8.5	30.6	9.2	0.9	4.1	149.0	40.9	54.4	4.7	11,300	2,697
12	2023/01/13	51.2	13.6	19.8	7.1	6.3	2.0	141.0	38.1	55.3	6.6	10,300	2,458
13	2023/04/14	49.0	5.8	26.3	6.7	11.4	0.8	142.0	44.5	50.2	5.3	10,200	2,434
14	2023/07/20	48.9	9.0	29.1	8.8	3.5	0.7	132.0	37.3	56.9	5.8	12,000	2,864
15	2023/10/16	48.4	6.7	25.5	11.1	7.1	1.2	139.0	48.9	45.3	5.8	9,000	2,148
16	2024/01/17	51.8	5.3	27.3	8.5	5.4	1.7	135.0	41.8	52.7	5.5	11,200	2,673
17	2024/04/24	40.2	8.7	28.4	11.8	8.5	2.4	158.0	47.2	45.8	7.0	8,890	2,122
18	2024/07/05	49.4	4.9	25.2	14.8	5.0	0.7	147.0	33.9	60.9	5.2	12,500	2,983
19	2024/10/04	44.9	14.4	21.2	15.6	2.9	1.0	137.0	42.5	53.2	4.3	10,200	2,434
20	2025/01/08	44.9	4.1	27.3	16.5	5.4	1.8	148.0	47.2	47.5	5.3	9,900	2,363
最大値		63.5	14.4	30.6	20.1	12.6	11.3	158.0	52.1	60.9	8.9	12,500	2,983
平均値		49.1	6.8	24.4	11.6	5.3	2.8	143.6	44.5	49.5	6.0	9,748	2,326
最小値		40.2	2.0	17.8	5.1	0.9	0.4	132.0	33.9	41.6	4.3	7,700	1,838

注：1cal=4.19J にて単位換算。

(2) 計画ごみ質の設定

計画ごみ質は「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）より設定した。

計画ごみ質を表 2.5-3に、元素組成割合（乾ベース）を表 2.5-4に、物理組成を表 2.5-5に示す。

表 2.5-3 施設集約時の計画ごみ質（低位発熱量・三成分・単位体積重量）

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	kJ/kg	6,100	9,200	12,800
	kcal/kg	1,400	2,100	3,000
三成分	全水分	%	50	39.7
	灰分	%	11.3	11.6
	可燃分	%	38.7	48.7
単位体積重量	kg/m ³	123	100	77

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）

表 2.5-4 施設集約時の計画ごみ質（元素組成）

項目	炭素量 C	水素量 H	窒素量 N	硫黄量 S	塩素量 Cl	酸素量 O	可燃分量 V
乾ベース	58.57%	8.25%	1.52%	0.06%	1.06%	30.54%	100.00%

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）

表 2.5-5 計画の物理組成

項目	紙・布類	木、竹、わら類	ビニール・合成樹脂等	厨芥類	その他	不燃物類	合計
割合 (%)	48.1	7.8	28.5	11.0	2.7	1.9	100.0

注：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）に記載されている実績データをもとに、2施設（糸豊、東部）を加重平均して算出。

2.5.2 施設整備規模等の設定

(1) 施設規模の設定

施設規模は、「ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、南部広域行政組合）で示された計画ごみ処理量及び「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）（以下「整備規模通知」という。）を踏まえ、以下のとおり設定する。

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

①計画ごみ処理量

計画ごみ処理量は表 2.5-6のとおり、70,228 t /年とする。

表 2.5-6 エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ処理量

項目	処理量	備考
①可燃ごみ	67,616 t /年	内、直接搬入量4,573 t /年
②破碎可燃残渣	958 t /年	
③脱水汚泥	1,648 t /年	含水率82～83%想定
④し渣等	6 t /年	
計	70,228 t /年	
計画年間日平均処理量	192.4 t /日	

注1：災害時には上記以外に災害ごみを見込む。

注2：計画年間日平均処理量=年間処理量÷365日

②施設規模の算定式

施設規模は、整備規模通知に基づき、次式により算出した。

$$\text{施設規模} = (\text{計画1人1日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{計画直接搬入量}) \div \text{実稼働率}$$

- ・計画1人1日平均排出量：直近の実績を基礎とし、ごみ減量施策による効果等を見込んで推計した値
- ・計画収集人口：計画目標年次における市町村等の区域内の総人口から、自家処理人口を差し引いた人口
- ・実稼働率：(365日－年間停止日数) ÷ 365日

年間停止日数は、75日を上限とする。

※75日の考え方：整備補修期間+補修点検+全停止期間+故障の修理・やむを得ない一時休止の日数

※75日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61日+ピット調整10日+予定外停止4日

※調整稼働率は故障の修理・やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮したものであったが、それらの想定日数を年間停止日数に含んでいる。

③計画1人1日平均排出量

計画1人1日平均排出量は、「661.6g/人・日」とする。

④計画収集人口

計画収集人口は、「280,000人（仮設定）」とする。

⑤計画直接搬入量

計画直接搬入量は、粗大ごみ処理施設からの破碎可燃残渣及び屎処理施設からの脱水汚泥・し渣等を対象とする。

計画直接搬入量は、「(958 t/年 + 1,648 t/年 + 6 t/年) ÷ 365 = 7.2 t/日」とする。

⑥実稼働率

年間停止日数は「75日」とする。

実稼働率は「(365日 - 75日) ÷ 365日 = 79.5%」とする。

⑦施設規模（災害廃棄物を含まない）

以上より、施設規模は、以下の式より「242.1 t/日」と算出される。

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &= (661.6\text{g}/\text{人} \cdot \text{日} \times 280,000\text{人} + 7.2\text{t}/\text{日}) \div 79.5\% \\ &= 242.1\text{t}/\text{日}\end{aligned}$$

⑧災害廃棄物処理量を見込んだ施設規模

施設の規模は、上記の必要処理能力に災害廃棄物の受入れを見込んだ値とする。

災害廃棄物処理量は、施設規模の10%である24.2 t/日を新施設で処理するものとし、必要処理能力に上乗せする。

施設規模は、以下の式より約300 t/日と設定する。

$$\begin{aligned}\text{施設規模} &: 242.1\text{t}/\text{日} + 24.2\text{t}/\text{日} = 266.3\text{t}/\text{日} \\ &\Rightarrow \text{約}300\text{t}/\text{日}\end{aligned}$$

⑨まとめ

以上より、エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設規模は、「約300 t/日」とする。

2) マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）

①計画ごみ処理量

計画ごみ処理量は表 2.5-7のとおり、2,563 t /年とする。

表 2.5-7 マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の計画ごみ処理量

項目	処理量	備考
①不燃ごみ	1,140 t /年	内、直接搬入量93 t
②粗大ごみ	1,423 t /年	内、直接搬入量470 t
計	2,563 t /年	
計画年間日平均処理量	7.0 t /日	

注1：上記のほか、有害・危険ごみ 80 t /年をストックヤード貯留とする。

注2：計画年間日平均処理量＝年間処理量÷365 日

②計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は、計画目標年度の計画ごみ処理量2,563 t /年を年間日数365日で除し、7.0 t /日となる。

③施設規模の算定

マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大ごみ処理施設)の施設規模は次式により算出した。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \div (\text{実稼働率}) \times \text{計画月最大変動係数}$$

- ・実稼働率：土日休日及び祝日等によって、年間120日が停止するとし、年間実稼働日数が245日間の時の実稼働率は245日÷365日=0.671
- ・計画月変動係数：変動するごみ搬入量を考慮し、ごみ搬入量が多くなる月にも対応できるように設定する係数

変動するごみ搬入量を考慮し、ごみ搬入量が多くなる月にも対応できるように変動係数を設定する。変動係数は「ごみ処理施設整備基本計画（令和3年3月、南部広域行政組合）」より、1.36とする。

施設規模は、以下の式より約20 t /5hと設定する。

$$\text{施設規模} = 7.0 \text{ t /日} \div 0.671 \times 1.36 = 14.2$$

$$\Rightarrow \text{約}20 \text{ t /5h}$$

④まとめ

以上より、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の施設規模は、「約20 t /5h」とする。

(2) 炉数

焼却施設の炉数は3炉とする。

(3) 運転時間

1) 焼却施設

焼却施設の運転時間は1日24時間とする。

2) マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）

マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の運転時間は、破碎機等から発生する騒音や振動が環境に及ぼす影響を考慮して、一般的な1日5時間（日中を予定）とする。

2.5.3 廃棄物等運搬計画

構成市町における現在のごみの収集運搬方法を表 2.5-8～表 2.5-19に示す。

新施設稼働後のごみ収集運搬方法も現施設のごみ収集運搬方法を予定している。

表 2.5-8 糸満市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、草木類、プラスチック類、紙くず、その他(紙おむつ、衣類、ゴム、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週3回
もやせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類、小型の電化製品	戸別収集	指定有料ごみ袋	毎月第2～5週各1回
資源ごみ	紙類	戸別収集	紐で縛る	週1回
	かん類		透明又は半透明の袋に入れる。	
	びん類			
	ペットボトル			
粗大ごみ	電化製品、家具類、寝具類、木の枝・幹、その他(自転車、ガスレンジ、電子レンジなど)	事前申し込み	粗大ごみシール(有料)を貼る。	週1回
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計、充電式電池、電池一体型の小型家電	戸別収集	指定有料ごみ袋	月1回

出典：1. 「ごみの出し方について」(糸満市ホームページ)

2. 「糸満市ごみの分け方・出し方ハンドブック」(令和6年11月、糸満市)

表 2.5-9 糸満市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-10 豊見城市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草・葉類、その他(紙おむつ、衣類、ゴム、皮製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	スプレー缶、金属類(なべ・やかん・ハンガー・かさなど)、陶器・ガラス類、茶碗、皿、化粧びん、耐熱ガラスなど、小型の電化製品など	戸別収集	指定有料ごみ袋	月2回
資源ごみ	缶類	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
	びん類		指定有料ごみ袋	
	ペットボトル類		指定有料ごみ袋	
	紙類		紐で縛る	
粗大ごみ	原則として30cm以上のごみ	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
危険ごみ	蛍光灯、割れガラス、びんなど、カミソリ、カッター、小型の包丁・のこぎりなど、ライター、乾電池	戸別収集	指定有料ごみ袋	月2回

出典：「一般廃棄物について～ごみの正しい分け方・出し方～」(豊見城市ホームページ)

表 2.5-11 豊見城市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-12 南城市におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやすごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草葉類、その他(紙おむつ、ゴム類、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	金属類(なべ・やかんなど)、小型の電化製品など、その他(電灯、まほうびん等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
資源ごみ	かん類	戸別収集	かご等に入れる	週1回
	びん類		かご等に入れる	
	ペットボトル類		かご等に入れる	
	紙・布類		紐で縛る	
粗大ごみ	タンス、机、ベッド、ベッド用(マットレス)ソファ、食器棚、畳、オルガンなど、自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラーボックス、ふとんなど	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
有害・危険ごみ	蛍光灯・電球・乾電池・リチウムイオン電池等、陶器・ガラス類、茶碗、皿、鏡など、カミソリ、カッター、包丁・のこぎりなど、ライター、その他(カサ、ハンガー、スプレー缶、ペンキ缶)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回

出典：1. 「ごみの出し方」(南城市ホームページ)
 2. 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(令和5年7月、南城市)

表 2.5-13 南城市におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-14 八重瀬町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もやすごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず等、細かい枝・草葉類、その他(紙おむつ、ゴム類、革製品等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週2回
もやせないごみ	金属類(なべ・やかんなど)、陶器類、小型の電化製品、その他(電灯、水筒等)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回
資源ごみ	ペットボトル 白いトレイ	戸別収集	かご等に入れる	週1回
	かん類		かご等に入れる	
	びん類		かご等に入れる	
	紙・布類		紐で縛る	
粗大ごみ	タンス、机、ベッド用(マットレス)ソファ、食器棚、畳、オルガンなど、自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラーBOX、ふとんなど	事前申し込み	粗大ごみ処理券(有料)を貼る	—
有害・危険ごみ	蛍光灯・電球等、割れた陶器、グラス、ガラスなど、カミソリ、カッター、包丁・のこぎりなど、ライター、乾電池、その他(カサ、ハンガー、スプレー缶、ペンキ缶)	戸別収集	指定有料ごみ袋	週1回

出典：「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(八重瀬町ホームページ)

表 2.5-15 八重瀬町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者(許可業者)	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-16 与那原町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
燃やすごみ	生ごみ、プラスチック類、枝・草葉類、その他（ゴム、皮革類、ティッシュ、紙おむつ、下着、カーテン、毛布など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 2 回
燃やさないごみ	金属類、ガラス・陶器類、小型電化製品、その他（スケート靴、ネジ、ペンキ缶など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 1 回
資源ごみ	古紙・古布類	戸別収集	紐で縛る	週 1 回
	缶・びん・ペットボトル類	戸別収集	透明、半透明の袋	
粗大ごみ	タンス、食器棚、ベッド（マット）、ソファ、大人用自転車、姿見、ベビーカーなど、扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロ	戸別収集	粗大ごみ処理券（有料）を貼る	週 1 回
危険ごみ	蛍光灯・電球など、割れたガラスなど、ライター・スプレー缶、その他（画鋲、縫い針、くぎ、中身の残ったペンキ缶やオイル缶など）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 1 回

出典：「ごみの正しい分け方・出し方」（令和4年4月、与那原町）

表 2.5-17 与那原町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者（許可業者）	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

表 2.5-18 西原町におけるごみの収集運搬方法（家庭系ごみ）

区分	ごみの種類	排出方法	排出形態	収集頻度
もえるごみ	生ごみ、プラスチック類、紙くず、木材・建材類、その他（汚れた布類または破れた布類、革類、ゴム類）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 2 回
もえないごみ・危険ごみ	金属類、ガラス類、ビン、陶器類、その他（傘、ライター、ドライヤー、ビデオカメラ、ヘルメット、小型電化製品）	戸別収集	指定有料ごみ袋	週 1 回
資源ごみ	古紙・古布類	本・段ボール・新聞紙・古着、雑紙、牛乳パック	戸別収集	週 1 回
	木枝（生木）	—	戸別収集	
	缶類・びん類・ペットボトル	飲食用	戸別収集	
	てんぷら油	食用油	戸別収集	
粗大ごみ	タンス、食器棚、ベッド（マット）、机、ソファーなど、扇風機、掃除機、座イス、ガスコンロなど	戸別収集	粗大ごみ処理券（有料）を貼る	週 1 回

出典：「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（令和 2 年 12 月、西原町）

表 2.5-19 西原町におけるごみの収集運搬方法（事業系ごみ）

収集運搬主体	収集回数	収集方法
事業者（許可業者）	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。	※事業者と許可業者間の契約等により定められている。

2.6 対象事業の概要

2.6.1 計画の必要性

これまで南部地域においては、糸豊環境美化センター（平成10年竣工、糸満市・豊見城市清掃施設組合）、東部環境美化センター（昭和60年竣工、東部清掃施設組合）、島尻環境美化センター（昭和55年竣工、島尻消防、清掃組合）でそれぞれ処理を行ってきた。

しかしながら、島尻環境美化センターのごみ焼却施設は老朽化により平成26年に閉鎖し、糸豊環境美化センターは稼働後27年、東部環境美化センターは稼働後40年といずれも施設の老朽化に伴う劣化が激しく、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況を背景に、ごみ処理の効率化と財政負担の低減のため、平成30年4月に南部広域行政組合と糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合及び島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）の3清掃組合との統合を行い、ごみ処理の広域化に向けた新たなごみ処理施設を推進することとなった。

「ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年2月、南部広域行政組合）、「ごみ処理施設整備事前調査」（平成30年3月、南部広域行政組合）、「ごみ処理施設整備事業費調査」（平成31年3月、南部広域行政組合）を策定し検討を重ね、その中で、本組合ではエネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）を整備することとした。また、令和7年1月の環境衛生関係市町村理事協議会にて西原町小那覇地区を建設予定地として選定した。

これまでの検討を受け、ごみ処理施設整備に係る基本的な方針などを明らかにすることを目的に、令和7年度には南部広域行政組合において「ごみ処理施設整備基本計画」を策定する予定となっている。

2.6.2 対象事業の背景及び経緯

(1) 一般廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

1) 糸満市、豊見城市

現在の糸満市及び豊見城市のごみ処理の流れを図 2.6-1に示す。

糸満市及び豊見城市から排出したごみは糸豊環境美化センターで中間処理している。資源ごみは各市での処理となっており、それぞれ民間委託での処理となっている。また、残渣等については溶融飛灰を除いて資源化を実施している。

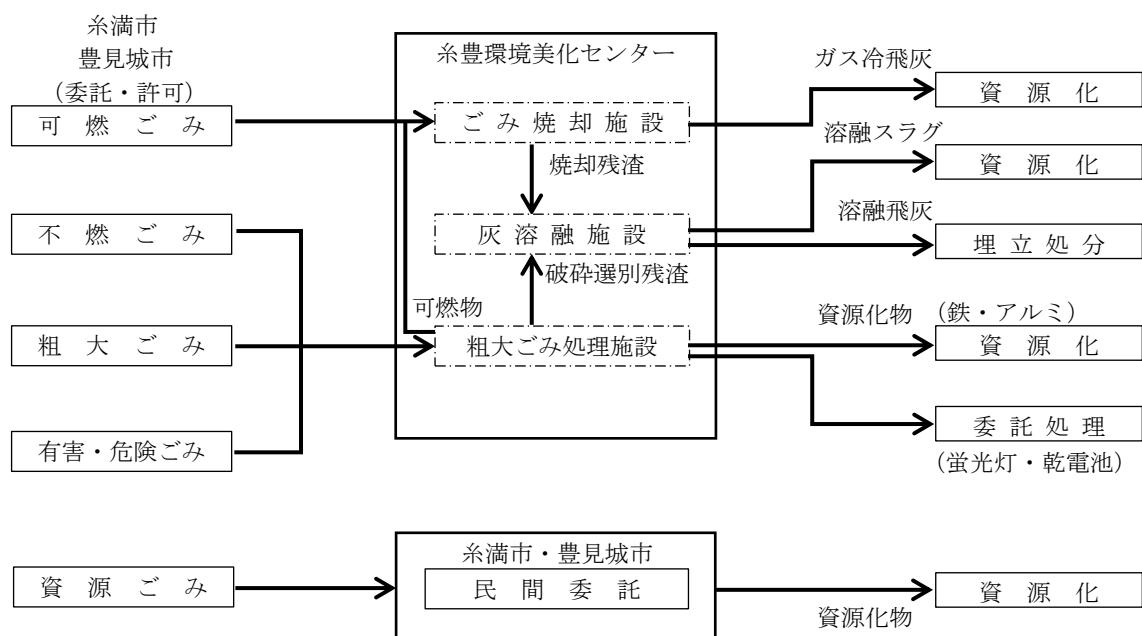


図 2.6-1 現在の糸満市及び豊見城市のごみ処理フロー

2) 南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町

現在の南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町のごみ処理の流れを図 2.6-2に示す。

南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町から排出したごみは、可燃ごみ及び不燃・危険・粗大ごみ解体後の可燃残渣を全量、東部環境美化センターで焼却処理しており、各処理残渣についてはすべて南部広域行政組合による埋立処分を実施している。

また、南城市及び八重瀬町の不燃・粗大ごみについては島尻環境美化センターで処理しており、埋立処分している。与那原町及び西原町においては資源ごみを除いて東部環境美化センターで中間処理を行っている。与那原町の資源ごみは委託処理、西原町は西原町リサイクルヤードで処理後、それぞれ資源化している。

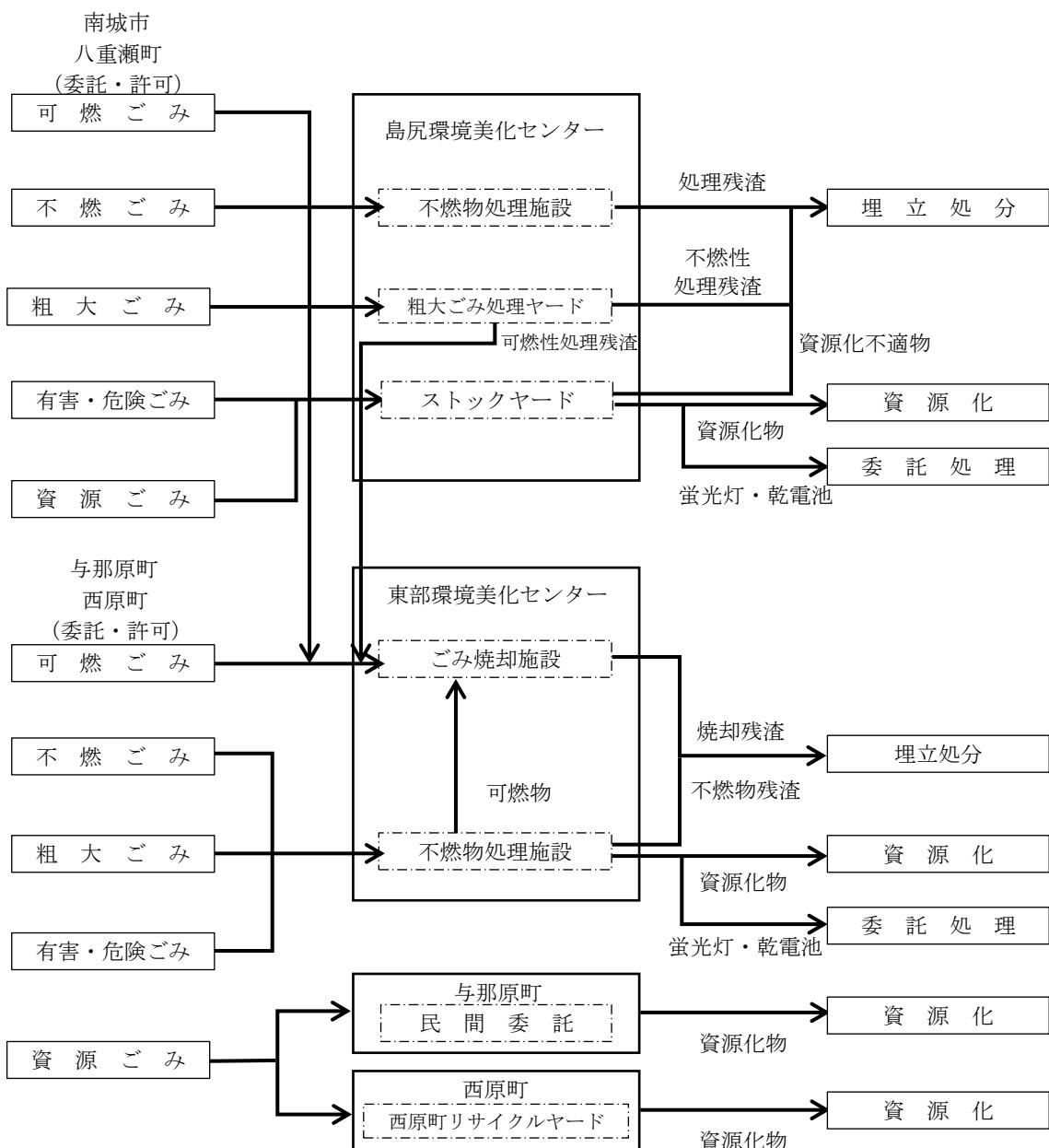
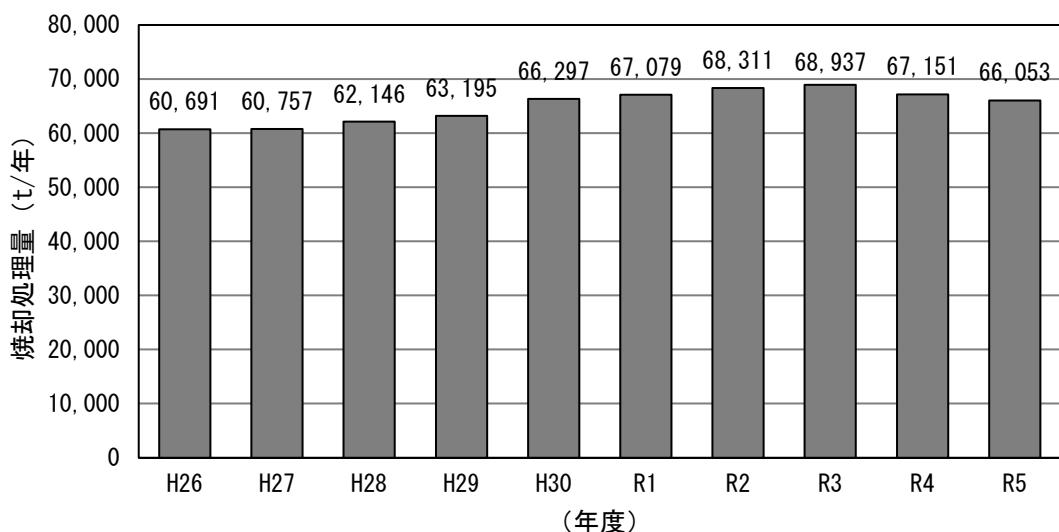


図 2.6-2 現在の南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町のごみ処理フロー

(2) ごみ処理量の推移

構成市町の焼却処理量の推移を図 2.6-3に示す。

焼却処理量は、令和3年度までは増加していたが、それ以降はやや減少傾向にある。

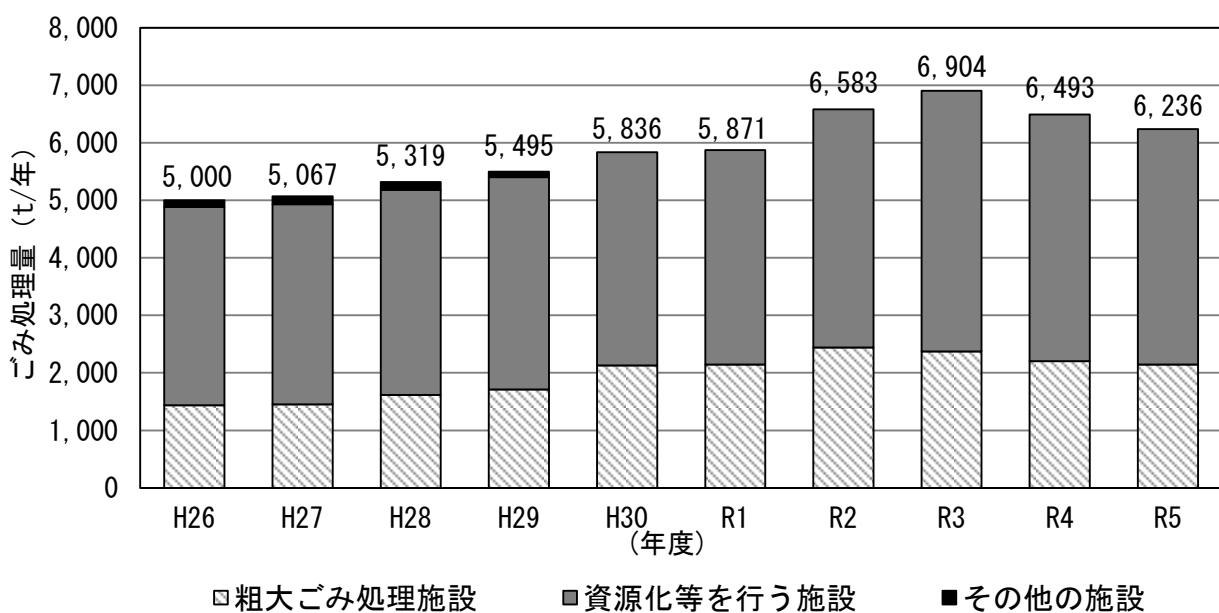


出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-3 焼却処理量の推移

構成市町の焼却以外の中間処理量の推移を図 2.6-4に示す。

焼却以外の中間処理量は、令和3年度までは増加していたが、それ以降はやや減少傾向にある。



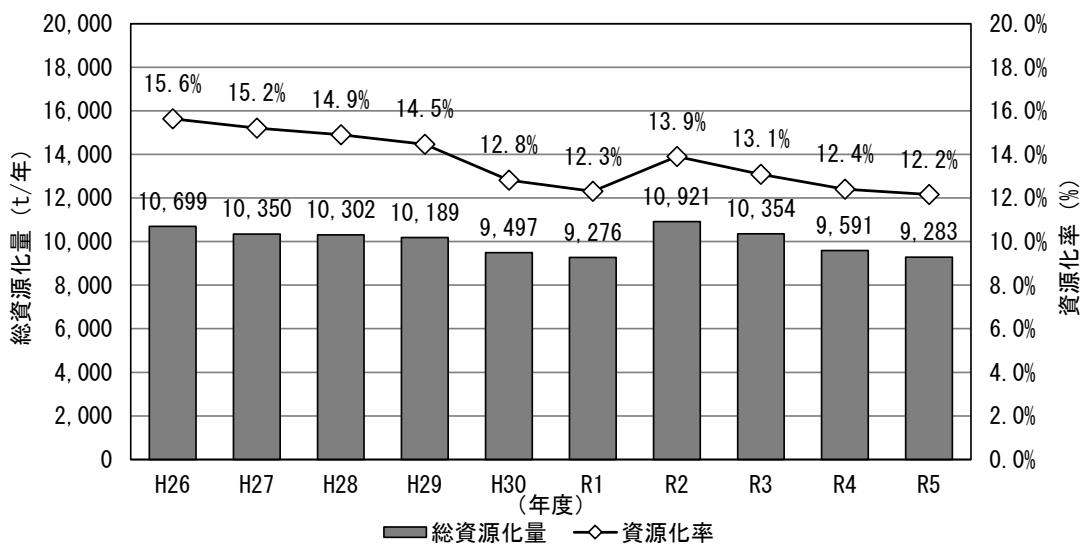
注：他の施設とは、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設及びその他の施設を示す。

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-4 焼却以外の中間処理量の推移

構成市町の総資源化量と資源化率の推移を図 2.6-5に示す。

総資源化量は概ね横ばい、資源化率は平成26年度から令和元年度にかけて減少し、令和2年度には増加しているものの、それ以降は再び減少傾向となっている。



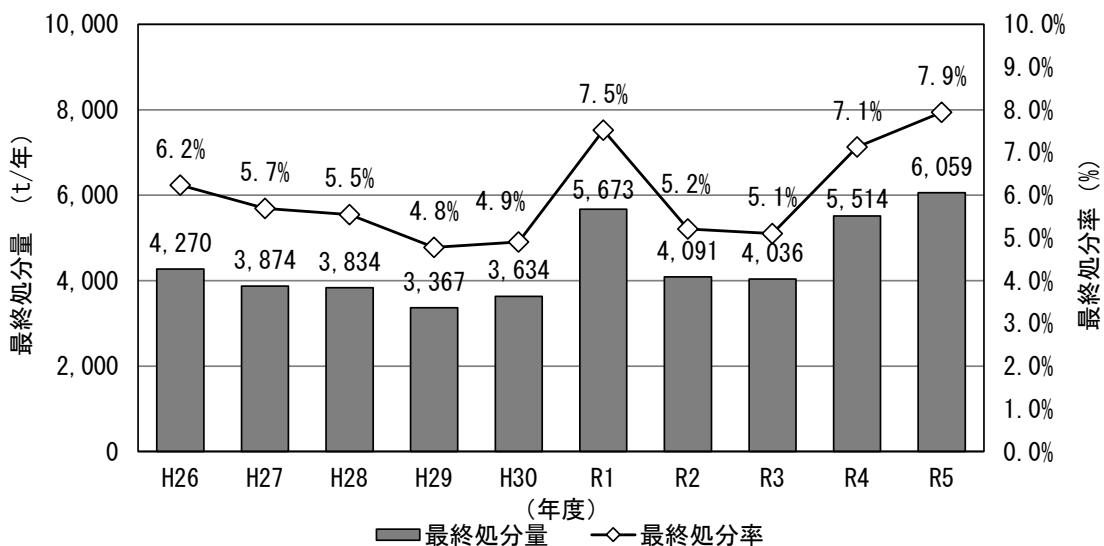
注：資源化率＝総資源化量[集団回収量含む]/総排出量[集団回収量含む]

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-5 構成市町の総資源化量と資源化率の推移

構成市町の最終処分量と最終処分率の推移を図 2.6-6に示す。

最終処分量、最終処分率ともに、令和元年度に増加し、令和2年度及び3年度は減少したものの、令和4年度以降は再び増加傾向となっている。



注：最終処分率＝最終処分量/総排出量[集団回収量含む]

出典：「環境省ホームページ/一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度～令和 5 年度）」（環境省）

図 2.6-6 構成市町の最終処分量と最終処分率の推移

(3) ごみ減量の取り組み

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和3年3月 南部広域行政組合）においては、ごみの排出抑制及び再資源化を推進するため、構成市町と連携し、住民、事業者、行政の協働のもと、以下の施策を推進していくこととしている。

1) 住民が行う取組

- ・計画的な消費
- ・容器包装廃棄物の排出抑制
- ・使い捨て品の使用抑制及び環境配慮品の使用促進
- ・生ごみの減量化・堆肥化
- ・分別排出の徹底
- ・集団回収の促進
- ・食品ロスの抑制

2) 事業者が行う取組

- ・発生源における排出抑制
- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物の排出抑制及びリターナブル容器の利用・回収の促進
- ・使い捨て品の使用抑制及び環境物品等の使用促進
- ・食品廃棄物の排出抑制

3) 行政が行う取組（本組合及び構成市町）

- ・ごみ処理有料化の継続実施
- ・環境教育、普及啓発の充実
- ・マイバッグ運動の推進
- ・生ごみ処理機等の購入助成
- ・多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- ・容器包装廃棄物の排出抑制
- ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進
- ・環境物品等の使用促進
- ・食品ロスの削減
- ・資源物の抜き取り防止対策

2.6.3 上位計画との整合性

上位計画として、表 2.6-1に概要を整理する。

表 2.6-1 上位計画

No.	名称	策定年月	策定者
1	西原町都市計画マスタープラン 2025-2045	令和7年8月	西原町
2	第3期西原町まちづくり指針	令和7年3月	西原町
3	西原町一般廃棄物処理基本計画	令和4年4月	西原町
4	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和3年3月	南部広域行政組合
5	ごみ処理施設整備基本構想	平成29年2月	南部広域行政組合

(1) 西原町都市計画マスタープラン 2025-2045

1) 目標年次

計画の基準年度を令和7(2025)年、目標年次を令和27(2045)年とし、中間年次を令和17(2035)年としている。

2) まちづくりの基本理念

- ・多様な都市機能が相互に連携する機能的で活力のあるまち
- ・安全で環境にやさしいまち
- ・町民、事業者、大学、行政等が協働で築くまち

3) 将来都市像

「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち 一西原」

4) まちづくりの目標

- ・都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり
- ・移動しやすく利便性の高いまちづくり
- ・安全・安心、快適で住み易いまちづくり
- ・環境に優しくうるおいあるまちづくり
- ・町民が主体となるまちづくり

5) 地域別構想（東部1地域）

事業実施想定区域は、東部1地域に該当する。本地域の将来像は「都市の発展を支える産業とゆとりある生活環境が調和する安全・安心なまち」とされている。

また、本事業について「南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那霸地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進します。」と位置付けられている。

(2) 第3期西原町まちづくり指針

1) 計画期間

計画期間は令和7年度～令和10年度までの4か年である。

2) まちの将来像

「文教のまち 西原 ～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～」

3) まちづくりの方向性

「西原町まちづくり基本条例」で定められている4つの基本方向は以下のとおりである。

- ・平和で人間性豊かなまちづくり（条例第4条）
- ・安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）
- ・健康と福祉のまちづくり（条例第6条）
- ・豊かで活力のあるまちづくり（条例第7条）

なお、「安全で環境にやさしいまちづくり（条例第5条）」に関する施策として「環境保全対策の推進」があげられており、このなかで本事業について「本町小那覇地区に整備地が決定したごみ焼却施設整備計画が円滑に進むよう、事業主体である南部広域行政組合と連携して取り組みます」として位置付けられている。

(3) 西原町一般廃棄物処理基本計画

1) 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間の計画とし、中間目標年度を令和8年度、計画目標年度を令和13年度としている。

2) ごみ処理に関する基本方針

- ① ごみの排出抑制の推進
- ② ごみの資源化の推進
- ③ ごみの適正処理・処分の推進
- ④ 持続可能な社会を目指した施策の展開

3) 数値目標

本計画における数値目標を表 2.6-2に示す。

表 2.6-2 数値目標

	令和2年度 実績値	令和8年度 中間計画年度	令和13年度 計画目標年度
排出量 ^注	11,672 t /年 (903.41g/人・日)	11,963 t /年 (891.11g/人・日)	12,206 t /年 (880.82g/人・日)
再生利用率	1,791 t /年 (15.3%)	2,261 t /年 (18.9%)	2,682 t /年 (22.0%)
最終処分率	1,325 t /年 (11.4%)	1,305 t /年 (10.9%)	1,284 t /年 (10.5%)

注：排出量の目標値は、1人1日当たりのごみ排出量を令和2年度実績に対し、2.5%削減するものとして設定されている。

4) 取組施策

本計画における取組施策を表 2.6-3に示す。

表 2.6-3 取組施策

区分	取組施策
排出抑制計画	<p>【町における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意識啓発のための広報活動 ②資源ごみの分別排出の徹底 ③食品ロス削減の推進 ④環境保全対策事業の推進 <p>【町民における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ分別排出の徹底・適正排出 ②食品ロス削減の推進 ③ライフスタイルの見直し <p>【事業者における取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源ごみの分別排出の徹底 ②地域環境活動への参加
収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬の主体：生活系ごみは委託事業者、事業系ごみは許可業者が収集・運搬。 ・収集対象区域：町全域 ・収集・運搬の方法 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの分別区分：当面は現在の分別区分。今後のリサイクル関係法の改正、資源化に係る社会状況の変化等に応じ、適宜、見直しを検討。 ②収集方法：もえるごみ、もえないごみ・危険ごみについては指定袋、資源化物については透明袋等による回収。粗大ごみについては粗大ごみ処理券が貼付されたものを回収。 <p>事業系ごみについては、事業者と許可業者との契約により適切な収集を行う。</p>
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> ①資源化物の処理 西原町が処理主体となって実施。西原町リサイクルヤードにおいて資源化物の分別が行われ、一時貯留された後、資源化業者に引き渡す。 ②燃えるごみの処理 南部広域行政組合が処理主体となって実施。東部環境美化センターにおいて焼却処理。 ③もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理 南部広域行政組合が処理主体となって実施。東部環境美化センターの不燃物処理施設において分別処理等。
最終処分計画	一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、当面は委託処分（直接的には南部広域行政組合が最終処分先と委託契約を行っている）。
大規模災害時の廃棄物処理	<p>災害廃棄物の処理、災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、仮置場の確保等迅速に行うため、「西原町地域防災計画」に基づき、「西原町災害廃棄物処理計画」の策定を進める。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物対策に係る組織体制 ②災害廃棄物処理フローの策定 ③仮置場の確保と配置計画 ④仮置場での中間処理 ⑤関係機関との協力体制の確保 ⑥災害廃棄物処理に係る環境保全対策

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（南部広域行政組合）

1) 計画期間及び計画目標年度

計画目標年度を令和12年度とする10年間（令和3年度から12年度まで）の計画とし、中間目標年度（令和7年度）に見直すものとしている。

2) 基本方針

本計画では、安定的・効率的なごみ処理を継続するために、以下の3つの基本方針を定めている。構成市町と連携し、この基本方針に沿って、ごみの減量化・再資源化の取り組みの推進及び安定的かつ継続的なごみ処理事業を目指すものとしている。

- ①ごみの排出抑制及び資源化の推進
- ②ごみの適正処理・処分の推進
- ③計画的な施設の維持管理及び施設整備の実施

3) 減量化・資源化目標

本計画では、本組合全体におけるごみ排出量等に対して減量化・資源化目標を設定するものとしている。減量化・資源化目標を表 2.6-4に示す。

表 2.6-4 減量化・資源化目標

項目	単位	実績	目標	
		H30	中間目標年度 R7	計画目標年度 R12
一人1日当たり ごみ排出量	g/人日	798.4	787	778
リサイクル率	%	12.7	13.3	14.3
最終処分率	%	5.2	7.2	7.1

注：最終処分場が平成30年度に供用開始し、糸満市及び豊見城市の溶融飛灰については令和元年度から資源化せず最終処分するものとしたため、実績値よりも目標値の最終処分率が多くなっている。

(5) ごみ処理施設整備基本構想（南部広域行政組合）

1) 基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりとする。

- ①安心・安全なごみ処理施設の整備
- ②循環型社会形成に寄与する施設の整備
- ③地域に開かれた施設の整備

2) 処理対象区域

処理対象区域は糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町とする。

3) 余熱利用

余熱利用は以下のとおりとし、今後詳細に検討のうえ決定する。

- ・余熱の有効利用の観点から、効率を考え、発電および温水等の場内利用を優先して考えることとする。
- ・場外利用については、用地が決定後、周辺の公共施設の状況、周辺のニーズ、電力会社への売電単価やコストを考慮し、検討・決定することとする。

2.6.4 公害防止計画

(1) 国、沖縄県、関係町村における規制基準

焼却施設から排出される排ガスに対しては、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）によつて、ばいじん、塩化水素（HCl）、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及び水銀についての排出基準が定められている。また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン類特措法」という。）において排出基準が定められている。

これらの関係法令による各種有害物質の排出基準を以下に示す。

1) ばいじん

大防法におけるばいじんの排出基準は、廃棄物焼却炉の処理能力に応じて適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-5に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-5 ばいじんの排出基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	0.04g/m ³ 以下
	2 t/h 以上 4 t/h 未満	0.08g/m ³ 以下
	2 t/h 未満	0.15g/m ³ 以下

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

2) 塩化水素（HCl）

大防法における塩化水素（HCl）の排出基準は、炉形式や排ガス量等に関わらず700mg/m³（約430ppm）以下と定められている。

3) 硫黄酸化物（SO_x）

大防法における硫黄酸化物（SO_x）の排出基準は、大気の拡散による希釈を前提として、ばい煙発生施設毎にその排出口（煙突）の高さや煙突内筒の口径に応じて排出量を定める「K値規制方式」がとられており、表 2.6-6に示す式により算出した硫黄酸化物（SO_x）の排出量（q）を限度としている。

なお、事業実施想定区域が位置する西原町のK値は、9.0と指定されている。

表 2.6-6 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q : 温度 0°C、圧力 1 気圧における硫黄酸化物の量
 K : 政令で地域ごとに定める値（事業実施想定区域の西原町は、9.0）
 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成 21 年沖縄県規則第 49 号）別表第 4（第 9 条関係）付表第 1
 He : 上昇補正煙突高さ（m）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 14 年環境省令第 15 号）

4) 窒素酸化物 (NOx)

大防法における窒素酸化物 (NOx) の排出基準は、連続炉であれば排ガス量に関わらず適用され、間欠炉の場合においても排ガス量が4万m³/h以上であれば適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-7に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-7 窒素酸化物の排出基準

区分	炉形式	排ガス量	排出基準
廃棄物焼却炉	連続炉	—	250ppm
	間欠炉	4万 m ³ /h 以上	250ppm

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

5) 水銀

大防法における水銀の排出基準は、炉形式や排ガス量等に関わらず0.03mg/m³以下と定められている。

6) ダイオキシン類

ダイオキシン類特措法におけるダイオキシン類の排出基準は、廃棄物焼却炉の処理能力に応じて適用される。

廃棄物焼却炉に適用される排出基準を表 2.6-8に示す。なお、太枠内は、計画施設に適用されるものを示している。

表 2.6-8 ダイオキシン類の排出基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	4 t /h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ 以下
	2 t /h 以上 4 t /h 未満	1ng-TEQ/m ³ 以下
	2 t /h 未満	5ng-TEQ/m ³ 以下

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年総理府令第 67 号)

7) 排水

計画施設において発生するプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流を行い、公共用水域へは放流しない。

8) 騒音

騒音規制法に基づき住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を西原町では県知事が指定している。事業実施想定区域は、騒音に係る環境基準の地域類型及び騒音規制法に基づく規制地域には指定されていない。

9) 振動

振動規制法に基づき住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を西原町では県知事が指定している。事業実施想定区域は、振動規制法に基づく規制地域には指定されていない。

10) 悪臭

悪臭防止法に基づき規制地域及び規制基準を西原町では県知事が指定しており、西原町では特定悪臭物質規制が行われている。事業実施想定区域は、悪臭防止法に基づく規制地域には指定されていない。

11) 焼却残渣

廃棄物焼却炉から排出される焼却残渣（主灰、飛灰）の処分にあたっては、ダイオキシン類特措法において廃棄物焼却炉の処理能力に応じて基準が定められている。

廃棄物焼却炉に適用される基準を表 2.6-9に示す。

表 2.6-9 焼却残渣基準

区分	処理能力	排出基準
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5 m ² 以上又は焼却能力が 50kg/h 以上	3ng-TEQ/g 以下

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

(2) 公害防止目標値の設定

計画施設における排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の公害防止基準値は、法規制等をもとに基準値の設定を行い、環境保全対策を検討する。

なお、排ガスの基準値は住民からの関心が高く、法規制等で定められた基準よりも厳しい値を基準値とする事例が多いため、近隣施設等における排ガス基準値を参考に今後検討する。

(3) 公害防止方式の設定

計画施設において設置を計画している排ガス処理設備を表 2.6-10に示す。

表 2.6-10 排ガス処理設備

除去対象物	除去設備等
ばいじん	ろ過式集じん器
塩化水素 (HC1)、硫黄酸化物 (SOx)	乾式法 薬剤噴霧 + ロ過式集じん器
窒素酸化物 (NOx)	燃焼制御により対応
ダイオキシン類	活性炭吹込 + ロ過式集じん器
水銀	活性炭吹込 + ロ過式集じん器 搬入禁止の徹底 分別の徹底

2.6.5 工事計画の概要

(1) 工事工程

本事業の工事は表 2.6-11に示すとおり、造成工事、土木・建築工事、プラント工事等を予定している。

表 2.6-11 工事工程

項目	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度
造成工事							
土木・建築工事							
プラント工事							
試運転							
供用開始							

(2) 濁水対策

工事中に発生する濁水は、濁水処理後に公共用水域に放流する。

2.6.6 複数案の設定について

沖縄県環境影響評価技術指針では、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造、若しくは、配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとしている。また、位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により当該対象事業の目的が達成される場合、その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとしている。

事業の位置については前掲「2.4 対象事業の位置の検討経緯」に示したとおり、規模については前掲「2.5.2 施設規模等の設定」に示したとおり、既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。

複数案の設定について検討した結果は、次に示すとおりである。

(1) 事業実施想定区域の位置

対象事業実施想定区域の位置については、前掲「2.4 対象事業の位置の検討経緯」に示すとおり、候補地選定が行われているため、西原町小那覇地区（図 2.4-1参照）の1案とする。

(2) 事業の規模（処理能力）

計画施設の処理能力は、前掲「2.5.2 施設整備規模等の設定」に示したとおり検討されているため、エネルギー回収型廃棄物処理施設は約300 t /日、マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）は約20 t /5hの1案とする。

(3) 施設の構造

新施設の焼却方式については現時点で未定であるが、今後検討を行い決定する予定である。

また、煙突高さについても未定であるが、現時点では59mを想定している。これは、煙突が高いほど煙突排ガスが拡散され大気質への影響が小さくなるものの、60m以上の場合は航空法の規定により航空障害灯や昼間障害標識が必要となり景観面やコスト面でのデメリットが大きくなるためであり、全国的にも59mとしている事例が多い。このため、大気質及び景観への配慮の観点から現時点では59mを想定し、煙突高さの複数案は設定しない。

(4) 施設の配置

西原町小那霸地区で事業実施想定区域に求められる土地の要件を満たす施設配置の複数案を設定する。

1) 複数案の設定の前提条件

施設配置の複数案検討にあたり、前提条件を以下に示す。

- ・管理棟は、来場者、見学者の動線と場内のごみ搬入搬出動線を極力分離する。
- ・見学者の安全を確保するため、管理棟と工場棟（焼却棟及びリサイクル棟）を渡り廊下で往来できるものとする。
- ・管理棟は、焼却棟及びリサイクル棟にアクセスしやすいように配置する。
- ・洗車場は、収集車両の汚れ拡散防止や処理水の効率性から工場棟に併設する。（プラットホームの下も有効活用する。）
- ・搬入車両と搬出車両は基本的に交差しないように動線を計画する。
- ・工場棟への進入、退出が無理なく出来るよう緩やかに曲がれるように配置する。（大型車両（20t級）や緊急車両（消防等）が通行可能な幅員を確保する。）
- ・工場棟内では出入口を別々の一方通行にする。
- ・場内動線は、左側通行の一方通行にする。
- ・計量待ちの車両が敷地外に滞留することを防止するため、敷地入口から計量棟までの距離をなるべく長く確保する。
- ・津波による浸水高さ（5.0m）を考慮する。
- ・雨水貯留槽（地下貯留槽）は、造成費用を安価とするため敷地内の造成高が低い駐車場付近に配置する。（雨水は、有効利用するため、工場棟にポンプ移送する。）
- ・搬入車両は、区域南側の東西道路から出入りする。
- ・緊急車両は、焼却棟に近い道路位置から出入りする。
- ・施設を配置するにあたっては、河川及び水路を考慮する。

2) 複数案の設定と施設配置計画

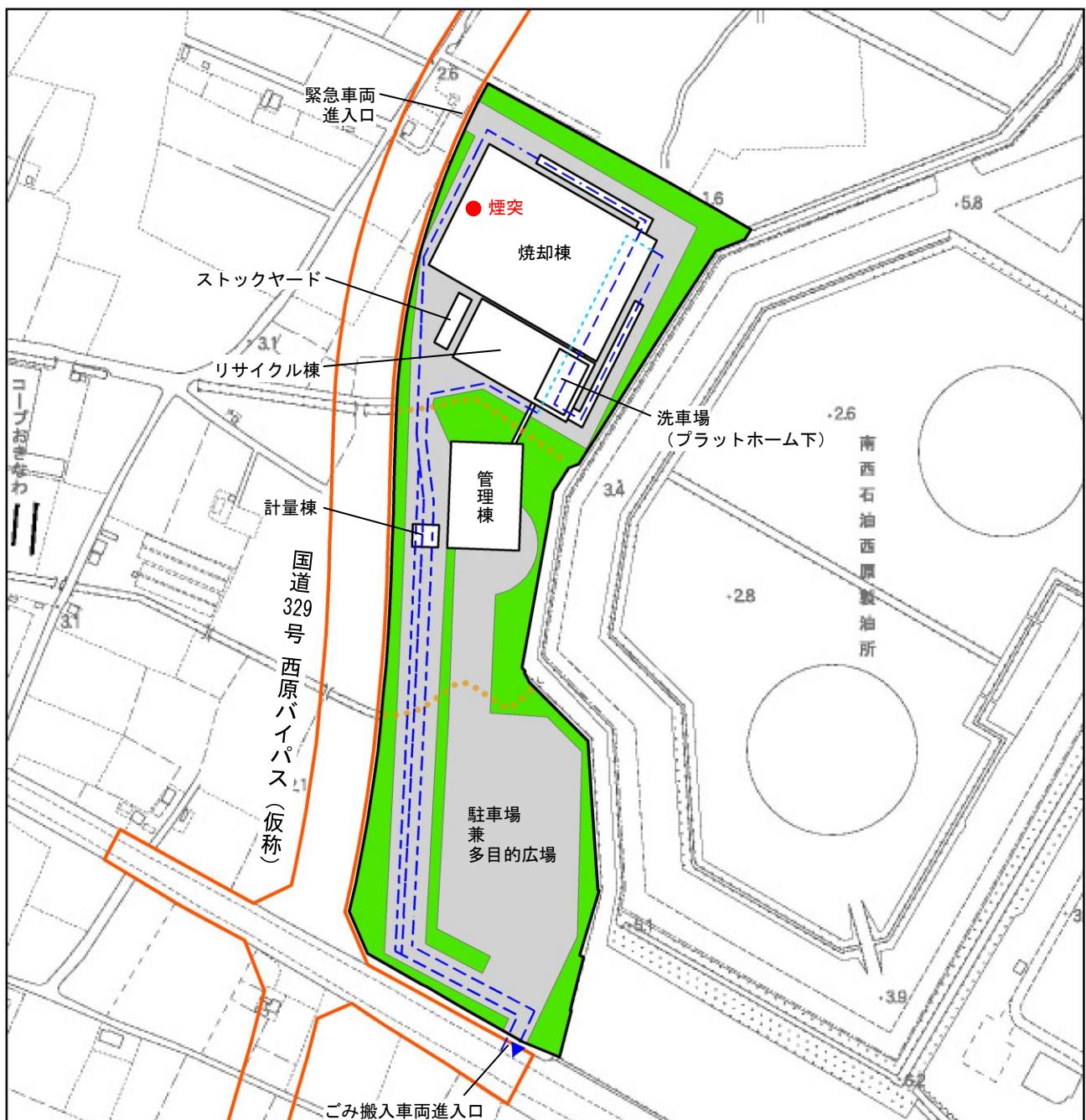
A案、B案の施設配置計画を図2.6-7及び図2.6-8に示す。

A案は、焼却施設を敷地北側に配置し、焼却施設とリサイクル施設を合棟としている。

B案は、焼却施設を敷地南側に配置し、リサイクル施設と管理棟を合棟としている。

(5) ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）について

本事業は南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化を図る計画であり、加えて、既存施設の老朽化が進んでいることから、新たな施設を建設する必要があり、今後も廃棄物処理を安定的かつ効率的に実施するためには施設の更新は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しないこととする。



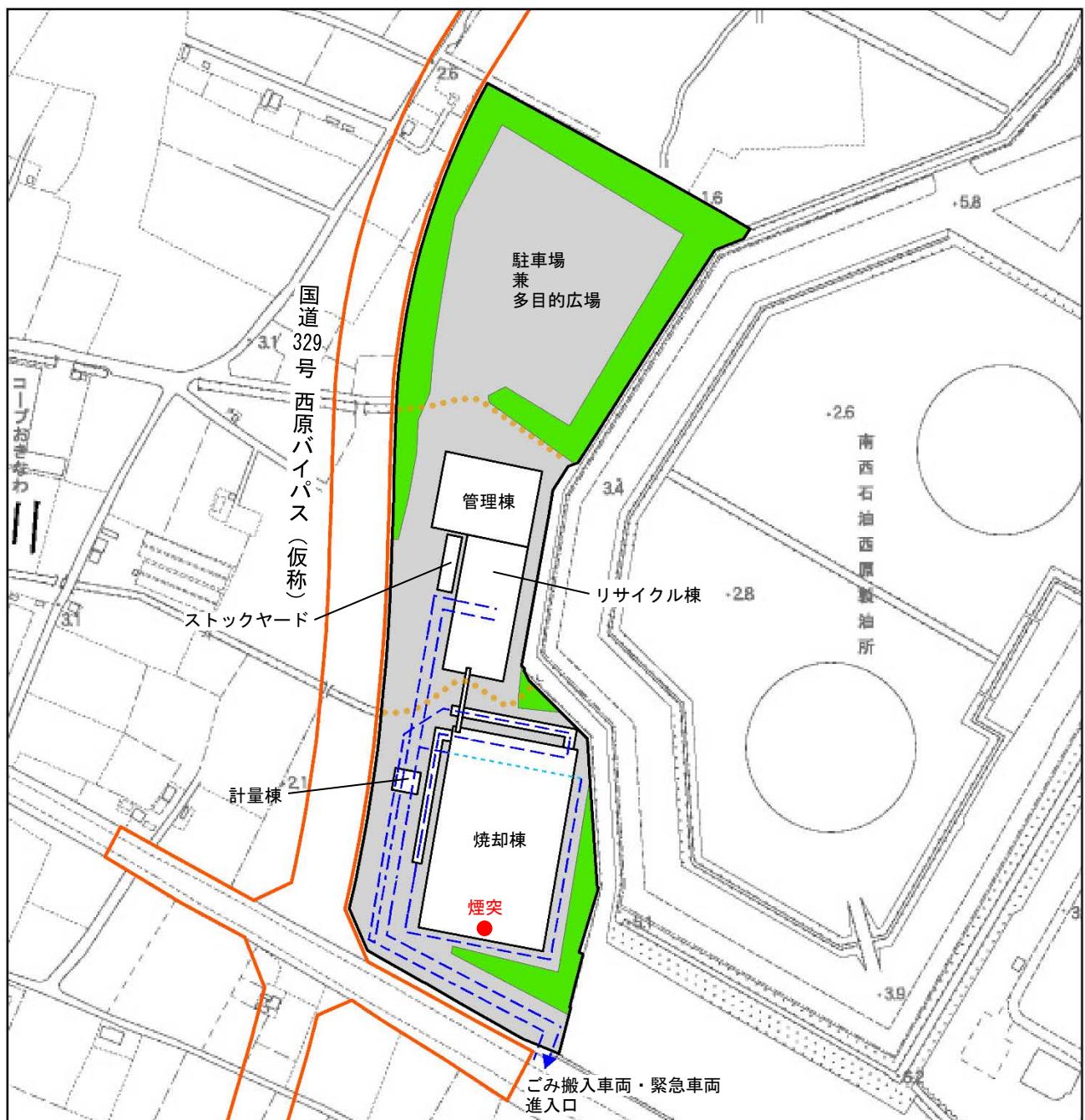
凡 例

- 事業実施想定区域
- ごみ搬入動線
- ごみ搬入動線（プラットホーム下を通過）
- 都市計画道路
- 水路

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

1:3,000
0 25 50 100 m N

図 2.6-7 A案の施設配置計画



凡 例

- 事業実施想定区域
- ごみ搬入動線
- ごみ搬入動線（プラットホーム下を通過）
- 都市計画道路
- 水路

1:3,000
0 25 50 100 m
N

「沖縄県西原町地形図 1:10,000 を加工して作成」

図 2.6-8 B案の施設配置計画

2.6.7 計画段階配慮事項を検討するための計画策定方針

前項で示したとおり、位置や規模に関しての複数案は設定できないが、計画段階配慮事項を検討するに当たっては、沖縄県環境影響評価条例の趣旨に則り、事業が環境の保全に十分配慮して行われるよう検討する。

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業は、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）が対象であり、用水は上水、工業用水、雨水を計画しており、地下水を大量に汲み上げることはない。施設からのプラント排水については、無放流（クローズドシステム）または下水道放流とし、生活排水は下水道放流とする計画である。

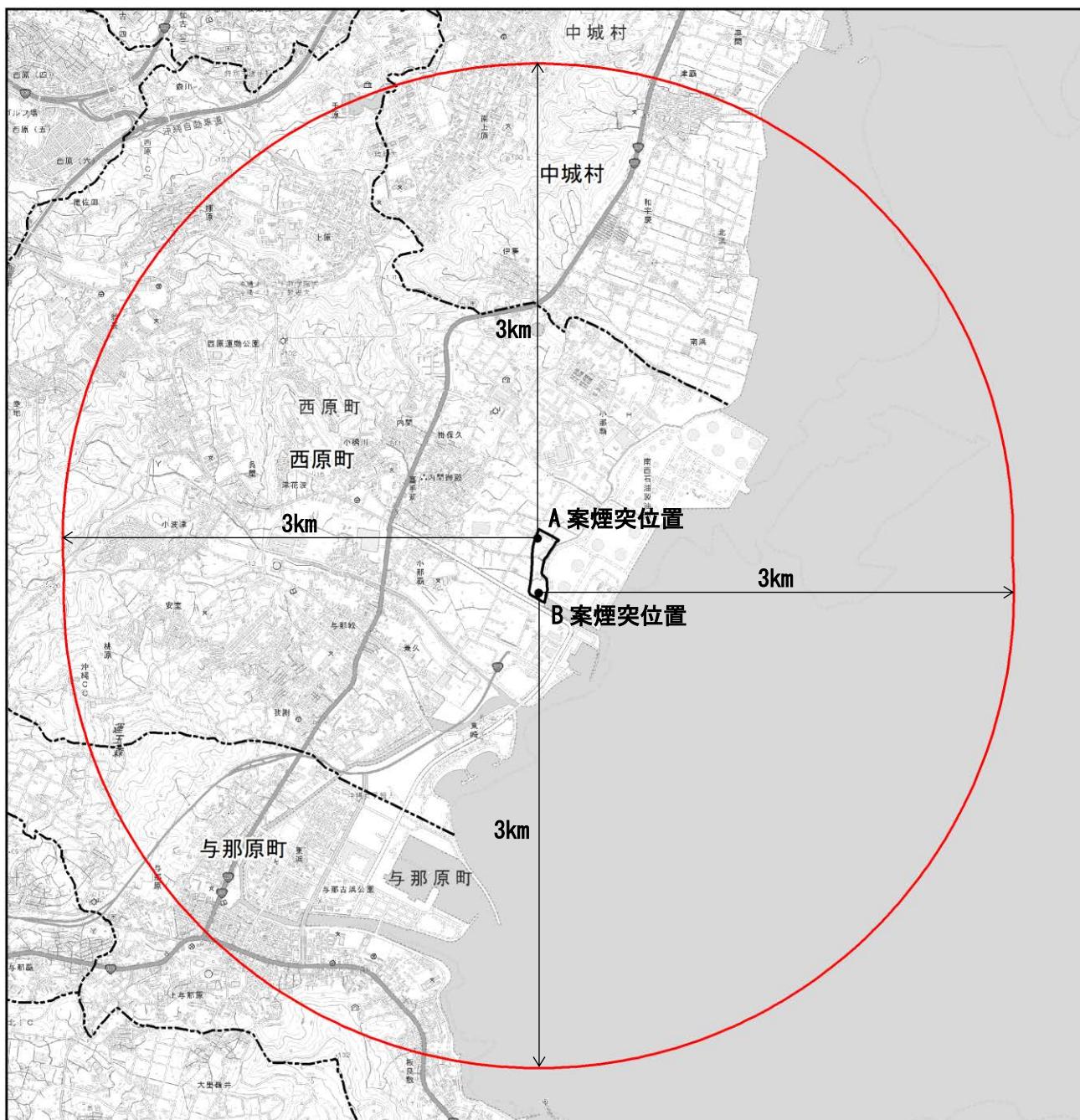
以上を考慮して、大気質への影響及び景観に十分配慮する計画策定を行う。

第3章 事業実施想定区域及び対象事業に 係る環境影響を受ける範囲である と想定される地域の概況

第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域（以下「対象地域」という）を図3-1に示す。対象地域は環境要素のうち影響範囲が最も広い大気質及び景観を考慮しており、影響範囲であると認められる地域は西原町、与那原町、中城村（以下「関係町村」という。）の一部範囲になると想定され、原則、本範囲を対象に地域の概況を整理する。

なお、調査項目によって対象地域だけの内容抽出が困難なものについては、関係町村単位の資料を使用する。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 対象地域

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域（対象地域）

3.1 社会的状況

3.1.1 行政区画

(1) 市町村界及び行政区界

対象地域は沖縄本島中部の東海岸に位置し、事業実施想定区域は西原町小那霸地区にある。

関係町村の行政区一覧を表 3.1-1に、行政区界を図 3.1-1に示す。

西原町は32行政区、与那原町は13行政区、中城村は18行政区を有する。

表 3.1-1(1) 西原町の行政区

番号	行政区名	番号	行政区名	番号	行政区名
1	幸地	12	西原台団地	23	我謝
2	幸地ハイツ	13	小橋川	24	西原ハイツ
3	棚原	14	内間	25	安室
4	徳佐田	15	県営内間団地	26	桃原
5	森川	16	掛保久	27	池田
6	千原	17	嘉手苅	28	小波津
7	上原	18	小那霸	29	小波津団地
8	翁長	19	平園	30	県営西原団地
9	坂田	20	兼久	31	県営幸地高層住宅
10	吳屋	21	与那城	32	県営坂田高層住宅
11	津花波	22	美咲		

出典：「沖縄県西原町行政区界図（平成 23 年 12 月 31 日現在）」（西原町ホームページ）

表 3.1-1(2) 与那原町の行政区

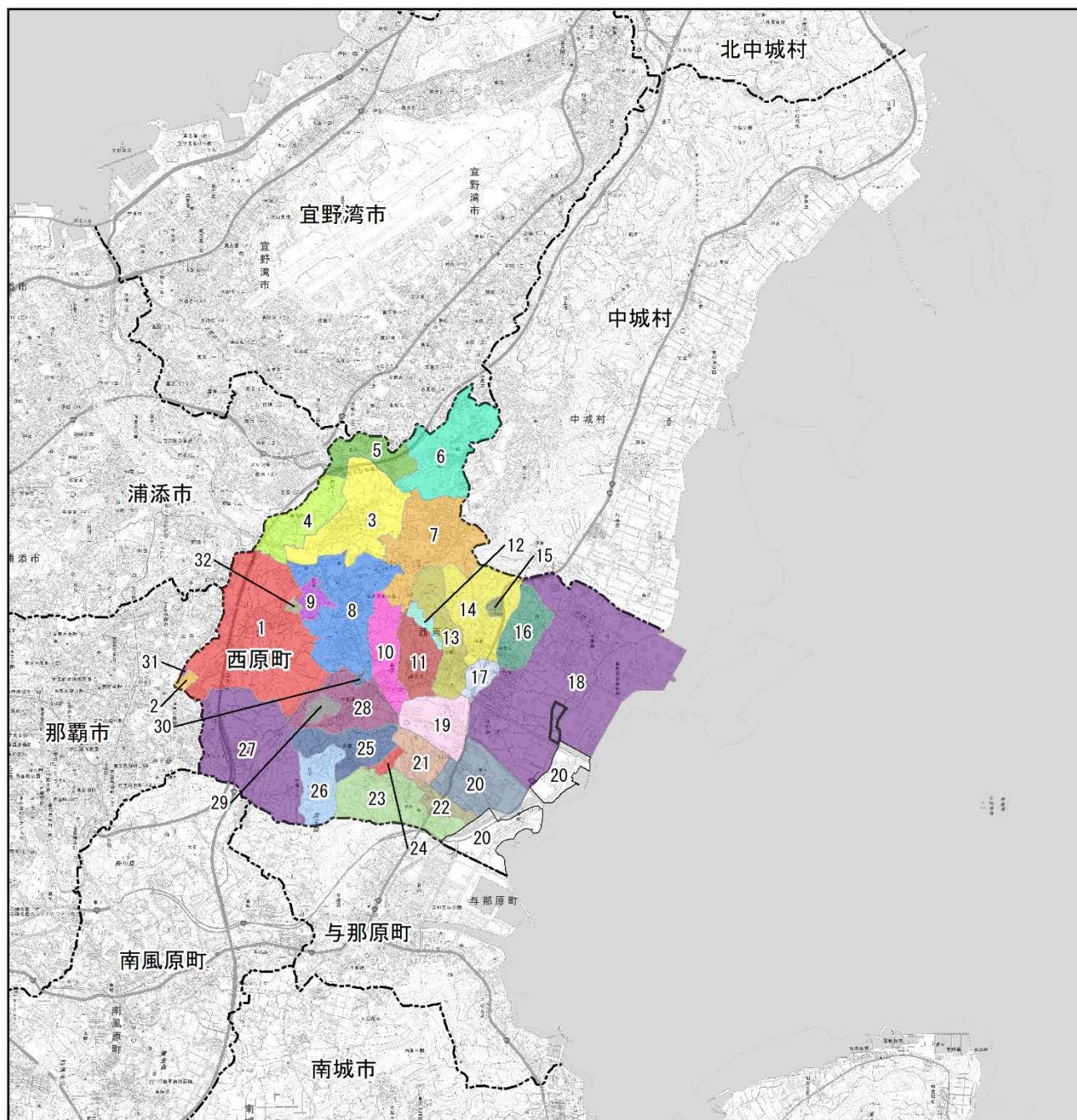
番号	行政区名	番号	行政区名
1	当添	8	浜田
2	板良敷	9	与原
3	港	10	大見武
4	江口	11	上与那原
5	中島	12	県営与那原団地
6	新島	13	東浜
7	森下		

出典：「自治会・行政区」（与那原町ホームページ）

表 3.1-1(3) 中城村の行政区

番号	行政区名	番号	行政区名	番号	行政区名
1	南上原	7	伊舎堂	13	奥間
2	北上原	8	添石	14	津霸
3	登又	9	屋宜	15	和宇慶
4	新垣	10	当間	16	伊集
5	久場	11	安里	17	北浜
6	泊	12	浜	18	南浜

出典：「中城村・北中城村共同まちづくり計画」（令和 5 年 10 月、中城村・北中城村）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 行政区画境界

西原町の行政区

番号	行政区名	番号	行政区名	番号	行政区名
1	幸地	13	小橋川	25	安室
2	幸地ハイツ	14	内間	26	桃原
3	棚原	15	県営内間団地	27	池田
4	徳佐田	16	掛保久	28	小波津
5	森川	17	嘉手苅	29	小波津団地
6	千原	18	小那霸	30	県営西原団地
7	上原	19	平園	31	県営幸地高層住宅
8	翁長	20	兼久	32	県営坂田高層住宅
9	坂田	21	与那城		
10	呉屋	22	美咲		
11	津花波	23	我謝		
12	西原台団地	24	西原ハイツ		

出典：「沖縄県西原町行政区界図（平成 23 年 12 月 31 日現在）」（西原町ホームページ）

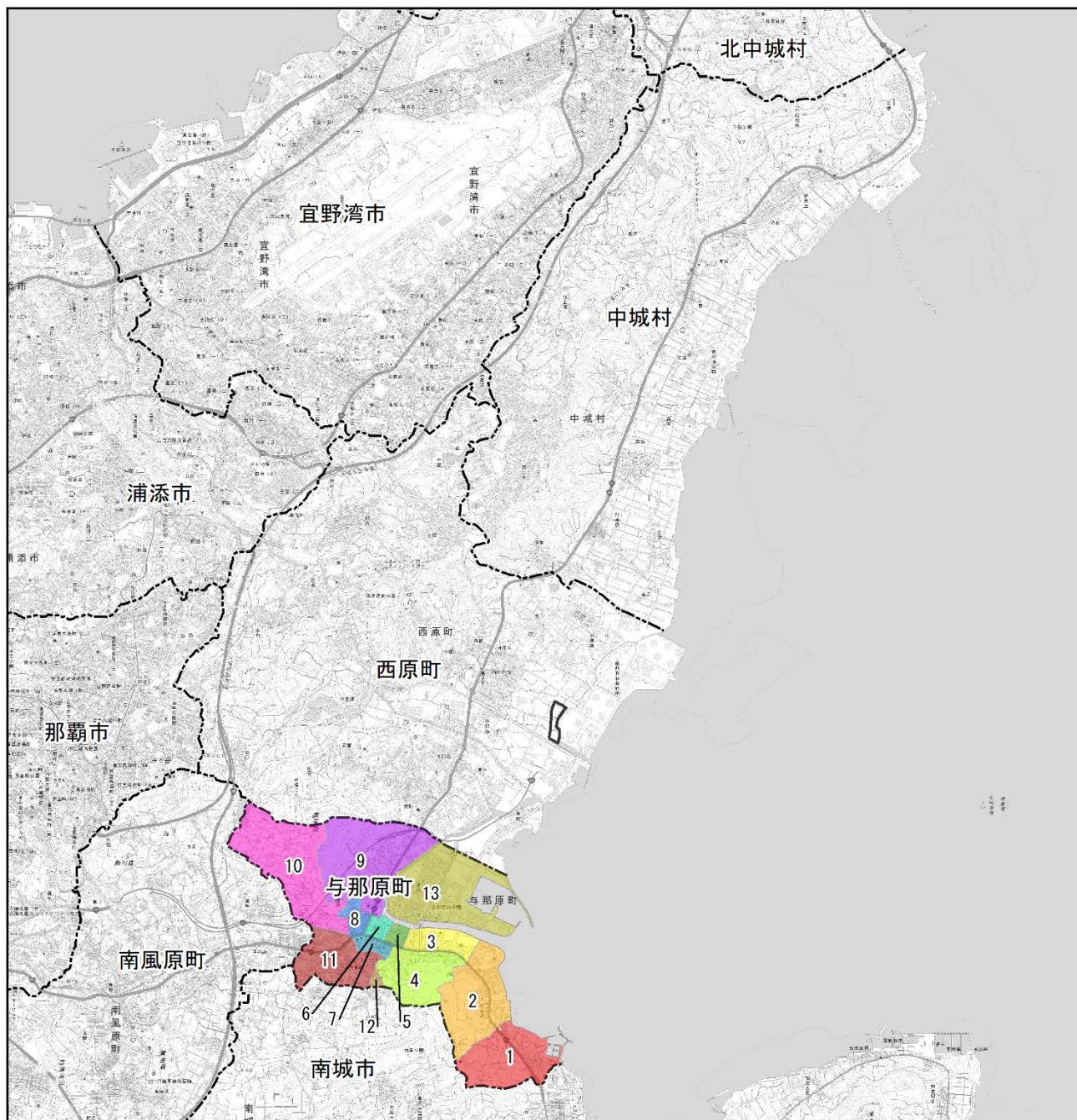
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:70,000

0 0.7 1.4 2.8 km

N

図 3.1-1(1) 西原町の行政区界



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 行政区画境界

与那原町の行政区

番号	行政区名
1	当添
2	板良敷
3	港
4	江口
5	中島
6	新島
7	森下
8	浜田
9	与原
10	大見武
11	上与那原
12	県営与那原団地
13	東浜

出典：「自治会・行政区」（与那原町ホームページ）

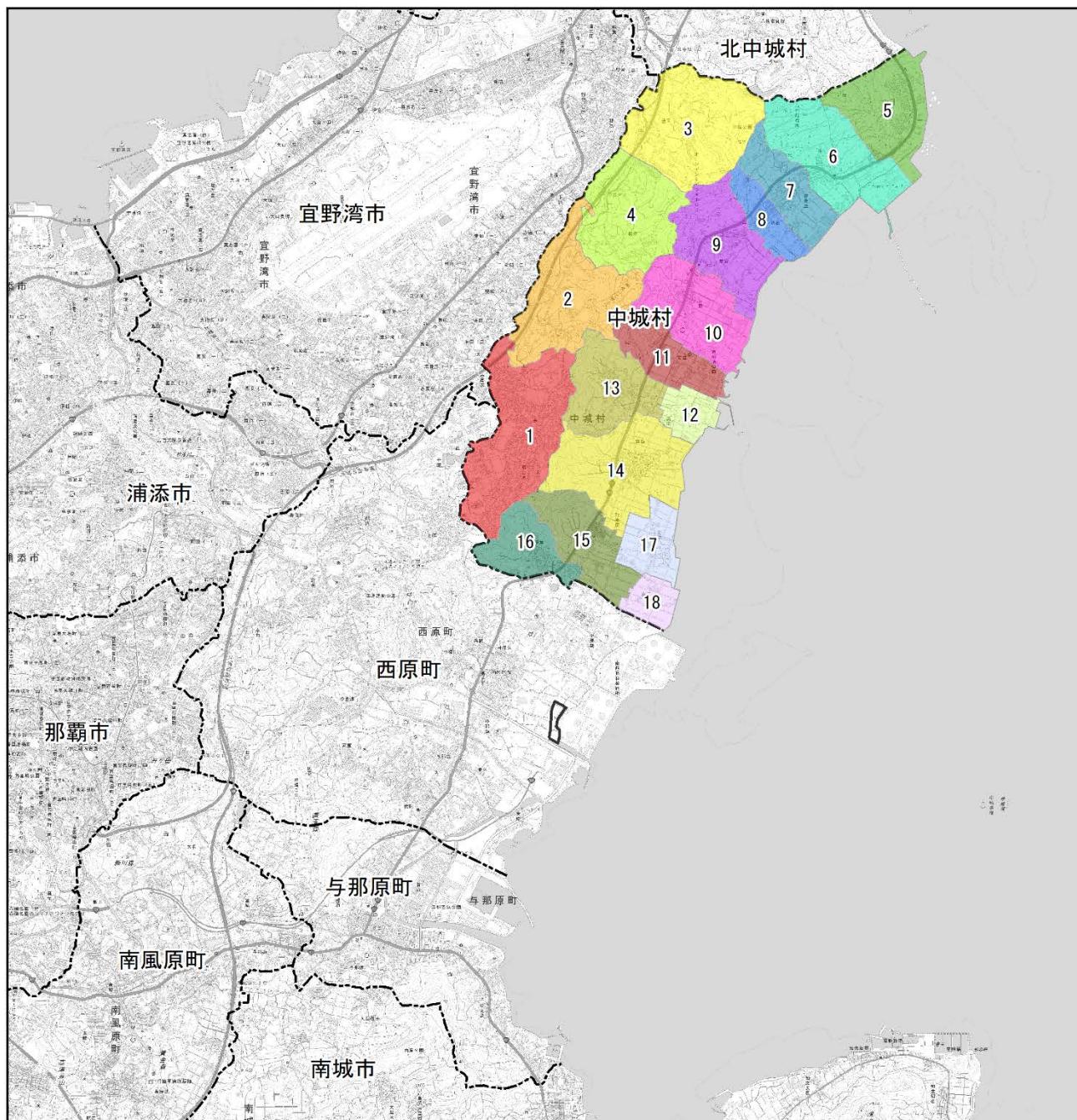
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:70,000

0 0.7 1.4 2.8 km

N

図 3.1-1(2) 与那原町の行政区界



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 行政区画境界

中城村の行政区

番号	行政区名	番号	行政区名
1	南上原	13	奥間
2	北上原	14	津霸
3	登又	15	和宇慶
4	新垣	16	伊集
5	久場	17	北浜
6	泊	18	南浜
7	伊舍堂		
8	添石		
9	屋宣		
10	当間		
11	安里		
12	浜		

出典：「中城村・北中城村共同まちづくり計画」（令和5年10月、中城村・北中城村）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:70,000

0 0.7 1.4 2.8 km

N

図 3.1-1(3) 中城村の行政区界

3.1.2 人口

(1) 人口動態、人口密度及び世帯数

1) 人口と世帯数の動態

関係町村の人口と世帯数の推移を表 3.1-2及び図 3.1-2に示す。

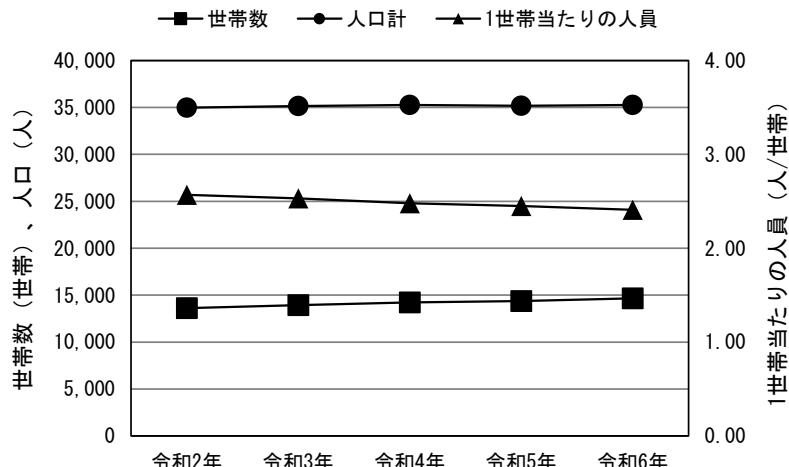
西原町、与那原町、中城村のいずれも、人口は概ね横ばい、世帯数は増加傾向、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。

表 3.1-2(1) 人口と世帯数の推移（西原町）

各年 10月 1日現在

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数 (世帯)	13,610	13,923	14,220	14,356	14,657
男 (人)	17,647	17,674	17,766	17,726	17,787
女 (人)	17,337	17,487	17,514	17,445	17,484
人口計 (人)	34,984	35,161	35,280	35,171	35,271
1世帯当たりの人員 (人/世帯)	2.57	2.53	2.48	2.45	2.41

出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）



出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

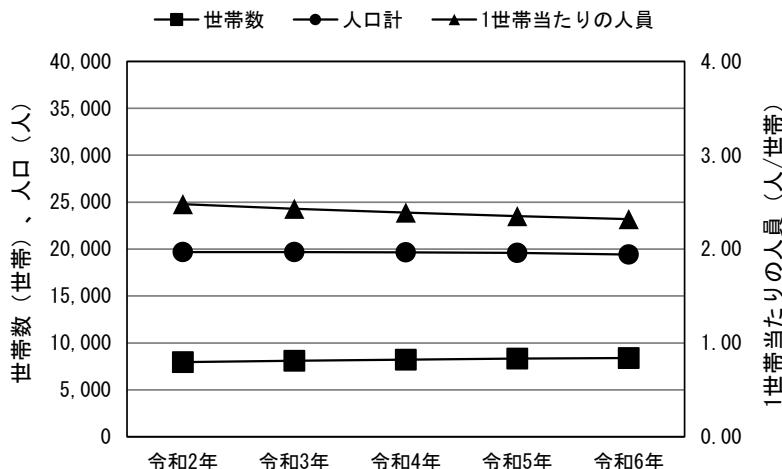
図 3.1-2(1) 人口と世帯数の推移（西原町）

表 3.1-2(2) 人口と世帯数の推移（与那原町）

各年 10月 1日現在

項目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	(世帯)	7,949	8,105	8,229	8,335	8,383
男	(人)	9,554	9,559	9,532	9,503	9,412
女	(人)	10,141	10,123	10,112	10,105	10,015
人口計	(人)	19,695	19,682	19,644	19,608	19,427
1世帯当たりの人員	(人/世帯)	2.48	2.43	2.39	2.35	2.32

出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）



出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

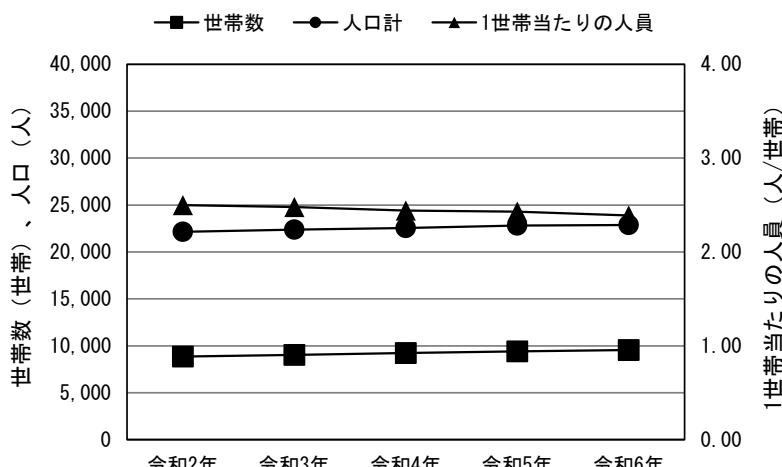
図 3.1-2(2) 人口と世帯数の推移（与那原町）

表 3.1-2(3) 人口と世帯数の推移（中城村）

各年 10月 1日現在

項目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	(世帯)	8,851	9,023	9,236	9,402	9,559
男	(人)	11,036	11,145	11,250	11,333	11,333
女	(人)	11,121	11,234	11,313	11,487	11,549
人口計	(人)	22,157	22,379	22,563	22,820	22,882
1世帯当たりの人員	(人/世帯)	2.50	2.48	2.44	2.43	2.39

出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）



出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-2(3) 人口と世帯数の推移（中城村）

2) 人口密度

関係町村と周辺市町村との人口密度比較を表 3.1-3及び図 3.1-3に示す。

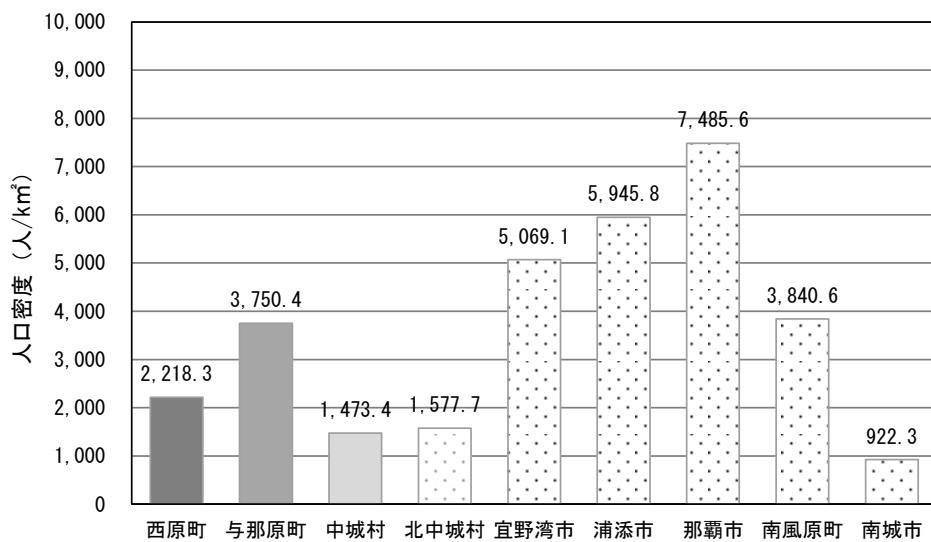
人口密度は西原町が2,218.3人/km²、与那原町が3,750.4人/km²、中城村が1,473.4人/km²となっている。

表 3.1-3 関係町村と周辺市町村との人口密度比較

令和6年10月1日現在

項目	西原町	与那原町	中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市	南風原町	南城市
人口密度 人/km ²	2,218.3	3,750.4	1,473.4	1,577.7	5,069.1	5,945.8	7,485.6	3,840.6	922.3
面積 km ²	15.90	5.18	15.53	11.54	19.80	19.44	41.46	10.76	49.94
人口 人	35,271	19,427	22,882	18,207	100,368	115,586	310,353	41,325	46,061

出典：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（令和7年3月、沖縄県）



出典：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（令和7年3月、沖縄県）

図 3.1-3 関係町村と周辺市町村との人口密度比較

(2) 人口分布

関係町村の人口分布を表 3.1-4に示す。

行政区別に見ると、西原町では上原が4,173人で最も多く、次いで翁長が3,400人、棚原が2,787人となっている。

与那原町では東浜が4,450人と最も多く、次いで与原が2,840人、板良敷が2,616人となっている。

中城村では南上原が9,741人と最も多く、次いで久場が1,622人、津霸が1,145人となっている。

なお、事業実施想定区域が位置する小那覇は、2,305人となっている。

表 3.1-4(1) 人口分布（西原町）

令和7年9月30日現在

番号	行政区名	人口 (人)	番号	行政区名	人口 (人)	番号	行政区名	人口 (人)
1	幸地	1,843	12	西原台団地	389	23	我謝	2,296
2	幸地ハイツ	283	13	小橋川	1,104	24	西原ハイツ	411
3	棚原	2,787	14	内間	452	25	安室	406
4	徳佐田	268	15	県営内間団地	609	26	桃原	326
5	森川	526	16	掛保久	621	27	池田	677
6	千原	1,110	17	嘉手苅	529	28	小波津	914
7	上原	4,173	18	小那霸	2,305	29	小波津団地	767
8	翁長	3,400	19	平園	1,527	30	県営西原団地	371
9	坂田	906	20	兼久	2,620	31	県営幸地高層住宅	270
10	吳屋	568	21	与那城	1,449	32	県営坂田高層住宅	304
11	津花波	508	22	美咲	828			

出典：「人口統計」（西原町ホームページ）

表 3.1-4(2) 人口分布（与那原町）

令和7年9月30日現在

番号	行政区名	人口 (人)	番号	行政区名	人口 (人)
1	当添	1,593	9	与原	2,840
2	板良敷	2,616	10	大見武	791
3	港	1,028	11	上与那原	1,722
4	江口	1,706	12	町営住宅	252
5	中島	499	13	県営住宅	237
6	新島	697	14	須利原団地	155
7	森下	355	15	日の出園	68
8	浜田	771	16	東浜	4,450

出典：「与那原町の人口集計」（与那原町ホームページ）

表 3.1-4(3) 人口分布（中城村）

令和7年9月30日現在

番号	行政区名	人口 (人)	番号	行政区名	人口 (人)	番号	行政区名	人口 (人)
1	伊集	723	8	安里	401	15	登又	774
2	和宇慶	666	9	当間	911	16	新垣	520
3	南浜	164	10	屋宜	835	17	北上原	875
4	北浜	492	11	添石	530	18	南上原	9,741
5	津覇	1,145	12	伊舎堂	734	19	県営中城団地	226
6	奥間	884	13	泊	454	20	中城サンヒルズタウン	511
7	浜	438	14	久場	1,622	21	県営中城第2団地	143

出典：「中城村の人口(行政区別住民基本台帳人口及び世帯数)」（中城村ホームページ）

3.1.3 産業

(1) 産業構造及び産業別人口

関係町村の産業構造及び産業別人口の状況を表 3.1-5に示す。

令和2年度における西原町の産業別人口は第1次産業が228人（1.6%）、第2次産業が2,454人（16.8%）、第3次産業が11,326人（77.8%）、分類不能の産業が556人（3.8%）となっている。

与那原町の産業別人口は第1次産業が130人（1.6%）、第2次産業が1,195人（14.7%）、第3次産業が6,614人（81.3%）、分類不能の産業が193人（2.4%）となっている。

中城村の産業別人口は第1次産業が203人（2.3%）、第2次産業が1,545人（17.1%）、第3次産業が6,894人（76.4%）、分類不能の産業が379人（4.2%）となっている。

関係町村のいずれも、産業別人口からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっている。

表 3.1-5 関係町村の産業構造及び産業別人口の状況

令和2年10月1日現在

産業	西原町		与那原町		中城村	
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
総数	14,564	100.0	8,132	100.0	9,021	100.0
第1次産業	228	1.6	130	1.6	203	2.3
農業、林業	214	1.5	96	1.2	189	2.1
うち農業	213	1.5	96	1.2	188	2.1
漁業	14	0.1	34	0.4	14	0.2
第2次産業	2,454	16.8	1,195	14.7	1,545	17.1
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	2	0.0	-	-
建設業	1,505	10.3	755	9.3	1,068	11.8
製造業	947	6.5	438	5.4	477	5.3
第3次産業	11,326	77.8	6,614	81.3	6,894	76.4
電気・ガス・熱供給・水道業	76	0.5	49	0.6	62	0.7
情報通信業	344	2.4	215	2.6	199	2.2
運輸業、郵便業	677	4.6	366	4.5	313	3.5
卸売業、小売業	2,238	15.4	1,299	16.0	1,287	14.3
金融業、保険業	239	1.6	157	1.9	112	1.2
不動産業、物品賃貸業	297	2.0	144	1.8	175	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	424	2.9	233	2.9	274	3.0
宿泊業、飲食サービス業	853	5.9	470	5.8	473	5.2
生活関連サービス業、娯楽業	511	3.5	333	4.1	309	3.4
教育、学習支援業	1,047	7.2	496	6.1	815	9.0
医療、福祉	2,699	18.5	1,691	20.8	1,646	18.2
複合サービス事業	111	0.8	93	1.1	62	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,160	8.0	603	7.4	682	7.6
公務（他に分類されるものを除く）	650	4.5	465	5.7	485	5.4
分類不能の産業	556	3.8	193	2.4	379	4.2

出典：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（令和7年3月、沖縄県）

関係町村と周辺市町村の産業別人口の割合を表 3.1-6及び図 3.1-4に示す。

いずれの市町村も第3次産業が70%以上と高い割合を占めている。

第1次産業の割合は南城市が最も高く7.8%、次いで南風原町が3.0%、中城村が2.3%となっている。第2次産業の割合は南城市が最も高く17.2%、次いで中城村が17.1%、西原町が16.8%となっている。第3次産業の割合は那覇市が最も高く85.5%、次いで浦添市が81.7%、与那原町が81.3%となっている。

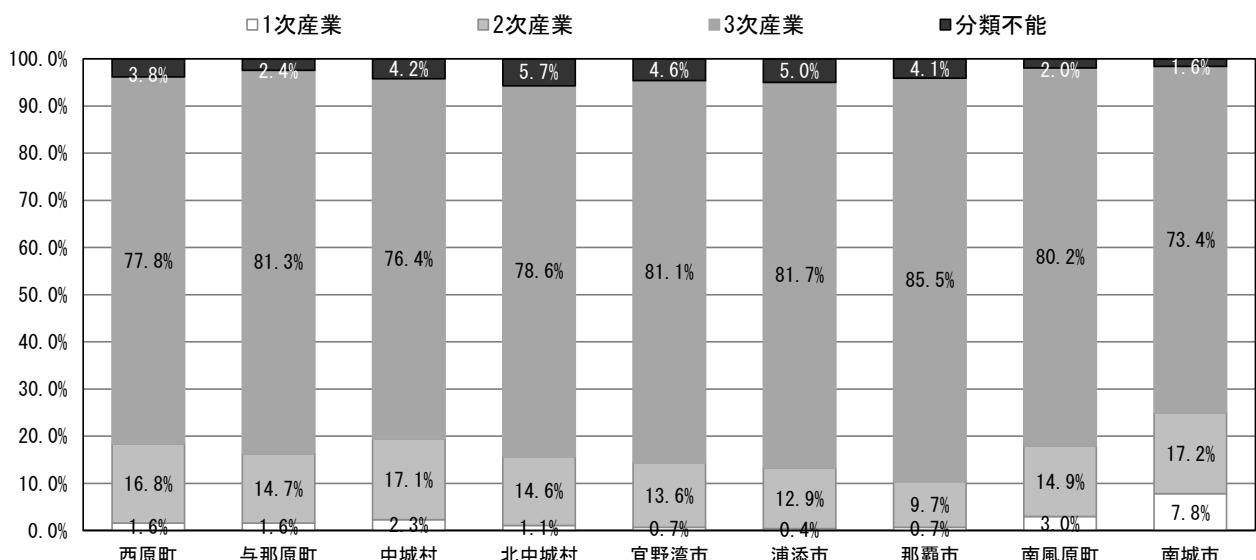
表 3.1-6 関係町村と周辺市町村の産業別人口の割合

令和2年10月1日現在

区分	西原町	与那原町	中城村	北中城村	宜野湾市	浦添市	那覇市	南風原町	南城市
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	1.6%	1.6%	2.3%	1.1%	0.7%	0.4%	0.7%	3.0%	7.8%
第2次産業	16.8%	14.7%	17.1%	14.6%	13.6%	12.9%	9.7%	14.9%	17.2%
第3次産業	77.8%	81.3%	76.4%	78.6%	81.1%	81.7%	85.5%	80.2%	73.4%
分類不能の産業	3.8%	2.4%	4.2%	5.7%	4.6%	5.0%	4.1%	2.0%	1.6%

注：総数は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（令和7年3月、沖縄県）



出典：「第67回沖縄県統計年鑑（令和6年版）」（令和7年3月、沖縄県）

図 3.1-4 関係町村と周辺市町村の産業別人口の割合

(2) 生産品目及び生産額

1) 製造業

関係町村における製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 3.1-7及び図3.1-5に示す。

西原町では事業所数及び従業者数は概ね横ばい、製造品出荷額等は平成29年から令和2年までは概ね横ばいであったが令和3年には増加している。

与那原町では事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも、平成29年から30年にかけては増加し、それ以降は減少傾向となっている。

中城村では事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも平成29年から令和元年にかけては増加傾向、それ以降は減少傾向となっている。

表 3.1-7(1) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（西原町）

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数 (事業所)	69	69	65	63	57
従業者数 (人)	2,973	2,852	2,871	2,499	2,400
製造品出荷額等 (万円)	4,258,811	4,272,812	4,341,338	4,268,790	5,703,019

注：事業所数、従業者数は調査年6月1日現在であるが、事業所数、従業者数以外の経理項目については前年1月～12月の数値である。

出典：「第61～67回沖縄県統計年鑑（平成30～令和6年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-7(2) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（与那原町）

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数 (事業所)	11	12	10	9	8
従業者数 (人)	115	125	121	97	96
製造品出荷額等 (万円)	166,018	206,628	172,495	152,018	114,882

注：事業所数、従業者数は調査年6月1日現在であるが、事業所数、従業者数以外の経理項目については前年1月～12月の数値である。

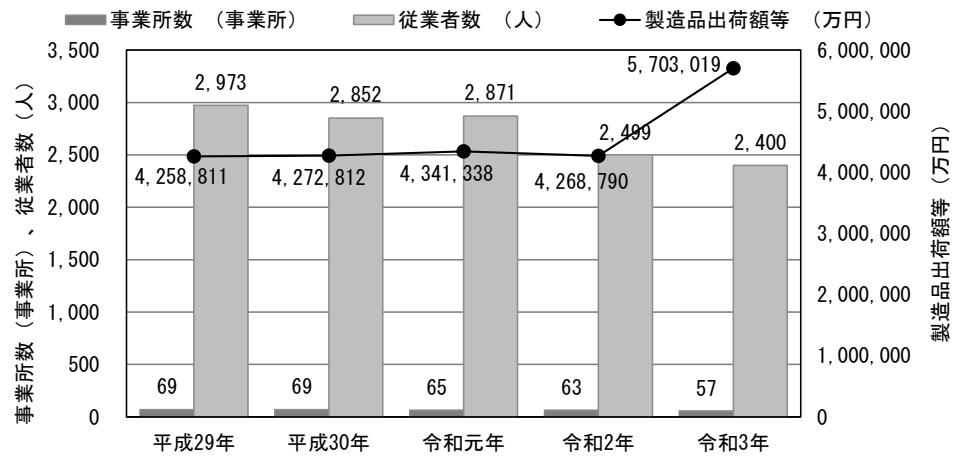
出典：「第61～67回沖縄県統計年鑑（平成30～令和6年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-7(3) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（中城村）

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数 (事業所)	25	28	28	24	19
従業者数 (人)	561	704	718	609	508
製造品出荷額等 (万円)	1,192,345	1,387,850	1,529,948	1,297,811	1,137,545

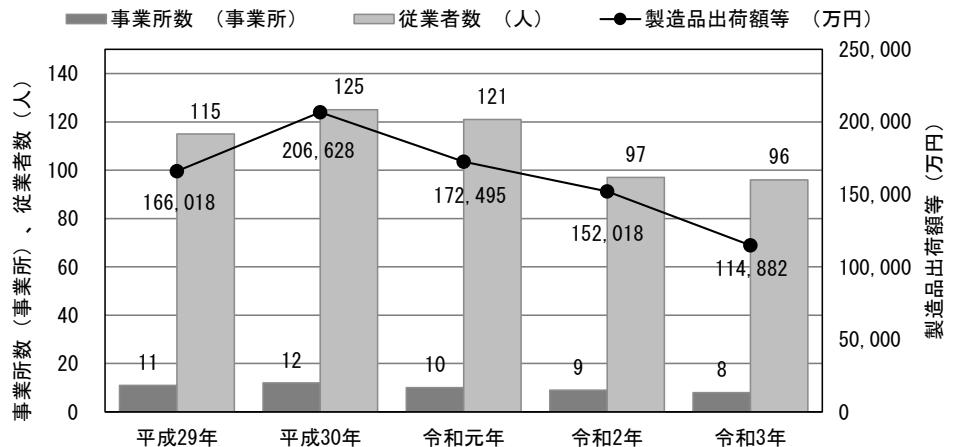
注：事業所数、従業者数は調査年6月1日現在であるが、事業所数、従業者数以外の経理項目については前年1月～12月の数値である。

出典：「第61～67回沖縄県統計年鑑（平成30～令和6年版）」（沖縄県ホームページ）



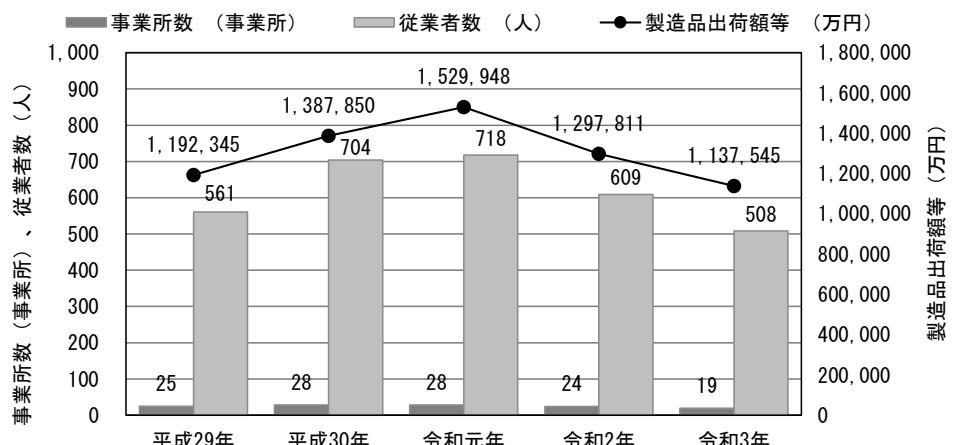
出典：「第 61～67 回沖縄県統計年鑑（平成 30～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-5(1) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（西原町）



出典：「第 61～67 回沖縄県統計年鑑（平成 30～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-5(2) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（与那原町）



出典：「第 61～67 回沖縄県統計年鑑（平成 30～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-5(3) 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（中城村）

2) 卸売業・小売業

関係町村における卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移を表 3.1-8 及び図 3.1-6に示す。

西原町では事業所数は平成14年から19年にかけては増加しているものの、それ以降は概ね横ばい、従業者数は概ね横ばい、年間商品販売額は概ね増加傾向となっている。

与那原町では事業所数は平成14年から26年にかけて、従業者数と年間商品販売額は平成14年から平成19年にかけて減少傾向にあるが、それ以降はいずれも増加傾向となっている。

中城村では事業所数は減少傾向にあるが、従業者数と年間商品販売額は概ね増加傾向となっている。

表 3.1-8(1) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（西原町）

区分	平成14年	平成19年	平成26年	平成29年	令和3年
事業所数 (事業所)	348	372	251	277	269
従業者数 (人)	2,428	2,995	2,339	2,820	2,802
年間商品販売額 (百万円)	53,521	80,761	78,221	97,630	91,334

出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-8(2) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（与那原町）

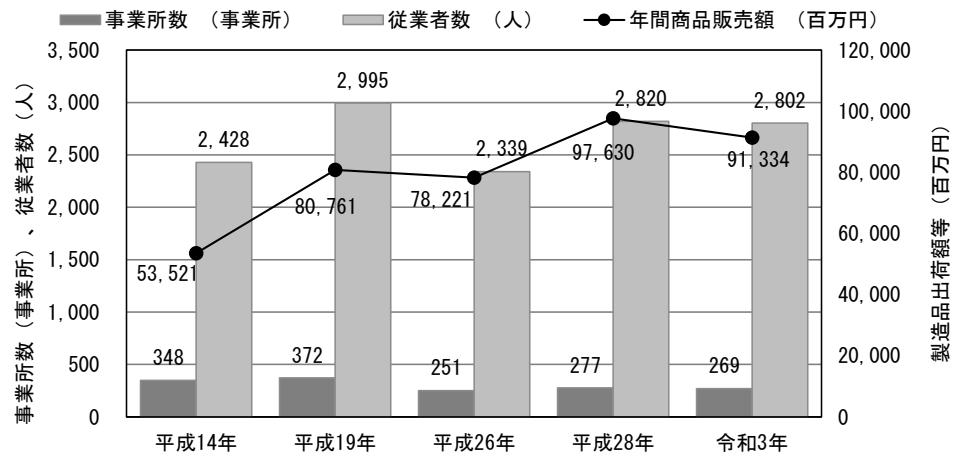
区分	平成14年	平成19年	平成26年	平成29年	令和3年
事業所数 (事業所)	251	189	133	154	160
従業者数 (人)	1,377	994	1,014	1,208	1,479
年間商品販売額 (百万円)	21,332	14,961	27,035	31,720	38,925

出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-8(3) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（中城村）

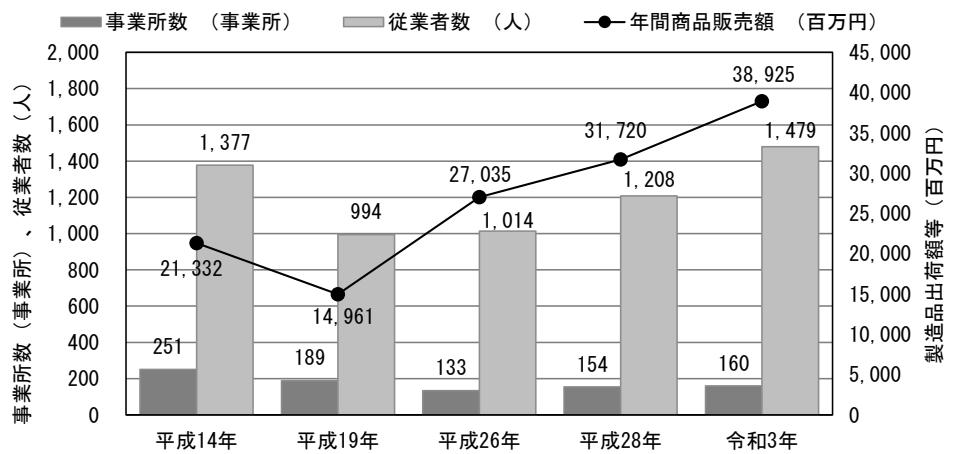
区分	平成14年	平成19年	平成26年	平成29年	令和3年
事業所数 (事業所)	162	148	114	128	116
従業者数 (人)	765	797	724	871	966
年間商品販売額 (百万円)	15,467	15,257	17,190	22,584	21,392

出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）



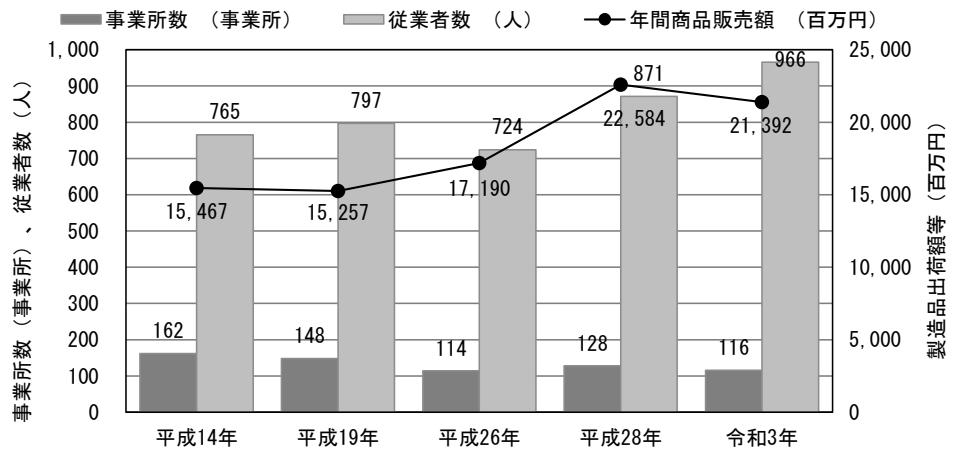
出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-6(1) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（西原町）



出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-6(2) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（与那原町）



出典：「第 51～67 回沖縄県統計年鑑（平成 20～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

図 3.1-6(3) 卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（中城村）

(3) 業種別事業所数及び従業者数

関係町村の業種別事業所数及び従業者数の推移を表 3.1-9に示す。

西原町では、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」で事業所数、従業者数ともに減少傾向にあり、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」では事業所数、従業者数ともに増加している。

与那原町では、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」で事業所数、従業者数ともに減少傾向にあり、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」で事業所数、従業者数ともに増加傾向にある。「卸売業、小売業」では事業所数は減少しているが、従業者数は増加している。

中城村では、「建設業」、「医療、福祉」で事業所数、従業者数ともに増加している。「卸売業、小売業」では事業所数は減少傾向にあるが、従業者数は増加している。また、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では事業所数は概ね横ばいであるが、従業者数は増加している。

表 3.1-9(1) 業種別事業所数及び従業者数の推移（西原町）

業種	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業 所数	従業者 数 (人)								
農林漁業	5	43	5	40	6	41	3	25	6	22
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	158	1,656	154	1,651	153	1,567	157	1,841	185	2,158
製造業	124	2,914	116	2,993	126	2,997	119	3,025	115	2,762
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	2	8
情報通信業	16	80	11	50	9	54	9	64	10	69
運輸業、郵便業	31	708	27	709	33	794	35	946	40	1,029
卸売業、小売業	360	3,868	340	3,670	339	3,663	340	3,660	315	3,470
金融業、保険業	9	88	8	77	8	77	11	155	11	178
不動産業、物品賃貸業	52	234	43	150	48	185	48	201	71	267
学術研究、専門・技術サービス業	47	347	27	225	35	323	37	254	47	870
宿泊業、飲食サービス業	169	1,175	157	1,046	147	986	136	901	118	755
生活関連サービス業、娯楽業	101	596	95	500	94	501	94	490	102	510
教育、学習支援業	97	4,321	102	2,109	102	2,096	96	2,132	76	2,006
医療、福祉	72	1,239	75	2,503	95	2,851	106	3,041	128	3,754
複合サービス事業	6	50	6	58	7	57	6	60	5	55
サービス業(他に分類されないもの)	107	821	111	895	113	764	115	675	117	611

出典：「第 55～67 回沖縄県統計年鑑（平成 24～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-9(2) 業種別事業所数及び従業者数の推移（与那原町）

業種	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	59	427	52	453	50	464	50	454	49	443
製造業	29	128	27	149	28	129	31	137	24	160
電気・ガス・熱供給・水道業	1	24	1	23	1	25	1	25	1	25
情報通信業	4	16	5	14	6	68	5	19	6	22
運輸業、郵便業	11	337	12	297	11	292	9	279	6	164
卸売業、小売業	200	1,330	181	1,380	180	1,362	186	1,363	174	1,628
金融業、保険業	15	183	16	169	16	190	15	112	10	97
不動産業、物品賃貸業	64	188	60	190	61	180	58	169	47	111
学術研究、専門・技術サービス業	22	76	21	75	22	69	22	76	27	131
宿泊業、飲食サービス業	130	855	126	678	137	663	143	777	103	660
生活関連サービス業、娯楽業	65	192	62	156	71	174	76	224	63	225
教育、学習支援業	33	137	33	178	34	183	40	309	39	629
医療、福祉	50	1,031	55	1,047	68	1,231	82	1,306	88	1,524
複合サービス事業	2	28	2	29	2	32	2	33	2	28
サービス業(他に分類されないもの)	46	258	39	216	36	113	40	145	38	142

出典：「第 55～67 回沖縄県統計年鑑（平成 24～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-9(3) 業種別事業所数及び従業者数の推移（中城村）

業種	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	7	37	4	34	8	76	9	87	6	63
鉱業、採石業、砂利採取業	1	17	2	29	1	16	1	18	1	17
建設業	109	913	100	903	110	908	106	884	114	972
製造業	46	626	50	602	50	673	53	677	46	737
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	1	69	1	75	1	75
情報通信業	8	111	9	154	10	157	8	131	8	130
運輸業、郵便業	20	140	17	117	12	83	10	77	12	118
卸売業、小売業	182	905	167	928	171	1,061	167	1,097	140	1,142
金融業、保険業	2	22	2	28	3	31	6	42	2	13
不動産業、物品賃貸業	53	153	54	193	40	177	42	150	37	184
学術研究、専門・技術サービス業	16	98	15	132	20	121	21	100	20	72
宿泊業、飲食サービス業	38	220	40	273	46	347	41	379	35	366
生活関連サービス業、娯楽業	38	402	42	460	50	453	50	599	47	687
教育、学習支援業	34	174	30	168	29	182	29	172	23	125
医療、福祉	28	1,353	41	1,636	65	1,948	66	2,112	70	2,063
複合サービス事業	2	39	2	41	3	33	3	40	3	63
サービス業(他に分類されないもの)	66	269	64	325	67	279	70	369	66	340

出典：「第 55～67 回沖縄県統計年鑑（平成 24～令和 6 年版）」（沖縄県ホームページ）

3.1.4 土地利用

(1) 土地利用の状況

1) 地目別土地面積

関係町村の土地利用状況（地目別土地面積）の推移を表 3.1-10に示す。

西原町の令和5年の地目別土地面積は、宅地の割合が最も高く $4,031,489\text{m}^2$ (38.2%)、次いで畠が $3,323,890\text{m}^2$ (31.5%)、その他が $1,877,851\text{m}^2$ (17.8%) となっている。過去5年間の推移を見ると、畠は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。

与那原町の令和5年の地目別土地面積は、宅地の割合が最も高く $1,360,084\text{m}^2$ (42.1%)、次いで原野が $738,423\text{m}^2$ (22.8%)、畠が $719,690\text{m}^2$ (22.3%) となっている。過去5年間の推移を見ると、畠は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。

中城村の令和5年の地目別土地面積は、畠の割合が最も高く $5,068,054\text{m}^2$ (44.9%)、次いで宅地が $2,528,362\text{m}^2$ (22.4%)、原野が $2,087,195\text{m}^2$ (18.5%) となっている。過去5年間の推移を見ると、畠、原野は減少傾向にあり、宅地、その他は増加傾向がみられる。

表 3.1-10(1) 地目別土地面積の推移（西原町）

年	総数	田	畠	宅地	山林	原野	各年 1月 1日現在、単位 : m^2
							その他
平成 31 年	10,617,050	—	3,449,960	3,988,070	—	1,325,072	1,853,948
令和 2 年	10,582,455	—	3,388,005	4,005,060	—	1,322,945	1,866,445
令和 3 年	10,563,465	—	3,360,433	4,008,812	—	1,319,046	1,875,174
令和 4 年	10,556,771	—	3,342,806	4,021,705	—	1,322,106	1,870,154
令和 5 年	10,555,336	—	3,323,890	4,031,489	—	1,322,106	1,877,851

注1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

注2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-10(2) 地目別土地面積の推移（与那原町）

年	総数	田	畠	宅地	山林	原野	各年 1月 1日現在、単位 : m^2
							その他
平成 31 年	3,240,022	—	743,217	1,354,589	—	737,927	404,289
令和 2 年	3,238,006	—	738,949	1,358,051	—	738,291	402,715
令和 3 年	3,234,691	—	733,130	1,355,662	—	737,569	408,330
令和 4 年	3,234,354	—	726,032	1,355,378	—	738,423	414,521
令和 5 年	3,233,007	—	719,690	1,360,084	—	738,423	414,810

注1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

注2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

表 3.1-10(3) 地目別土地面積の推移（中城村）

年	総数	田	畠	宅地	山林	原野	各年 1月 1日現在、単位 : m^2
							その他
平成 31 年	11,427,801	—	5,341,942	2,404,351	—	2,109,774	1,571,734
令和 2 年	11,400,270	—	5,276,934	2,427,426	—	2,104,111	1,591,799
令和 3 年	11,375,026	—	5,194,295	2,497,873	—	2,128,557	1,554,301
令和 4 年	11,324,429	—	5,119,356	2,513,577	—	2,087,195	1,604,301
令和 5 年	11,290,400	—	5,068,054	2,528,362	—	2,087,195	1,606,789

注1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

注2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地、その他）の合計。

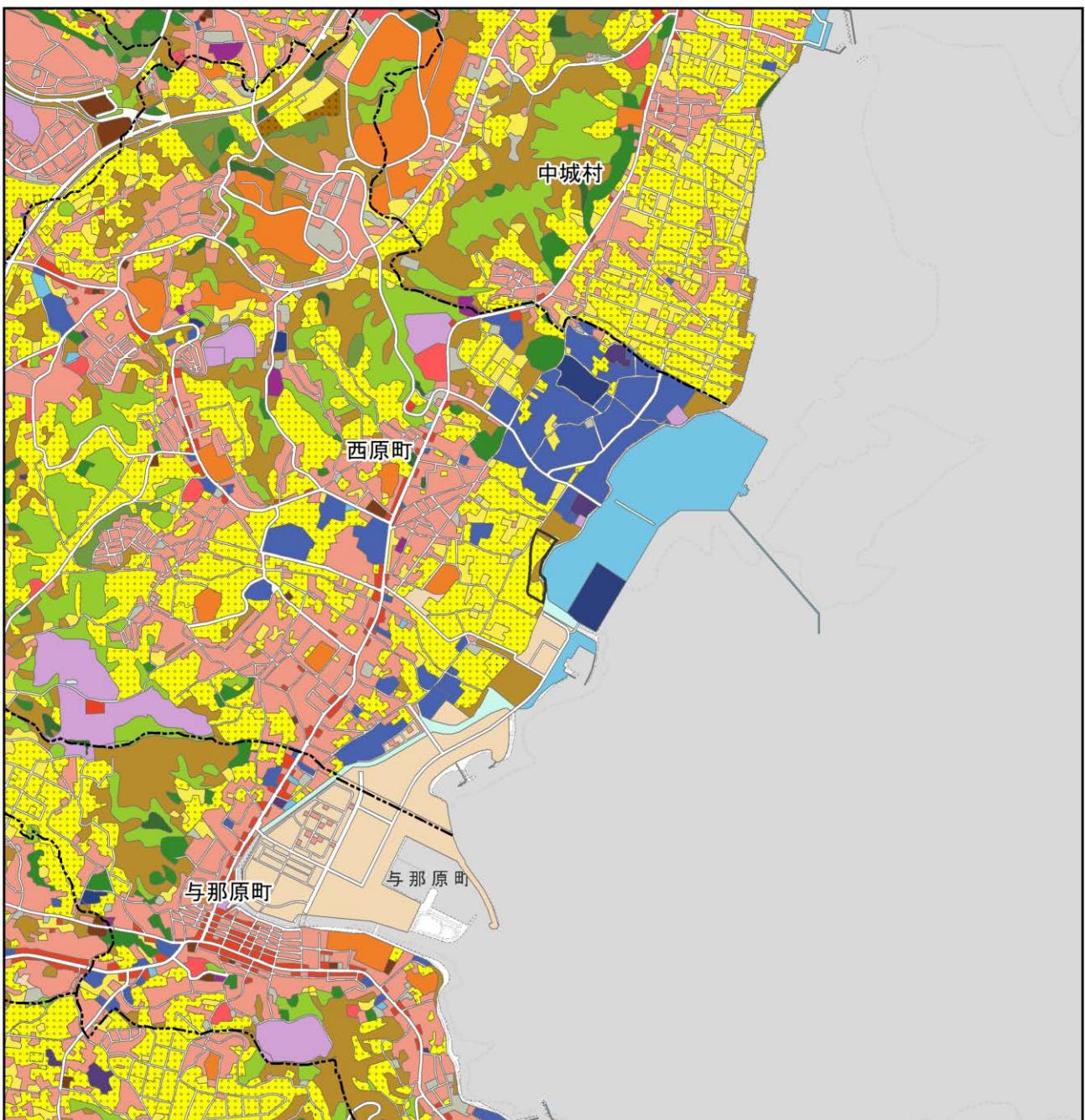
出典：「第 64～67 回沖縄県統計年鑑（令和 3～6 年版）」（沖縄県ホームページ）

2) 土地利用

対象地域の土地利用現況図を図 3.1-7に示す。

対象地域の土地利用現況は、西原町、与那原町、中城村のいずれもサトウキビ畑等の畠地及び一般住宅地域となっているほか、広葉樹林や野草地、文教地区等も分布している。また、事業実施想定区域の北側は工業地区、東側は運輸流通施設となっている。

事業実施想定区域の現在の土地利用は、サトウキビ畑及び野草地となっている。



凡 例

■ 事業実施想定区域	一般住宅地区	運動競技施設	牧場・牧草地
---- 行政界	中高層住宅地区	運輸流通施設	畜舎
	商業地区	供給処理施設	温室
	業務地区	空地	針葉樹林・人工林
	工業地区	改変工事中の区域	針葉樹林・天然林
	公共業務地区	普通畑	広葉樹林
	文教地区	サトウキビ畑	混合樹林
	厚生地区	パイナップル畑	野草地
	公園緑地	桑畑	道路
			海・ダム・池

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用現況図（2021.1.13）
本島南部地域」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.1-7 対象地域の土地利用現況図

3) 土地利用計画

対象地域の土地利用計画図を図 3.1-8、対象地域の交通施設整備状況を表 3.1-11、基幹的整備開発状況を表 3.1-12に示す。

対象地域の交通施設整備状況は道路事業13件、基幹的整備開発状況は土地区画整備事業2件、その他大規模公共公益施設事業1件、公園・緑地事業1件が整備中である。

事業実施想定区域の西側に、交通施設の国道329号西原バイパス（国97）が整備される計画となっている。

表 3.1-11(1) 対象地域の交通施設整備状況（一般国道）

整理番号	路線名	起点～終点	延長(km)	車線数	着工又は供用開始年度		整備状況区分	備考
					着工	供用		
国 80	国道 329 号	西原町 小那霸 ~ 南風原町 与那霸	4.2	4	H16	(R6 以降) H26. 6 暫定供用 R4. 3 暫定供用	未	80% 与那原バイパス
国 97	国道 329 号	中城村 津霸 ~ 西原町 小那霸	3.6	4	R3	(R6 以降)	未	4% 西原バイパス

注1：道路法第3条第二号の一般国道を記載。

注2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注3：「着工又は供用開始年度」の（ ）書きは、供用開始予定年度を記載。

注4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和6年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和7年3月、沖縄県企画部）

表 3.1-11(2) 対象地域の交通施設整備状況（主要地方道）

整理番号	路線名	起点～終点	延長(km)	車線数	着工又は供用開始年度		整備状況区分	備考
					着工	供用		
地 52	浦添西原線	西原町 嘉手苅 ~ 小那霸	1.0	4	H15	R8	未	98%
地 57	那覇北中城線	西原町 翁長 ~ 上原	2.0	4	H19	(2020 年代後半)	未	76%
地 60	浦添西原線	西原町 翁長 ~ 嘉手苅	2.9	4	H21	(2020 年代後半)	未	38%
地 61	那覇北中城線	西原町 幸地 ~ 翁長	2.0	4	H21	(2030 年代前半)	未	55%
地 63	浦添西原線	浦添市 前田 ~ 西原町 翁長	0.7	4	H23	(2020 年代後半)	未	98%

注1：道路法第56条に基づき国土交通大臣の指定する主要な都道府県道及び市道を記載。

注2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注3：「着工又は供用開始年度」の（ ）書きは、供用開始予定年度を記載。

注4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和6年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和7年3月、沖縄県企画部）

表 3.1-11(3) 対象地域の交通施設整備状況（その他の道路）

整理番号	路線名	起点～終点	延長(km)	車線数	着工又は供用開始年度		整備状況区分	進捗率
					着工	供用		
他 148	兼久仲伊保線	西原町 兼久～小那霸	2.27	2	H18	(R9)	未	84%
他 163	森川翁長線	西原町	0.77	2	H24	(R11)	未	31%
他 213	東崎兼久線	西原町 兼久～与那城	0.58	2	H21	(R8 以降)	未	91%
他 214	兼久安室線	西原町 与那城～安室	0.70	2	H28	(R10 以降)	未	16%
他 229	幸地インター線	西原町 翁長～幸地	0.80	2	H26	(2020 年代後半)	未	83%
他 230	浦西停車場線 外 1 線	西原町 幸地～浦添市 前田	0.50	2	H26	(2030 年代前半以降)	未	97%

注 1：高速自動車国道、一般国道、主要地方道、農道、林道以外で土地利用動向に与える影響の大きい道路を記載。

注 2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注 3：「着工又は供用開始年度」の（ ）書きは、供用開始予定年度を記載。

注 4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和 6 年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和 7 年 3 月、沖縄県企画部）

表 3.1-12(1) 対象地域の基幹的整備開発状況（都市開発・整備：土地区画整備事業）

整理番号	施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工又は完了年度		整備状況区分	進捗率
					着工	完了		
区 68	中城村南上原地区	中城村南上原	90.4	村	H5	(R7)	未	98%
区 85	西原町西原西地区	西原町字翁長・棚原・徳佐田	23.7	町	H18	(R8)	未	59%

注 1：新市街地における 3ha 以上の土地区画整備法第 2 条第 1 項の土地区画整理事業を記載。

注 2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注 3：「着工又は完了年度」の（ ）書きは、完了予定年度を記載。

注 4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和 6 年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和 7 年 3 月、沖縄県企画部）

表 3.1-12(2) 対象地域の基幹的整備開発状況（その他大規模公共公益施設）

整理番号	施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工又は完了年度		整備状況区分	進捗率
					着工	完了		
公 102	西原浄化センター	西原町小那霸	7.6	県	H8	(R17)	未	84%

注 1：敷地面積 3ha 以上の学校、病院、社会福祉施設、コミュニティセンター等の大規模公共公益施設を記載。

注 2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注 3：「着工又は完了年度」の（ ）書きは、完了予定年度を記載。

注 4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和 6 年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和 7 年 3 月、沖縄県企画部）

表 3.1-12(3) 対象地域の基幹的整備開発状況（休養・レクリエーション施設：公園・緑地）

整理番号	事業名	所在	面積(ha)	着工又は完了年度		整備状況区分	進捗率
				着工	完了		
緑 132	与原公園	与那原町字与那原地内	3.3	R4	(R12)	未	18%

注 1：3ha 以上の都市公園法第 2 条第 1 項の都市公園を記載。

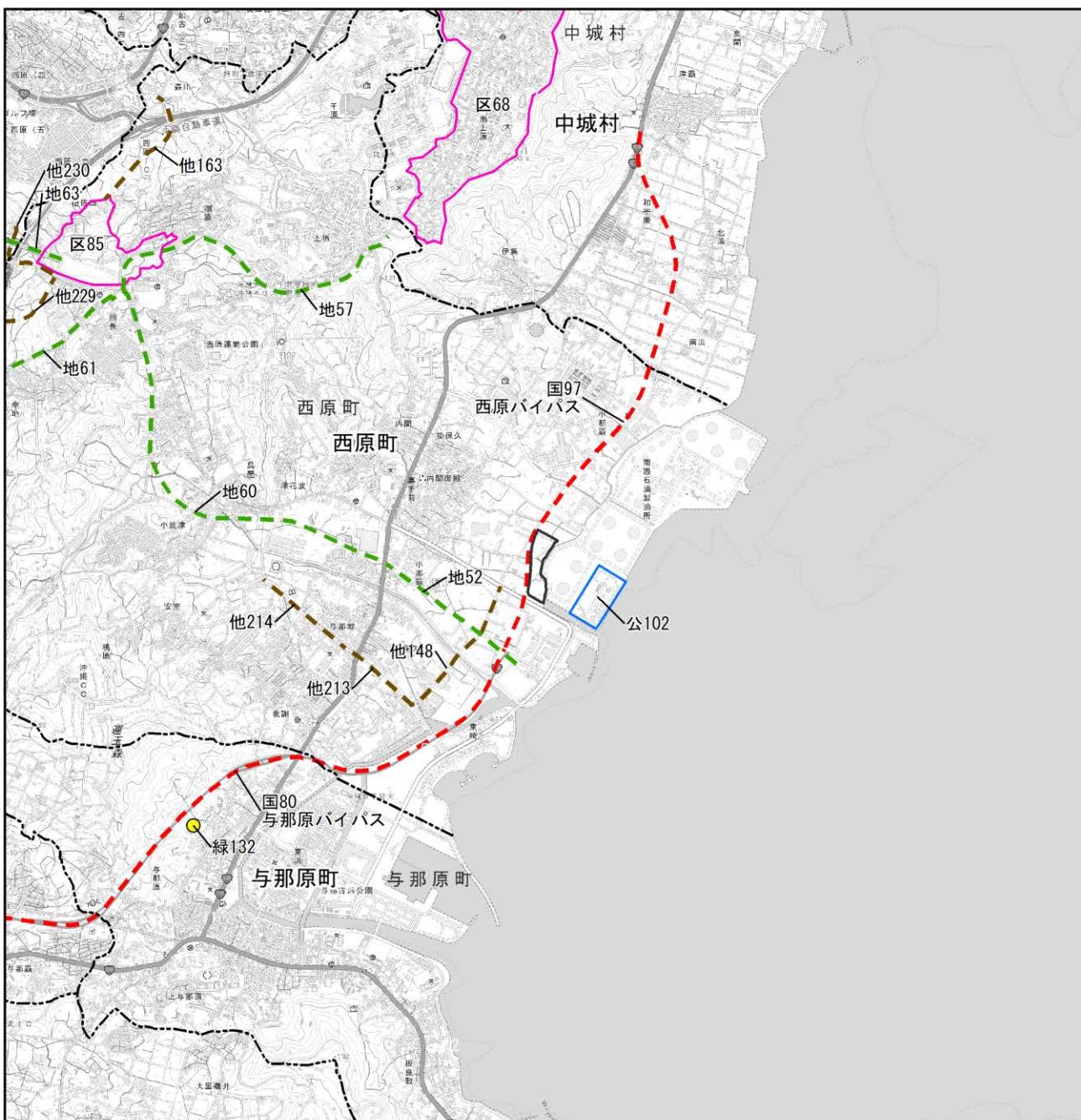
注 2：「整備状況区分」は、次による。

未：未整備（工事中又は計画のあるもの）

注 3：「着工又は完了年度」の（ ）書きは、完了予定年度を記載。

注 4：整理番号は図 3.1-8 に対応している。

出典：「令和 6 年度土地利用動向調査 主要施設整備開発台帳」（令和 7 年 3 月、沖縄県企画部）



凡例

- 事業実施想定区域 [未整備]
 - 行政界
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - その他の道路
 - 都市開発・整備：土地区画整備事業 (3ha 以上)
 - その他大規模公共公益施設 (3ha 以上)
 - 休養・レクリエーション施設：公園・緑地 (3ha 以上)

注：図中の番号は、表 3.1-11～表 3.1-12 に対応している。

出典：1. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/主要施設整備開発基本図」

「沖縄県地図情報システム」(2024.11.21) (油縄畠店二ヶ月ページ)

2 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和5年11月 西原町）

3 「与那原町都市計画図」(令和6年4月 与那原町)

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工」を作成

A scale bar indicating 1:40,000 scale, 0.4 km, 0.8 km, and 1.6 km, with a north arrow pointing upwards.

図 3.1-8 対象地域の土地利用計画図

4) 都市計画（用途地域）

対象地域の都市計画図を図 3.1-9に示す。

西原町、与那原町、中城村の全域が那覇広域都市計画区域に指定されている。関係町村の土地利用規制指定状況（用途地域）を表 3.1-13に示す。

用途地域面積の内訳は西原町では住居系が68.3%、商業系が4.6%、工業系が27.1%、与那原町では住居系が79.6%、商業系が13.8%、工業系が6.6%、中城村では住居系が91.5%、商業系が7.8%、工業系が0.7%となっている。

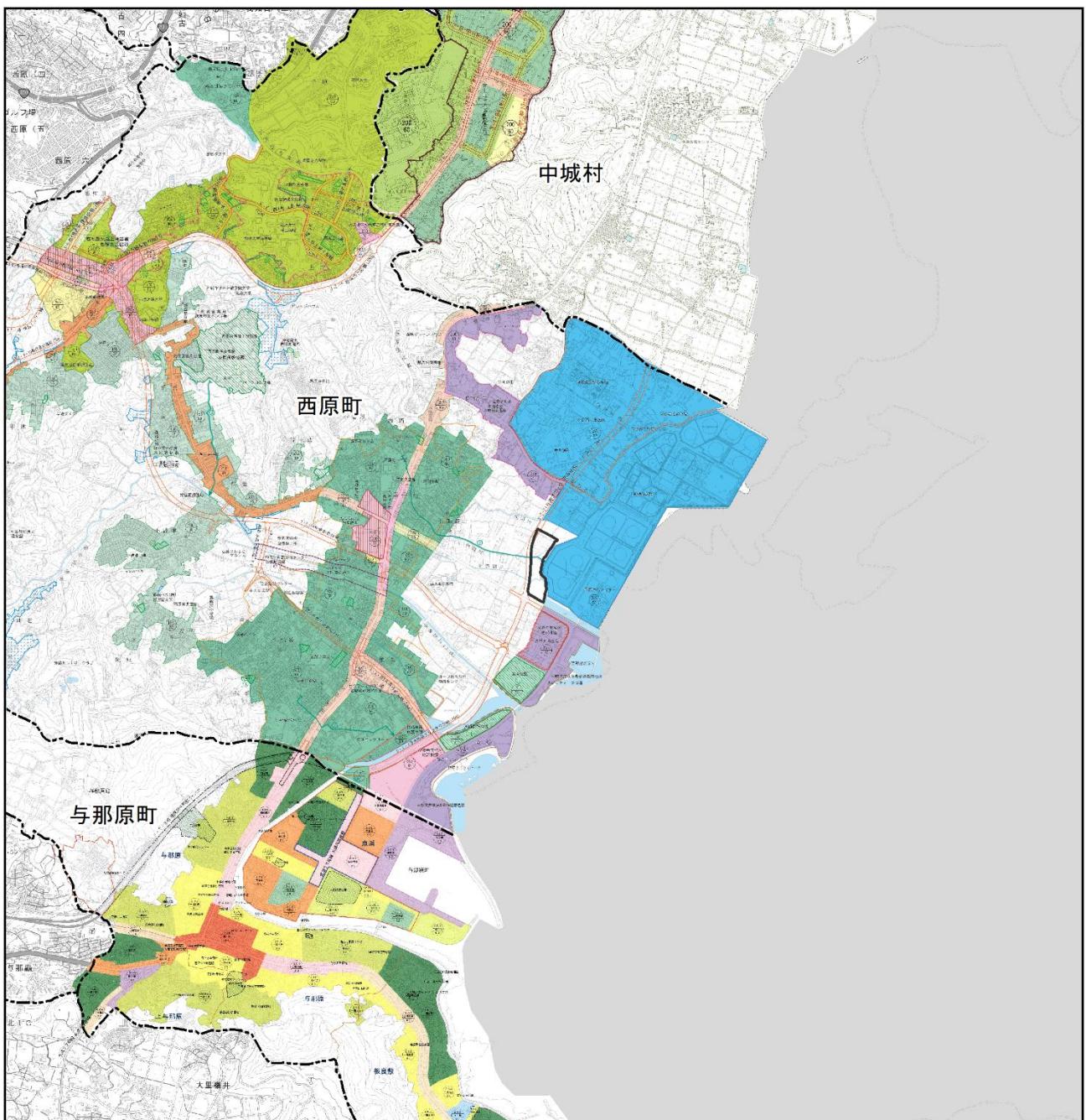
事業実施想定区域は、市街化調整区域となっている。

表 3.1-13 関係町村の土地利用規制指定状況（用途地域）

令和6年3月31日現在

分類	西原町		与那原町		中城村		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域	1,590	100.0	518	100.0	1,154	100.0	
市街化区域	783	49.2	281	54.2	263	22.8	
市街化調整区域	807	50.8	237	45.8	891	77.2	
用途地域	782.6	100.0	280.9	100.0	263.4	100.0	
第1種低層住居専用地域	177.4	22.7	56.3	20.0	170.3	64.7	
第2種低層住居専用地域	100.6	12.9	5.6	2.0	4.6	1.7	
第1種中高層住居専用地域	181.5	23.2	58.4	20.8	10.8	4.1	
第2種中高層住居専用地域	5.8	0.7	13.8	4.9	—	—	
第1種住居地域	10.3	1.3	49.9	17.8	30.6	11.6	
第2種住居地域	33.1	4.2	15.9	5.7	12.6	4.8	
準住居地域	25.9	3.3	23.7	8.4	12.0	4.6	
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	
近隣商業地域	35.7	4.6	商業系 4.6	28.0 10.0	商業系 13.8	— 20.6	商業系 7.8
商業地域	—	—		10.7 3.8		— 7.8	
準工業地域	53.5	6.8	工業系 27.1	16.9 6.0	工業系 6.6	1.9 0.7	工業系 0.7
工業地域	—	—		1.7 0.6		— —	
工業専用地域	158.8	20.3		— —		— —	

出典：「令和6年都市計画現況調査 全国計・都道府県別・市区町村別」（令和6年3月、国土交通省 都市交通調査・都市計画調査）



凡 例

■ 事業実施想定区域

---- 行政界

出典：1. 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和5年11月、西原町）

2. 「与那原町都市計画図」（令和6年4月、与那原町）

3. 「中城村都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（平成19年12月、中城村）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.1-9(1) 対象地域の都市計画図

凡 例

区分	西原町	与那原町	中城村
用途地域	第一種低層住居専用地域		
	第二種低層住居専用地域		—
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		—
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		—
	近隣商業地域		—
	商業地域	—	
	準工業地域		—
	工業地域	—	—
	工業専用地域		—
	市街化調整区域 指定なし		—
	市街化調整区域	—	
	都市公園決定(設置)		—
	都市計画公園	—	
	公園	—	
	都市計画道路		-----
	DID地区(人口集中地区) 令和2年国勢調査		—
	景観計画		—
	都市計画法第34条第11号による指定区域		—
	地区計画区域		—
	地区計画	—	
	土地区画整理事業区域		—
	区画整理区域	—	
	準防火地域		—
	臨港地区		—
	工場適地		—
	都市下水路決定地域		—
	その他の都市施設	—	

出典：1. 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和5年11月、西原町）
 2. 「与那原町都市計画図」（令和6年4月、与那原町）
 3. 「中城村都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（平成19年12月、中城村）

図 3.1-9(2) 対象地域の都市計画図（凡例）

(2) 市街地、集落の規模及び分布状況

1) 人口集中地区

対象地域の人口集中地区を図 3.1-10に示す。

西原町の国道329号沿い、与那原町の国道329号及び331号沿い、中城村の西部等に人口集中地区(DID) がみられる。

関係町村の令和2年時点の人口集中地区(DID) に係る面積及び人口は西原町で 1.75km^2 (町面積の11.0%)、人口10,956人(町総人口の31.3%)、与那原町で 2.35km^2 (町面積の45.4%)、人口16,931人(町総人口の86.0%)、中城村で 1.20km^2 (村面積の7.7%)、人口9,309人(村総人口の42.0%)となっている(出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat)」(独立行政法人統計センターホームページ))。

事業実施想定区域の西侧から南西側にかけて、人口集中地区(DID) がみられる。

2) 集落の状況

事業実施想定区域最寄りの集落を図 3.1-10に示す。

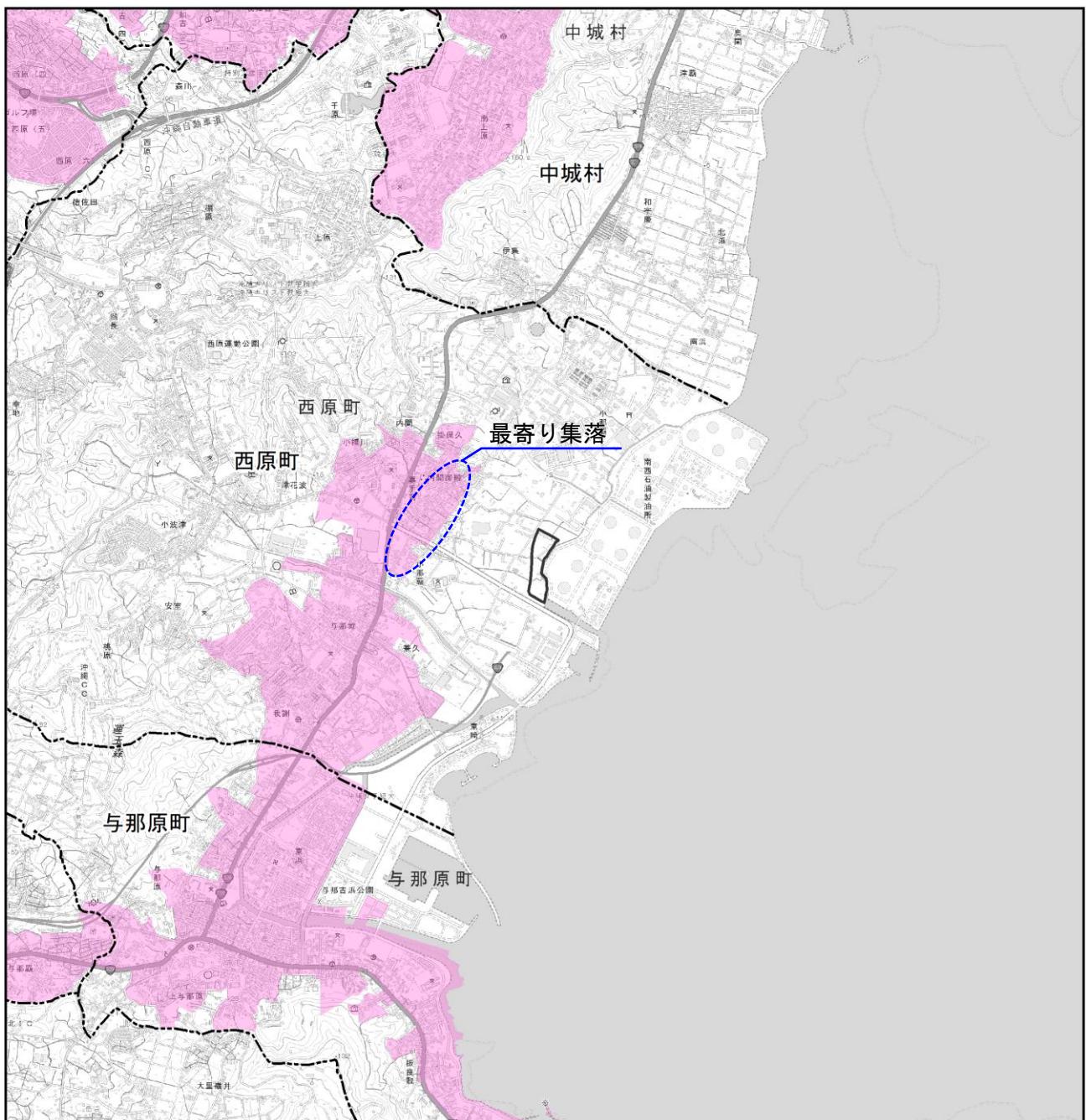
事業実施想定区域最寄りの集落は、事業実施想定区域から西に約400m離れた箇所に位置している小那霸である。小那霸(行政区)の人口は令和7年9月30日現在で2,305人となっている。

(3) 基地の分布状況

対象地域には、基地の分布はない。

(4) 土砂及び砂利採取の状況

対象地域には、鉱業、採石業、砂利採取業の事業所はない。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 人口集中地区

出典：「国勢調査 人口集中地区 境界データ（令和2年）」（令和5年1月、総務省統計局）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000

0 0.4 0.8 1.6 km N

図 3.1-10 対象地域の人口集中地区的分布状況

3.1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

(1) 学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況

対象地域の学校、病院、福祉施設及び文化施設数を表 3.1-14に示す。

学校等教育施設は、西原町では14施設、与那原町では10施設、中城村では3施設で合計27施設となっている。

保育園等児童福祉施設は、西原町では20施設、与那原町では20施設、中城村では11施設で合計51施設となっている。

病院は、西原町では0施設、与那原町では1施設、中城村では2施設で合計3施設となっている。

福祉施設は、西原町では40施設、与那原町では20施設、中城村では7施設で合計67施設となっている。

文化施設は、西原町では4施設、与那原町では2施設、中城村では0施設で合計6施設となっている。

なお、事業実施想定区域の最寄りには西に約500m離れた箇所に西原東中学校や愛和保育園が存在するが、事業実施想定区域には学校等教育施設、病院、福祉施設及び文化施設は存在しない。

表 3.1-14 対象地域の学校等教育施設、病院、福祉施設及び文化施設数

施設別		西原町	与那原町	中城村	合計
学校等教育施設	幼稚園	1	3	1	5
	小学校	5	2	2	9
	中学校	3	1	0	4
	高等学校	1	1	0	2
	その他（特別支援学校、大学等）	4	3	0	7
	小計	14	10	3	27
保育園等児童福祉施設		20	20	11	51
病院		0	1	2	3
福祉施設	保護施設・老人福祉施設・介護保険施設等	12	10	3	25
	障害者支援施設	1	0	0	1
	障害者福祉サービス等 福祉サービス事業所	27	10	4	41
	小計	40	20	7	67
文化施設		4	2	0	6
合計		78	53	23	154

出典：1. 「令和7年度学校一覧」（令和7年、沖縄県）

2. 「すぐすぐ！なかぐすぐ 中城村の子育て情報サイト」（中城村ホームページ）

3. 「沖縄県内特定教育・保育施設等一覧」（沖縄県ホームページ）

4. 「認可外保育施設一覧」（沖縄県ホームページ）

5. 「保育園（認可）」（西原町ホームページ）

6. 「令和7年度保育所入所案内」（与那原町ホームページ）

7. 「令和5年度医療機関別病床数」（沖縄県ホームページ）

8. 「救急病院一覧」（沖縄県ホームページ）

9. 「入所施設一覧」（沖縄県ホームページ）

10. 「西原町にある介護保険事業者（施設サービス）」（西原町ホームページ）

11. 「西原町にある介護保険事業者（在宅サービス）」（西原町ホームページ）

12. 「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

13. 「令和6年度 社会福祉施設等名簿」（沖縄県社会福祉協議会ホームページ）

14. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/図書館・文化施設マップ（2025.1.10）」（沖縄県ホームページ）

1) 学校等教育施設

対象地域の学校等教育施設を表 3.1-15～表 3.1-19及び図 3.1-11に示す。

表 3.1-15 対象地域の学校等教育施設（幼稚園）の分布状況

町村名	種別	No.	幼稚園名	所在地
西原町	公立	1	西原幼稚園	西原町字与那城 353
与那原町	公立	2	与那原幼稚園	与那原町字与那原 720
		3	与那原東幼稚園	与那原町字板良敷 45
	私立	4	クララ幼稚園	与那原町字与那原 3090-5
中城村	私立	5	中城みなみ保育園・幼稚園	中城村南上原 786

注：番号は図 3.1-11 に対応している。

出典：1. 「令和 7 年度学校一覧」（令和 7 年、沖縄県）

2. 「すぐすぐ！なかぐすぐ 中城村の子育て情報サイト」（中城村ホームページ）

表 3.1-16 対象地域の学校等教育施設（小学校）の分布状況

町村名	種別	No.	学校名	所在地
西原町	公立	1	琉球大学教育学部附属小学校	西原町字千原 1 番地
		2	坂田小学校	西原町字翁長 627
		3	西原小学校	西原町字与那城 353
		4	西原東小学校	西原町字嘉手苅 90
		5	西原南小学校	西原町字安室 123-2
与那原町	公立	6	与那原小学校	与那原町字与那原 735
		7	与那原東小学校	与那原町字板良敷 50
中城村	公立	8	津霸小学校	中城村字津霸 1174
		9	中城南小学校	中城村字南上原 800

注：番号は図 3.1-11 に対応している。

出典：「令和 7 年度学校一覧」（令和 7 年、沖縄県）

表 3.1-17 対象地域の学校等教育施設（中学校）の分布状況

町村名	種別	No.	学校名	所在地
西原町	公立	1	琉球大学教育学部附属中学校	西原町字千原 1
		2	西原中学校	西原町字翁長 238
		3	西原東中学校	西原町字小那霸 308-1
与那原町	公立	4	与那原中学校	与那原町字与那原 57

注：番号は図 3.1-11 に対応している。

出典：「令和 7 年度学校一覧」（令和 7 年、沖縄県）

表 3.1-18 対象地域の学校等教育施設（高等学校）の分布状況

町村名	種別	No.	学校名	所在地
西原町	県立	1	西原高等学校	西原町字翁長 610
与那原町	県立	2	知念高等学校	与那原町字与那原 11

注：番号は図 3.1-11 に対応している。

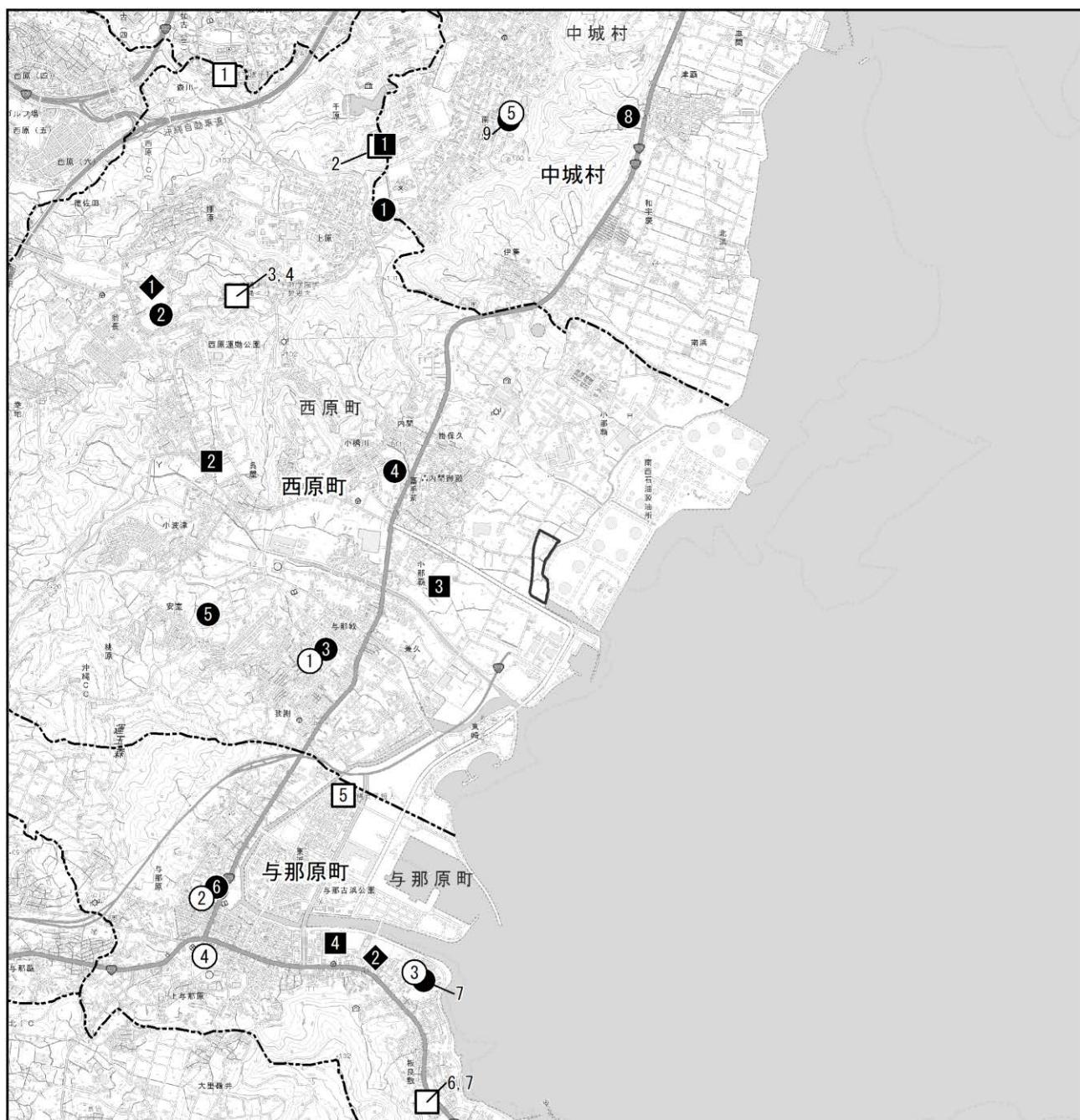
出典：「令和 7 年度学校一覧」（令和 7 年、沖縄県）

表 3.1-19 対象地域の学校等教育施設（その他）の分布状況

町村名	校種	No.	学校名	所在地
西原町	特別支援学校	1	森川特別支援学校	西原町字森川 151
	国立大学	2	琉球大学	西原町字千原 1
	私立大学	3	沖縄キリスト教学院大学	西原町字翁長 777
		4	沖縄キリスト教短期大学	西原町字翁長 777
与那原町	私立大学	5	沖縄女子短期大学	与那原町東浜 1
	専修学校	6	学校法人おもと会 沖縄看護専門学校	与那原町字板良敷 1380-1
		7	医療法人おもと会 沖縄リハビリテーション福祉学院	与那原町字板良敷 1380-1

注：番号は図 3.1-11 に対応している。

出典：「令和 7 年度学校一覧」（令和 7 年、沖縄県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 学校等教育施設 (その他)

注：図中の番号は、表 3.1-15～表 3.1-19 に対応している。

出典：1. 「令和7年度学校一覧」（令和7年、沖縄県）

2. 「すくすく！なかぐすく 中城村の子育て情報サイト」（中城村ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.1-11 対象地域の学校等教育施設の分布状況

2) 保育園等児童福祉施設

対象地域の保育園等児童福祉施設の分布状況を表 3.1-20及び図 3.1-12に示す。

表 3.1-20(1) 対象地域の保育園等児童福祉施設の分布状況

町村名	公私	類型	No.	施設名	住所
西原町	公立	保育所	1	坂田保育所	西原町翁長 665
		私立 保育所	2	西原白百合保育園	西原町翁長 303
			3	愛和保育園	西原町小那覇 337-2
			4	さざなみ保育園	西原町安室 196-1
			5	さざなみ保育園 分園なぎさ (まんぼうはうす)	西原町字桃原 76 番地
			6	小川保育園	西原町小橋川 1-2
			7	さくらんぼ保育園	西原町翁長 523-12
			8	さわふじ保育園	西原町小波津 586-8
			9	さうんど保育園	西原町棚原 183-1
			10	西原保育園	西原町与那城 172
			11	こばとゆがふ保育園	西原町棚原 772-3
	小規模保育事業所		12	うえはら保育園	西原町上原 2-32-2
			13	がじやほいくえん	西原町我謝 5 番地 1
	事業所内保育事業所		14	キティーハウス	西原町翁長 591
			15	私立ちやちやま保育園	西原町棚原 62 番地
	認可外保育所- 企業主導型保育施設		16	もりのはな保育園	西原町字小那覇 255-4
			17	沖縄ヤクルト株式会社 西原保育所	西原町翁長 287
	公私 認定こども園-幼保連携型		18	坂田こども園	西原町字翁長 626-1
			19	西原南こども園	西原町安室 122 番地 1
			20	西原東こども園	西原町小橋川 125 番地
与那原町	公立	保育所	21	阿知利保育所	与那原町与那原 3209
		私立 保育所	22	友愛保育園	与那原町東浜 95-5
			23	すみれ保育園	与那原町板良敷 1425
			24	コスマス保育園	与那原町与那原 2943-2
			25	与原保育園	与那原町与那原 950-3
			26	東の森保育園	与那原町与那原 3857-1
			27	東の森保育園 分園	与那原町字与那原 48
			28	保育園与那原ベアーズ 1	与那原町与那原 1186-1
			29	保育園与那原ベアーズ 2	与那原町上与那原 488-2
			30	浜田ハピネス認定こども園	与那原町与那原 1775
			31	のびるひろば	与那原町上与那原 311-3
			32	友愛乳児園	与那原町与那原 71-1
			33	竹の子乳児園	与那原町字与那原 2910-1
			34	あしひな保育園	与那原町字与那原 3632-2
			35	どんぐりの木保育園	与那原町与那原 950-3
	家庭的保育事業所		36	おれんじはうす	与那原町与那原 801-3
			37	友愛幼児園	与那原町字与那原 71-1
			38	ほしざら学童	与那原町字与那原 3861 仲里アパート 109
	認可外保育所		39	ぽんぽん 子ども預かり	与那原町字与那原 688 番地
			40	ゆかぜ第二保育園	与那原町字与那原 3123 番地 1

注：番号は図 3.1-12 に対応している。

- 出典：1. 「沖縄県内特定教育・保育施設等一覧」（沖縄県ホームページ）
 2. 「認可外保育施設一覧」（沖縄県ホームページ）
 3. 「保育園（認可）」（西原町ホームページ）
 4. 「令和 7 年度保育所入所案内」（与那原町ホームページ）

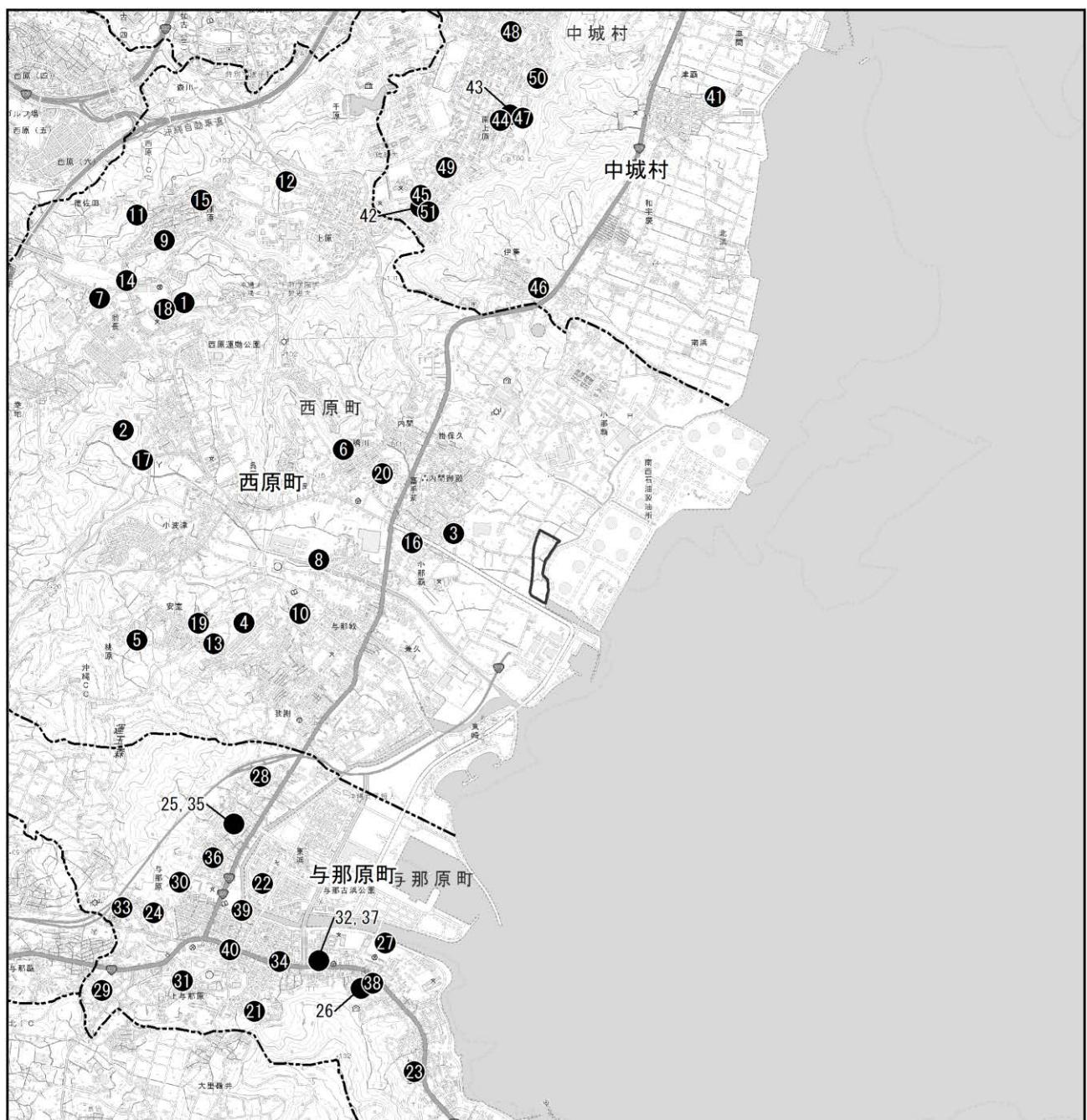
表 3.1-20(2) 対象地域の保育園等児童福祉施設の分布状況

町村名	公私	類型	No.	施設名	住所
中城村	私立	保育所	41	マシュー保育園	中城村津霸 316-1
		認定こども園ー保育所型	42	育心こども園	中城村字南上原 1066-6
		認定こども園ー幼保連携型	43	中城みなみ保育園・幼稚園	中城村南上原 786
		小規模保育事業所	44	きらら保育園	中城村南上原 783
			45	美童保育園	中城村南上原 1023-3
		認可外保育所ー 企業主導型保育施設	46	はーとらいふ保育園	中城村字伊集 159 番地
		認可外保育所ー 事業所内保育事業所	47	ぱんじーきっず	中城村字南上原 803-3
		認可外保育所	48	ミナミ保育園	中城村字南上原 521 番地
			49	りんご保育園	中城村字南上原 1000-1
			50	ワールドミッショングループ クリスチャンスクール附属愛児園	中城村字南上原 572-2
		認可外保育所ー 企業主導型保育施設	51	中城わらび保育園	中城村南上原 1066 番地 10

注：番号は図 3.1-12 に対応している。

出典：1. 「沖縄県内特定教育・保育施設等一覧」（沖縄県ホームページ）

2. 「認可外保育施設一覧」（沖縄県ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 保育園等児童福祉施設

注：図中の番号は、表 3.1-20 に対応している。
出典：1. 「沖縄県内特定教育・保育施設等一覧」（沖縄県ホームページ）
2. 「認可外保育施設一覧」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.1-12 対象地域の保育園等児童福祉施設の分布状況

3) 病院

対象地域の病院の分布状況を表 3.1-21及び図 3.1-13に示す。

表 3.1-21 対象地域の病院の分布状況

町村名	開設者	No.	病院名	救急	所在地
与那原町	医療法人	1	与那原中央病院	○	与那原町字与那原 2905 番地
中城村	医療法人	2	医療法人海秀会うえむら病院		中城村字南上原 803-3
		3	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院	○	中城村字伊集 208 番地

注：番号は図 3.1-13 に対応している。

出典：1. 「令和 5 年度医療機関別病床数」（沖縄県ホームページ）

2. 「救急病院一覧」（沖縄県ホームページ）

4) 福祉施設

対象地域の福祉施設の分布状況を表 3.1-22及び図 3.1-13に示す。

表 3.1-22(1) 対象地域の福祉施設の分布状況

町村名	施設の種類	No.	施設名	住所
西原町	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護	1	特別養護老人ホーム守礼の里	西原町掛保久 346 番地
		2	介護老人保健施設池田苑	西原町字池田 757
		3	介護老人保健施設西原敬愛園	西原町字徳佐田 159-1
		4	高齢者複合施設か～さ	西原町字棚原 1 丁目 11 番 3 2 階
		5	住宅型有料老人ホーム はーとらいふ	西原町字小那覇 1606 番地 2 階～5 階
		6	住宅型有料老人ホーム さとうきび	西原町翁長 393 番地
		7	有料老人ホーム スマイルあいわ	西原町字池田 766 番地 2
		8	有料老人ホーム きずな	西原町字我謝 776 番地 5
		9	住宅型有料老人ホーム さわふじ	西原町吳屋 73 番地の 1
		10	有料老人ホーム メディケアハウス西原千原	西原町字千原 259-7
		11	認知症対応型共同生活介護 グループホームクローバー	西原町字翁長 591
		12	グリーンハウス西原	西原町字小那覇 218
与那原町	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護	13	特別養護老人ホーム 与那原日の出園	西原町与那原 3782 番地の 1
		14	特別養護老人 ホームグリーンハウス与原	与那原町字与那原 1152 番地
		15	介護老人保健施設うりづん	与那原町板良敷 1281-1
		16	有料老人ホーム ほがらか苑与原	与那原町与那原 1122 番地
		17	高齢者専用共同住宅 オリーブ	与那原町字与那原 615 番地 1 階、2 階
		18	住宅型有料老人ホーム さんはーと東浜	与那原町字東浜 22 番地 5
		19	有料老人ホーム ふくよか家族	与那原町与那原 479 番地
		20	有料老人ホーム ほがらか苑おおみたけ	与那原町与那原 2916 番地 1
		21	与那原在宅ケアセンター グループホームかなち	与那原町字与那原 1792-1
		22	グループホームとことん	与那原町字板良敷 161-5
中城村	有料老人ホーム	23	住宅型有料老人ホーム さくら荘	中城村字南上原 547 番地
		24	住宅型有料老人ホームみずほ	中城村字南上原 651 番地 2 階、3 階
		25	子ぶたハウス	中城村南上原 616 番地の 1 1 階

注：番号は図 3.1-13 に対応している。

出典：1. 「入所施設一覧」（沖縄県ホームページ）

2. 「西原町にある介護保険事業者（施設サービス）」（西原町ホームページ）

3. 「西原町にある介護保険事業者（在宅サービス）」（西原町ホームページ）

4. 「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

表 3.1-22(2) 対象地域の福祉施設の分布状況

町村名	施設の種類	No.	施設名	住所
西原町	障害者支援施設 障害福祉サービス	1	障害者支援施設 愛泉園	西原町字池田 625
		2	ショートステイにしばる	西原町小那覇 218
		3	心(ちむ)ハウス 1	西原町我謝 810-53
		4	フレンドリーショートステイ	西原町幸地 69-3
		5	わらゆい	西原町与那城 185-6
		6	生活介護事業所わっくわ～く	西原町字与那城 102-17
		7	まじゅん	西原町我謝 810-51
		8	障がい者サポートステーションあるていー	西原町棚原 1-21-9
		9	グッド	西原町字嘉手苅 88
		10	ちむていち	西原町翁長 326
		11	グッド	西原町字与那城 258-3
		12	サポートセンターはばたき	西原町字与那城 135
		13	指定障がい福祉サービス事業所えいと	西原町翁長 157-4
		14	就労継続支援 B型事業所 CONNECT	西原町翁長 659-2
		15	就労継続支援 B型アトリエ・ねこいろ	西原町吳屋 86
		16	就労継続支援 B型事業所すまいる	西原町与那城 185-6
		17	就労継続支援 B型うみ	西原町翁長 287 番地
		18	障害者地域生活支援センターそなえ会	西原町翁長 237-2
		19	支援センターあかとうんち	西原町上原 2-17-3
		20	スマイルーワーク (A型)	西原町内間 207
		21	スマイルーワーク (B型)	西原町内間 346
		22	フレンドリー工房	西原町幸地 69-3
		23	フレンドリー西原翁長	西原町翁長 64
		24	共同生活援助 hapipiness 西原	西原町棚原 270
		25	共同生活援助事業所 マーブル	西原町小波津 631-27
		26	グループホーム にしばる	西原町小那覇 218
		27	心(ちむ)ハウス 2	西原町池田 625
		28	フレンドリー 西原幸地	西原町幸地 128
与那原町	障害福祉サービス	29	サポートセンターあすなろ	与那原町字与那原 3861
		30	ワークセンター愛の園	与那原町字与那原 2943
		31	オハナ与那原	与那原町与那原 1118
		32	就労継続支援すずな	与那原町字上与那 454-3
		33	ワークステップうららか	与那原町字与那原 408-2
		34	スーパーチャレンジミライよなばる	与那原町字与那原 431
		35	就労継続支援 B型事業所オーシャン	与那原町板良 611-3 SUNRIZEOCEAN
		36	奏・グループホーム S.I	与那原町与那原 3150
		37	アニモ与那原	与那原町与那原 377-22
		38	グループホーム Spade	与那原町与那原 67-3
中城村	障害福祉サービス	39	自立サポートセンターみらそる	中城村字南上原 831
		40	ひかり	中城村南上原 1023-3
		41	ひなた	中城村南上原 567-2
		42	グループホーム 向日葵荘	中城村字南上原 501

注：番号は図 3.1-13 に対応している。

出典：「令和 6 年度 社会福祉施設等名簿」（沖縄県社会福祉協議会ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 病院
- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等
- 障害者支援施設、障害福祉サービス

注：図中の番号は、表 3.1-21 及び表 3.1-22 に対応している。

出典：1. 「令和 5 年度医療機関別病床数」（沖縄県ホームページ）

2. 「救急病院一覧」（沖縄県ホームページ）

3. 「入所施設一覧」（沖縄県ホームページ）

4. 「西原町にある介護保険事業者(施設サービス)」（西原町ホームページ）

5. 「西原町にある介護保険事業者(在宅サービス)」（西原町ホームページ）

6. 「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

7. 「令和 6 年度 社会福祉施設等名簿」（沖縄県社会福祉協議会ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.1-13 対象地域の病院及び社会福祉施設の分布状況

5) 文化施設

対象地域の文化施設の分布状況を表 3.1-23及び図 3.1-14に示す。

表 3.1-23 対象地域の文化施設の分布状況

町村名	No.	施設名	住所
西原町	1	西原町立図書館	西原町字与那城 152 番地の 5
	2	沖縄キリスト教学院図書館	西原町翁長 777
	3	琉球大学附属図書館	西原町字千原 1
	4	琉球大学資料館（風樹館）	西原町字千原 1 番地
与那原町	5	与那原町立図書館	与那原町字与那原 712 番地
	6	沖縄女子短期大学図書館	与那原町東浜 1 番地

注：番号は図 3.1-14 に対応している。

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/図書館・文化施設マップ（2025.1.10）」（沖縄県ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 文化施設

注：図中の番号は、表 3.1-23 に対応している。

出典：「沖縄県地図情報システム／オープンデータ一覧／図書館・文化施設マップ（2025.1.10）」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km N

図 3.1-14 対象地域の文化施設の分布状況

3.1.6 水利用

(1) 上水

1) 水道普及状況

沖縄県は多雨地域であるが、小さな島であり、雨水を集める面積が狭い割に人口が多いため、渇水地域でもある。年間降水量は全国平均よりも多いが、降雨は梅雨と台風に集中しているため、空梅雨や台風が少ない年は水不足に悩まされてきた。

対象地域の水道普及状況等を表 3.1-24に示す。

令和5年度における西原町の給水人口は34,979人、普及率は100.0%、与那原町の給水人口は19,461人、普及率は100.0%、中城村の給水人口は22,778人、普及率は100.0%となっている。

表 3.1-24 対象地域の水道普及状況等（令和5年度実績）

項目	西原町	与那原町	中城村
現在給水人口	34,979人	19,461人	22,778人
普及率	100.0%	100.0%	100.0%
一日平均給水量	11,467m ³	5,631m ³	6,577m ³

出典：「沖縄県の水道概要 令和6年度版（令和5年度データ）」（令和7年3月、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

2) 水需要の推移

対象地域の行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び有収率・有効率の推移を表 3.1-25及び図 3.1-15に、用途別有収水量の推移を表 3.1-26及び図 3.1-16に示す。

西原町では、行政区域内人口及び現在給水人口が令和4年度までゆるやかに増加し令和5年度にはわずかに減少、与那原町では令和2年度以降はゆるやかに減少、中城村では5年間をとおしてゆるやかに増加している。1日平均給水量、1日最大給水量及び有収率・有効率はいずれも概ね横ばい傾向にある。

また、用途別有収水量は、いずれの関係町村も概ね横ばいとなっている。

表 3.1-25(1) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び
有効率・有効率の推移（西原町）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口 (人)	34,483	34,658	34,931	35,062	34,979
現在給水人口 (人)	34,475	34,657	34,930	35,062	34,979
有収水量計 (m³/日)	3,992	4,041	4,043	3,957	3,906
一日平均給水量 (m³/日)	11,600	11,737	11,748	11,504	11,467
一日最大給水量 (m³/日)	13,202	13,868	13,053	12,632	13,376
有効率 (%)	94.3	94.3	94.3	94.2	93.1
有効率 (%)	96.3	96.3	96.3	96.2	95.9

出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

表 3.1-25(2) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び
有効率・有効率の推移（与那原町）

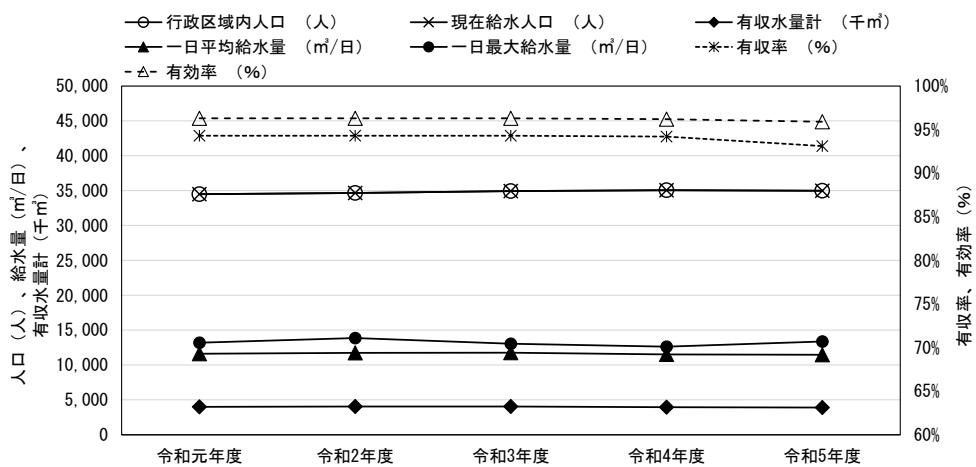
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口 (人)	19,509	19,673	19,625	19,542	19,461
現在給水人口 (人)	19,509	19,673	19,625	19,542	19,461
有収水量計 (m³/日)	1,915	1,964	1,967	1,937	1,927
一日平均給水量 (m³/日)	5,677	5,805	5,759	5,674	5,631
一日最大給水量 (m³/日)	6,158	6,362	6,385	6,213	6,146
有効率 (%)	92.4	92.7	93.6	93.5	93.5
有効率 (%)	92.4	92.7	93.6	93.5	93.5

出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

表 3.1-25(3) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び
有効率・有効率の推移（中城村）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口 (人)	21,648	21,823	22,289	22,568	22,782
現在給水人口 (人)	21,644	21,819	22,285	22,564	22,778
有収水量計 (m³/日)	2,148	2,127	2,255	2,267	2,272
一日平均給水量 (m³/日)	6,240	6,482	6,523	6,616	6,577
一日最大給水量 (m³/日)	6,296	6,583	6,722	6,741	6,746
有効率 (%)	94.0	89.9	94.7	93.9	94.4
有効率 (%)	94.0	95.1	94.7	93.9	94.4

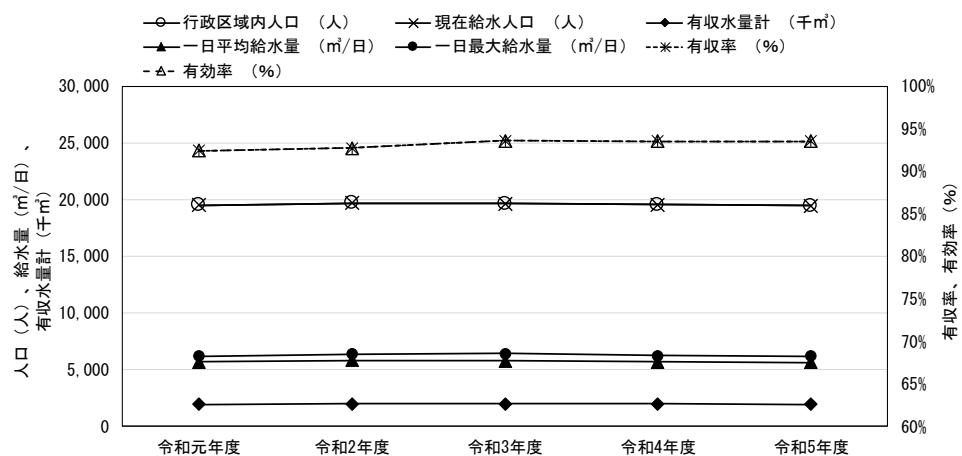
出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）



出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

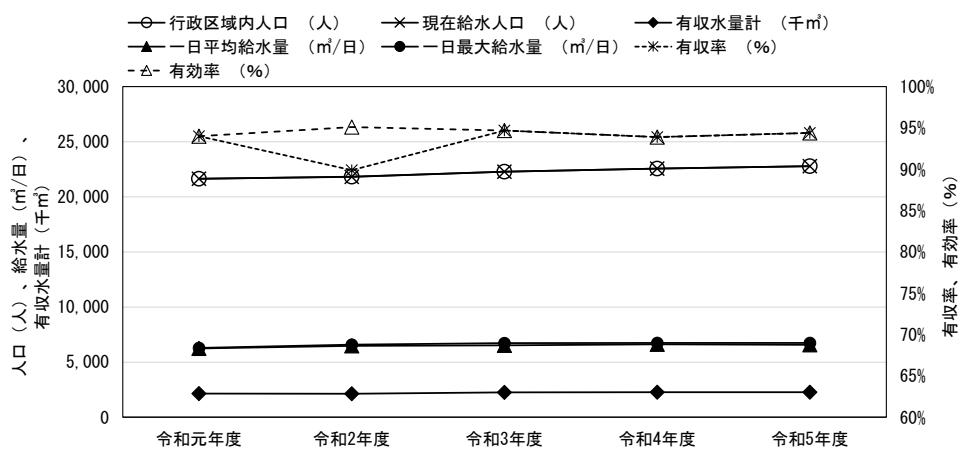
図 3.1-15(1) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び有収率・有効率の推移（西原町）



出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

図 3.1-15(2) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び有収率・有効率の推移（与那原町）



出典：「沖縄県の水道概要 令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

図 3.1-15(3) 行政区域内人口、現在給水人口、有収水量計、1日平均給水量、1日最大給水量及び有収率・有効率の推移（中城村）

表 3.1-26(1) 用途別有収水量の推移（西原町）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭用（千m ³ ）	2,751	2,887	2,890	2,841	2,780
営業用（千m ³ ）	880	823	825	779	772
工場用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
官公署・学校用（千m ³ ）	300	273	328	337	354
船舶用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
その他（臨時用等）（千m ³ ）	56	55	0	0	0
共用栓（千m ³ ）	0	0	0	0	0
公共栓（千m ³ ）	5	3	0	0	0
年間有収水量計（千m ³ ）	3,992	4,041	4,043	3,957	3,906

出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

表 3.1-26(2) 用途別有収水量の推移（与那原町）

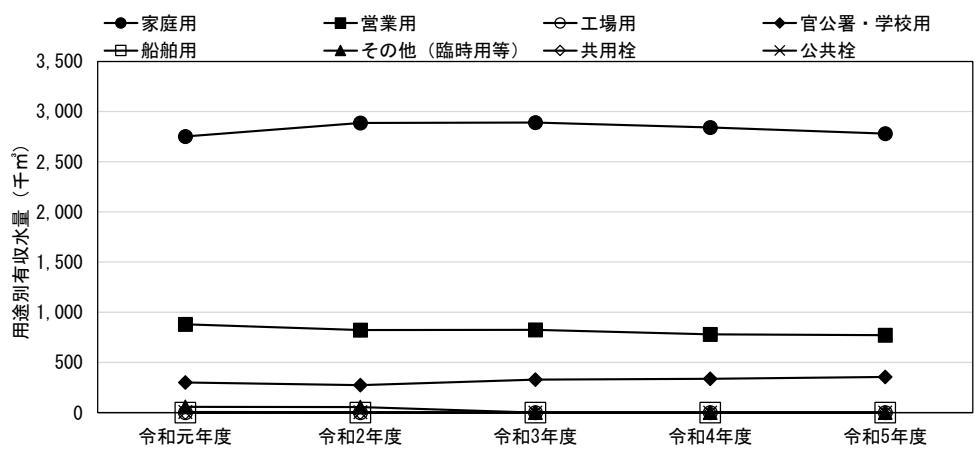
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭用（千m ³ ）	1,596	1,673	1,670	1,629	1,616
営業用（千m ³ ）	225	204	194	197	203
工場用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
官公署・学校用（千m ³ ）	89	82	99	108	106
船舶用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
その他（臨時用等）（千m ³ ）	5	5	4	3	2
共用栓（千m ³ ）	0	0	0	0	0
公共栓（千m ³ ）	0	0	0	0	0
年間有収水量計（千m ³ ）	1,915	1,964	1,967	1,937	1,927

出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

表 3.1-26(3) 用途別有収水量の推移（中城村）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭用（千m ³ ）	1,668	1,672	1,792	1,772	1,781
営業用（千m ³ ）	386	372	377	407	402
工場用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
官公署・学校用（千m ³ ）	88	79	82	83	86
船舶用（千m ³ ）	0	0	0	0	0
その他（臨時用等）（千m ³ ）	6	4	4	5	3
共用栓（千m ³ ）	0	0	0	0	0
公共栓（千m ³ ）	0	0	0	0	0
年間有収水量計（千m ³ ）	2,148	2,127	2,255	2,267	2,272

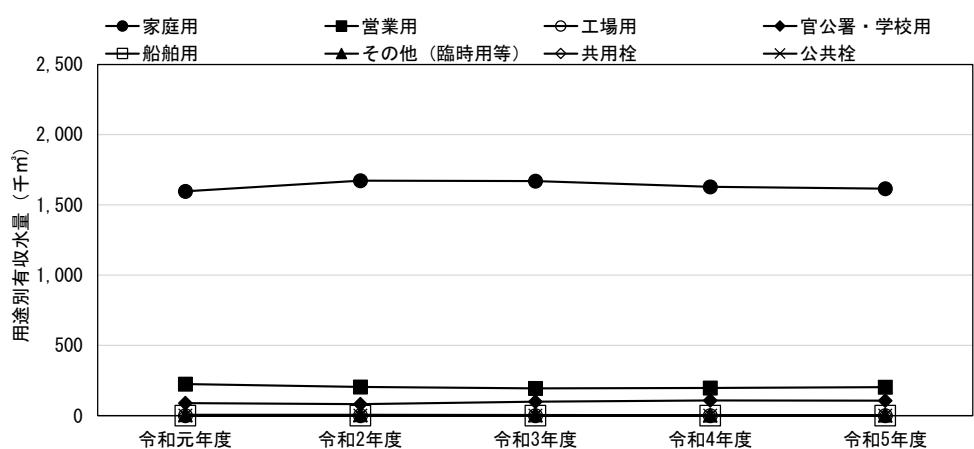
出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）



出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

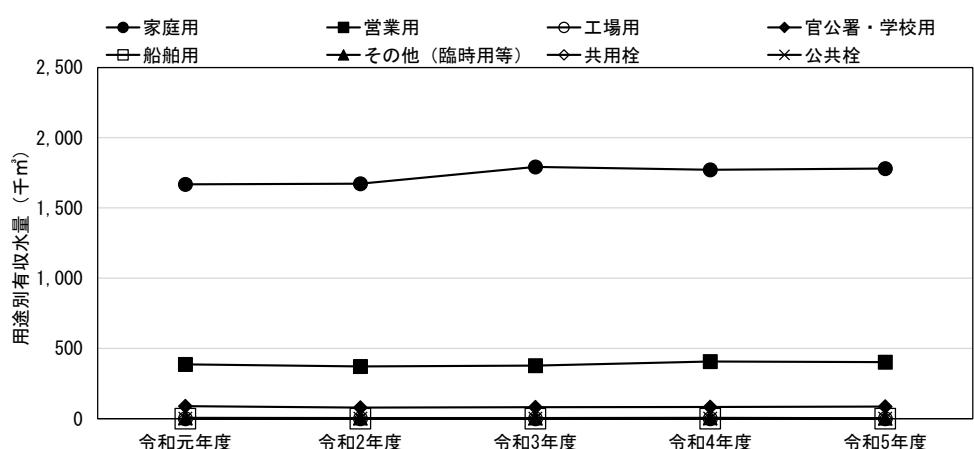
図 3.1-16(1) 用途別有収水量の推移（西原町）



出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

図 3.1-16(2) 用途別有収水量の推移（与那原町）



出典：「沖縄県の水道概要令和2～6年度版（令和元～5年度データ）」

（令和3～7年、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

図 3.1-16(3) 用途別有収水量の推移（中城村）

(2) 工業用水

対象地域の工業用水の利用状況を表 3.1-27に示す。

令和2年における工業用水の用水量は、西原町で1,079m³/日となっている。

表 3.1-27 工業用水の利用状況（従業者 30 人以上の事業所）（令和 2 年）

町村	西原町	与那原町	中城村
工業用水 (m ³ /日)	1,079	—	380

出典：「2020 年工業統計調査結果 確報」（沖縄県ホームページ）

(3) 水道施設

対象地域の水道施設一覧を表 3.1-28に、対象地域の水道施設の位置図を図 3.1-17に示す。

水道用水供給事業及び工業用水道事業を行う沖縄県企業局の水道施設として、増圧ポンプ場が3ヶ所、調整池が2ヶ所、浄水場が1ヶ所ある。

表 3.1-28 対象地域の水道施設一覧

種別	町村名	No.	施設名称	摘要
送水	西原町	1	西原増圧ポンプ場	施設能力 : 98,400m ³ /日
		2	西原東増圧ポンプ場	施設能力 : 102,400m ³ /日
		3	小那霸増圧ポンプ場	施設能力 : 8,000m ³ /日
調整池	西原町	4	西原原水調整池	施設容量 : 56,000m ³
	中城村	5	中城調整池	施設容量 : 8,600m ³
浄水場	西原町	6	西原浄水場	施設能力 : 160,500m ³ /日

注：番号は図 3.1-17 に対応している。

出典：1. 「沖縄県の水道概要 令和6年度版（令和5年度データ）」（令和7年3月、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）
2. 「西原浄水場」（沖縄県企業局ホームページ）

(4) 浄水場

対象地域には、浄水施設として西原町に西原浄水場がある。

西原浄水場の取水源は福地ダムの水で、全長約28kmの導水トンネルを自然流下で久志浄水場まで導き、そこで1次沈殿処理を行ったのちにポンプにより送水され、途中で工業用水として各工場へ給水しながら、約55km離れた西原浄水場へたどりつく。西原浄水場において、浄水薬品を注入しながら薬品混和池、フロック形成池、傾斜板式沈殿池、急速ろ過池を経て、浄水池に貯水され、水道用水として9市町（那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、与那原町、西原町、南城市、南部水道企業団（南風原町、八重瀬町））へ供給される。（出典：「西原浄水場」（沖縄県企業局ホームページ））

(5) 利水状況

1) 河川の利用状況

対象地域の主要な河川の状況を図 3.1-17に示す。

対象地域には主な河川として、二級河川の小波津川及び宇地泊川が流れている。

小波津川については、近年の都市化の進展に伴う水質の悪化により、沿川住民との結びつきは薄れ、親水・レクリエーション活動や農業・水道用水としての利用はない。(出典：「小波津川水系河川整備計画」(平成15年7月、沖縄県))

宇地泊川については、合流する支川である後原川において、復帰前米軍によって堰および取水口が設けられ那覇市の上水道水源として使用されてきた。昭和56年1月から水質悪化により表流水の取水が中止され、湧水のみ取水していたが、この湧水も汚染が進んだため、昭和60年10月、取水が停止されている。また、上流には琉球大学学内にダムがあり、そこから農業用水が取水されているが取水量は不明である。(出典：「沖縄県主要水系調査書（沖縄本島中南部地域）」(平成元年3月、沖縄県企画開発部土地利用対策課))

2) ダムの利用状況

対象地域には、ダム及び地下ダムは存在しない。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|--|------|
| | 事業実施想定区域 | ● | ポンプ場 |
| | 行政界 | ● | 調整池 |
| —●— | 二級河川 | ○ | 浄水場 |
| —□— | 準用河川 | | |
| —■— | 普通河川 | | |
| —■— | 都市下水路 | | |

注：図中の番号は、表 3.1-28 に対応している。

出典：1. 「沖縄県の水道概要 令和 6 年度版（令和 5 年度データ）」（令和 7 年 3 月、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課）

2. 「西原浄水場」（沖縄県企業局ホームページ）

3. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024. 11. 21.）」（沖縄県ホームページ）

4. 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和 5 年 11 月、西原町）

5. 「国土数値情報 河川データ（平成 19 年）」（国土交通省）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

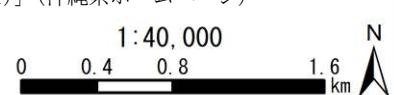


図 3.1-17 対象地域の水道施設の位置図及び利水現況図

(6) 港湾・漁港区域

対象地域の港湾の状況を表 3.1-29に、漁港の状況を表 3.1-30に、港湾・漁港の位置を図 3.1-18に示す。

港湾は重要港湾の中城湾港があり、漁港は沖縄県が管理する第1種漁港として当添漁港の1港、中城村が管理する第1種漁港として中城浜漁港の1港がある。

表 3.1-29 対象地域の港湾の状況

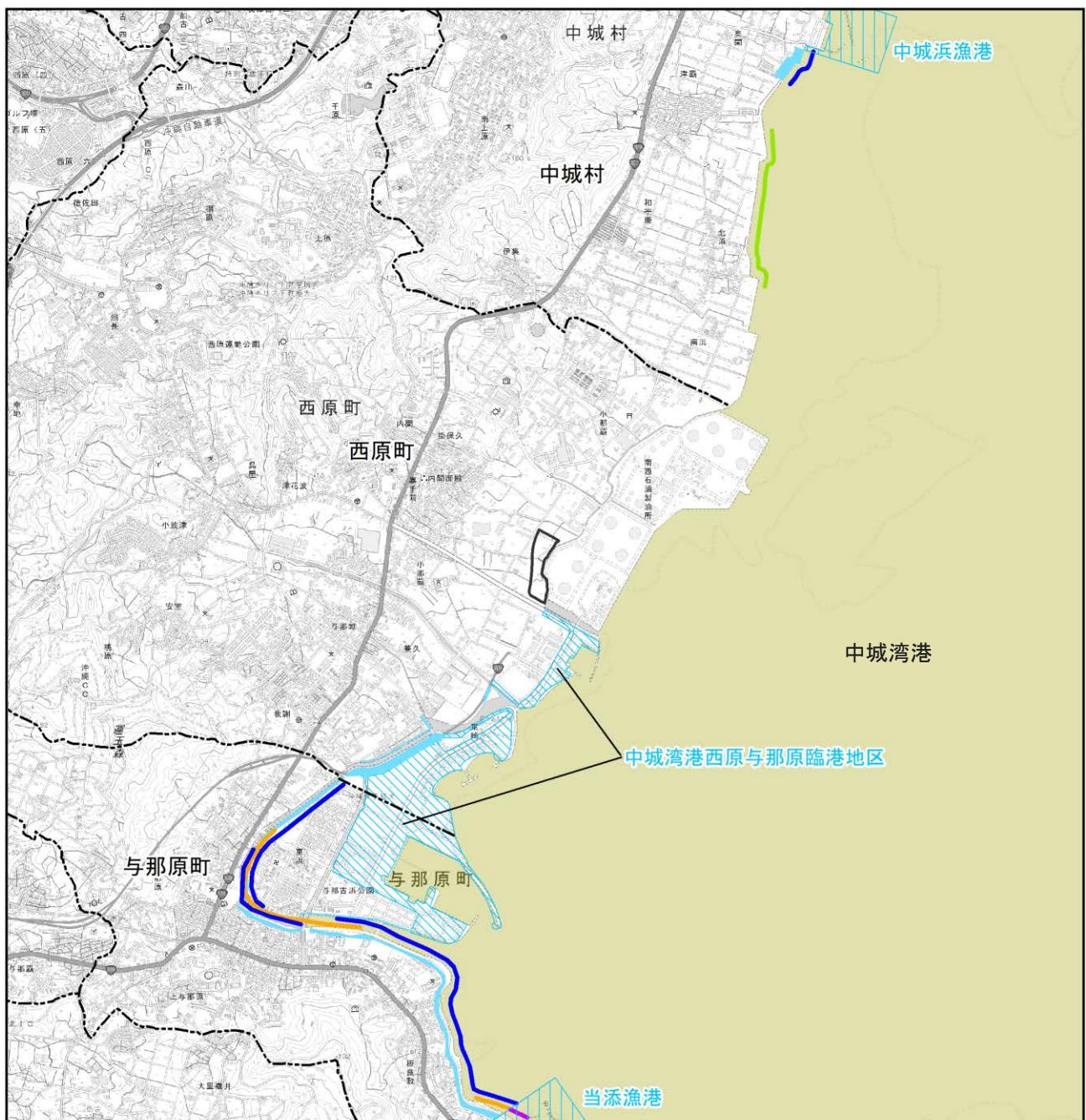
港湾名	指定	所在地	管理者	面積 (ha)	指定年月日
中城湾	重要港湾	うるま市・沖縄市 北中城村・中城村 西原町・南城市 与那原町	沖縄県	23, 958	昭和 47 年 5 月 15 日 (重要港湾指定 S49. 4. 23)

出典：「沖縄の港湾」（平成 30 年 3 月、沖縄県土木建築部港湾課）

表 3.1-30 対象地域の漁港の状況

漁港名	種別	所在地	管理者	面積 (ha)	指定年月日
当添漁港	第 1 種漁港	与那原字板良敷	沖縄県	26	昭和44年10月 7日
中城浜漁港	第 1 種漁港	中城村字奥間	中城村	22	昭和47年 5月 12日

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）



凡 例

	事業実施想定区域
	行政界
—	海岸保全区域（水産庁所管）
—	海岸保全区域（港湾局所管）
—	海岸保全区域（河川局所管）
—	海岸保全区域（農村振興局所管）
	港湾区域
	港湾隣接地域
	臨港地区
	漁港区域

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図
(2024.11.21)」(沖縄県ホームページ)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.1-18 対象地域の港湾・漁港の位置図

(7) 漁業権

対象地域の漁業権の設定状況について、共同漁業権を表 3.1-31に、特定区画漁業権を表 3.1-32に、定置漁業権を表 3.1-33に、漁業権の設定区域図を図 3.1-19に示す。

事業実施想定区域付近の海域については、与那原・西原町漁業協同組合及び佐敷中城漁業協同組合の共同第10号が設定されている。

表 3.1-31 対象地域の共同漁業権の設定状況（令和5年9月1日免許）

漁業番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期
共同第10号	与那原・西原町漁業協同組合 佐敷中城漁業協同組合	沖縄市と北中城村との境界線から南城市佐敷字仲伊保と南城市知念字久原との境界線により囲まれた沿岸水域	第一種 共同漁業	ヒジキ漁業	1月1日から12月31日まで
				ウニ漁業	1月1日から12月31日まで
				イセエビ漁業	8月1日から翌年3月31日まで
				セミエビ漁業	8月1日から翌年3月31日まで
				ゾウリエビ漁業	1月1日から12月31日まで
				ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで
				タコ漁業	1月1日から12月31日まで
				シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで
				サザエ漁業	1月1日から12月31日まで
				バイガイ漁業	1月1日から12月31日まで
			第二種 共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
			かご網漁業	1月1日から12月31日まで	
共同第11号	知念漁業協同組合	南城市知念字久原と南城市佐敷字仲伊保との境界線から久高島を含めて南城市と八重瀬町との境界線に囲まれた沿岸水域	第一種 共同漁業	ウニ漁業	1月1日から12月31日まで
				イセエビ漁業	8月1日から翌年3月31日まで
				セミエビ漁業	8月1日から翌年3月31日まで
				ゾウリエビ漁業	1月1日から12月31日まで
				ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで
				タコ漁業	1月1日から12月31日まで
				シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで
				ヒロセガイ漁業	1月1日から12月31日まで
				タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで
				ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで
				サザエ漁業	1月1日から12月31日まで
				バイガイ漁業	1月1日から12月31日まで
			第二種 共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
			かご網漁業	1月1日から12月31日まで	

出典：「漁業権について」（水産庁ホームページ）

表 3.1-32 対象地域の特定区画漁業権（令和5年9月1日免許）

漁業番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期
特区第 202 号	佐敷中城漁業協同組合	中城村北浜及び南浜の地先	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで
特区第 203 号			第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
特区第 204 号		西原町字小那霸地先	第一種特定区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から 12月31日まで
特区第 205 号	与那原・西原町漁業協同組合	与那原町字板良敷地先（当添漁港の西）	第一種特定区画漁業	サンゴ海底固定式養殖業	1月1日から 12月31日まで
特区第 206 号		与那原町字板良敷地先（当添漁港内）	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで
特区第 207 号			第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで

出典：「漁業権について」（水産庁ホームページ）

表 3.1-33 対象地域の定置漁業権（令和5年9月1日免許）

漁業番号	漁業権者	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期
定置第 4 号	照喜名智	南城市知念字久原地先（海野漁港の西）	定置漁業	定置網漁業	1月1日から 12月31日まで

出典：「漁業権について」（水産庁ホームページ）

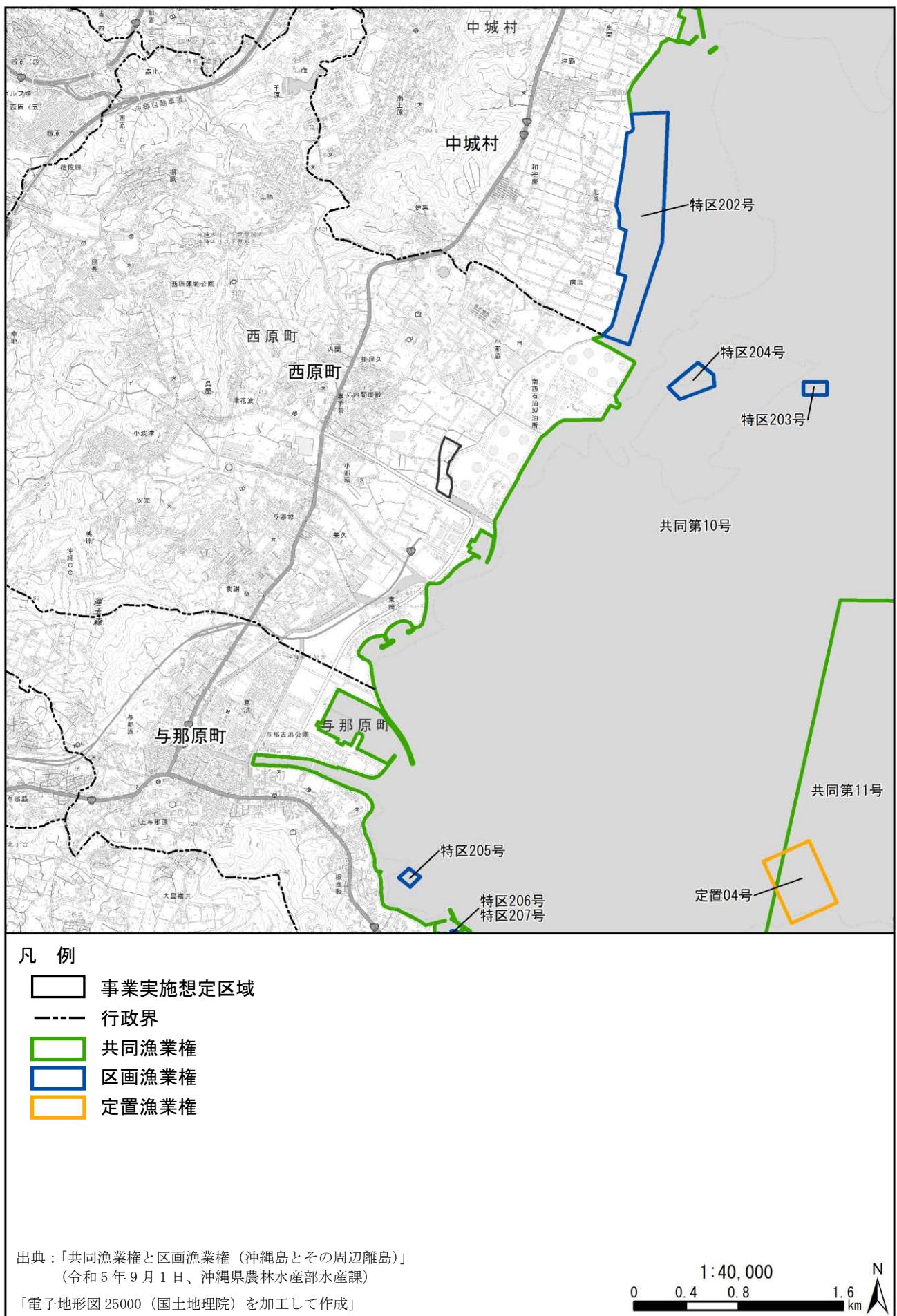


図 3.1-19 対象地域の漁業権の設定区域図

3.1.7 交通

(1) 道路網

対象地域の交通の状況を図 3.1-20に示す。

対象地域を通過する主要道路は南北方向に一般国道329号が縦断している。また、主要地方道として浦添西原線、那覇北中城線などがある。

事業実施想定区域近傍では、西側に一般国道329号が通過しているほか、南側には一般国道329号(与那原バイパス)がある。

(2) 交通量

令和3年度に国土交通省が「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」を実施している。対象地域における平日24時間自動車類交通量の状況を表 3.1-34及び図 3.1-20に示す。

対象地域で実施された令和3年度の平日24時間自動車類交通量調査区間は27区間あり、交通量は3,707～70,296台/日となっている。

表 3.1-34 対象地域の平日 24 時間自動車類交通量の状況

No.	路線名	単位区間 番号	測定地点名	24 時間自動車類交通量（台）		
				平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
1	沖縄自動車道	00020	西原 JCT～西原	65,751	51,991	48,027
2	沖縄自動車道	00030	西原～北中城	78,471	60,038	54,529
3	一般国道 329 号	10600	西原町 小那覇	26,495	29,177	32,848
4	一般国道 329 号	10610	西原町 我謝	35,046	33,950	31,681
5	一般国道 329 号	10620	与那原町 与那原	35,046	29,874	24,436
6	一般国道 329 号	10630	南風原町 与那覇	29,026	34,150	29,701
7	一般国道 329 号（与那原バイパス）	10720	西原町 東崎	—	—	3,707
8	一般国道 329 号（与那原バイパス）	10730	西原町 東崎	2,888	3,434	10,178
9	一般国道 329 号（与那原バイパス）	10740	南風原町 与那覇	—	3,562	5,639
10	一般国道 330 号	10800	宜野湾市 我如古	46,256	46,285	33,161
11	一般国道 330 号	10810	浦添市 仲間	84,501	84,797	70,296
12	一般国道 331 号	11010	与那原町 与那原	31,968	22,453	21,298
13	那覇北中城線	40260	那覇市 首里石嶺町	13,999	16,974	15,677
14	那覇北中城線	40270	西原町棚原	17,077	13,026	15,892
15	那覇北中城線	40280	西原町 上原	20,933	22,185	21,869
16	那覇北中城線	40320	—	—	—	—
17	那覇北中城線	40350	—	6,843	6,960	7,177
18	浦添西原線バイパス	40390	—	—	—	—
19	浦添西原線	40400	西原町翁長	18,199	15,574	16,566
20	浦添西原線	40420	—			16,015
21	糸満与那原線	40690	与那原町 上与那原	11,660	10,397	8,507
22	糸満与那原線	40700	西原町 東崎	9,156	10,596	9,372
23	県道 32 号線	60390	—	12,887	13,489	13,395
24	宜野湾西原線	60460	宜野湾市 我如古	18,071	15,516	16,204
25	宜野湾西原線	60470	—	12,275	11,956	12,083
26	県道 155 号線	60980	那覇市 首里石嶺町	7,062	7,803	7,528
27	南風原与那原線	61890	南風原町 宮城	12,227	16,940	19,249

注 1：斜体で示した交通量は推定値である。

注 2：単位区間番号は、令和 3 年度調査の区間番号を示す。

出典：「平成 22 年度、平成 27 年度、令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）箇所別基本表」（国土交通省ホームページ）

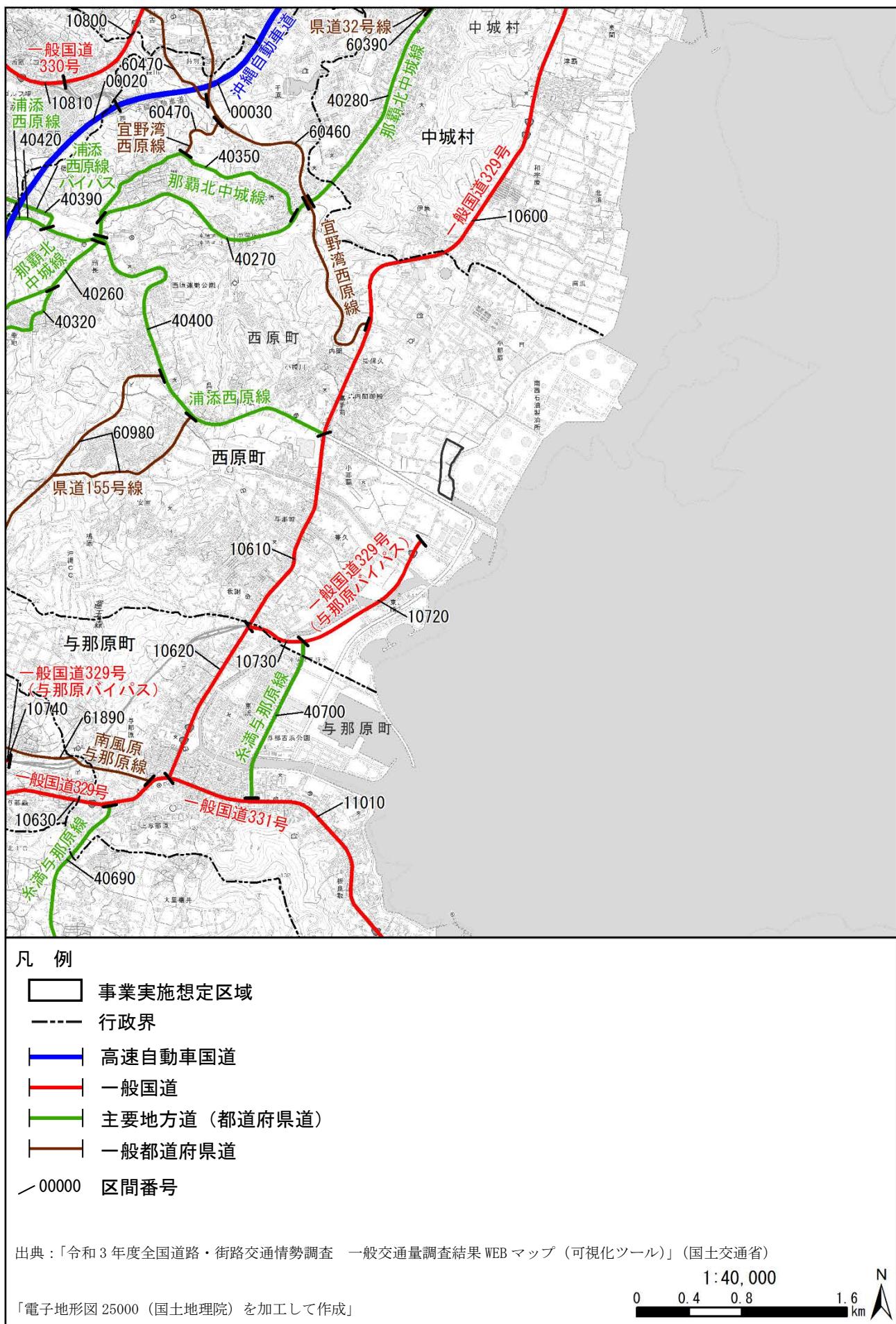


図 3.1-20 対象地域の交通の状況

(3) バス路線

対象地域におけるバス路線は、主に国道及び県道を通り、関係町村内の主要拠点間及び関係町村外の各地域に連絡している。

対象地域を運行しているバスの路線図を図 3.1-21に示す。

(4) 鉄道（モノレール）

対象地域に鉄道はない。

(5) 海上交通の状況

対象地域に海上交通の拠点はない。

(6) 航空の状況

対象地域に空港はない。



図 3.1-21 対象地域を運行しているバスの路線図

3.1.8 環境整備

(1) 下水道

関係町村の公共下水道の概要を表 3.1-35に、公共下水道の整備状況を図 3.1-22に示す。

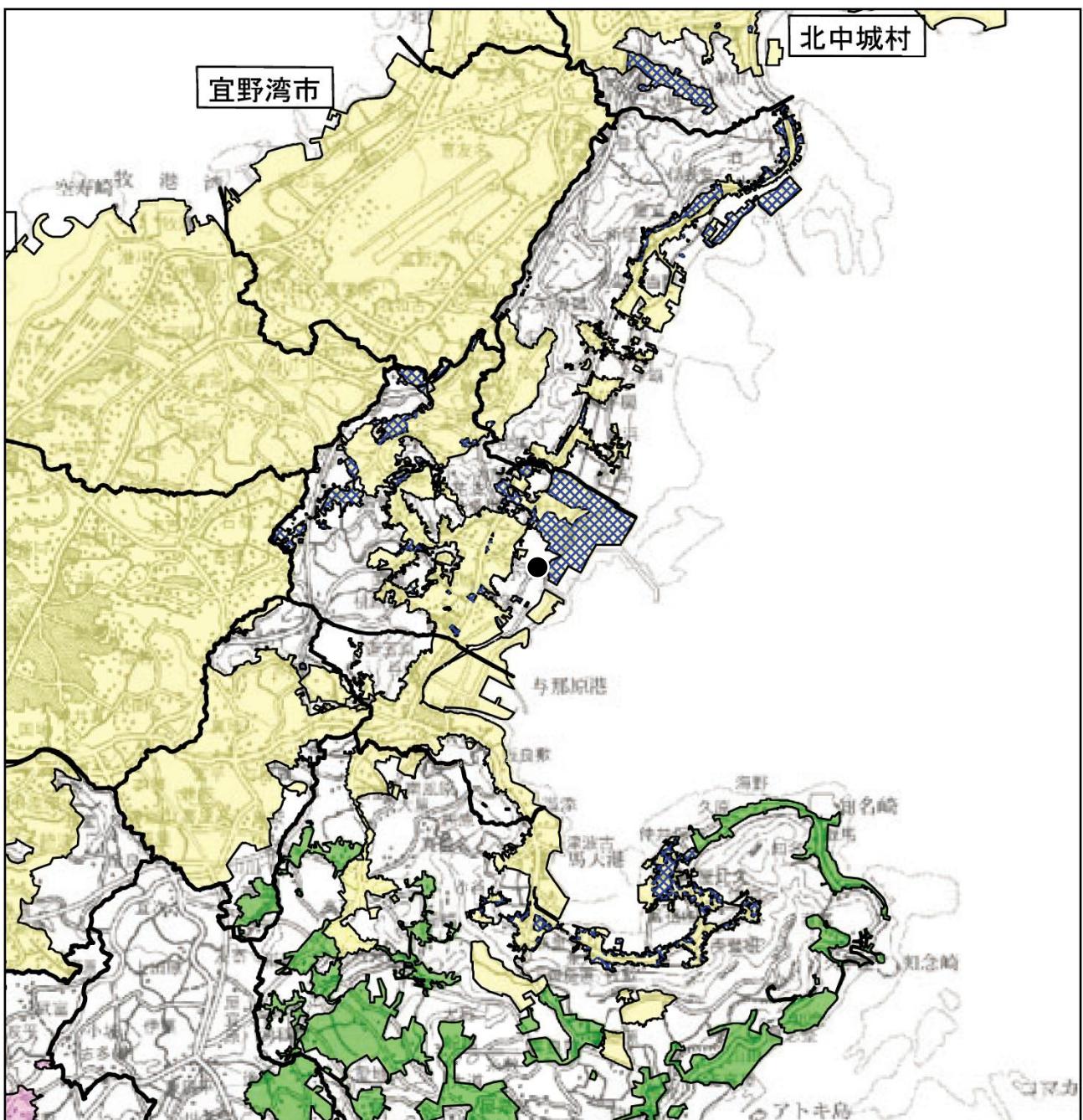
西原町の下水道の事業計画面積は697.1ha、供用開始済み面積は325.4haであり、事業計画面積整備率は46.7%である。与那原町の下水道の事業計画面積は295.2ha、供用開始済み面積は233.3haであり、事業計画面積整備率は79.0%である。中城村の下水道の事業計画面積は359.0ha、供用開始済み面積は211.0haであり、事業計画面積整備率は58.8%である。

なお、事業実施想定区域は現在、下水道は整備されていない。

表 3.1-35 関係町村の公共下水道の概要（令和6年3月末現在）

	流域関連公共下水道			沖縄県
	西原町	与那原町	中城村	
行政人口	35,392人	19,844人	22,562人	1,477,870人
全体計画区域内現在人口	34,609人	19,844人	19,891人	1,243,037人
利用可能人口	15,132人	17,235人	15,227人	1,067,324人
人口普及率	42.8%	86.9%	67.5%	72.2%
接続人口	11,219人	13,194人	10,545人	956,004人
水洗化率	74.1%	76.6%	69.3%	89.6%
全体計画面積	853.2ha	295.2ha	404.0ha	27,124.4ha
事業計画面積	697.1ha	295.2ha	359.0ha	24,949.9ha
供用開始済み面積	325.4ha	233.3ha	211.0ha	19,966.2ha
計画面積整備率	38.1%	79.0%	52.2%	73.6%
事業計画面積整備率	46.7%	79.0%	58.8%	80.0%

出典：「令和5年度 沖縄県流域下水道維持管理年」（令和6年9月、沖縄県下水道事務所）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 令和 19 年度以降に整備する区域
- 流域関連公共下水道事業
- 単独公共下水道事業
- 農業集落排水事業

出典：「沖縄汚水再生ちゅら水プラン 2023（沖縄県下水道等整備構想）（長期計画：令和 18 年度）」
 （令和 5 年 3 月、沖縄県）

1:100,000

0 1 2

N

4 km

図 3.1-22 下水道の整備状況図

(2) 廃棄物処理施設等の整備及び利用状況

廃棄物は、図 3.1-23に示すように「家庭から発生する廃棄物（一般廃棄物）」と「事業活動に伴って発生する廃棄物」に分類される。

「事業活動に伴って発生する廃棄物」はさらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている20種類（廃プラスチック類、ゴムくず等）が「産業廃棄物」、産業廃棄物に該当しない事業活動に伴って発生する廃棄物が「事業系一般廃棄物」として分類される。

「一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」は、西原町及び与那原町では南部広域行政組合の東部環境美化センター、中城村では中城村北中城村清掃事務組合の青葉苑において処理されている。

「産業廃棄物」は排出事業者責任原則に基づき、事業者自らの責任で処理することが義務づけられており、収集・運搬は沖縄県知事が許可した運搬業者が行っている。

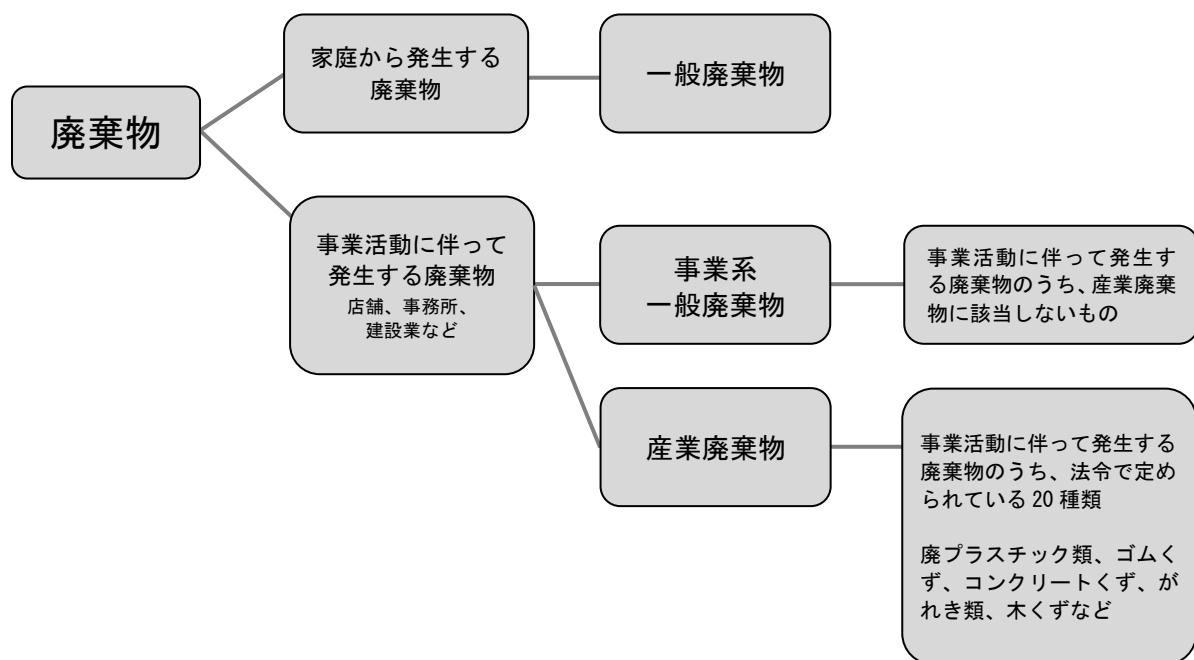


図 3.1-23 廃棄物の定義

1) 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む）

西原町及び与那原町のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみについては東部環境美化センターで処理を行っている。資源ごみについては、西原町は西原町リサイクルヤード、与那原町は民間委託にて処理を行っている。

中城村のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、危険ごみに分別され、いずれも青葉苑で処理を行っている。

対象地域に係る一般廃棄物焼却施設、一般廃棄物最終処分場及び廃棄物再生利用施設の整備状況を表 3.1-36～表 3.1-38に、位置を図 3.1-24に示す。

対象地域に係る廃棄物処理施設は、一般廃棄物焼却施設2ヶ所、一般廃棄物最終処分場1ヶ所、廃棄物再生利用施設2ヶ所がある。

なお、対象地域に位置しているのは、西原町リサイクルヤードのみとなっている。

表 3.1-36 対象地域に係る一般廃棄物焼却施設整備状況

実施主体	構成市町村	所在地	規模	処理方式	当初着工年月	直近着工年月
			炉の形態		当初竣工年月	直近竣工年月
南部広域行政組合 (東部環境美化センター)	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	与那原町字板良敷1612	98t/日	全連続	S58. 4	H29. 6
			49t/24h×2基		S60. 3	H30. 11
青葉苑 (中城村北中城村清掃事務組合)	中城村 北中城村	中城村字伊舍堂787番地	40t/日	全連続+灰溶融 ^注	H12. 12	—
			20t/24h×2基		H15. 5	—

注：灰溶融設備のみ稼働休止

出典：1. 「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

2. 「西原町一般廃棄物処理基本計画」（令和4年4月、西原町）

3. 「一般廃棄物処理基本計画」（平成30年3月、中城村）

表 3.1-37 対象地域に係る一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体	構成市町村	所在地	埋立開始年月	終了予定期年月	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)	令和4年度末	
							残余容量(m ³)	残余年数(推計)
南部広域行政組合 (美らグリーン南城)	糸満市 豊見城市 南城市 八重瀬町 与那原町 西原町	南城市玉城字奥武 1124番地	H30.9	R15.8	7,967	95,778	67,656	11.6

出典：1. 「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

2. 「西原町一般廃棄物処理基本計画」（令和4年4月、西原町）

表 3.1-38 対象地域に係る廃棄物再生利用施設整備状況

種別	実施主体	構成 市町村	所在地	施設 規模	着工 年月	竣工 年月	処理方式等
リサイクルプラザ	青葉苑 リサイクル プラザ（中城村北中 城村清掃事務組合）	中城村 北中城村	中城村字伊舍 堂 787 番地	9t/5h	H12. 12	H15. 5	・破碎（破碎機） ・機械選別（磁選機、アルミ選別機） ・手選別 ・圧縮形成（金属プレス機）
—	西原町リサイクルヤ ード（西原町）	西原町	西原町字小那 霸 960 番地の 1	—	—	R5. 8	・手選別

出典：1. 「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

2. 「西原町一般廃棄物処理基本計画」（令和4年4月、西原町）

3. 「一般廃棄物処理基本計画」（平成30年3月、中城村）

また、東部環境美化センターの令和2年度～6年度の排ガス測定結果を表 3.1-39に示す。

表 3.1-39 ごみ焼却施設からの排ガス測定結果（東部環境美化センター）

項目	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ばいじん量 (酸素濃度補正值) g/m ³ N	0.08	0.001	0.0014	0.0014	0.0017	0.0039
全硫黄酸化物量 m ³ N/h	34.4	0.10	0.2	0.1 未満	0.3	0.1 未満
窒素酸化物量 (酸素濃度補正值) ppm	250	107	121	113	121	120
塩化水素量 (酸素濃度補正值) mg/m ³ N	700	32	28	7	45	61
全水銀濃度 (酸素濃度補正值) μg/m ³ N	50	0.027650	0.400000	0.152500	0.347500	1.552500
ガス状水銀濃度 (酸素濃度補正值) μg/m ³ N	—	0.276250	0.400000	0.152500	0.347500	1.547500
粒子状水銀濃度 (酸素濃度補正值) μg/m ³ N	—	0.000653	0.0005 未満	0.000560	0.000850	0.013425

出典：「令和7年度 東部環境衛生課（概要）（一般廃棄物処理）」（令和7年7月、南部広域行政組合 東部環境衛生課）

2) 産業廃棄物

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任に基づき事業者自ら処理するか又は許可業者に委託して処理されている。

沖縄県における産業廃棄物処理業者数（許可件数）を表 3.1-40に示す。産業廃棄物処理業者は南部保健所、中部保健所管内に多く所在している。

表 3.1-40 沖縄県の保健所別産業廃棄物処理業及び再生利用業（令和5年度末現在）

業区分 保健所名	産業廃棄物処理業								産業廃棄物再生利用業			
	収集運搬業		処分業						計	再生輸送業	再生活用業	計
			普通			特管						
普通	特管	中間処理	最終処分	中間・最終	中間処理	最終処分	中間・最終	0	132	2	1	3
北部	103	7	19	1	1	0	1	0	132	2	1	3
中部	374	40	53	0	4	5	0	0	476	2	3	5
南部	587	88	62	1	1	3	0	0	742	0	1	1
宮古	64	8	11	0	1	1	0	0	85	0	1	1
八重山	62	5	9	0	1	0	0	0	77	0	0	0
合計	1,190	148	154	2	8	9	1	0	1,512	4	6	10
		1,338			174							

注1：産業廃棄物処理業については、各業区分の許可件数を表す。

注2：複数の許可を持つ事業者についてそれぞれ1件ずつ計上する。

注3：産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、又は第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものをいう。

出典：「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

沖縄県における産業廃棄物処理施設の設置状況を表 3.1-41に示す。設置許可数201施設のうち、中間処理施設が185施設、最終処分場が16施設となっている。

対象地域における産業廃棄物焼却施設を表 3.1-42に、位置を図 3.1-24に示す。西原町に産業廃棄物焼却施設が1ヶ所ある。

表 3.1-41 沖縄県の産業廃棄物処理施設の設置状況（令和5年度末現在）

施設の種類	設置主体別施設数	設置施設数				処理能力
		事業者	処理業者	公共	計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	1	6	7	14	2,747m ³ /日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	1	0	1	150 t/日
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114 t/日
	焼却施設	0	8	0	8	1,773.8 t/日 (423.8 t/日)
	廃プラスチック類の破碎施設	0	21	0	21	2,854 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	1	138	0	139	66,487.2 t/日
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0m ³ /日
最終処分場	小計	2	176	7	185	—
	管理型	3	4(1)	1	8(1)	3,525,782m ³
	安定型	0	8(6)	0	8(6)	5,195,706m ³
	小計	3	12(7)	1	16(7)	8,721,488m ³
	合計	5	188	8	201	—

注1：焼却施設の処理能力における括弧書きは、セメント焼成炉を含まない数値である。

注2：がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。

注3：廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。

注4：最終処分場については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設を（）内に外数で示している。

出典：「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.1-42 対象地域の産業廃棄物焼却施設の許可状況

許可年月日	設置会社名	所在地	処理品目	処理能力 (t/日)
H8.7.18	沖縄県産業廃棄物処理協同組合	西原町字小那覇1061番1、他	汚泥、廃油、廃プラ、その他	16.8

出典：「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

(3) し尿処理施設の整備状況

対象地域のし尿処理施設等の整備状況を表 3.1-43及び図 3.1-24に示す。

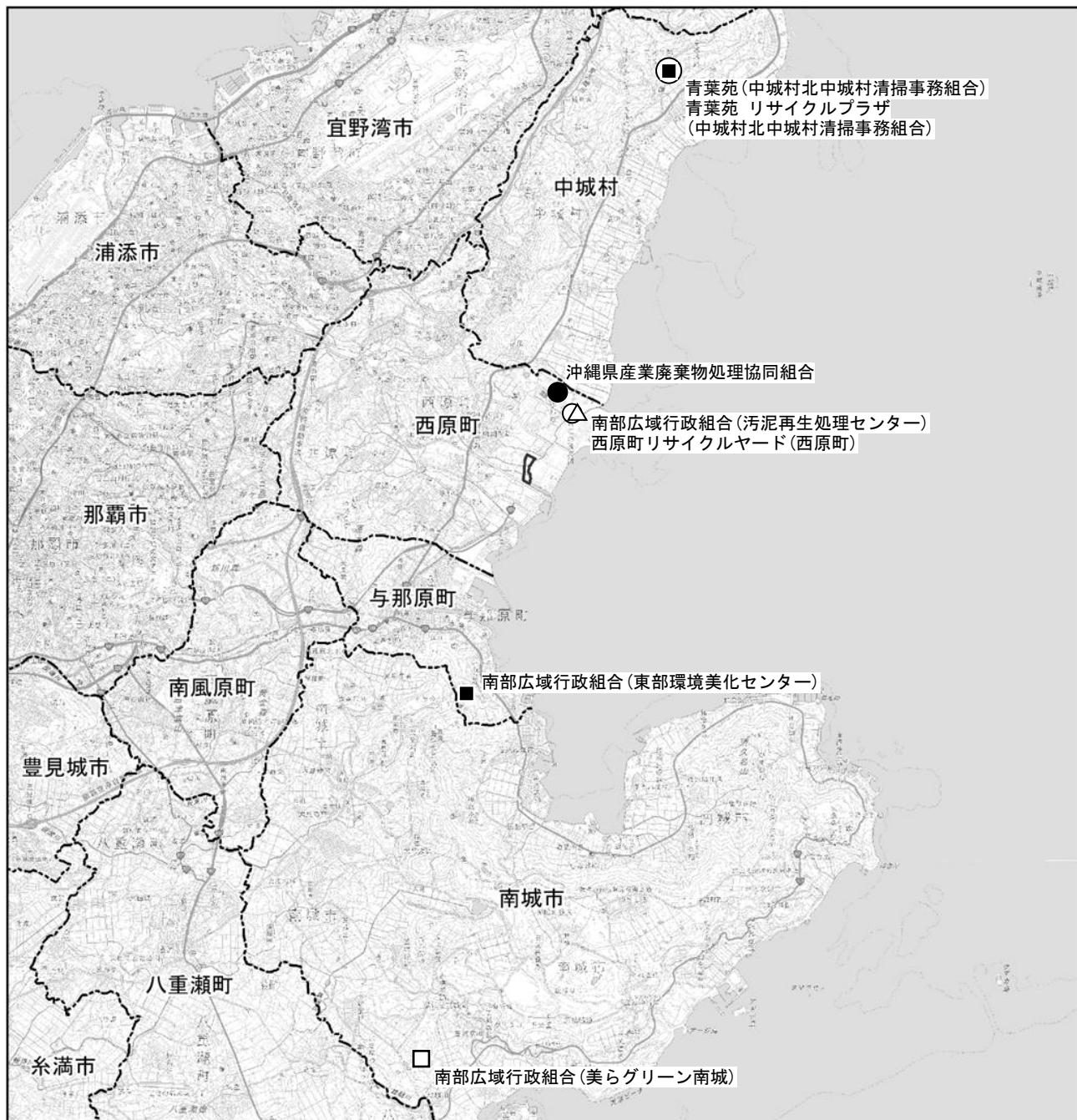
西原町、与那原町、中城村のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、南部広域行政組合のし尿処理施設である汚泥再生処理センターで行われている。

表 3.1-43 対象地域のし尿処理施設等の整備状況

施設名称	構成市町村	所在地	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
南部広域行政組合 (汚泥再生処理センター)	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村	西原町字小那覇 964番地	107	固液分離・ 希釀方式	H24.12	H26.12

出典：1. 「廃棄物対策の概要」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

2. 「西原町一般廃棄物処理基本計画」（令和4年4月、西原町）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 一般廃棄物焼却施設
- 一般廃棄物最終処分場
- 廃棄物再生利用施設
- 産業廃棄物焼却施設
- △ し尿処理施設

- 出典 : 1. 「西原町一般廃棄物処理基本計画」(令和4年4月、西原町)
 2. 「一般廃棄物処理基本計画」(平成30年3月、中城村)
 3. 「廃棄物対策の概要」(令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課)
 4. 「令和7年度 西原町一般廃棄物処理実施計画」(西原町)

1:100,000
 0 1 2 4 km
 N

「電子地形図 50000 那覇、沖縄市南部、糸満、久高島（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1-24 対象地域に係る廃棄物処理施設位置図

3.2 関係法令等の指定及び規制等

3.2.1 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容

(1) 大気質に係る規制

1) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)が表 3.2-1に示すとおり定められている。また、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第4号)を表 3.2-2に、「ダイオキシン類に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)を表 3.2-3に、「微小粒子状物質に係る環境基準」(平成21年環境省告示第33号)を表 3.2-4に示す。

表 3.2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注3：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：1. 「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)

2. 「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和53年環境庁告示第38号)

表 3.2-2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第4号)

表 3.2-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2：基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2-4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質に係る環境基準」（平成21年環境省告示第33号）

2) 大気汚染防止法等

本事業は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）（以下「大防法」という。）及び「沖縄県生活環境保全条例」（平成20年沖縄県条例第43号）（以下「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

①硫黄酸化物に係る排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

なお、西原町の値は「9.0」になる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物排出許容量 (0°C1気圧の状態に換算した m³N/h)

K : 地域の区分ごとに掲げる値（表 3.2-5参照）

He : 補正された排出口の高さ (m)

表 3.2-5 各市町村におけるK値

K 値	区 域
9.0	那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市（石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苅、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。）、金武町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町 、与那原町
13.0	糸満市、沖縄市、うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平安敷屋及び勝連平安名の区域に限る。）、豊見城市、恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、南風原町
17.5	その他の区域

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例（大気）届出の手引き（Ver2.4）」（平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課）

②有害物質に係る排出基準

法律及び条例で定められた有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設の種類ごとに定められており、表3.2-6（有害物質：大防法）、表3.2-7（有害物質：県条例）及び表3.2-8（窒素酸化物：大防法のみ）に示す。

窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については、次式により算出する。

a) 窒素酸化物（大防法）

$$C = \{(21 - O_n)/(21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度 (ppm)

O_n : 施設ごとに定められた値 (残存酸素濃度) (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : JIS K 0104で測定された濃度 (ppm)

b) 塩化水素（大防法）

$$C = \{9/(21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 塩化水素の濃度 (mg/Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : JIS K 0107で測定された濃度 (mg/Nm³)

表 3.2-6 大気汚染防止法による有害物質の排出基準

物質名	ばい煙発生施設	定量物質	排出基準 (mg/m ³)
カドミウム及びその化合物	カドミウム顔料などの乾燥施設	カドミウム	1.0
	カドミウム化合物を原料とするガラス製造用の焼成炉、溶融炉		
	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		
鉛及びその化合物	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉、溶鉱炉	鉛	30
	鉛の二次精錬・二次製品(管、板、線、鉛蓄電池、鉛系顔料)用の溶鉱炉		10
	鉛ガラス用の焼成炉、溶融炉		20
塩素及び塩化水素	塩素反応施設・吸収施設など	塩素	30
	塩素反応施設・吸収施設など		80
	廃棄物焼却炉		700
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	アルミニウム精錬電解炉(排出口)	ふつ素	3.0
	アルミニウム精錬電解炉(天井系)		1.0
	フッ化物を用いるガラス焼成炉、溶融炉		10
	リン、リン酸、リン酸肥料製造用などの反応施設、濃縮施設、溶解炉の一部、フッ酸、トリポリリン酸ソーダ製造用の施設の一部(吸収施設など)		
	過リン酸石灰製造用の反応施設など		15
	リン酸肥料製造用の焼成炉、平炉		20
窒素酸化物	表 3.2-8 による		

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-7 沖縄県生活環境保全条例による有害物質の排出基準

大気有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0mg
塩素		30mg
塩化水素	別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉	700mg
	別表第1の5の項以外の項に掲げる施設	80mg
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	ふつ素として	10mg
鉛及びその化合物	鉛として	20mg

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-8 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準(廃棄物焼却炉)

番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (湿り最大定格排ガス量万m ³ N/h)	残存酸素濃度 On (%)	排出基準値(ppm)		
				～S52.6.17に設置された施設	S52.6.18～S54.8.9に設置された施設	S54.8.10～に設置された施設
①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上	12%	900	450	450
		4未満			900	
②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12%	300	250	250
		4未満		900	900	700
③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	4以上	12%	300	250	250
		4未満			300	
④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%			250

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

③ばいじんに係る排出基準

ばいじんに係る排出基準を表 3.2-9 (大防法) 及び表 3.2-10 (県条例) に示す。

ばいじん量については、次式により算出する。

$$C = \{(21 - O_n)/(21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g)

O_n : 表 3.2-8中、残存酸素濃度 O_n の欄に記載された値

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は20%とする。)

C_s : JIS Z 8808に定める方法により測定されたばいじん量 (g)

表 3.2-9 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準 (廃棄物焼却炉)

施設名	規模	新設		既設 (H10.6.30 以前) ばいじん量 (g/m ³ N)
		ばいじん量 (g/m ³ N)	残存酸素濃度 (%)	
廃棄物焼却炉	(焼却能力)	4t 以上	0.04	12 0.08 0.15 0.25
		2~4t	0.08	
		2t 未満	0.15	

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-10 沖縄県生活環境保全条例によるばいじんの排出基準

項	施設名	ばいじんの量
1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30g
2	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭(1kg当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	0.80g
3	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの	0.40g
4	別表第1の2の項に掲げる溶解炉	0.40g
5	別表第1の3の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	0.80g
6	別表第1の3の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60g
7	別表第1の2の項に掲げる溶解炉のうちるつぼ炉	0.50g
8	別表第1の3の項に掲げる焼成炉及び溶融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	0.40g
9	別表第1の4の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40g
10	別表第1の5の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70g

備考：1. ばいじんの量は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりの量とする。

2. ばいじんの量は、規格JIS Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。

3. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

【参照】 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設（令別表第1）

項目	施設の種類	施設の規模	規制基準
大気汚染防止法 ばい煙発生施設	1 ボイラー	熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く	伝熱面積10m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上
	2 ガス発生炉・加熱炉	水生ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上
	3 焼焼炉・焼結炉・煅焼炉	金属の精錬又は無機化学工業の製造の用に供する焼焼炉、焼結炉、煅焼炉	原料の処理能力が1t/h以上
	4 溶鉱炉・転炉・平炉	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉	
	5 金属溶融炉	金属の清製又は鋳造の用に供する溶融炉	火格子面積1m ² 以上（火格子の水平投影面積）又は羽口面断面積（羽口最下段の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平面面積）が0.5m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上
	6 金属加熱炉	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
	7 石油加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
	8 触媒再生塔	石油精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の焼却能力が200kg/h以上
	8-2 燃焼炉	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力6L/h以上
	9 焼成炉・溶融炉	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積1m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量200KVA以上
	10 反応炉・直火炉	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
	11 乾燥炉		
	12 電気炉	整銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量1000KVA以上
	13 廃棄物焼却炉		火格子面積2m ² 以上又は焼却能力200kg/h以上
	14 燃焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する燃焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上又は火格子面積が0.5m ² 以上又は羽口面断面積が0.2m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算20L/h以上
	15 乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上
	16 塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上
	17 溶解槽	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
	18 反応炉	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃焼能力3L/h以上であること
	19 塩素反応施設	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る）	原料塩素処理能力50kg/h以上（塩化水素にあっては塩素換算量）
	20 電解炉	アルミニウムの精錬の用に供する電気炉	電流容量が30KA以上
	21 反応・濃縮施設・焼成炉・溶解炉	燃焼、燃酸、燃酸質肥料又は複合肥料の製造（原料に焼鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	焼鉱石の処理能力が80kg/h以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上
	22 凝縮・吸収施設・蒸溜施設	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積が10平方メートル以上又はポンプの動力が1KW以上
	23 反応施設・乾燥炉・焼成炉	トリポリ燃酸ナトリウムの製造（原料に焼鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/h以上又は火格子面積が1m ² 以上又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上
	24 鉛溶解炉	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造に供する溶解炉	バーナーの燃焼能力10L/h以上、変圧器の定格容量40KVA以上
	25 溶解炉	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量20KVA以上
	26 溶解炉・反射炉・反応炉・乾燥施設	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であるか、又は変圧器の定格容量20KVA以上
	27 吸收施設・漂白施設・濃縮施設	硝酸の製造の用に供する吸收施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/h以上
	28 コークス炉		原料の処理能力が20t/日以上
	29 ガスター・ビン		燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること
	30 ディーゼル機関		
	31 ガス機関		
	32 ガソリン機関		燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上

注：「重油換算」は、液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgが重油10Lに相当する（昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知）。

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例（大気）届出の手引き（Ver2.4）」（平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課）

④水銀に係る排出基準

水銀に係る排出基準を表 3.2-11 (大防法) に示す。

表 3.2-11 大気汚染防止法による水銀の排出基準 (廃棄物焼却炉)

施設名	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) ^{注2}		On (%)
	～H30.3.31 ^{注3}	H30.4.1～	
廃棄物焼却炉 ^{注1}	50	30	12

注1：火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上について適用される。

注2：廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正是次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - On) / (21 - Os)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)

Cs : 排出ガス中の水銀の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)

On : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Os : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

注3：「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)の施行(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)を指す。

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

⑤ダイオキシン類に係る排出基準

ダイオキシン類に係る排出基準を表 3.2-12 (大防法) に示す。

表 3.2-12 ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類の排出基準 (廃棄物焼却炉)

単位 : ng-TEQ/ m^3N

特別施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設 基準	既設施設 基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上、又は焼却能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)

(2) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域（悪臭規制地域）内にある工場、その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について規制している。悪臭規制地域内における改善勧告や改善命令、特定悪臭物質濃度又は臭気指数の測定、報告の徴収及び立入検査は、市町村長が行っている。

平成30年度末現在、沖縄県では悪臭防止法に基づき、11市7町5村の計23市町村で悪臭規制地域が指定されているが、「特定悪臭物質規制」に係る地域と、「臭気指数規制」に係る地域がある。

特定悪臭物質規制を行っている市町村を表 3.2-13に、臭気指数規制を行っている市町村を表 3.2-14に示す。

事業実施想定区域が位置する西原町は特定悪臭物質規制を行っている。

表 3.2-13 特定悪臭物質規制を行っている市町村

市町村
石垣市、本部町、 西原町 、北中城村

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

表 3.2-14 臭気指数規制を行っている市町村

市町村
名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、宮古島市、南城市、読谷村、中城村、東村、恩納村、南風原町、与那原町、八重瀬町、嘉手納町

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

また、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制基準を表 3.2-15に、臭気指数規制基準を表 3.2-16に、関係町村における規制地域の指定状況を図 3.2-1に示す。

事業実施想定区域は、悪臭防止法に基づく規制地域指定のない地域となっている。

表 3.2-15 特定悪臭物質規制基準

（敷地境界線上における規制基準）

単位 : ppm

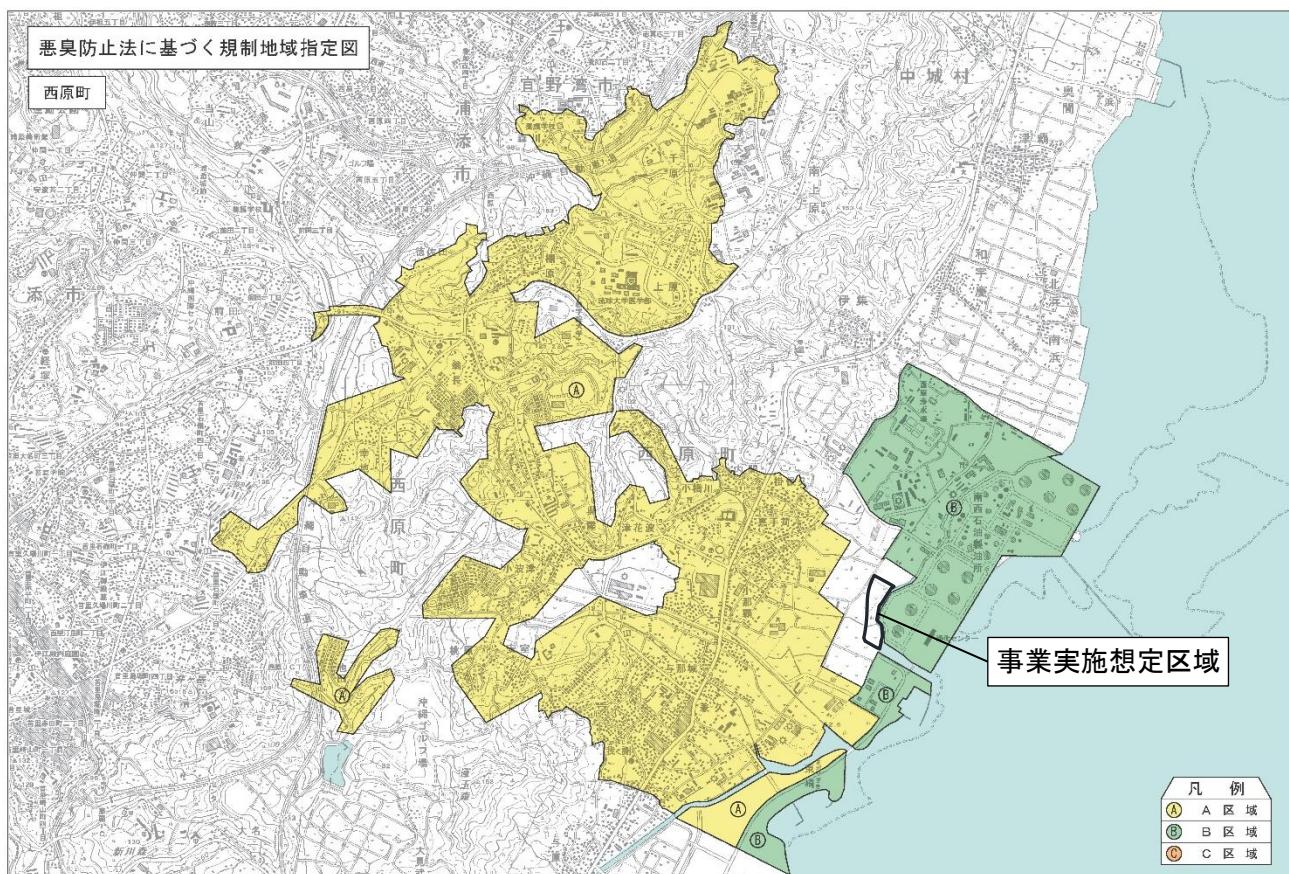
物質名	A 区域	B 区域	物質名	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2	イソ吉草酸	0.001	0.004
メチルメルカプタン	0.002	0.004	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
硫化水素	0.02	0.06	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
硫化メチル	0.01	0.05	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
トリメチルアミン	0.005	0.02	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
スチレン	0.4	0.8	イソブタノール	0.9	4
二硫化メチル	0.009	0.03	酢酸エチル	3	7
プロピオン酸	0.03	0.07	メチルイソブチルケトン	1	3
ノルマル酪酸	0.001	0.002	トルエン	10	30
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	キシレン	1	2

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

表 3.2-16 臭気指数規制基準

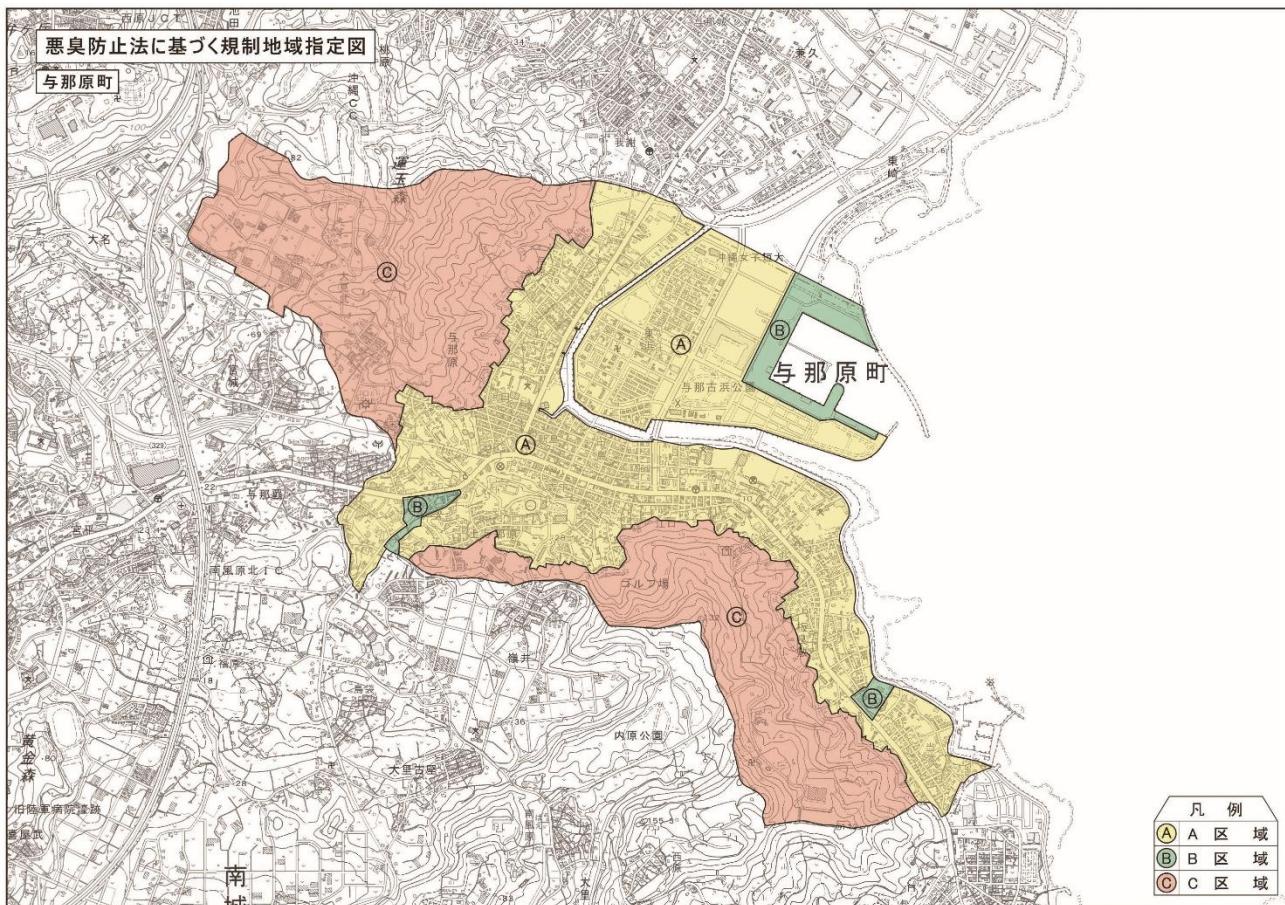
区分	A 区域	B 区域	C 区域
敷地境界線上における規制基準	15	18	21
気体排出口における規制基準	敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度		
排出水における規制基準	31	34	37

出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）



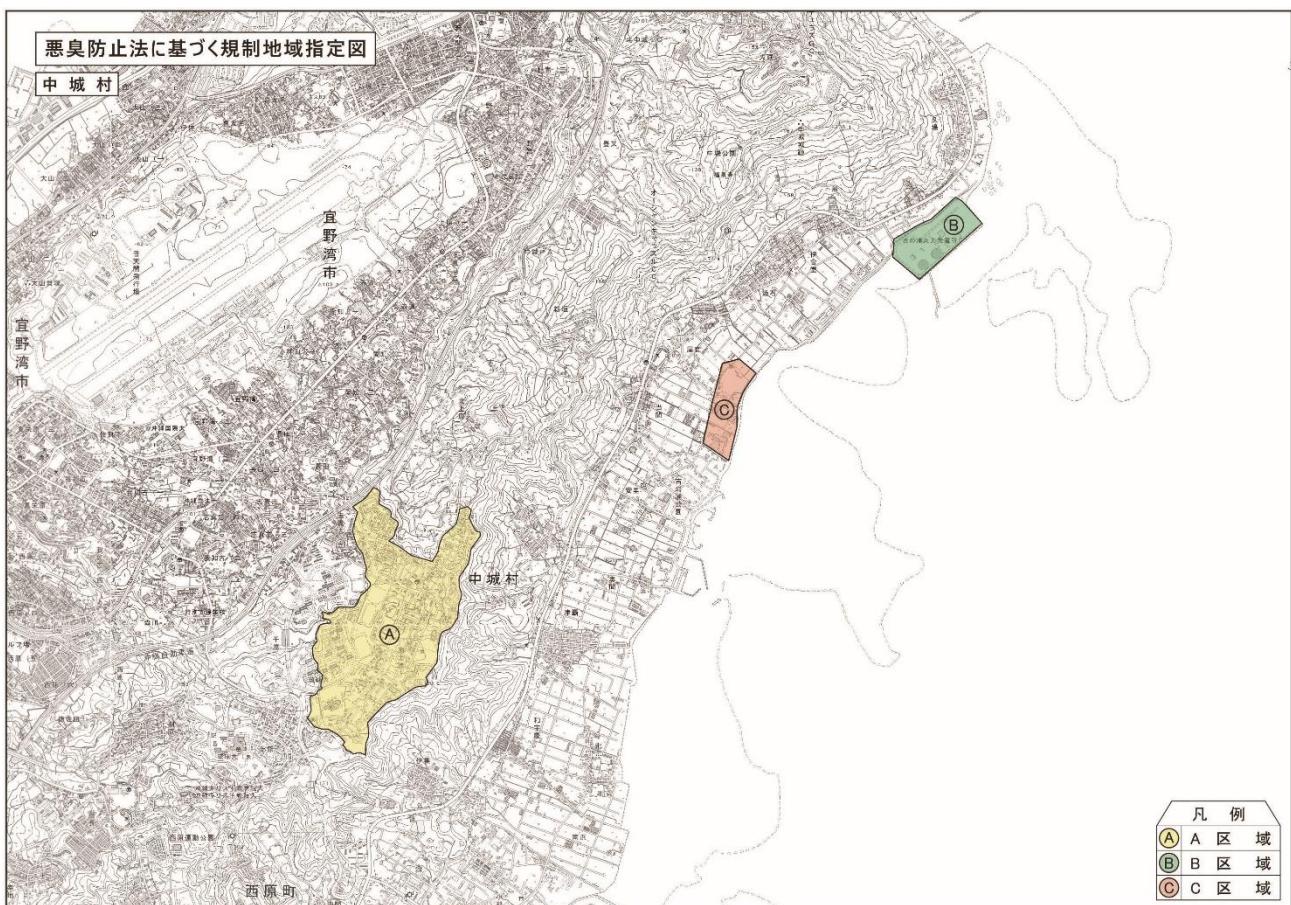
出典：「悪臭防止法に基づく規制地域指定図 西原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-1(1) 悪臭防止法に基づく規制地域指定図（西原町）



出典：「悪臭防止法に基づく規制地域指定図 与那原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-1(2) 悪臭防止法に基づく規制地域指定図（与那原町）



出典：「悪臭防止法に基づく規制地域指定図 中城村」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-1(3) 悪臭防止法に基づく規制地域指定図（中城村）

(3) 騒音に係る規制

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2-17に、関係町村における類型指定状況を図 3.2-2に示す。

事業実施想定区域は、騒音に係る環境基準類型に指定されていない。

表 3.2-17 騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時の間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時の間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

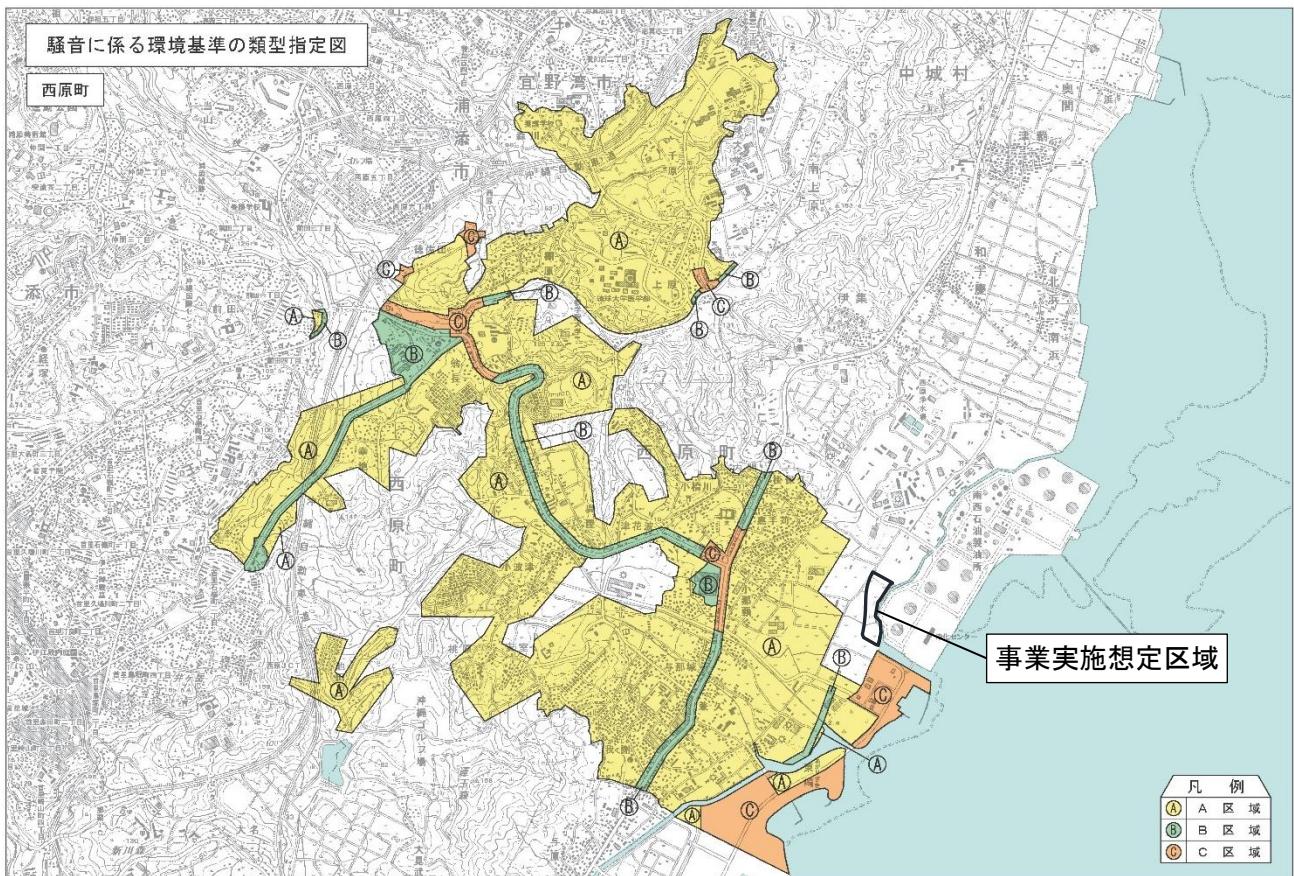
備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼 間	夜 間
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

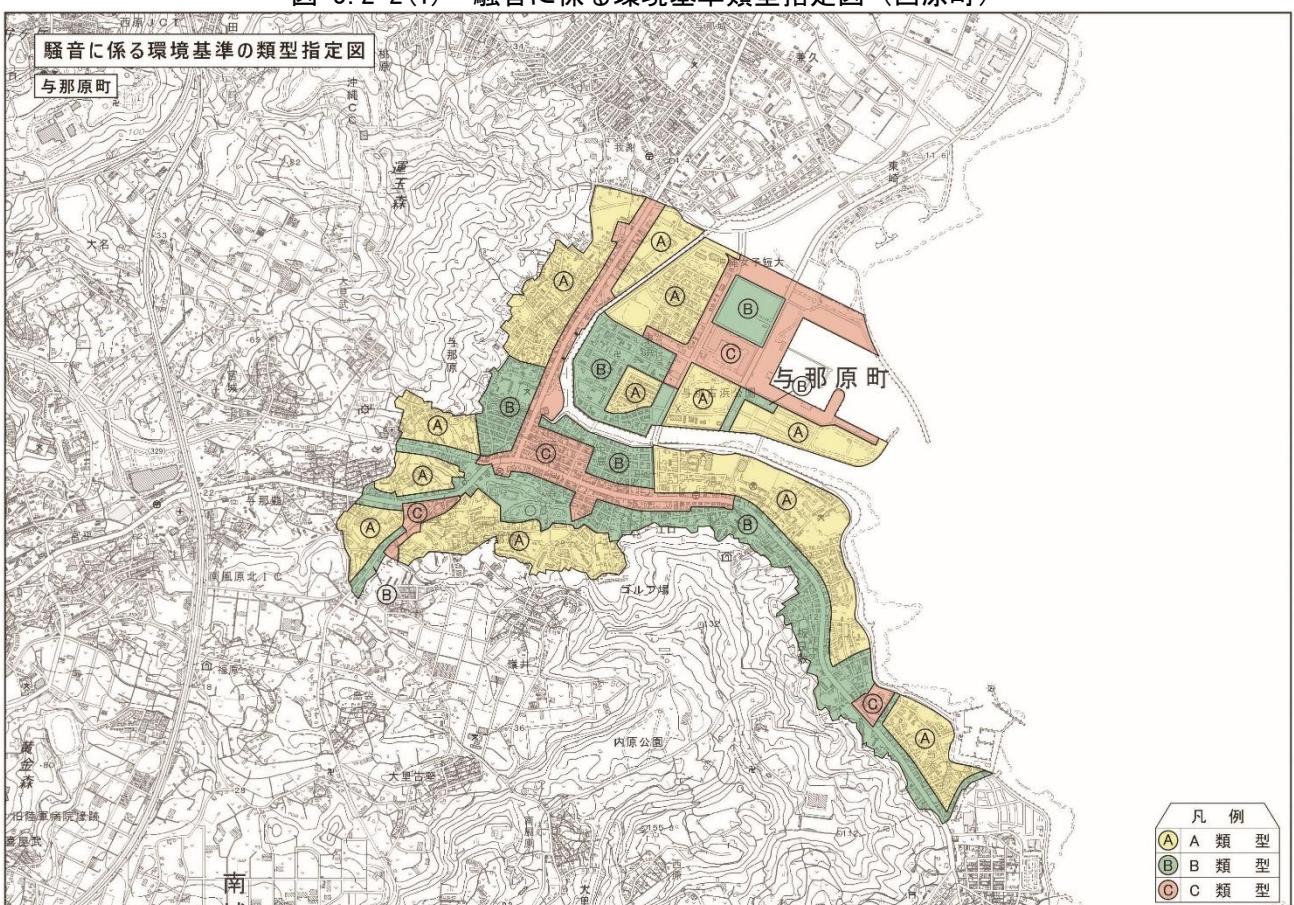
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)



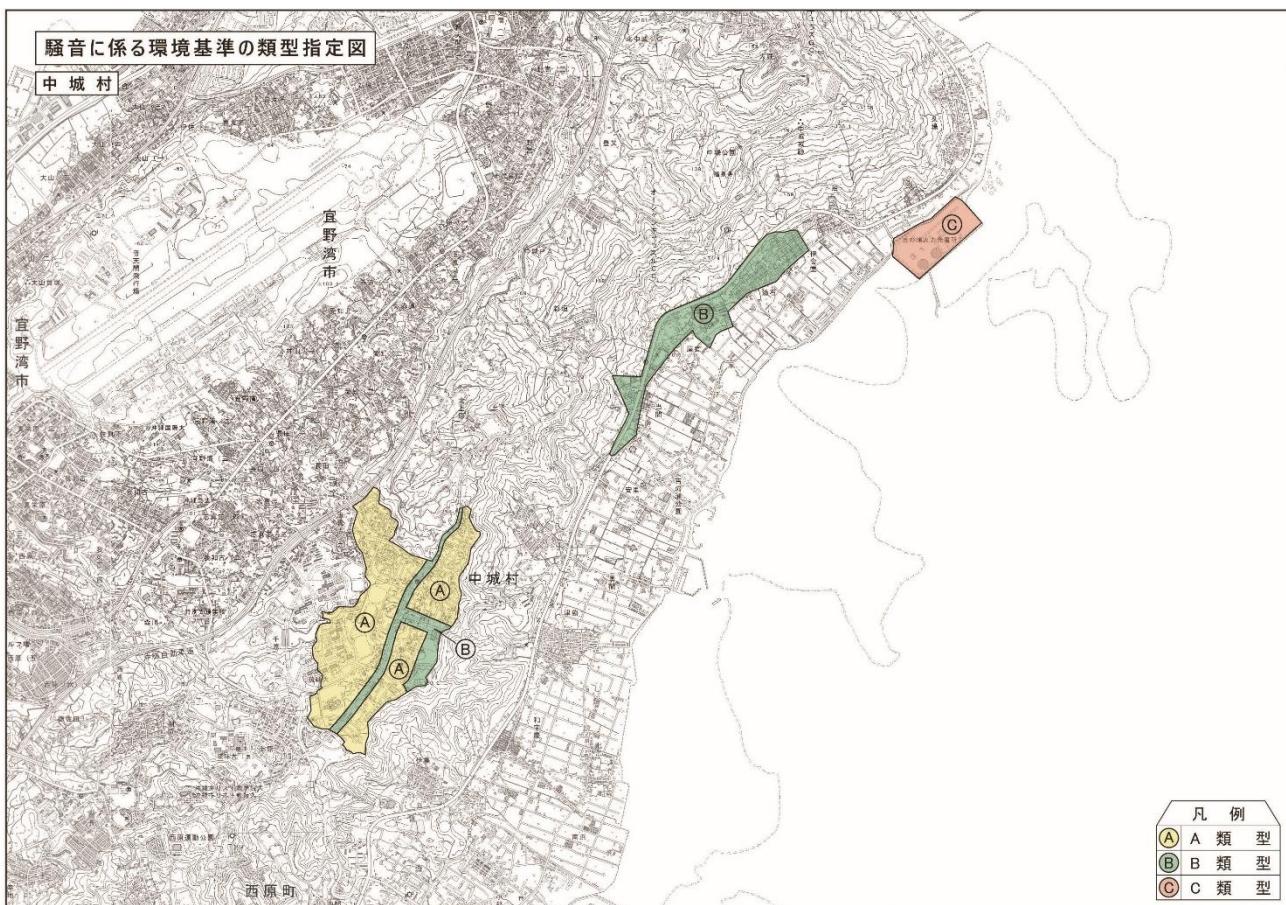
出典：「騒音に係る環境基準の類型指定図 西原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-2(1) 騒音に係る環境基準類型指定図（西原町）



出典：「騒音に係る環境基準の類型指定図 与那原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-2(2) 騒音に係る環境基準類型指定図（与那原町）



出典：「騒音に係る環境基準の類型指定図 中城村」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-2(3) 騒音に係る環境基準類型指定図（中城村）

2) 騒音規制法

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等に係る騒音の規制基準」を表 3.2-18に、「自動車騒音の要請限度」を表 3.2-19に、「特定建設作業に係る騒音の規制基準」を表 3.2-20に示す。

また、関係町村における規制地域の指定状況を図 3.2-3に示す。事業実施想定区域は、騒音規制法に基づく規制地域に指定されていない。

表 3.2-18 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考：第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

注：騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

出典：「騒音・振動・悪臭届出のしおり」(令和3年8月改訂版、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-19 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

表 3.2-20 特定建設作業に係る騒音の規制基準

基準値	85 デシベル
作業時間	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内ないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内であること
1日当たりの作業時間※	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

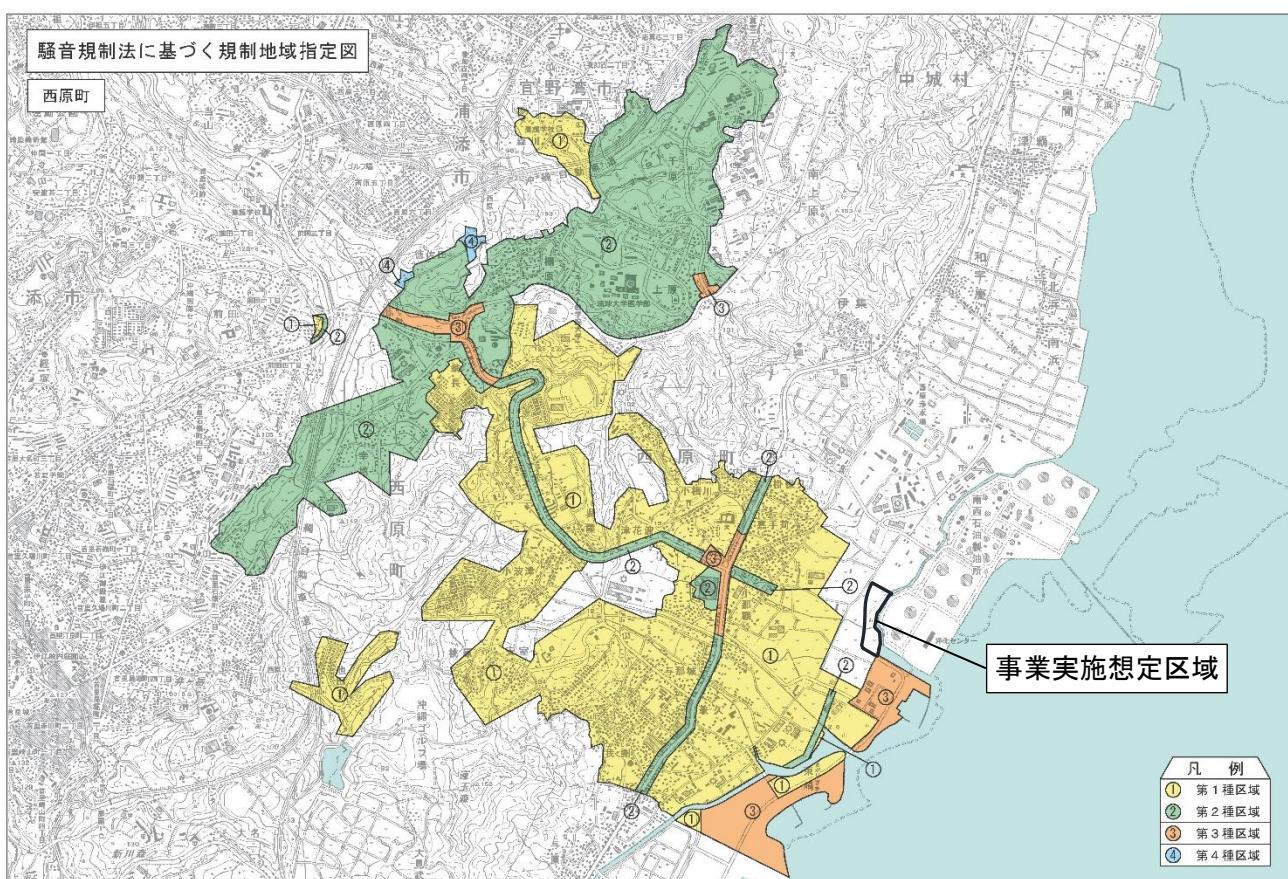
注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

注2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮させることを勧告又は命令できる。

注3：地域の区分

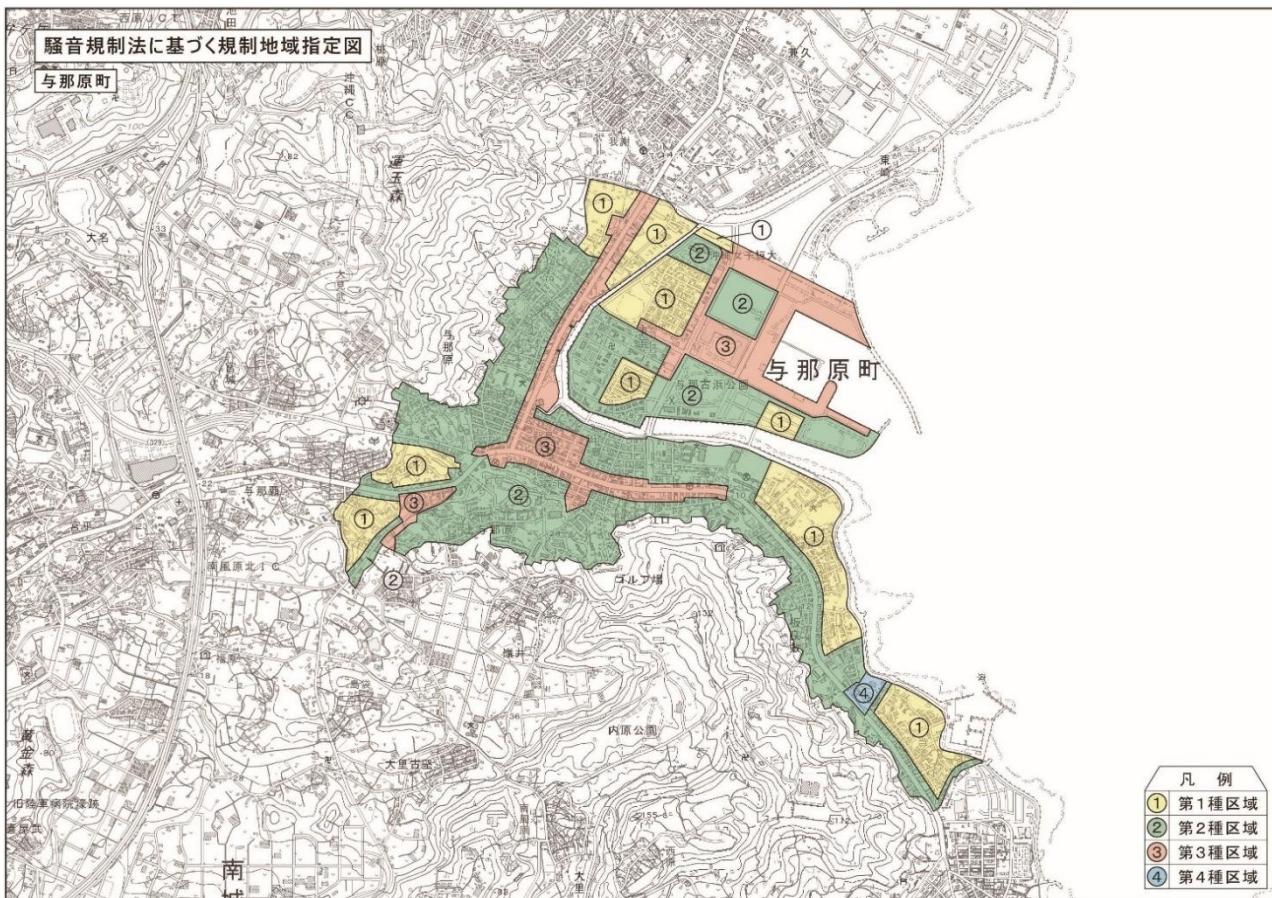
第1号区域は、第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内で、第2号区域は第1号区域以外の地域のことをいう。

出典：「騒音・振動・悪臭届出のしおり」（令和3年8月改訂版、沖縄県環境部環境保全課）



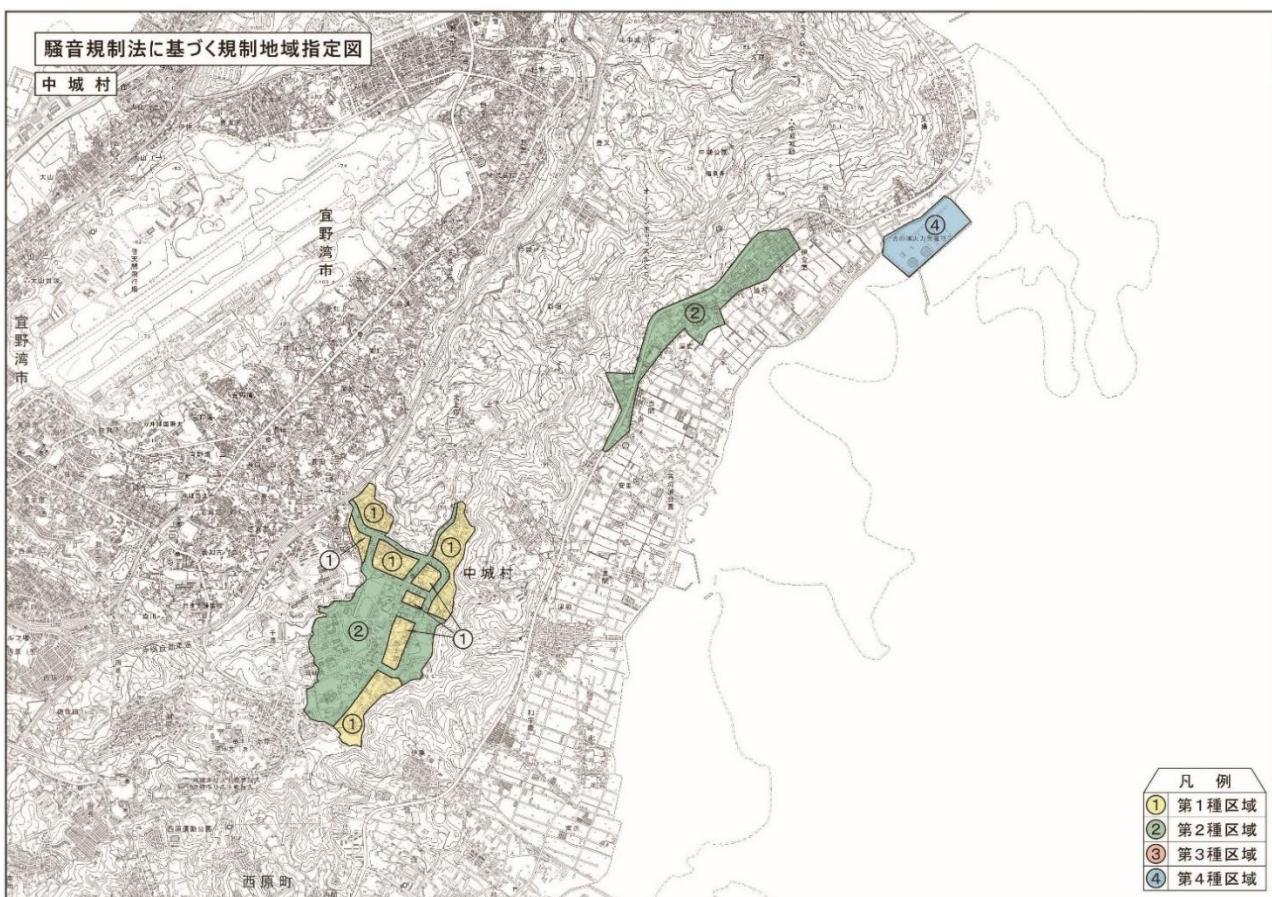
出典：「騒音規制法に基づく規制地域指定図 西原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-3(1) 騒音規制法に基づく規制地域指定図（西原町）



出典：「騒音規制法に基づく規制地域指定図 与那原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-3(2) 騒音規制法に基づく規制地域指定図（与那原町）



出典：「騒音規制法に基づく規制地域指定図 中城村」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-3(3) 騒音規制法に基づく規制地域指定図（中城村）

3) 航空機騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく航空機騒音に係る環境基準を表 3.2-21に、対象地域における類型指定状況を図 3.2-4に示す。

事業実施想定区域周辺は航空機騒音に係る類型は指定されていない。

表 3.2-21 航空機騒音に係る環境基準

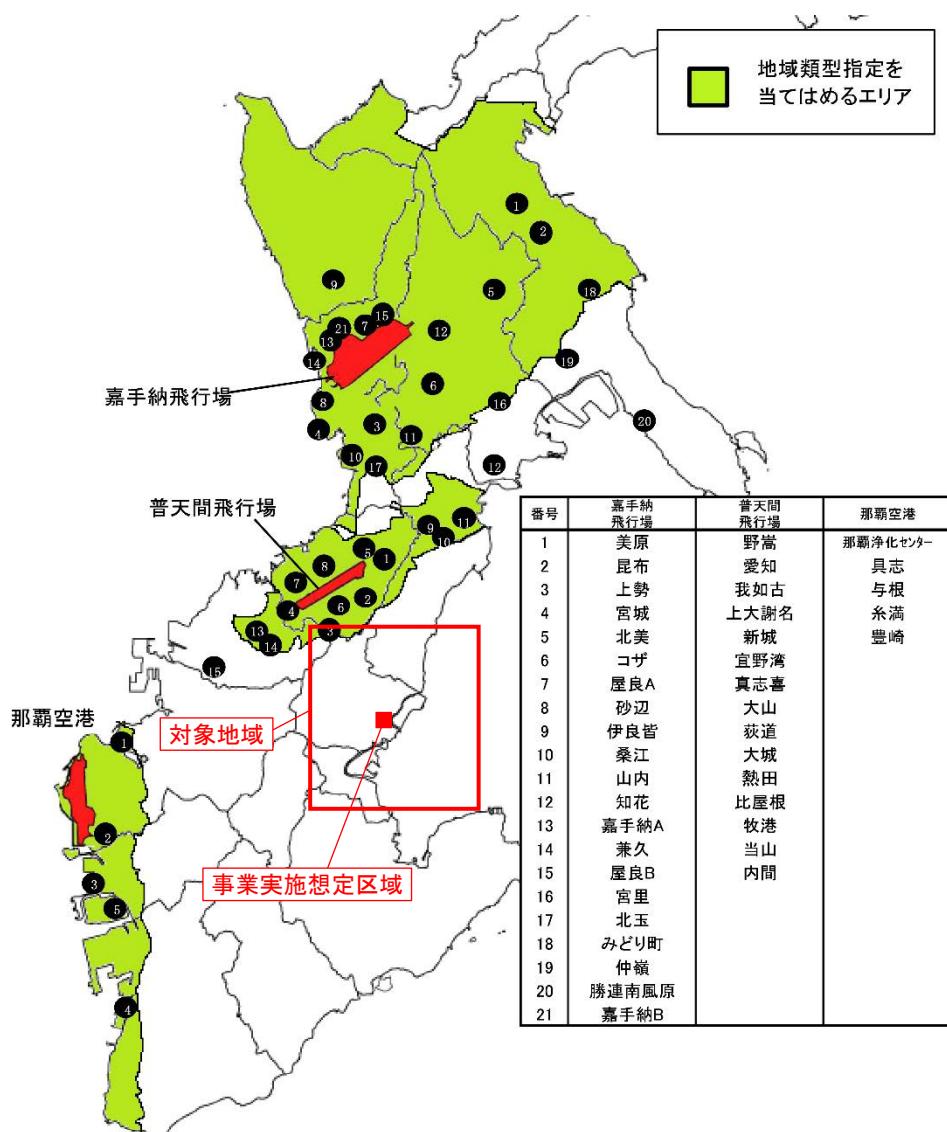
地域の類型	基準値 (L_{den} ^注)
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

備考：Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注：時間帯補正等価騒音レベル。離発着する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行い、一日の騒音の大きさを算出する。 L_{den} の「den」は、day、evening、nightを表す。

一日を3回(午前7時～午後7時、午後7～10時、午後10時～午前7時)に分け、午後7時～午前7時の夜間早朝は補正増を行う。 L_{den} が大きくなるほど、騒音の大きさが増す。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)



出典：「令和5年度 航空機騒音測定結果（嘉手納飛行場・普天間飛行場・那霸空港）」
(令和6年10月、沖縄県環境部環境保全課)

図 3.2-4 航空機騒音に係る類型指定状況

(4) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等に係る振動の規制基準」を表 3.2-22に、「道路交通振動の要請限度」を表 3.2-23に、「特定建設作業に係る振動の規制基準」を表 3.2-24に示す。

関係町村における規制地域の指定状況を図 3.2-5に示す。

事業実施想定区域は、振動規制法に基づく規制地域に指定されていない。

表 3.2-22 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考：第1種及び第2種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

注：振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

出典：「騒音・振動・悪臭届出のしおり」(令和3年8月改訂版、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-23 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前5, 6, 7, 8時～午後7, 8, 9, 10時)	夜間 (午後7, 8, 9, 10時～ 翌日の午前5, 6, 7, 8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2. 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 3.2-24 特定建設作業に係る振動の規制基準

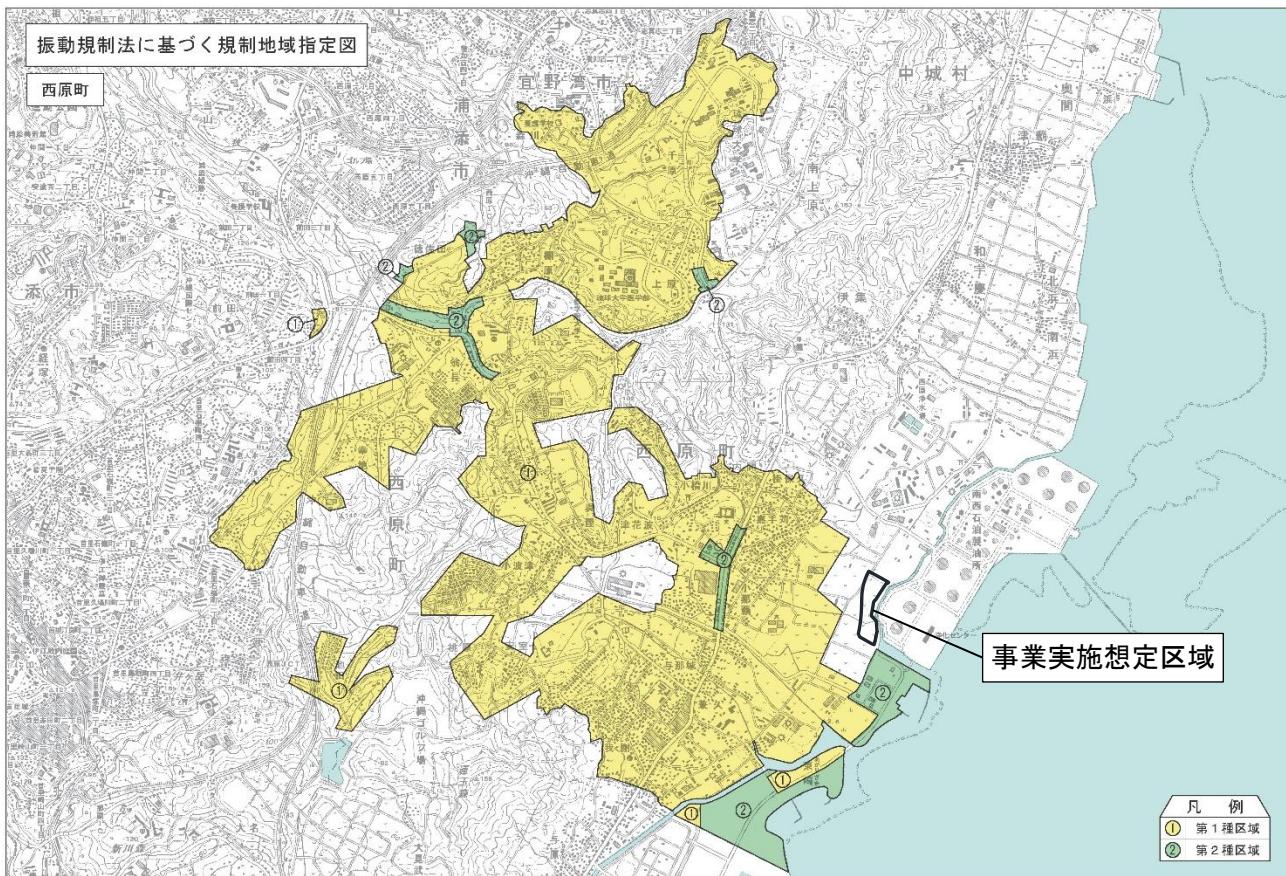
基準値	75 デシベル
作業時間	第1号区域：午後7時～午前7時の時間内でないこと 第2号区域：午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間※	第1号区域：1日当たり10時間を超えないこと 第2号区域：1日当たり14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

注2：基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日当たりの作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮させることを勧告又は命令できる。

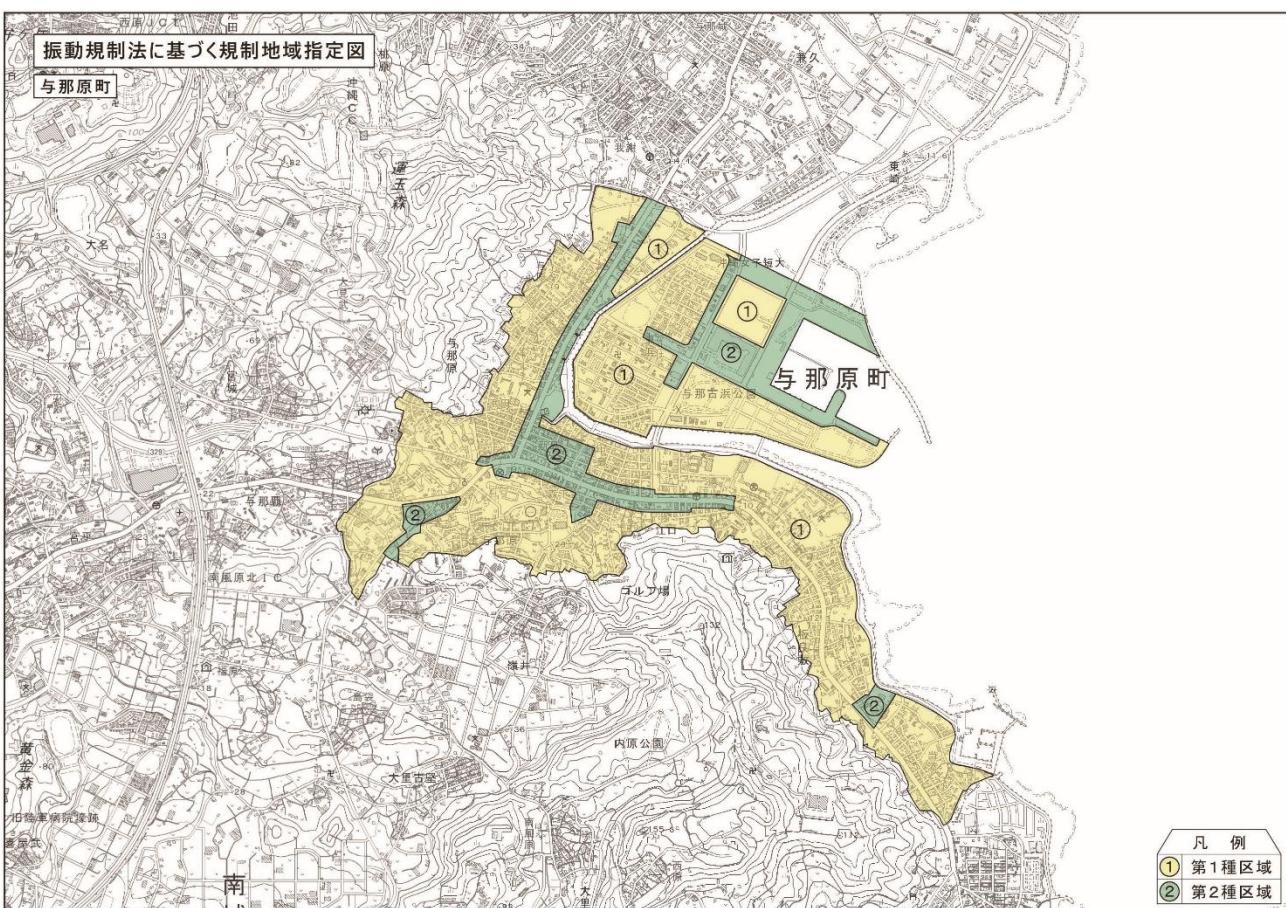
注3：地域の区分

第1号区域は、第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80m以内の区域内で、第2号区域は、第1号区域以外の地域をいう。



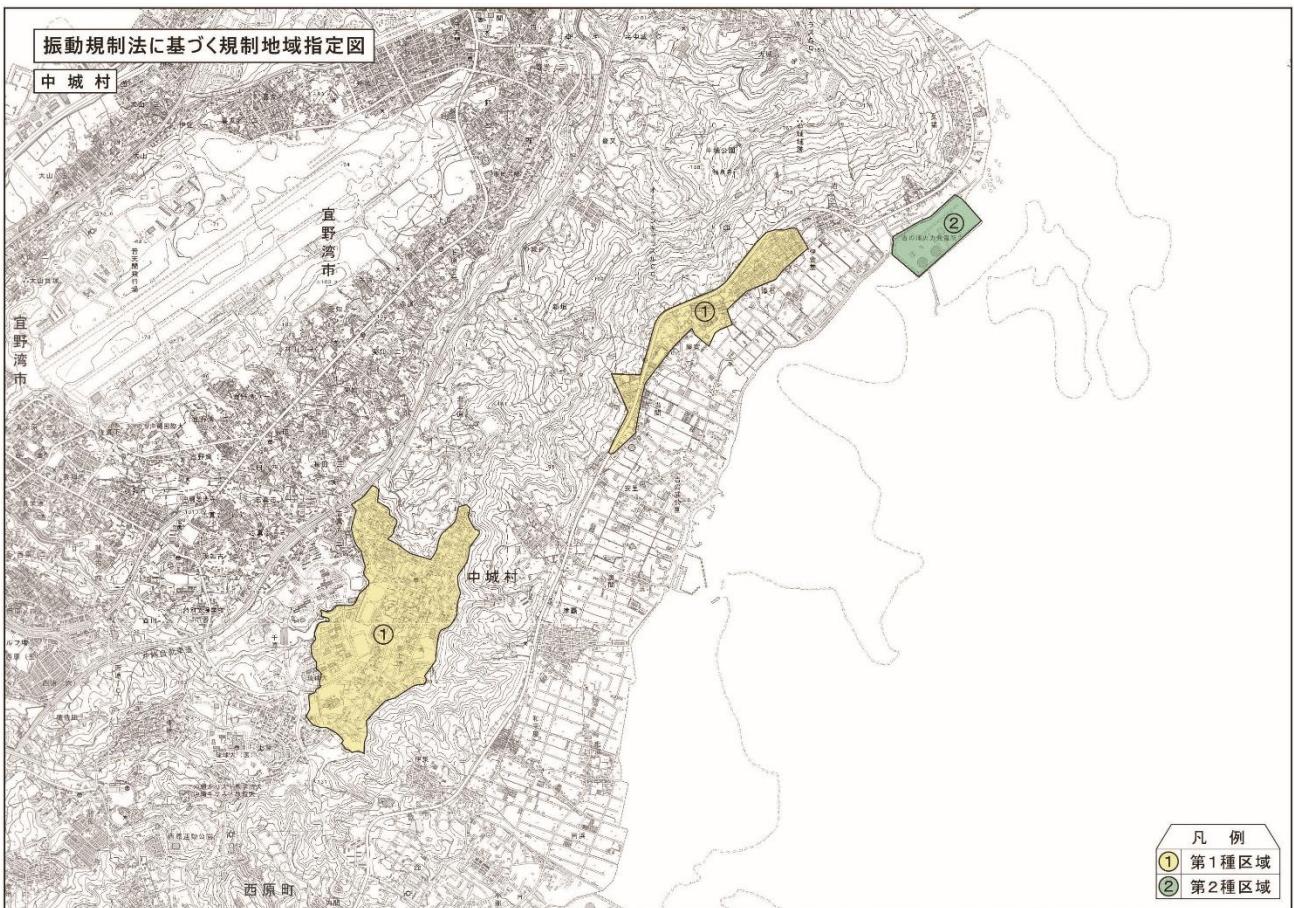
出典：「振動規制法に基づく規制地域指定図 西原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-5(1) 振動規制法に基づく規制地域指定図（西原町）



出典：「振動規制法に基づく規制地域指定図 与那原町」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-5(2) 振動規制法に基づく規制地域指定図（与那原町）



出典：「振動規制法に基づく規制地域指定図 中城村」（令和3年3月、沖縄県）

図 3.2-5(3) 振動規制法に基づく規制地域指定図（中城村）

(5) 水質に係る規制

1) 環境基準等

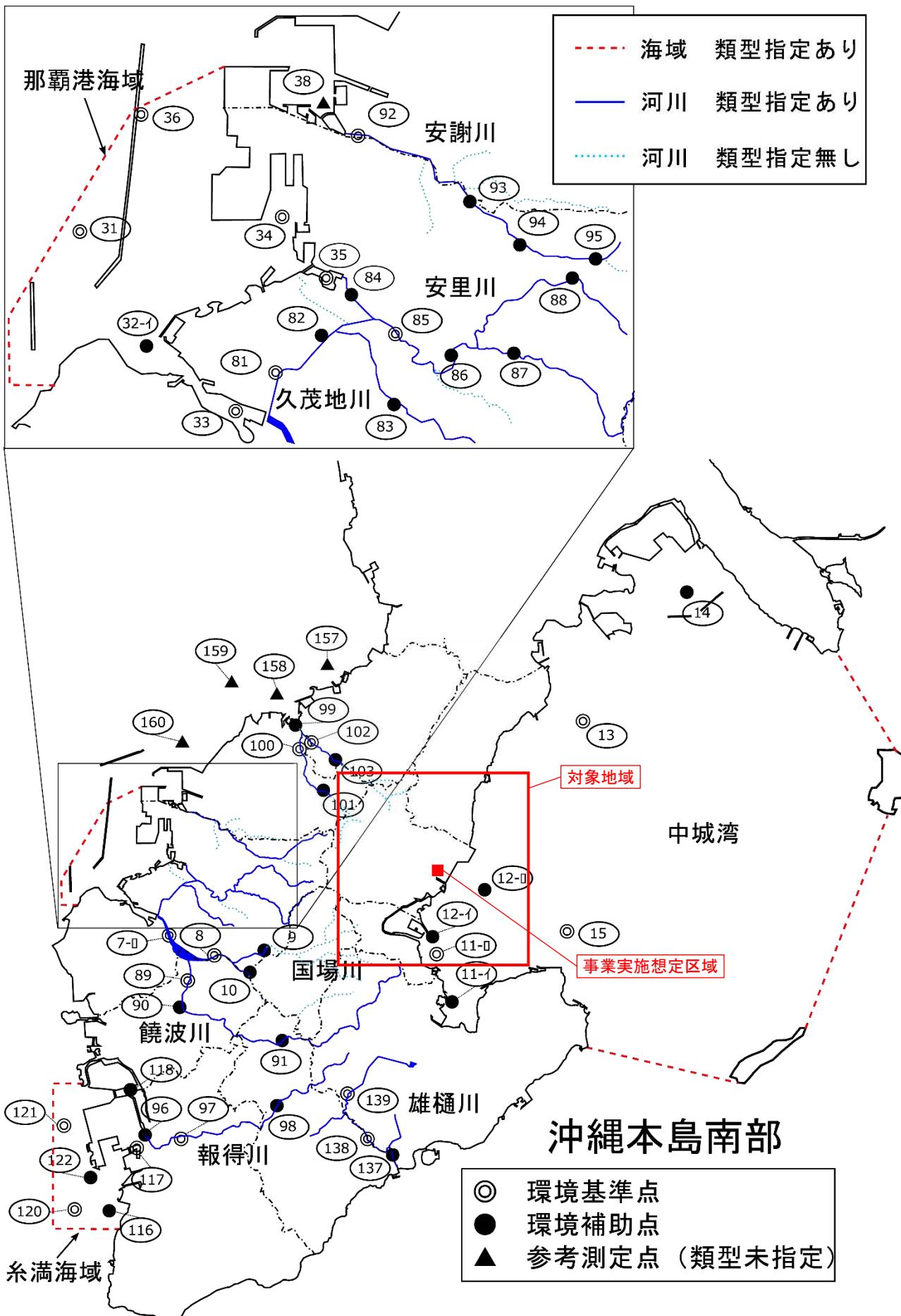
沖縄県内では、水質の汚濁状況の常時監視が25河川35水域、11海域12水域で行われており、対象地域の測定水域は、河川ではなく、中城湾の1海域となっている。

対象地域に類型指定されている河川ではなく、海域は中城湾がA類型に指定されている。

河川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況及び公共用水域測定地点を図 3.2-6、生活環境の保全に関する環境基準を表 3.2-25、生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の生息状況の適応性）を表 3.2-26に示す。

また、対象地域における海域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況を表 3.2-27、生活環境の保全に関する環境基準を表 3.2-28、生活環境の保全に関する環境基準（利用目的の適応性）を表 3.2-29、生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の生息状況の適応性）を表 3.2-30、生活環境の保全に関する環境基準（水生生物が生息・再生産する場の適応性）を表 3.2-31に示す。

さらに、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」を表 3.2-32に、「ダイオキシン類に係る環境基準」を表 3.2-33に示す。



出典：「令和5年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和6年10月、沖縄県環境部環境保全課）

図 3.2-6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況及び公共用水域測定地点

表 3.2-25 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-26 生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物の生息状況の適応性〕（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-27 対象地域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況（海域）

環境基準類型 指定水域名	類型	水域の範囲	達成期間	利用目的
中城湾	A	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と 沖合の離島久高島、津堅島に囲まれた全域	直ちに達成	水産資源 水浴

出典：「令和 5 年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和 6 年 10 月、沖縄県環境部環境保全課）

表 3.2-28 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-29 生活環境の保全に関する環境基準〔利用目的の適応性〕（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-30 生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物の生息状況の適応性〕(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値(年間平均値)		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2-31 生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物が生息・再生産する場の適応性〕(海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (日間平均値)
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2-32 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2-33 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
公共用水域水質	1pg-TEQ/L 以下
公共用水域底質	150pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

2) 水質汚濁防止法等

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号) 及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号) による排水基準は表 3.2-34～表 3.2-36に示すとおり定められている。

表 3.2-34 排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L、海域 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

表 3.2-35 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度	
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外 5.8 以上 8.6 以下、 海域 5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）	
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）	
浮遊物質量	200mg/L（日間平均 150mg/L）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 動植物油脂類	5mg/L 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	
銅含有量	3mg/L	
亜鉛含有量	2mg/L	
溶解性鉄含有量	10mg/L	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	
クロム含有量	2mg/L	
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL	
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）	
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3.2-36 排水基準（ダイオキシン類）

有害物質の種類	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

3) 条例等

①上乗せ排水基準

沖縄県内の排水基準に係る湖沼及び海域は、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）の別表第2の備考6における「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）及び「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年環境庁告示第67号）により定められ、上乗せ基準の指定地域は「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年沖縄県条例第37号）により水域及び海域の上乗せ基準が定められている。

対象地域においては、平成23年に中城湾海域、国場川水域に上乗せ排水基準が適用されている（表 3.2-37 及び図 3.2-7 参照）。

中城湾海域に係る上乗せ排水基準を表 3.2-38 に、国場川水域に係る上乗せ排水基準を表 3.2-39 に示す。

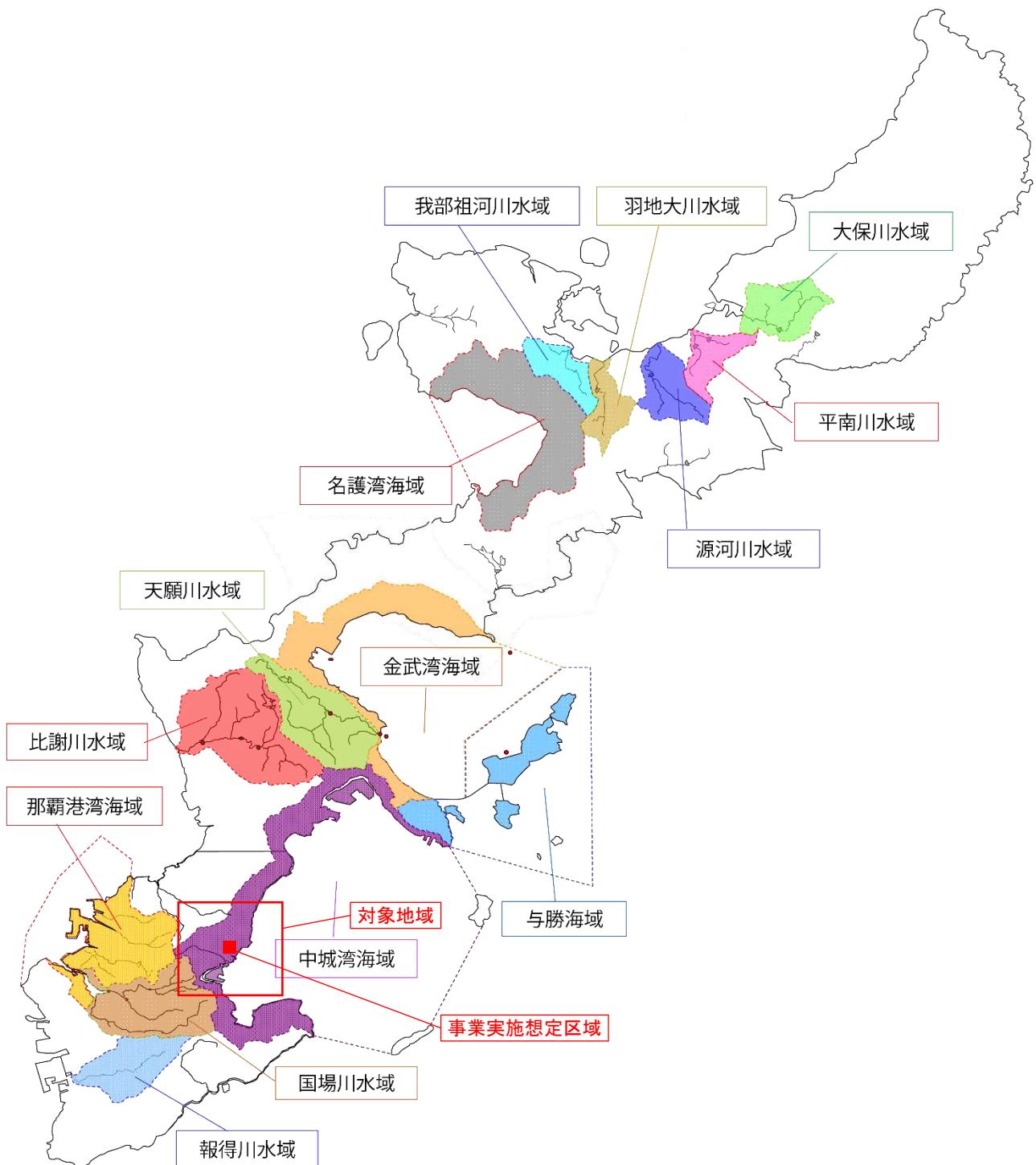
また、沖縄県は水質汚濁防止法の趣旨に基づき、水質環境基準が達成されていない水域において、生活排水による汚濁負荷が大きい6流域を「生活排水対策重点地域」に指定している。対象地域における生活排水対策重点地域の指定状況を表 3.2-40 に示す。

なお、対象地域では西原町及び中城村の全域が牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域に指定されている。

表 3.2-37 上乗せ排水基準を適用する区域

適用区域	範囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域（久茂地川水域を除く。）
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域

出典：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」（平成 31 年 2 月、沖縄県環境部環境保全課）



出典：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」（平成 31 年 2 月、沖縄県環境部環境保全課）

図 3.2-7 上乗せ排水基準指定区域図

表 3.2-38 中城湾海域に係る上乗せ排水基準

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)			
		生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質量	
		日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90
下水道処理区域外に所在する特定事業場	豚房施設	排出水量：50m ³ /日未満	120	160	150
		豚房面積：1000m ² 未満かつ 排出水量：50m ³ /日以上	120	160	150
		豚房面積：1000m ² 以上かつ 排出水量：50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70
	砂糖製造業の用に供する施設	排出水量 50m ³ 以上 200m ³ /日未満	【30】 50	【50】 70	【70】 100
		排出水量 200m ³ /日以上	【30】 20	【50】 30	【70】 70
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 (排出水量：20m ³ 以上)	【80】 60	【100】 80	【70】 80
	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 (排出水量：20m ³ 以上)		20	30	15
	し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上) (排出水量：50m ³ 以上)		20	30	70
	下水道終末処理場(排出水量：50m ³ 以上)		20	30	70
	特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房排 水処理施設	排出水量 50m ³ 未満	120	160	150
		排出水量 50m ³ 以上	50	70	70
		排出水量 20m ³ 以上 50m ³ 未満	120	160	150
	その他のもの	排出水量 50m ³ 以上 200m ³ 未満	50	70	100
		排出水量 200m ³ 以上	20	30	70
					90

注：S51.8.4 よりも前に設置した特定施設については【】内の暫定基準を適用

出典：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」(平成31年2月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-39 国場川水域に係る上乗せ排水基準

特定事業場の区分		項目及び許容限度				
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	6.5 以上 8.5 以下	20	30	70	90
下水道処理区域外に所在する特定事業場	豚房施設	排出水量： 50m ³ 未満	—	【120】 80	【160】 100	【150】 100
		排出水量： 50m ³ 以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70
	砂糖製造業の用に供する 施設(全てのもの)		6.5 以上 8.5 以下	10	20	70
	特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房排 水処理施設	排出水量： 50m ³ 未満	—	80	100	100
		排出水量： 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70
	その他のもの (排出水量：20m ³ 以上)	6.5 以上 8.5 以下	20	30	70	90

注：S50.7.8 より前に設置した特定施設については【】内の暫定基準を適用

出典：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」(平成31年2月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2-40 対象地域における生活排水対策重点地域の指定状況

生活排水対策重点地域の名称	生活排水対策重点地域	指定年月日
牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域	浦添市、宜野湾市、西原町、中城村の全域	平成9年3月25日

注1：いずれも下水道処理区域を除く。

注2：「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。

出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）

②沖縄県生活環境保全条例

「沖縄県生活環境保全条例」（平成20年沖縄県条例第43号）において、水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準は表 3.2-41に、その他の排出水の汚染状態に係る排水基準は表 3.2-42に示すとおり定められている。

表 3.2-41 水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L、海域 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」（平成21年沖縄県規則第49号）

表 3.2-42 その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

項目	許容限度	
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外 5.8 以上 8.6 以下、 海域 5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)	
化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)	
浮遊物質量	200mg/L (日間平均 150mg/L)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	
銅含有量	3mg/L	
亜鉛含有量	2mg/L	
溶解性鉄含有量	10mg/L	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	
クロム含有量	2mg/L	
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL	
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年沖縄県規則第 49 号)

(6) 土壤及び地下水に係る規制

1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号) 及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく土壤の汚染に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-43～表 3.2-45に示すとおり定められている。

表 3.2-43 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壤 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

備考 :

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典 :「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)

表 3.2-44 ダイオキシン類（土壤）に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」
 （平成 11 年環境庁告示第 68 号）

表 3.2-45 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成 9 年環境庁告示第 10 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

2) 条例等

「沖縄県生活環境保全条例」（平成20年条例第43号）において、土壤基準は表 3.2-46に示すとおり定められている。

表 3.2-46 土壤基準

特定有害物質の種類	溶出量	含有量
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003mg/L	カドミウムとして 45mg/kg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	遊離シアンとして 50mg/kg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	鉛として 0.01mg/L	鉛として 150mg/kg
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05mg/L	六価クロムとして 250mg/kg
砒素及びその化合物	砒素として 0.01mg/L	砒素として 150mg/kg
水銀及びその化合物	水銀として 0.0005mg/L かつ、 検液中にアルキル水銀が検出 されないこと。	水銀として 15mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	—
ジクロロメタン	0.02mg/L	—
四塩化炭素	0.002mg/L	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	—
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	—
チウラム	0.006mg/L	—
シマジン	0.003mg/L	—
チオベンカルブ	0.02mg/L	—
ベンゼン	0.01mg/L	—
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01mg/L	セレンとして 150mg/kg
ほう素及びその化合物	ほう素として 1mg/L	ほう素として 4,000mg/kg
ふつ素及びその化合物	ふつ素として 0.8mg/L	ふつ素として 4,000mg/kg
クロロエチレン	0.002 mg/L	—

備考：1. 溶出量とは土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、含有量とは土壤に含まれる特定有害物質の量をいう。

- 基準値は、溶出量にあっては土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号、含有量にあっては同条第4項第2号の規定に基づき環境大臣が定める測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 「検出されないこと」とは、2に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」（平成21年沖縄県規則第49号）

(7) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）は、湖沼の水質の保全を図るために、必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

沖縄県内には、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定湖沼は存在しない。

(8) 都市計画法による指定区域

「都市計画法」（昭和43年法律第100号）による都市計画区域は、市又は人口、就業者その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされている。

都市計画区域内において、政令で定める規模以上の開発行為（主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）について許可が必要となる。また、建築物を建築しようとする者は、建築主事等の確認が必要となる。

対象地域は表 3.2-47 及び図 3.2-8 に示すとおり、西原町、与那原町、中城村の全域が那覇広域都市計画区域に指定されている。

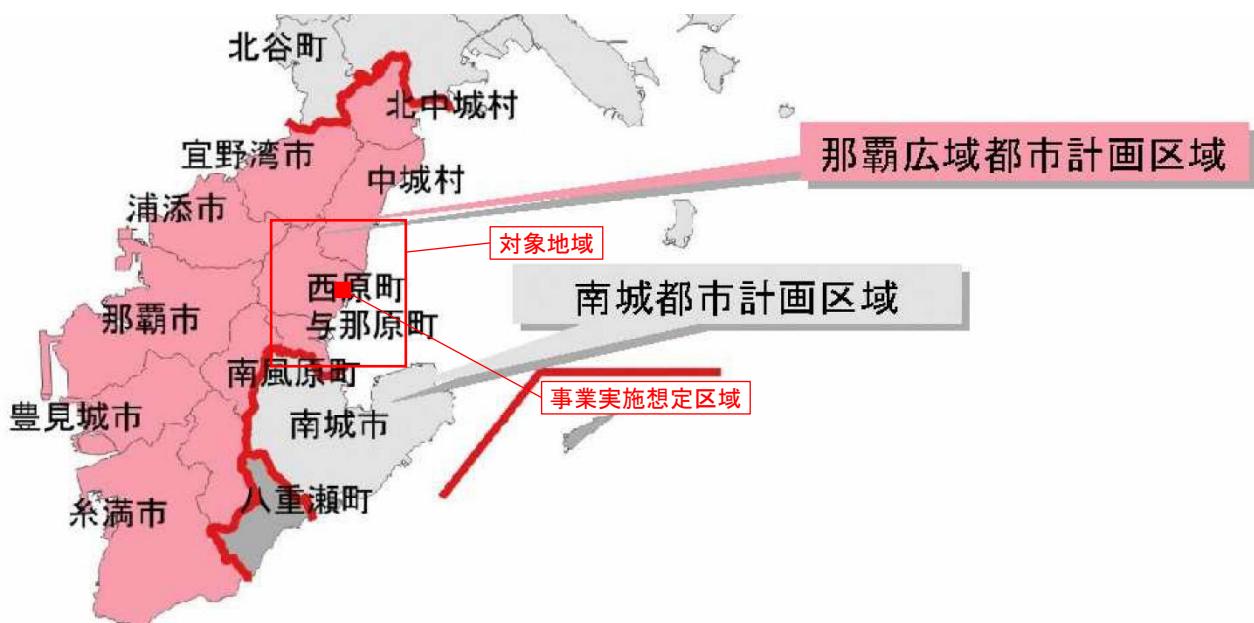
表 3.2-47 対象地域の都市計画区域の指定状況

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

都市計画区域名	計画区域市町村名	面積 (ha)	指定 年月日	備考
那覇広域都市計画区域	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町	22,037	(S47. 4. 11) H22. 8. 10	八重瀬町は、旧具志頭村の区域を除く

注：指定年月日の（ ）は当初指定年月日を示す。

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）



出典：「那覇広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』」（令和 4 年 11 月、沖縄県）

図 3.2-8 都市計画区域の指定状況

(9) 農業振興地域の整備に関する法律による指定区域

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域の農用地区域では、土地利用についての勧告、開発行為の制限、農地等の転用の制限を受けることになっている。

対象地域における農業振興地域及び農用地区域の指定状況を表 3.2-48及び図 3.2-9に示す。

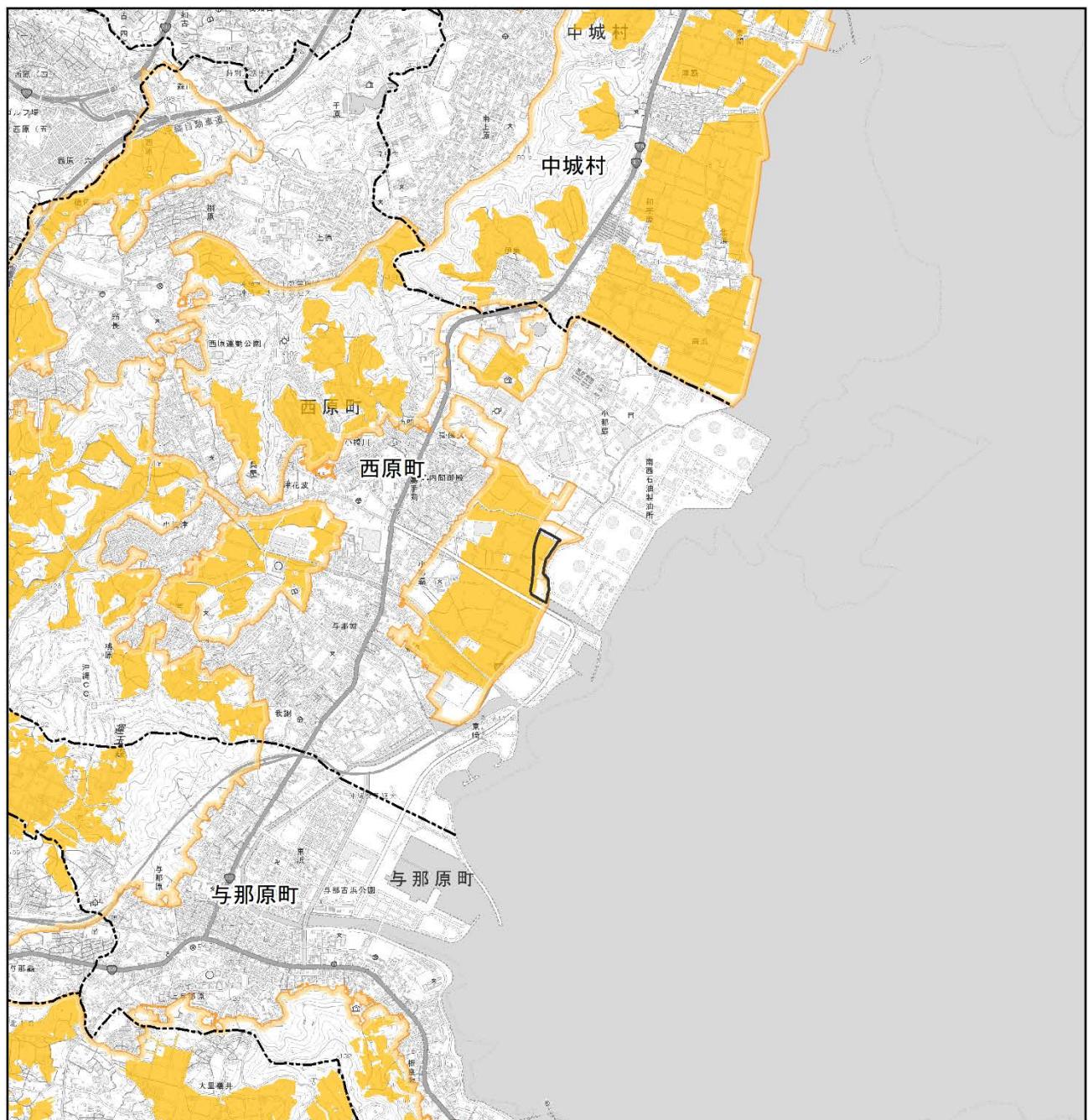
事業実施想定区域は農業振興地域及び農用地区域に指定されている。

表 3.2-48 対象地域の農業振興地域及び農用地区域の指定状況

令和4年12月31日現在

町村名	農業振興地域の範囲	農業振興地域 (ha)	農用地区域 (ha)
西原町	西原町のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	952	302
与那原町	与那原町のうち都市計画法の市街化区域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域等を除いた区域	235	57
中城村	中城村のうち都市計画法の市街化区域及び港湾法の港湾隣接地域を除いた区域	1,410	357

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 農業振興地域
- 農用地区域

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.2-9 対象地域の農業振興地域及び農用地区域の指定状況

(10) 森林法による森林地域、国有林、民有林の指定区域

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく地域森林計画対象民有林は、国有林以外の森林のうち、全国森林計画（森林法第4条）に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（森林法第5条）」の対象となる民有林のことを指す。

地域森林計画対象民有林では、伐採及び伐採後の造成の届出、火入れの許可を市町村長へ申請する必要があり、1haを超える森林を開発する際は知事の許可が必要となる。

森林法に基づく森林地域面積は、表 3.2-49に示すとおり西原町が124ha、与那原町が68ha、中城村が277haとなっている。

関係町村には林野庁所轄国有林はなく、森林地域面積のほぼ全域が地域森林計画対象民有林となっている。

表 3.2-49 対象地域の森林地域、国有林、民有林の指定状況

町村名	森林地域面積 (ha)	林野庁所管国有林 (ha)	民有林 (ha)			
			小計	県有林	市町村有林	私有林
西原町	124	—	124	3	4	117
与那原町	68	—	68	2	2	64
中城村	277	—	277	3	3	271

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和7年3月、沖縄県)

また、保安林の指定状況は表 3.2-50に示すとおり、西原町と与那原町は0ha、中城村では11haが指定されている。

保安林は、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、風害・水害・潮害・干害の防備、落石の危険の防止、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要な森林が指定されている。

保安林に指定された区域では、竹林の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更の際に知事の許可が必要であり、保安林を他の用途に転用する際には保安林の解除手続が必要となる。

対象地域の森林分布概況図は図 3.2-10に示すとおり、事業実施想定区域及びその近傍には指定されている保安林はない。

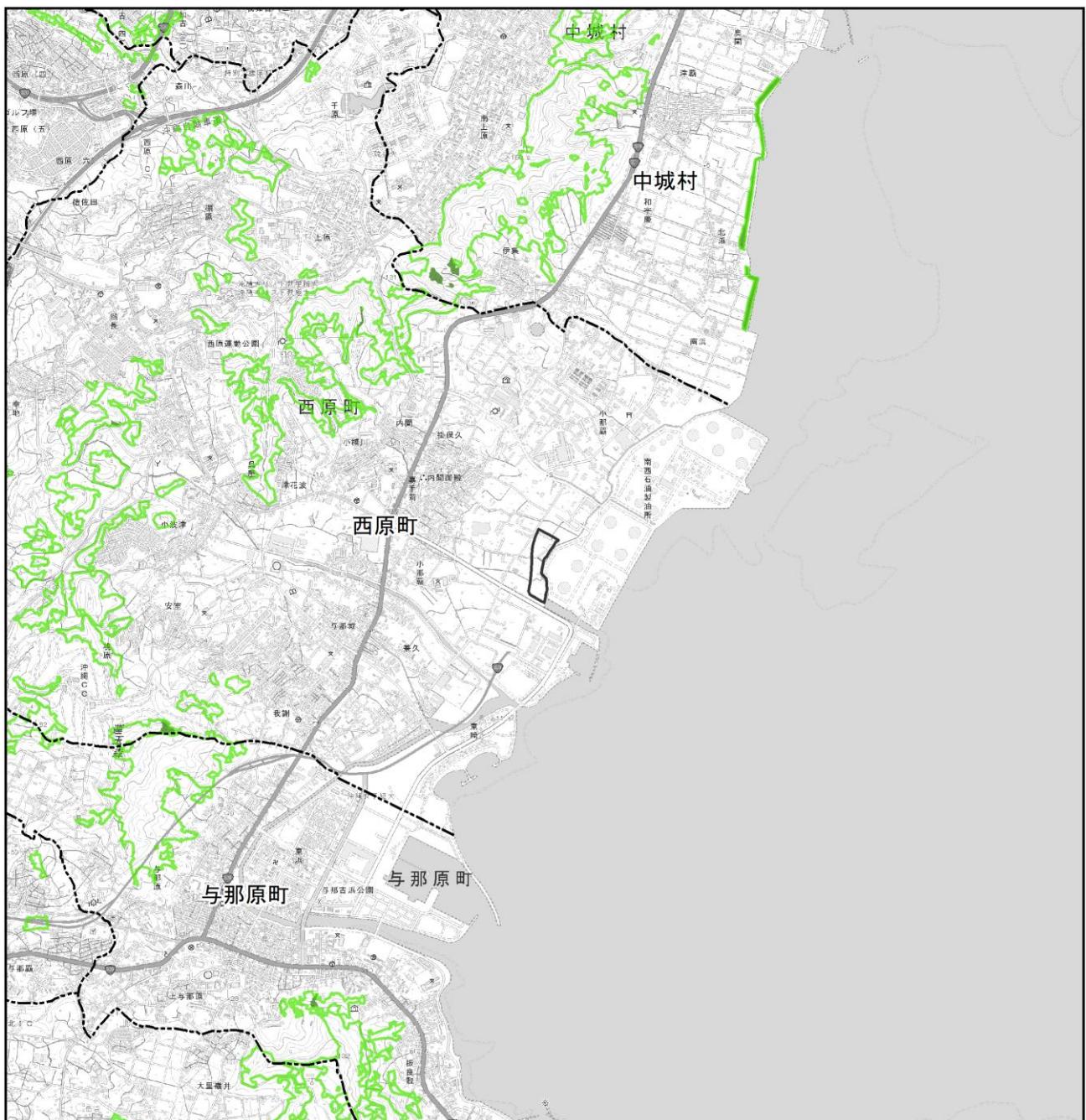
表 3.2-50 対象地域の民有保安林面積

町村名	令和6年3月31日現在												単位 : ha
	水源 かん養 保安林	土砂流出 防備 保安林	土砂崩壊 防備 保安林	防風 保安林	水害 防備 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	落石 防止 保安林	魚つき 保安林	航行 目標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	
西原町			0										0
与那原町													0
中城村		5	1			5							11

注1：単位未満四捨五入のため、計と内訳は必ずしも一致しない。

注2：「0」は単位に満たないものである。

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和7年3月、沖縄県)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 森林地域
- 保安林

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」
 （沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km N

図 3.2-10 対象地域の森林分布概況図

(11) 自然公園法による指定区域

「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園地域内では、自然公園普通地域、特別地域、特別保護地区、海域公園地区が指定され、それぞれの地域に応じて規制内容が定められている。

沖縄県内では、国立公園が3ヶ所、国定公園が2ヶ所、自然公園が4ヶ所指定されているが、対象地域には指定されている区域はない。

(12) 自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域

「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全地域は、自然環境の特徴に特異性、固有性、希少性がある地域や開発が進み、その地域におけるすぐれた自然の状態が損なわれるおそれのある地域等を保護するために指定される。

沖縄県内では国指定自然環境保全地域が1ヶ所、県指定自然環境保全地域が11ヶ所指定されているが、対象地域には指定されている区域はない。

(13) 鳥獣保護法による指定区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域が「鳥獣保護区特別保護地区」として指定されている。指定区域では、建築物その他工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立て・干拓、木竹の伐採を行う際に許可が必要となる。

沖縄県内では国指定鳥獣保護区が11ヶ所、県指定鳥獣保護区が16ヶ所指定されているが、対象地域には指定されている区域はない。

(14) 都市計画法による風致地区の指定区域

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区は、都市の風致を維持するために必要な地区が指定される。風致地区では、建築物の建築その他工作物の建築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓、木材の伐採、土石の類の採取及び都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして、条例で定めるその他の行為について許可が必要となる。

対象地域には指定されている区域はない。

(15) 世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(昭和47年11月16日採択)に基づく世界遺産は、沖縄県では琉球王国のグスク及び関連遺産群（首里城、中城城などの城跡5ヶ所と関連遺産4ヶ所）及び奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が登録されているが、対象地域には指定されている区域はない。

(16) 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に基づく湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」(昭和46年2月2日制定)に基づく湿地は、沖縄県では漫湖、慶良間諸島海域、久米島の渓流・湿地、名蔵アンパル及び与那覇湾が登録されているが、対象地域には指定されている区域はない。

(17) 急傾斜地崩壊危険区域の指定区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようするため、一定の行為を制限する必要がある土地の区域が指定される。

急傾斜地崩壊危険区域では、水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為、ため池、用水路、その他の急傾斜崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘削又は盛土、立木材の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積、その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの等について許可が必要となる。

対象地域における急傾斜地崩壊危険区域を表 3.2-51及び図 3.2-11に示す。

対象地域では西原町で2区域、中城村で1区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-51 対象地域の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

令和6年3月31日現在

区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日
棚原	西原町	0.40	昭和59年12月11日
小橋川		1.82	平成15年 8月29日
津霸	中城村	1.06	平成25年 5月21日

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和7年3月、沖縄県)

(18) 砂防法による砂防指定地の指定区域

「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づき、砂防設備を有する土地、又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、若しくは制限すべき土地が指定される。砂防指定地では、治水上、砂防のため一定の行為が禁止若しくは制限され、制限される行為については許可が必要となる。

対象地域には、砂防指定地に指定されている区域はない。

(19) 地すべり等防止法による地すべり防止区域の指定区域

「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域内においては、地下水を誘致、停滞させる行為で地下水を増加させるものなど地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長、誘発する行為については制限されており、これらの行為については許可が必要となる。

対象地域における地すべり防止区域の指定状況を表 3.2-52及び図 3.2-11に示す。

対象地域では西原町と中城村でそれぞれ1区域が地すべり防止区域に指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-52 対象地域の地すべり防止区域の指定状況

令和6年3月31日現在

区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日
津花波地区	西原町	5.43	平成 7年7月24日
津霸地区	中城村	28.10	昭和63年3月18日

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和7年3月、沖縄県)

(20) 河川法による河川区域の指定区域

「河川法」(昭和39年法律第167号)に基づき、①河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く）の区域、②河川管理施設の敷地である土地の区域、③堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む）の区域のうち、①に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域が指定される。

河川区域では、河川の流水を占用すること、河川区域内の土地を占用すること、土石・竹木・あし・かや等の採取、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状を変更する行為、竹木の植栽・伐採、河川における竹木の流送、舟・いかだの通航、河川の流水の方向・清潔・流量・幅員・深浅等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については河川管理者の許可が必要となる。

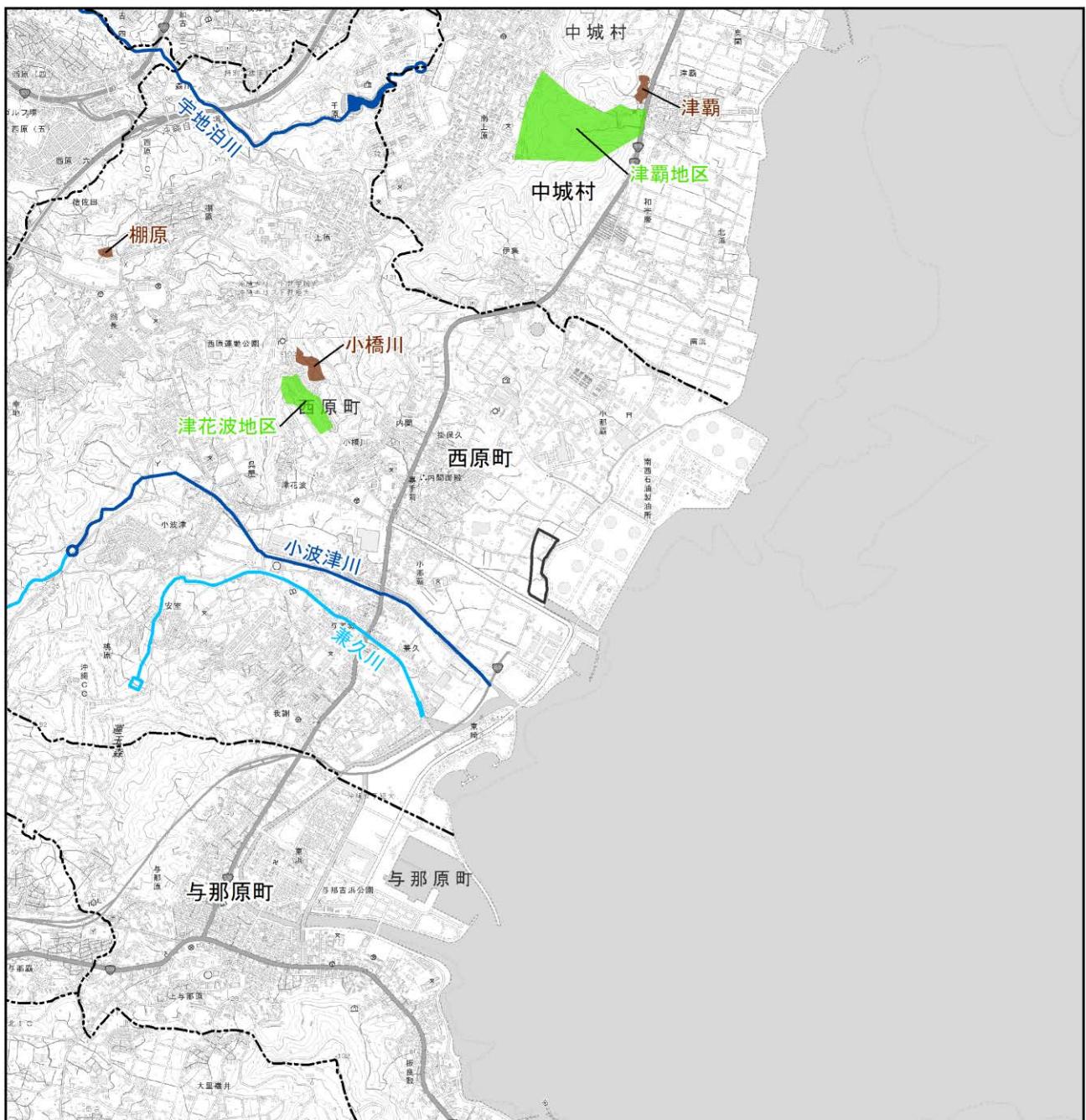
対象地域における河川区域を表 3.2-53及び図 3.2-11に示す。

対象地域では二級河川の2河川、準用河川の2河川について河川区域が指定されているが、事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-53 対象地域の河川区域の指定状況

河川名		河川所在地	河川指定延長(m)	指定年月日
二級河川	宇地泊川	宜野湾市、浦添市	6,000	昭和47年 5月 6日（昭和51年9月20日変更）
	小波津川	西原町	4,000	平成14年 2月26日
準用河川	小波津川	西原町	400	昭和49年11月30日（平成14年2月26日変更）
	兼久川	西原町	2,900	昭和49年11月30日

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 河川区域（二級河川）
- 河川区域（準用河川）

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」
 （沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.2-11 対象地域における防災関係の指定区域概況図

(21) 文化財保護法等による史跡・名勝・天然記念物

1) 史跡

「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」等に基づく対象地域の史跡を表 3.2-54及び図3.2-12に示す。

対象地域の史跡は国指定が2件、町村指定が6件存在するが、事業実施想定区域には指定史跡は存在しない。

表 3.2-54 対象地域の史跡

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
国指定	1	内間御殿	西原町字嘉手苅	平成 23 年 2 月 7 日
	2	中城ハンタ道	中城村字新垣上原他	平成 27 年 3 月 10 日 [令和3年3月26日追加指定]
町村指定	3	棚原旧宮里家屋敷跡	西原町字棚原 292 番地	平成 26 年 3 月 17 日
	4	旧西原村役場壕	西原町字翁長 319-4、320 番地	平成 27 年 6 月 9 日
	5	棚原石疊道	西原町字棚原 59 番地 5 箇所に介在する里道	平成 31 年 3 月 28 日
	6	小波津弾痕の残る石塀	西原町字小波津 440 番地内	令和 3 年 5 月 11 日
	7	三津武嶽	与那原町字与那原 1378	平成 11 年 4 月 21 日
	8	前の井	与那原町字上与那原 73	平成 11 年 4 月 21 日

注：番号は図 3.2-12 に対応している。

出典：1. 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）
2. 「文化財課要覧（令和 6 年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）

2) 名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る）

「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」等に基づく名勝は、沖縄県では国指定名勝として識名園、喜屋武海岸及び荒崎海岸等が15ヶ所、県指定名勝として斎場御嶽、中城城跡等が8ヶ所指定されているが、対象地域には指定名勝は存在しない（「文化財課要覧（令和6年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ））。

3) 天然記念物

「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」等に基づく対象地域の天然記念物を表 3.2-55及び図 3.2-12に示す。

対象地域の天然記念物は国指定が4件、県指定が3件、町村指定が2件存在するが、事業実施想定区域には所在地が定められた指定天然記念物は存在しない。

表 3.2-55 対象地域の天然記念物

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
国指定	一	コウノトリ ^{注2}	所在地、地域を定めず	昭和 31 年 7 月 19 日
	一	アカヒゲ	所在地、地域を定めず	昭和 45 年 1 月 23 日
	一	カラスバト	所在地、地域を定めず	昭和 46 年 5 月 19 日
	一	ジュゴン	所在地、地域を定めず	昭和 47 年 5 月 15 日
県指定	一	コノハチョウ	所在地、地域を定めず	昭和 44 年 8 月 26 日
	一	イボイモリ	所在地、地域を定めず	昭和 53 年 11 月 9 日
	一	クロイワトカゲモドキ（マダラトカゲモドキを含む）	所在地、地域を定めず	昭和 53 年 11 月 9 日
町村 指定	天 1	内間御殿のサワフジ（サガリバナ）	西原町字嘉手苅上之松 51-1	平成 24 年 5 月 8 日
	天 2	久葉堂赤木（クファドウアカギ）	与那原町字与那原 912	平成 7 年 4 月 25 日

注1：地域を定めず指定されているものについては、関係町村で確認記録のあるものを記載した。

注2：コウノトリは特別天然記念物、それ以外は天然記念物である。

注3：番号は図 3.2-12 に対応している。

出典：1. 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

2. 「文化財課要覧（令和 6 年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）

4) 登録記念物

「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」等に基づく対象地域の登録記念物を表 3.2-56及び図 3.2-12に示す。

対象地域の登録記念物は国指定が1件存在するが、事業実施想定区域には指定登録記念物は存在しない。

表 3.2-56 対象地域の登録記念物

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
国指定	登 1	沖縄県鉄道与那原駅跡	与那原町	平成 29 年 10 月 13 日

注：番号は図 3.2-12 に対応している。

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁）



凡 例

- 事業実施想定区域
- - - 行政界
- — 史跡・天然記念物・登録記念物

注：図中の番号は、表 3.2-54～表 3.2-56 に対応している。

出典：1. 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）
 2. 「文化財課要覧（令和6年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）
 3. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図
 (2024.11.21)」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.2-12 対象地域の史跡・名勝・天然記念物・登録記念物

(22) 海岸法による海岸保全区域の指定区域

「海岸法」（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域は、津波、高潮、波浪、その他水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土を保全するため、防護すべき海岸に係る一定の区域に指定される。

海岸保全区域では、土地の占有、施設又は工作物の設置、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地においてほかの施設等を新設又は改築すること、土地の掘削・盛土・切土等を行うこと、その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為について許可が必要となる。

対象地域における海岸保全区域を表 3.2-57及び図 3.2-13に示す。事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-57 対象地域の海岸保全区域の指定状況

所管	番号	海岸保全区域	港湾名/ 海岸名/ 所在地	指定延長 (m)	区域 (m ²)	指定年月日
港湾局	1	与那原町板良敷	中城湾港	865	86,500	昭和46年6月30日
	2	与那原町板良敷	中城湾港	184	18,400	昭和46年6月30日
	3	与那原町伊利原	中城湾港	517	51,700	昭和46年6月30日
	4	与那原町板良敷	中城湾港	950	95,000	昭和46年6月30日
	5	与那原町与那原	中城湾港	452	8,631	昭和56年3月27日
	6	与那原町与那原	中城湾港	720	—	昭和47年4月25日
	7	中城村字奥間	中城湾港	244	130,209	平成10年8月14日
河川局	8	与那原町板良敷	板良敷海岸	184	920	昭和46年6月30日
	9	与那原町与那原	与那原海岸	517	2,585	昭和46年6月30日
	10	与那原町与那原	仲島海岸	720	3,600	昭和47年4月25日
農村振興局	11	北浜海岸	中城村	1,017	58,010	平成21年3月27日
水産庁	12	当添漁港海岸（佐敷地区）	与那原町	52	—	平成19年3月29日

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）

(23) 港湾法による港湾区域の指定区域

「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく港湾区域は、①水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限の区域であること、②港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利害を害さないこと、③港則法に基づく港の区域の定めのあるものについて、その区域を越えないものでなければならないとされている。

港湾区域では、①水域（上空100mまで、水底下60mまで）又は公共空地の占用、②水域又は公共空地における土砂の採取、③水域施設、外郭施設又は係留施設等の建設又は改良、④その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為について許可が必要となる。

対象地域における港湾区域の指定状況を表 3.2-58及び図 3.2-13に示す。事業実施想定区域の前面の沿岸は中城湾港として港湾区域に指定されている。

表 3.2-58 対象地域の港湾区域の指定状況

港湾名	所在地	面積 (ha)	設立年月日	管理者	備考
中城湾港	うるま市、沖縄市、南城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町	23,958	昭和49年4月23日	沖縄県	重要港湾

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）

(24) 港湾法による港湾隣接地域の指定区域

「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく港湾隣接地域は、港湾区域外100m以内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するために必要な最小限度の範囲が指定される。港湾隣接地域では、地域内の公共空地における占用、土砂の採取、水域施設・外郭施設・係留施設等の建設又は改良等の行為について港湾管理者の許可が必要となる。

対象地域における港湾隣接地域の指定状況を表 3.2-59及び図 3.2-13に示す。事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-59 対象地域の港湾隣接地域の指定状況

港名	地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
中城湾港	東崎 1, 2	西原町	0.94	令和 2年 2月 28日	沖縄県
	東浜・東崎	与那原町・西原町	7.85	令和 2年 2月 28日	沖縄県
	板良敷	与那原町	3.67	平成 9年 3月 14日	沖縄県
	板良敷 2	与那原町	0.9	平成10年 3月 12日	沖縄県
	与那原	与那原町	2.21	平成19年 7月 20日	沖縄県
	与那原	与那原町	1.04	平成20年 2月 8日	沖縄県
	奥間	中城村	4.9	平成10年 5月 29日	沖縄県

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

(25) 都市計画法による臨港地区の指定区域

「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく臨港地区は、都市計画区域において港湾を管理するために定められた地区（都市計画法第9条第22項）及び港湾法に基づき都市計画区域以外の地域について、港湾区域を地先水面とする地域において、港湾の管理運営に必要な最小限度の地区を指定している。

臨港地区では、①水道施設・用水きょ・排水きょの建設又は改良、②廃棄物処理施設で、政令で定めるものの建設、③工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める面積以上であるものの新設又は増設、④その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良等について工事の開始の日60日前までに港湾管理者に届け出る必要がある。

対象地域における臨港地区の指定状況を表 3.2-60及び図 3.2-13に示す。事業実施想定区域の南側の沿岸は中城湾港西原与那原臨港地区となっているが、事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-60 対象地域の臨港地区の指定状況

規制区域の名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
中城湾港西原与那原臨港地区	西原町・与那原町	61.0	平成23年12月9日	沖縄県

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

(26) 漁港漁場整備法による漁港区域の指定区域

「漁港漁場整備法」(昭和25年法律第137号)に基づく漁港区域は、水産業の発達を図るために漁港を整備し、その維持管理を適正に行うため必要な天然又は人口の漁業根拠地となる水域、陸域及び施設の区域を指定している。

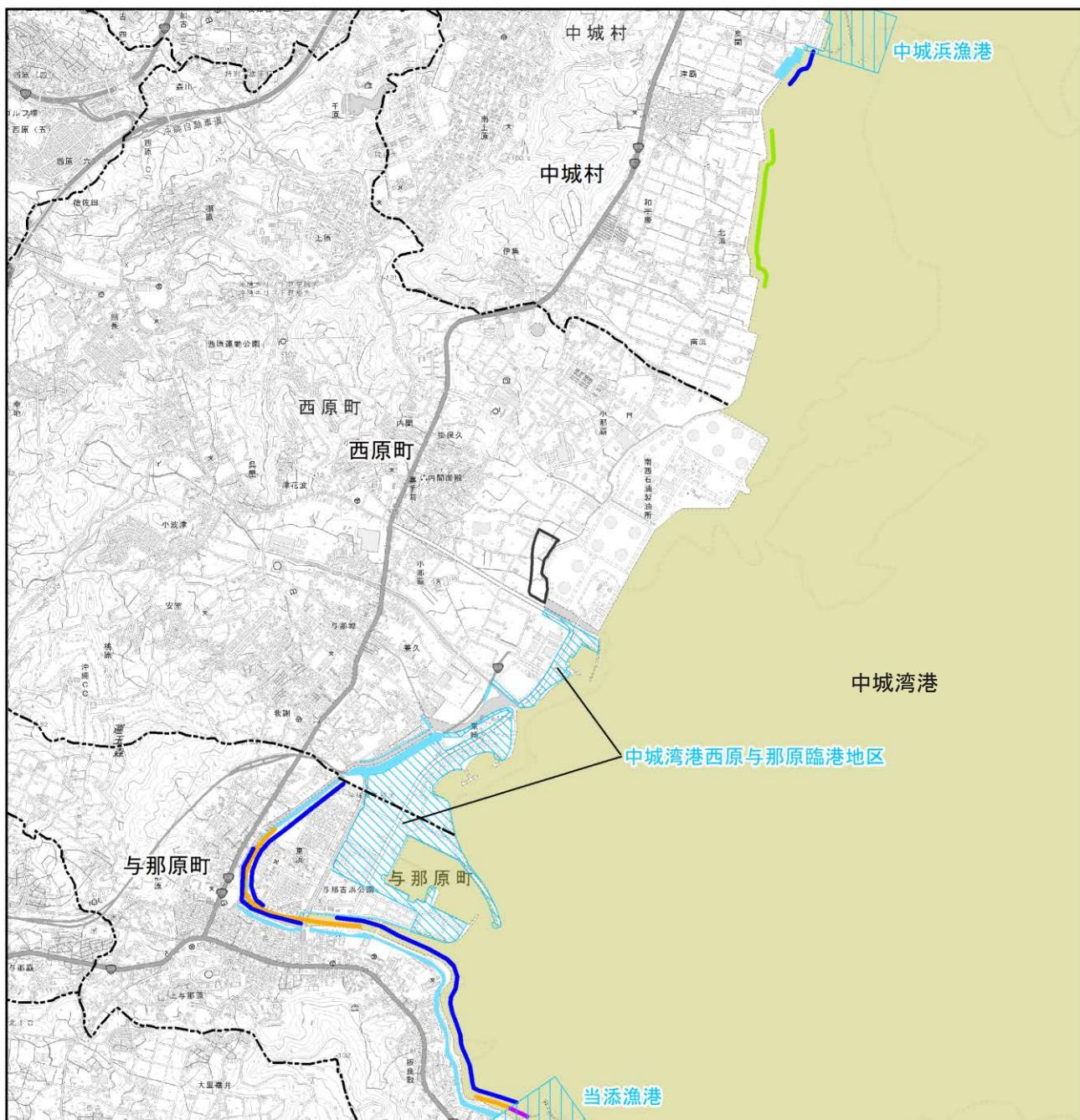
指定区域内では、水域又は公共空地において工作物の建設・改良、土砂の採取、土地の掘削・盛土、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の占用等の行為について漁港管理者の許可が必要となる。

対象地域における漁港区域を表 3.2-61及び図 3.2-13に示す。事業実施想定区域には指定区域はない。

表 3.2-61 対象地域の漁港区域の指定状況

種別	規制区域の名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
第1種漁港（県管理）	当添漁港	与那原字板良敷	26	昭和44年10月 7日	沖縄県
第1種漁港（市町村管理）	中城浜漁港	中城村字奥間	22	昭和47年 5月12日	中城村

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和7年3月、沖縄県)



凡 例

- | | | | |
|---|-----------------|--|--------|
| | 事業実施想定区域 | | 港湾区域 |
| | 行政界 | | 港湾隣接地域 |
| — | 海岸保全区域（水産庁所管） | | 臨港地区 |
| — | 海岸保全区域（港湾局所管） | | 漁港区域 |
| — | 海岸保全区域（河川局所管） | | |
| — | 海岸保全区域（農村振興局所管） | | |

出典：「沖縄県地図情報システム／オープンデータ一覧／土地利用規制現況図
(2024. 11. 21)」(沖縄県ホームページ)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.2-13 対象地域の海岸保全区域、港湾・漁港の位置

3.2.2 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策

(1) 沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）

「自然環境の保全に関する指針」（平成10年）は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。具体的には、動物や植物の生息状況、土地利用など環境に関する様々な情報を整理し、それを分析して地域ごとの環境特性を明らかにして、「陸域に関する指針」と「沿岸域に関する指針」に分けている。

1) 陸域に関する指針

陸域に関する指針は、動植物分布や土地利用状況などに関する各情報を重ね合わせて一つの地図を作成し、この地図を南北約0.9km、東西約1.3kmの幅で網の目状の区画（3次メッシュ）に区分し、区分した区画ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとして示している。

評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：身近な自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅤ：緑地環境の創造を図る区域

事業実施想定区域は、図 3.2-14に示すとおり評価ランクⅤとなっている。

2) 沿岸域に関する指針

沿岸域に関する指針は、水深10mまでの海域を対象とし、情報の収集・整理・図化、重ね合わせののち、岬や河口などで区分した区域ごとに環境の総合評価を行い、その結果をもとに評価ランクとして示している。

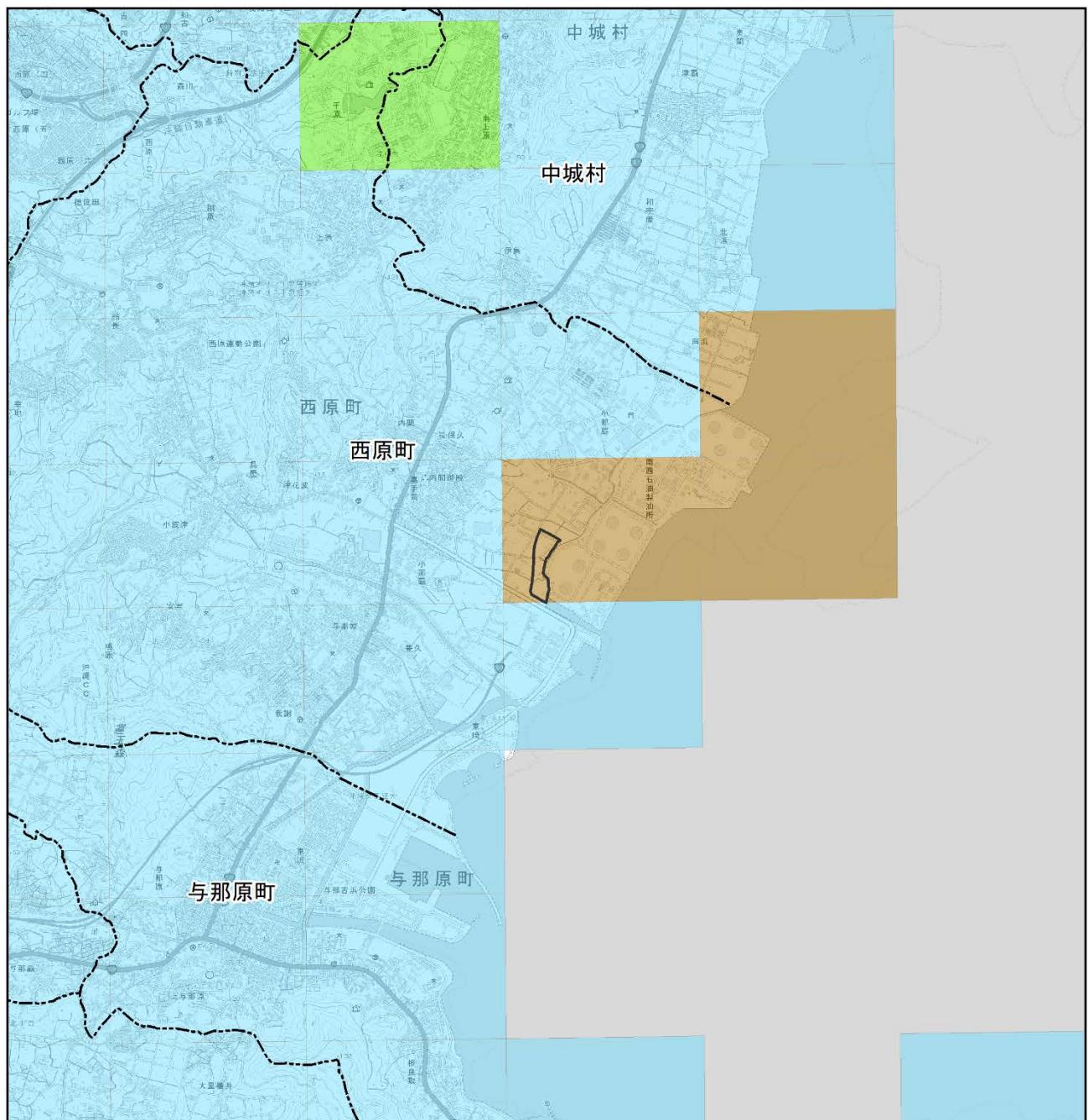
評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：自然環境の創造を図る区域

事業実施想定区域周辺の沿岸域は、図 3.2-15に示すとおり評価ランクⅢとなっている。



凡 例

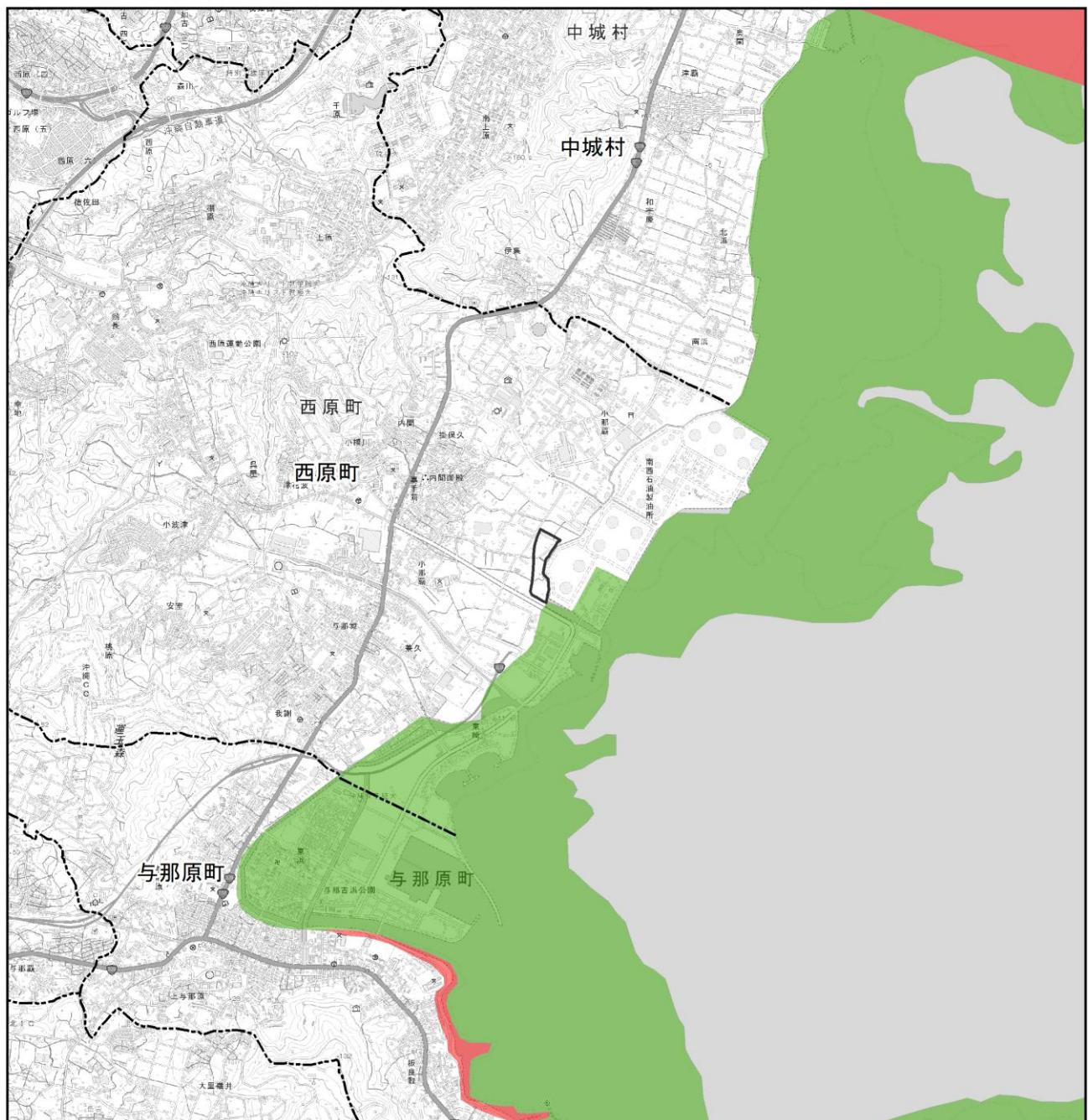
- 事業実施想定区域
- 行政界
- 評価ランクⅢ（自然環境の保全を図る区域）
- 評価ランクⅣ（身近な自然環境の保全を図る区域）
- 評価ランクⅤ（緑地環境の創造を図る区域）

出典：「陸域における自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）圏域区分図」（平成10年、沖縄県環境部自然保護課）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.2-14 対象地域における自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図（陸域）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 評価ランク II (自然環境の保護・保全を図る区域)
- 評価ランク III (自然環境の保全を図る区域)

出典：「陸域における自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）沿岸域区分図」（平成 10 年、沖縄県環境部自然保護課）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

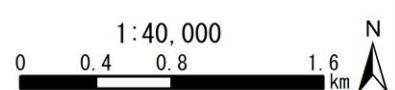


図 3.2-15 対象地域における自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図（沿岸域）

(2) 生物多様性保全利用指針 OKINAWA（沖縄島編）暫定版

平成10年の「自然環境の保全に関する指針」の策定から約20年が経過し、当時の主要な課題であった土地の改変による自然環境への影響に加えて、外来種の侵入による在来種への悪影響や高水温によるサンゴ礁生態系の劣化などが顕在化し、自然環境を取り巻く状況が複雑化している。一方、社会的には、生物多様性の保全が地球規模での課題となっている。このような自然状況や社会状況の変化を踏まえて、沖縄県では生物多様性の保全とその適正な利用を目的に、生物多様性保全の観点から「生物多様性保全利用指針OKINAWA」を新たに取りまとめている。

なお、現在は県全体の解析の途中であることから暫定版が公開されており、最終版の策定までは引き続き「自然環境の保全に関する指針」を参照することとされている。

1) 陸域における自然環境の保全に関する指針

生物分布情報や土地利用・現存植生の情報から算出した保全優先度と総合評価タイプを元に、以下のとおり総合評価ランクにカテゴリ分けしている。

総合評価ランクⅠ：生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が極めて高い区域

総合評価ランクⅡ：生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い区域

総合評価ランクⅢ：生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が中程度の区域

総合評価ランクⅣ：自然環境の保全及び向上を図る区域

総合評価ランクⅤ：自然環境の保全及び向上を積極的に図る区域

事業実施想定区域は、評価ランクⅣ（暫定）となっている。

2) 沿岸域における自然環境の保全に関する指針

暫定版では公表されていない。

(3) 各種事業の実施における環境配慮指針

沖縄県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき環境影響評価の手続を実施し、事業の実施に際して環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果をあげてきた。更に、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が環境影響評価法の改正において導入され、沖縄県においても条例を平成25年3月に改正し計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行っている。

「第3次沖縄県環境基本計画」（令和5年3月、沖縄県）では、事業別配慮指針の中で、共通事項を定めているほか、個別事項を各事業別に掲載している（表 3.2-62参照）。

表 3.2-62 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業に係る環境配慮指針

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壤汚染等が生じないよう、施設の適正な維持管理を徹底する。

出典：「第3次沖縄県環境基本計画」（令和5年3月、沖縄県）

(4) 西原町景観まちづくり条例

「西原町景観まちづくり条例」（平成28年西原町条例第21号）は、西原町の景観まちづくりに関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく施行等に関して必要な事項を定めるとともに、良好な景観を形成するための施策を講じることにより、景観まちづくりを推進し、自然の潤いと活力に満ちた地域社会の実現を図り、良好な景観を次世代に継承することを目的としている。

また、「西原町景観計画」（平成28年3月、西原町）を策定し、町民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていくこととしている。

条例で届出が必要と定める行為を表 3.2-63に、各地区の区分図を図 3.2-16に、届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を表 3.2-64に示す。

西原町全域が景観計画区域に指定されており、小波津川沿川地区が景観形成重点地区に指定されている。

また、事業実施想定区域は、工業地域に区分されている。

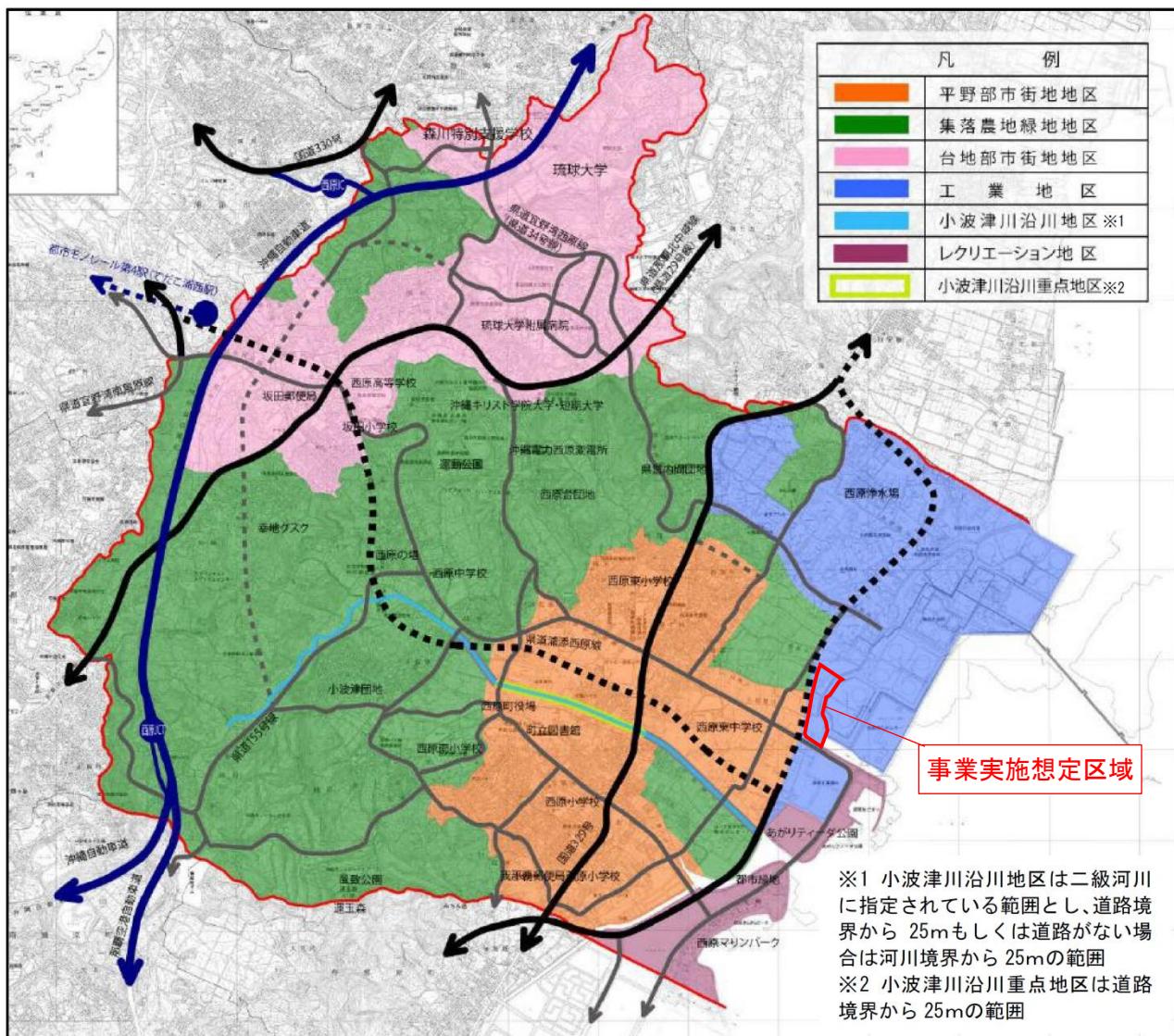
表 3.2-63 届出対象行為（西原町）

対象となる行為		対象とする規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ ^{注1} が 10m を超える建築物、もしくは延べ面積が 500m ² を超える建築物。
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が 10m ² 以上のもの。
工作物	新築、増築、改築若しくは移転	煙突、鉄塔などの以下に示す行為のうち、高さ ^{注1} 10m以上、または建築面積 ^{注2} 500m ² 以上のもの。 • 電波塔、物見塔、装飾塔類 • 煙突、排気塔類 • 高架水槽、冷却塔類 • 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 • 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 • アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 • 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 • 自動車庫の用に供する立体的な収納施設類 • 汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 • 電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類（支持物を含む） で、高さ 20m 以上のもの
		製造施設等高さ ^{注1} 10m を超えるもの、又は建築面積 500m ² ^{注2} 以上のもの。
		太陽光パネルで、パネルの建築面積 ^{注2} の合計が 300m ² 以上のもの。但し建物の屋上に設置する場合は 500m ² 以上とする。
		擁壁、垣（生け垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの。
		墓地等で敷地面積 100m ² 以上のものとし、連担する墓地については、新たに設置される墓地が既存墓地と合計して 100m ² 以上の場合も対象とする。
		上記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が 10m ² 以上のもの。
開発行為及びその他の行為	開発行為	面積 500m ² 以上、又は切土、盛土によって生ずる擁壁の高さが 2m 以上のもの。
	その他	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更等	
	木竹の植栽、伐採	
		屋外における土石、廃棄物、再生資源等その他物件の堆積
		水面の埋立て、干拓等
小波津川沿川重点地区	新築、増築、改築若しくは移転	重点地区の範囲内における建築確認申請が必要となる建築物。
	外観を変更することとなる色彩の変更	重点地区の範囲内における全ての建築物のうち外観の色の変更に関わる部分の合計が 10m ² 以上のもの。

注1：平均地盤面から建築基準法による高さ。

注2：建築面積とは工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物についてはその算定方法による。

出典：「西原町景観計画」（平成 28 年 3 月、西原町）



出典：「西原町景観計画」（平成 28 年 3 月、西原町）

図 3.2-16 各地区的区分図（西原町）

表 3.2-64(1) 景観形成基準（西原町）

	景観基準	地区別景観基準 ^{注1}					
		平野部 市街地地区	台地部 市街地地区	集落農地 緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区 ^{注2} ①	レクリエー ション地区 ②
高さ 及び 配置	市街化区域の高さは建築基準法の規定によること。	○	○	○	○	○	○
	市街化調整区域は、12m以下とする。(建築付属施設を含む)	○	○	○	○	○	
	敷地がまとまりのある農地、緑地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること。	○	○	○		○	
	建築物の規模・配置については、良好な眺望が望める地点からの景観を阻害しないよう配慮すること。特に主要な視点場 ^{注3} から運玉森等の本町のシンボル的景観が望める眺望を阻害しないこと。	○	○	○		○	○
	道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。	○	○	○		○	○
	緑の骨格軸となる稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。		○	○			
	太陽光パネルは、敷地に面している道路から見えにくい位置に設置し、道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。また反射の方向に配慮すること。	○	○	○		○	○
	墓地等は、できる限り道路・公園等の公共の場所から容易に見通せない位置に配置すること。やむを得ず見通せる場所に建設する場合は、形態・意匠の工夫や敷地内緑化等により周辺景観との調和に配慮すること。		○	○	○	○	
	市街化調整区域内の建築物の高さについては、公益上必要なものや主要幹線沿いで周辺景観の調和を乱さないもの、または町長が認めるものに限り制限の緩和を受けることができる。	○	○	○	○	○	
建築 意匠等 ・の 形態 又は 素材	できる限り、木材、石材などの周辺の景観との調和に配慮した自然素材を使用すること。	○	○	○		○	
	建築物の意匠・形態については、良好な眺望が望める地点からの景観を阻害しないよう配慮すること。	○	○	○		○	○
	敷地がまとまりのある農地、緑地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、景観資源に配慮した形態や色彩、意匠を工夫すること。	○	○	○		○	
	緑の骨格軸となる稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠に配慮すること。		○	○			
色彩	外壁面の色彩については、原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（明度8以上、彩度2以下）とすること。	○	○	○	○	○	○
	外壁面の色彩について、派手な色（彩度10以上）を用いる場合、その使用面積は、市街化調整区域及び市街化区域の住宅系用途地域の場合は、見付面積の5%以内とし、その他の地域の場合は10%以内とする。	○	○	○	○	○	○

注1：複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

注2：平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

注3：主要な視点場とは、歴史的な場所も含み多くの町民等が認識する場所とする。

出典：「西原町景観計画」（平成28年3月、西原町）

表 3.2-64(2) 景観形成基準（西原町）

	景観基準	地区別景観基準 ^{注1}							
		平野部 市街地地区	台地部 市街地地区	集落農地 緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区 ^{注2}	①	②	レクリエーション地区
敷地の緑化	敷地面積で、次の挙げる数値以上の緑地率(緑被率)とすること。	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%	
	敷地が小規模など効果的な緑化が難しい敷地については、上記数値を緩和し、できる限り屋上等の緑化に努めること。	○	○	○	○	○			○
	植栽にあたっては沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和する樹種を選定、配置や構成を工夫すること。	○	○	○	○	○			○
	敷地に優れた樹木がある場合は、できる限り保存、修景に努めること。	○	○	○		○			
	海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○		○		○			○
	重要な道路 ^{注4} に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○			○
その他	貯水タンク、室外機等の建築設備は、道路等の公共空間から直接見えないよう、遮蔽や配置の工夫を行うこと。	○	○	○		○			○
	敷地の外溝(垣、塀等)では、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○		○			
開発行為に関する基準	眺望	主要な視点場から運玉森等の本町のシンボル的景観が望める眺望は確保すること。	○	○	○		○		○
	壁面・のり面	斜面緑地における開発行為は避けること。		○	○		○		
		できる限り現況地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。法面、擁壁が発生する場合は、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○	○	○		
	緑化	原則、緑地率を次の数値以上確保すること。 ^{注3}	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%
		緑化にあたっては、道路に面する側を重点化すること。	○	○	○	○	○		○
		重要な道路 ^{注4} に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○		○
		墓地等の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の30%以上の緑地を設け、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うこと。		○	○	○	○		

注1：複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

注2：平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

注3：敷地が異なる複数の地区に含まれる場合、基準の数値は加重平均とする。

注4：町道小波津川北線、町道小波津川南線、町道小波津・屋部線

出典：「西原町景観計画」（平成28年3月、西原町）

表 3.2-64(3) 景観形成基準（西原町）

		景観基準	地区別景観基準 ^{注1}						
			平野部 市街地地区	台地部 市街地地区	集落農地 緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区 ^{注2}		レクリエー ション地区
土地の造成その他の一団の土地の形質の変更に関する基準	眺望	主要な視点場から運玉森等の本町のシンボル的景観が望める眺望は確保すること。	○	○	○		○	○	○
木材の植林又は伐採	の変形後	できる限り現状地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。法面・擁壁が生じる場合は、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○	○	○	○	
		原則、緑地率を次の数値以上確保すること。 ^{注3}	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%
	緑化	緑化にあたっては、道路に面する側を重点化すること。	○	○	○	○	○	○	○
		重要な道路 ^{注4} に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○	○	○
土砂、鉱物の砂類の掘削に採取する基準	遮蔽	墓地等の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の30%以上の緑地を設け、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うこと。		○	○	○	○	○	
		伐採は、最小限にとどめること。伐採後は、できる限り植林などの代替措置を講じ、緑の回復に努めること。	○	○	○		○		
		敷地内に植栽をする場合は、地域の植生等と調和する種類を選ぶこと。	○	○	○		○		○
	事後の措置	敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴付ける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然のままの状態で残すこと。	○	○	○		○		
の屋外における集積又は貯蔵物件にかかる基準	貯蔵集積の方法	道路等の公共空間から直接見えないよう、塀や植栽等により遮蔽を行うこと。	○	○	○	○	○		
		土石採取等により露出する地肌は、行為が終了したところから、周辺の植生に配慮して緑化を行うこと。	○	○	○	○	○		
	遮蔽	土石の採取、鉱物の掘採は整然と行うこと。	○	○	○	○	○		
		できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○		○
出典：「西原町景観計画」（平成28年3月、西原町）	注1：複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。	積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	○	○	○	○	○		○
		できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又はデザインに配慮した塀等で遮へいすること。	○	○	○	○	○		○

表 3.2-64(4) 景観形成基準（西原町）

	景観基準	地区別景観基準 ^{注1}					
		平野部 市街地地区	台地部 市街地地区	集落農地 緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区 ^{注2}	レクリエー ション地区
水面 干拓等 の埋め立て、 立て	擁壁・法面又は垣・柵を設ける場合は、自然素材の活用等により周辺の水辺景観との調和に配慮すること。				○	○	○
	できる限り従前の地形や砂浜、岩など、海・河川景観を構成する自然環境を残すこと。				○	○	
	敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態で残すこと。				○	○	
	海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。				○	○	

注1：複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

注2：平野都市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

出典：「西原町景観計画」（平成 28 年 3 月、西原町）

表 3.2-64(5) 景観形成基準（小波津川沿川重点地区に関する基準）

景観基準			
景観基準 一覧	建築物等	壁面の位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から 1.0m以上後退した位置とすること。
		壁面の色彩	外壁面の基調色は、マンセルカラーシステムにおける 5R～5Y で明度 8 以上、彩度 2 以下とすること。
		垣または柵	道路境界部に垣または柵を設ける場合は、コンクリート基礎等の腰壁の高さは 60cm 以下とし、その上部にフェンスを用いる場合は可視可能な構造とすること。また、垣・柵の上部から見えるように敷地内に植栽を設けること。
屋外広告物 誘導指針		① 地域特性に配慮し、周辺の景観を阻害しないよう、広告物の面積、高さ、数量は最小限にとどめること。 ② 調和を乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努めること。 ③ 原色や蛍光色などの派手な色彩の使用は避けること。 ④ 1つの敷地に対し数多くの屋外広告物が乱雑に設置されることや一体的で大規模に見えるような設置は避けること。	

注：小波津川沿川重点地区に一部または全部が含まれる敷地においては当該基準を適用する。

出典：「西原町景観計画」（平成 28 年 3 月 西原町）

(5) 西原町都市計画マスタープラン 2025-2045

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が、住民の意見を反映しつつ将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示すものである。

西原町では、概ね20年後の目指すべき将来都市像を示し、まちづくりに関する基本的な方針となる都市計画マスタープランを平成12年に策定し、その後の時代の潮流に応じて平成24年の改定と平成29年の一部改定を行った。平成24年の計画策定から10年が経過し、社会情勢の変化とともに、計画の進捗が一時的に停止していた大型MICE施設についても、動向が見られることから、これらを踏まえ、令和7年に全面改定を行い、「西原町都市計画マスタープラン2025-2045」（令和7年8月、西原町）を策定した。

本計画における将来都市像は、「まちづくり基本条例」（平成24年西原町条例第8号）に基づき、将来のまちの姿を「多様な交流を育み 賑わいと魅力あふれる 未来へつなぐ 文教のまち－西原」としている。また、まちづくりの目標として、「都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり」、「移動しやすく利便性の高いまちづくり」、「安全・安心、快適で住み易いまちづくり」、「環境に優しくうるおいあるまちづくり」、「町民が主体となるまちづくり」が挙げられている。

事業実施想定区域の位置する東部1地域の将来地域構想図を図 3.2-17に示す。本地域の将来像は、「都市の発展を支える産業とゆとりある生活環境が調和する安全・安心なまち」とされている。事業実施想定区域は工業地に含まれており、計画のなかで本事業も位置付けられている。

■ 東部 1 将来地域構想図



凡 例				
	区分	整備済(既設)	未整備(新設)	
道 路	沖縄自動車道			
	主要幹線道路			
	都市レベル幹線道路			
	地区レベル幹線道路			
	補助幹線道路			
	主要な区画道路			
	都市モノレール等			
施 設	運動公園			
	地区・近隣公園			
	街区公園			
	公共公益施設等			
	小学校			
	中学校			
	綠地			

出典：「西原町都市計画マスタープラン 2025-2045」（令和 7 年 8 月、西原町）

図 3.2-17 東部 1 地域将来地域構想図

3.3 自然的状況

3.3.1 大気環境

(1) 気象

事業実施想定区域の最寄りの地域気象観測所として、事業実施想定区域の南南西約7.8kmの位置に糸数地域気象観測所（所在地：沖縄県南城市玉城字糸数西赤津川原）が存在する（図3.3-1参照）。同観測所では、レーダー観測も行われている。

糸数地域気象観測所の気象観測結果を以下に示す（表3.3-1参照）。

1) 気温

令和6年の月別平均気温は16.1°C～28.4°Cであり、7月が最も高く、1月が最も低い。日最高気温は1月及び12月を除いて20°Cを上回り、日最低気温は年間を通して10°Cを上回っている。

2) 風速・風向

令和6年の月別最多風向は、4月、6月及び7月は南寄りの風が、1月から3月と11月から12月は北寄りの風が卓越している。平均風速は3.3～5.8m/sとなっている。

また、令和6年の月別及び年間の風配図を図3.3-2に示す。年間を通した風向の頻度は南北方向の風が卓越している。

3) 降水量

月間の降水量は31.5mm～759.5mmであり、梅雨の時期にかかる5月、6月は、降水量が多くなっている。

表3.3-1 気象の概況（令和6年）

【糸数地域気象観測所】

項目 月	気温 (°C)			風向・風速		降水量 (mm)
	平均	日最高	日最低	最多風向	平均風速 (m/s)	
1月	16.1	19.1	14.1	北	5.2	31.5
2月	18.0	21.2	16.2	北	4.7	57.5
3月	17.6	20.9	15.3	北	5.3	254.5
4月	22.1	25.0	20.1	南南西	4.0	377.5
5月	22.9	25.9	20.8	東	4.6	461.0
6月	25.1	27.5	23.3	南南西	4.0	759.5
7月	28.4	31.4	26.3	南南東	4.5	108.5
8月	28.1	31.9	25.9	西南西	3.3	143.0
9月	26.9	29.9	24.8	東南東	5.0	289.5
10月	25.7	28.9	23.7	東北東	5.0	269.5
11月	22.0	24.6	20.2	北北東	5.8	230.0
12月	16.8	19.8	14.9	北	5.4	33.0

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 地域気象観測所
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

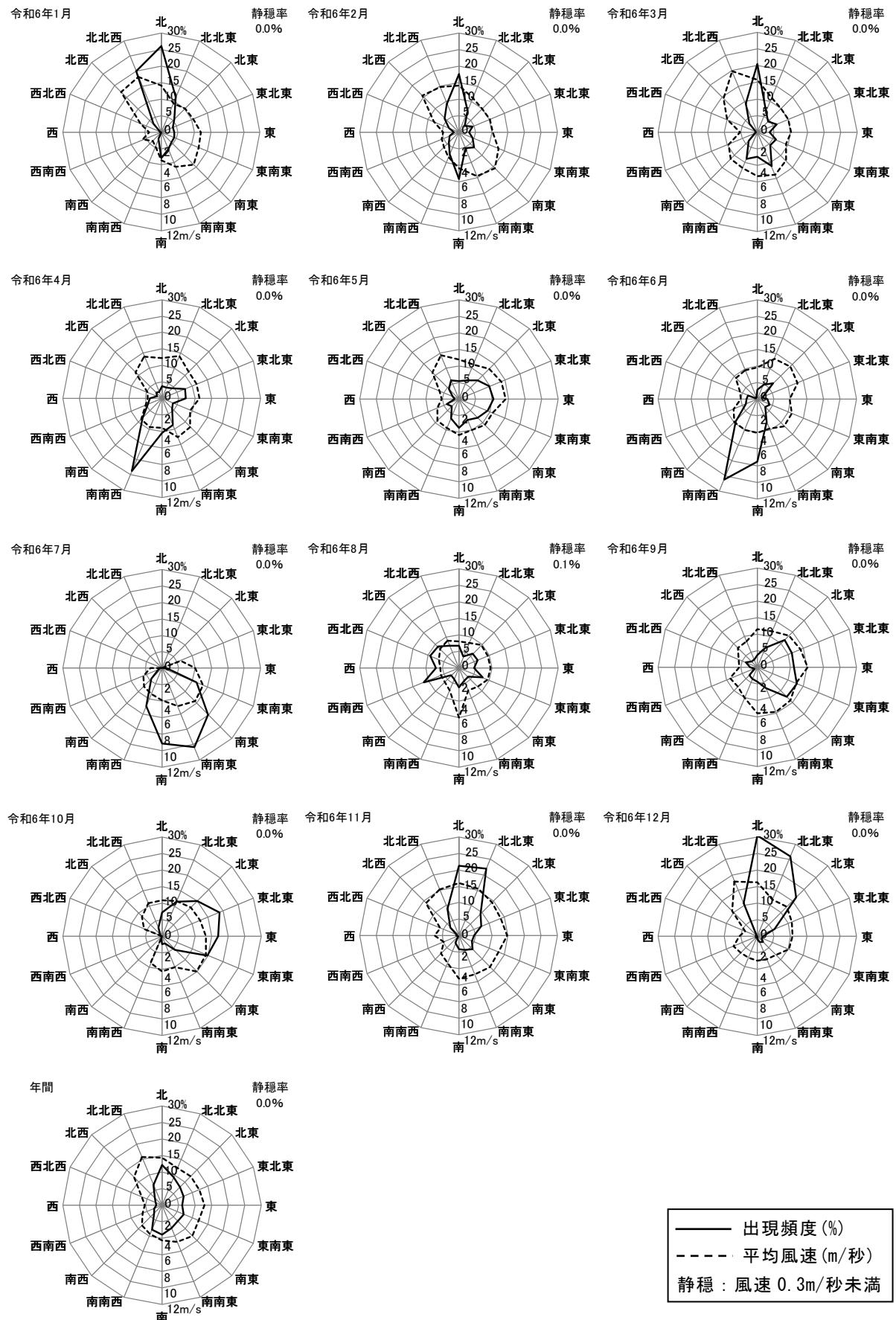
出典：1. 「気象庁ホームページ」（気象庁）

2. 「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）

「電子地形図50000那覇、沖縄市南部、糸満、久高島（国土地理院）を加工して作成」

1:80,000
0 0.75 1.5 3 km
N

図 3.3-1 地域気象観測所及び大気環境測定局位置図



出典：「過去の気象データダウンロード」（気象庁ホームページ）

図 3.3-2 風配図（令和 6 年）

（糸数地域気象観測所：月別、年間（風向・風速及び出現頻度））

(2) 大気質

沖縄県内には、令和5年度末現在、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）8ヶ所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2ヶ所が設置されており、各測定局の測定状況を表 3.3-2に示す。

このうち、事業実施想定区域に近い測定局を図 3.3-1に示す。

一般局は2ヶ所あり、那覇市の那覇市保健所に設置されている那覇局では、5つの項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質）が、西原町の西原町社会福祉センターに設置されている西原局では、3つの項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）が測定されている。また、自排局は浦添市の株式会社琉藻に設置されている牧港局の1ヶ所があり、2つの項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）が測定されている。

沖縄県の令和5年度の結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質についてはいずれの測定局も環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を超過している（詳細は次項以降を参照）。

なお、光化学オキシダントの環境基準達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向となっている。

表 3.3-2 大気測定局の測定状況（令和5年度末現在）

測定局名称	所在地		測定項目					
	市町名	設置場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般環境大気 測定局	那覇	那覇市	那覇市保健所	○	○	○		○
	西原	西原町	西原町社会福祉センター	○	○	○		
	与那城	うるま市	(旧) 桃原公民館	○	○	○		○
	名護	名護市	北部保健所	○	○	○		○
	沖縄	沖縄市	中部保健所	○	○	○		○
	糸満	糸満市	糸満市願寿館		○			○
	平良	宮古島市	宮古保健所		○	○		○
	石垣	石垣市	八重山保健所	○	○	○		○
自動車排出 ガス測定局	牧港	浦添市	(株) 琉藻		○	○		
	松尾	那覇市	琉球銀行松尾支店		○		○	

注：網掛けは、事業実施想定区域に近い測定局を示す。

出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）

1) 二酸化硫黄 (SO₂)

令和元年度から令和5年度における二酸化硫黄の測定結果を表 3.3-3に示す。

那覇局及び西原局ともに日平均値の2%除外値は、いずれの年も長期的評価における環境基準 (0.04ppm以下) を満足している。

表 3.3-3 二酸化硫黄の経年変化（令和元～5 年度）

単位 : ppm

測定局		測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
一般局	那覇	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.04 以下 (2%除外値)
		2%除外値	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	
	西原	年平均値	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	
		2%除外値	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

2) 二酸化窒素 (NO₂)

令和元年度から令和5年度における二酸化窒素の測定結果を表 3.3-4に示す。

那覇局、西原局及び牧港局ともに日平均値の年間98%値は、いずれの年も長期的評価における環境基準 (0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下) を満足している。

表 3.3-4 二酸化窒素の経年変化（令和元～5 年度）

単位 : ppm

測定局		測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
一般局	那覇	年平均値	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.04～0.06 の ゾーン内又は それ以下 (年間 98% 値)
		年間 98% 値	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	
	西原	年平均値	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	
		年間 98% 値	0.008	0.006	0.006	0.005	0.006	
自排局	牧港	年平均値	0.006	0.006	0.005	0.005	(0.006)	
		年間 98% 値	0.015	0.013	0.013	0.011	(0.014)	

注：測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は（）で示し、参考値とする。

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和元年度から令和5年度における浮遊粒子状物質の測定結果を表 3.3-5に示す。

那覇局、西原局及び牧港局ともに日平均値の2%除外値は、いずれの年も長期的評価における環境基準 ($0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下) を満足している。

表 3.3-5 浮遊粒子状物質の経年変化（令和元～5 年度）

単位： mg/m^3

測定局		測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
一般局	那覇	年平均値	0.020	0.018	0.018	0.017	0.018	0.10 以下 (2%除外値)
		2%除外値	0.044	0.037	0.043	0.034	0.043	
	西原	年平均値	0.017	0.014	0.014	0.014	0.014	
		2%除外値	0.033	0.030	0.028	0.030	0.038	
自排局	牧港	年平均値	0.020	(0.018)	0.013	0.012	0.014	
		2%除外値	0.038	(0.032)	0.024	0.025	0.031	

注：測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は（）で示し、参考値とする。

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

4) 光化学オキシダント (Ox)

令和元年度から令和5年度における光化学オキシダントの測定結果を表 3.3-6に示す。

各年度の昼間の1時間値が環境基準 (0.06ppm 以下) を超えた日が那覇局で3～30日ある。

大気の汚染に係る環境基準の超過の一因として、大陸からの大気汚染物質の移流による影響が指摘されている。

表 3.3-6 光化学オキシダント測定結果（令和元～5 年度）

測定局		測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
一般局	那覇	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	0.033	0.031	0.030	0.028	0.032	0.06ppm 以下 (1 時間値)
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	30	23	3	7	15	

注：「昼間」とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

出典：「令和 2～6 年度版沖縄県環境白書（令和元～5 年度報告）」（令和 3～7 年 3 月、沖縄県）

5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和元年度から令和5年度における微小粒子状物質の測定結果を表 3.3-7に示す。

那覇局では、年平均値及び日平均値の年間98%値は、いずれの年も環境基準（年平均値： $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、1日平均値： $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を満足している。

表 3.3-7 微小粒子状物質測定結果（令和元～5 年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定局		測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
一般局	那覇	年平均値	8.2	7.7	6.5	5.8	8.9	15 以下
		日平均値の年間 98% 値	17.5	19.1	13.4	15.5	19.5	35 以下

出典：「令和 6 年度版沖縄県環境白書（令和 5 年度報告）」（令和 7 年 3 月、沖縄県）

6) ダイオキシン類

事業実施想定区域の最寄りにおける大気中のダイオキシン類の測定は、那覇市により那覇市保健所（那覇市与儀）で測定が行われている。

測定結果は表 3.3-8に示すとおりであり、令和元年度から令和5年度の年平均値は0.0050～0.0091pg-TEQ/m³で、環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を満足している。

表 3.3-8 ダイオキシン類測定結果（大気）（令和元～5 年度）

単位：pg-TEQ/m³

測定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
年平均値	0.0080	0.0091	0.0056	0.0050	0.0059	0.6 以下

出典：「令和元～5 年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和3～7 年3月、環境省）

7) ばい煙・粉じん発生施設

大気の汚染に係る環境基準の維持達成を目的として、大気汚染の原因物質を排出する施設に対し、大防法及び県条例に基づいて、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設（大防法及び県条例）、揮発性有機化合物排出施設（大防法のみ）について届出を義務づけ、排出基準、構造等に関する基準を遵守させるなどの規制を行っている。

関係町村におけるばい煙・粉じん発生施設の設置状況を表 3.3-9に示す。

西原町における法律に基づくばい煙発生施設は、事業所32ヶ所、施設54ヶ所、一般粉じん発生施設は事業所11ヶ所、施設17ヶ所であった。また、県の条例に基づくばい煙発生施設は、事業所2ヶ所、施設2ヶ所、粉じん発生施設は事業所28ヶ所、施設51ヶ所であった。

また、令和5年度における大気汚染による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

表 3.3-9 関係町村のばい煙・粉じん発生施設設置状況（令和6年3月末現在）

項目			西原町	与那原町	中城村	
法律 ばい煙発生施設	大気汚染防止法	ボイラー	事業所	14	1	
			施設	31	1	
		乾燥炉	事業所	6	—	
			施設	8	—	
		廃棄物焼却炉	事業所	2	1	
			施設	2	3	
		施設種類不明	事業所	3	1	
			施設	3	—	
		小計	事業所	25	3	
			施設	44	14	
	事業法 電気ガス	電気工作物	事業所	7	2	
			施設	10	14	
		小計	事業所	7	2	
			施設	10	14	
	合計		事業所	32	5	
			施設	54	28	
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法	堆積場	事業所	3	—	
			施設	3	5	
		ベルトコンベア バケットコンベア	事業所	6	—	
			施設	11	2	
		破碎機・摩碎機	事業所	2	—	
			施設	3	2	
		合計		事業所	11	
		施設	17	9		
		事業所	—	—		
		施設	—	—		
県条例 ばい煙発生施設	溶解炉	溶解炉	事業所	—	—	
			施設	—	1	
		廃棄物焼却炉	事業所	2	—	
			施設	2	—	
		合計	事業所	2	1	
			施設	2	1	
	粉じん発生施設	堆積場	事業所	7	—	
			施設	8	—	
		ベルトコンベア バケットコンベア (鉱物、土石、セメント)	事業所	2	—	
			施設	4	3	
		ベルトコンベア バケットコンベア (おがくず、木材チップ)	事業所	5	—	
			施設	14	—	
		破碎機・摩碎機 (木材、コンクリートの用に供するもの)	事業所	11	—	
			施設	20	3	
		ふるい (木材、コンクリートの用に供するもの)	事業所	3	1	
			施設	5	1	
		合計	事業所	28	4	
			施設	51	7	

出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）

(3) 騒音

関係町村では、環境基本法に基づき騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定している。また、騒音規制法に基づき特定施設及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制地域及び規制基準を定めている。事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型及び騒音規制法に基づく規制地域に指定されていない。

令和5年度末現在の騒音規制法に基づく特定施設等の届出件数を表 3.3-10に示す。

騒音規制法に基づく特定施設は、令和5年度末で沖縄県内において3,621件の届出があり、そのうち西原町で150件、与那原町で0件、中城村で32件の届出があった。

騒音規制法に基づく特定建設作業については、令和5年度末で沖縄県内において370件の届出があり、そのうち、西原町で11件、与那原町で3件、中城村で0件の届出があった。

また、令和5年度における騒音による苦情件数は、西原町で0件、与那原町で1件、中城村で0件であった(出典:「令和6年度版沖縄県環境白書(令和5年度報告)」(令和7年3月、沖縄県))。

表 3.3-10 騒音規制法に基づく届出件数(令和5年度末現在)

項目	沖縄県	西原町	与那原町	中城村
特定施設届出件数	3,621	150	0	32
特定建設作業届出件数	370	11	3	0

出典:「令和6年度版沖縄県環境白書(令和5年度報告)」(令和7年3月、沖縄県)

さらに、沖縄県及び沖縄県内の市町村では、自動車交通騒音の測定を実施している。

対象地域で実施されている自動車交通騒音の測定結果を表 3.3-11に、面的評価の結果を表 3.3-12に示す。

国道329号及び県道77号の自動車交通騒音測定は、いずれの地点も環境基準を達成している。国道329号の面的評価は、昼間のみ基準値超過が1戸となっていた。

表 3.3-11 自動車交通騒音測定結果(市町村実施)(令和5年度)

測定地点	環境基準類型	道路名	車線数	等価騒音レベル(デシベル)		環境基準(デシベル)		環境基準達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
与那原町字与那原 712 番地先	C	国道 329 号	4	67	60	70	65	○	○
与那原町字与那原 117 番地先	B	県道 77 号	4	62	51	70	65	○	○

出典:「令和6年度版沖縄県環境白書(令和5年度報告)」(令和7年3月、沖縄県)

表 3.3-12 自動車交通騒音測定結果(面的評価)(令和5年度)

評価対象道路	車線数	環境基準類型	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	評価区間	測定地点の住所	測定地点の投下騒音レベル(デシベル)	評価区間の延長	環境基準達成戸数									
									評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	夜間のみ基準値超過	昼間のみ基準値超過	昼間・夜間とも基準値超過	(戸)	(戸)	(%)		
一般国道329号	4	B	0	1	与那原町・南風原町境～与那覇交差点	島尻郡南風原町字与那覇	70	63	0.8	322	321	99.7	0	0.0	1	0.3	0	0.0

出典:「令和6年度版沖縄県環境白書(令和5年度報告)」(令和7年3月、沖縄県)

(4) 振動

関係町村では、振動規制法に基づき特定施設及び特定建設作業に伴って発生する振動について、規制地域及び規制基準を定めている。事業実施想定区域は振動規制法に基づく規制地域に指定されていない。

令和5年度末現在の振動規制法に基づく特定施設等の届出件数を表 3.3-13に示す。

振動規制法に基づく特定施設は、令和5年度末で沖縄県内において1,062件の届出があり、そのうち西原町で113件、与那原町で0件、中城村で10件の届出があった。

振動規制法に基づく特定建設作業は、令和5年度末で沖縄県内において287件の届出があり、そのうち西原町で7件、与那原町で2件、中城村で0件の届出があった。

また、令和5年度における振動による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

なお、沖縄県内では振動に関する定期定点調査は実施されていない。

表 3.3-13 振動規制法に基づく届出件数（令和5年度末現在）

項目	沖縄県	西原町	与那原町	中城村
特定施設届出件数	1,062	113	0	10
特定建設作業届出件数	287	7	2	0

出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県）

(5) 悪臭

関係町村では、悪臭防止法に基づき工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、規制地域及び規制基準を定めている。事業実施想定区域の位置する西原町では、特定悪臭物質規制を行っているが、事業実施想定区域は悪臭防止法に基づく規制地域に指定されていない（図 3.2-1参照）。

また、令和5年度における悪臭による苦情件数は、西原町で0件、与那原町で1件、中城村で0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

3.3.2 水環境

(1) 水象

対象地域を流れる二級河川の概要を表 3.3-14に、主要な河川の位置を図 3.3-3に示す。

対象地域を流れる河川は、2河川が沖縄県の管理する二級河川となっている。

西原町の地形は、西側に小起伏丘陵とその丘陵を刻む浅谷（盆状谷）が形成されている。二級河川の小波津川はその間をぬって北東へ流れ、途中で流路を南東へ変えて太平洋に注ぎ込んでいる。宇地泊川は、西原町の北部から、宜野湾市と浦添市の市境付近を北西に流れている。

なお、事業実施想定区域には普通河川である小那霸川及び都市下水路として整備されている内間川（延長1,300m、集水面積82ha）が流れ込んでいる（出典：「都市下水路」（沖縄県ホームページ））。

また、令和5年度における水質汚濁による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

表 3.3-14 対象地域の二級河川一覧

令和7年4月1日現在

指定状況	水系名	河川名	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	指定年月日
二級河川	小波津川	小波津川	4,000	3.76	平成14年2月26日
	牧港川	宇地泊川	6,000	8.05	昭和47年5月6日 昭和51年9月20日変更

出典：「令和7年度沖縄県水防計画」（沖縄県ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 二級河川
- 準用河川
- 普通河川
- 都市下水路

出典：1. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」（沖縄県ホームページ）
 2. 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和5年11月、西原町）
 3. 「国土数値情報 河川データ（平成19年）」（国土交通省）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.3-3 対象地域の主要河川位置図

(2) 水質

対象地域における、水質の公共用水域測定地点を表 3.3-15及び図 3.3-4に示す。

対象地域の河川については公共用水域測定地点はなく、海域については中城湾海域が「水質汚濁に係る環境基準」のA類型に指定されている。

表 3.3-15 対象地域の公共用水域測定地点（水質）（令和5年度）

区分	水域名	河川・海域名	地点統一番号	県地点番号	地点名	類型
海域	中城湾	中城湾	47-601-01	11-ロ	当添海岸	A
			47-601-59	12-イ	与那原海岸	(A)
			47-601-52	12-ロ	湾内1	(A)

注：「類型」の欄の“()”が付いていないものは環境基準点を、“()”付きは補助測定点を示す。

出典：「令和5年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和6年10月、沖縄県環境部）



凡 例

- | | | |
|---|----------|---|
| | 事業実施想定区域 | [公共用水域測定地点（水質）] |
| | 行政界 | 環境基準点 |
| —●— | 二級河川 | ● 環境補助点 |
| —□— | 準用河川 | [主要水浴場水質調査地点] |
| ——— | 普通河川 | 主要水浴場水質測定地点 |
| ——— | 都市下水路 | |

出典：1. 「令和5年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和6年10月、沖縄県環境部）
 2. 「沖縄県地図情報システム／オープンデータ一覧／土地利用規制現況図（2024.11.21）」（沖縄県ホームページ）
 3. 「沖縄県西原町都市計画図（那覇広域都市計画区域）」（令和5年11月、西原町）
 4. 「国土数値情報 河川データ（平成19年）」（国土交通省）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.3-4 対象地域の水質測定地点位置図

1) 海域

①生活環境項目

事業実施想定区域の周辺海域の公共用水域測定地点における生活環境項目の水質測定結果を表 3.3-16に示す。

当添海岸及び与那原海岸においてDOが環境基準を下回っているが、その他の項目はいずれの地点も環境基準を満たしている。

表 3.3-16 水質測定結果（海域：生活環境項目）（令和5年度）

海域名	県番号	地点名	類型	pH		DO			COD			大腸菌群数		
				最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均値	最小 ～ 最大	m/n	75% 値	最小 ～ 最大	m/n	平均値
中城湾	11-ロ	当添海岸	A	8 ～ 8.2	0/6	6.4 ～ 8.2	3/6	7.4	<0.5 ～ 1.1	0/6	0.8	<1 ～ 8	0/6	6
中城湾	12-イ	与那原海岸	A	8.1 ～ 8.2	0/4	6.2 ～ 7.7	3/4	7.1	<0.5 ～ 0.7	0/4	0.6	<1 ～ 6	0/4	4
中城湾	12-ロ	湾内 1	A	8 ～ 8.2	0/5	6.9 ～ 8.4	3/5	7.6	<0.5 ～ 1.3	0/5	1.2	<1 ～ 24	0/5	6
環境基準値			A	7.8 以上 8.3 以下		7.5mg/L 以上			2mg/L 以下			300CFU/100ml 以下		

注1：「m」環境基準値を超える検体数、「n」総検体数、「平均値」日間平均値の年平均値、「75%値」日間平均値の75%値を示す。

注2：網掛けは環境基準値を満たしていないことを示す。ただし、CODの環境基準達成状況の年間評価は年間75%値で評価する。

出典：「令和5年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和6年10月、沖縄県環境部）

②健康項目

事業実施想定区域周辺海域では、健康項目及び全亜鉛の水質測定は行われていない。

③水浴場

沖縄県では、利用者が年間延べ1万人を超える主要水浴場において水質状況を調査しており、事業実施想定区域の周辺では西原きらきらビーチ（西原町）で調査が実施されている。事業実施想定区域から西原きらきらビーチまでの距離は約1kmである。

西原きらきらビーチにおける水質調査結果を表 3.3-17に、調査地点位置を図 3.3-4に示す。水質の判定結果は、シーズン前、中いずれも水質判定Aであり、水浴場として「適」と判定されている。

表 3.3-17 主要水浴場水質測定結果（西原きらきらビーチ）（令和7年度）

年度	時期	調査 月日	評価項目									参考項目				判定		
			ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油膜	pH		気温 (°C)	水温 (°C)	O ₂ 157	
			最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均		最小	最大				
R7	シーズン前	4/16-17	<2	18	9	0.6	0.9	0.8	>1	>1	>1	なし	8.2	8.3	23.3	22.9	—	水質 A
	シーズン中	7/16-17	2	34	12	0.5	1.1	0.8	>1	>1	>1	なし	8.1	8.3	31	30.8	—	水質 A

注：判定は、「水浴場水質判定基準」（環境省）に基づく。

出典：「主要水浴場水質調査結果」（沖縄県ホームページ）

(3) 底質

対象地域においては底質の調査は行われていない。

(4) 地下水

沖縄県が実施した地下水継続監視調査結果を表 3.3-18に示す。

令和5年度には、対象地域では西原町小那霸の1地点で調査が行われており、いずれの項目も不検出となっている。

表 3.3-18 地下水水質測定結果（継続監視調査、令和5年度）

町名	西原町	環境基準
地区名	小那霸	
採水日	R5.9.26	
砒素 (mg/L)	—	0.01
トリクロロエチレン (mg/L)	不検出	0.01
テトラクロロエチレン (mg/L)	不検出	0.01
1,1,1 - トリクロロエタン (mg/L)	不検出	1
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー) (mg/L)	不検出	1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	不検出	0.004
ほう素 (mg/L)	—	1

出典：「令和5年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（令和6年10月、沖縄県環境部）

3.3.3 土壌及び地盤環境

(1) 土壌汚染

沖縄県においては、昭和50年度から平成8年度まで土壌保全対策事業の一環として、農用地における土壌の調査を行った結果、基準値以上の重金属類は検出されていない。

また、令和5年度における土壌汚染による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

(2) 地盤沈下

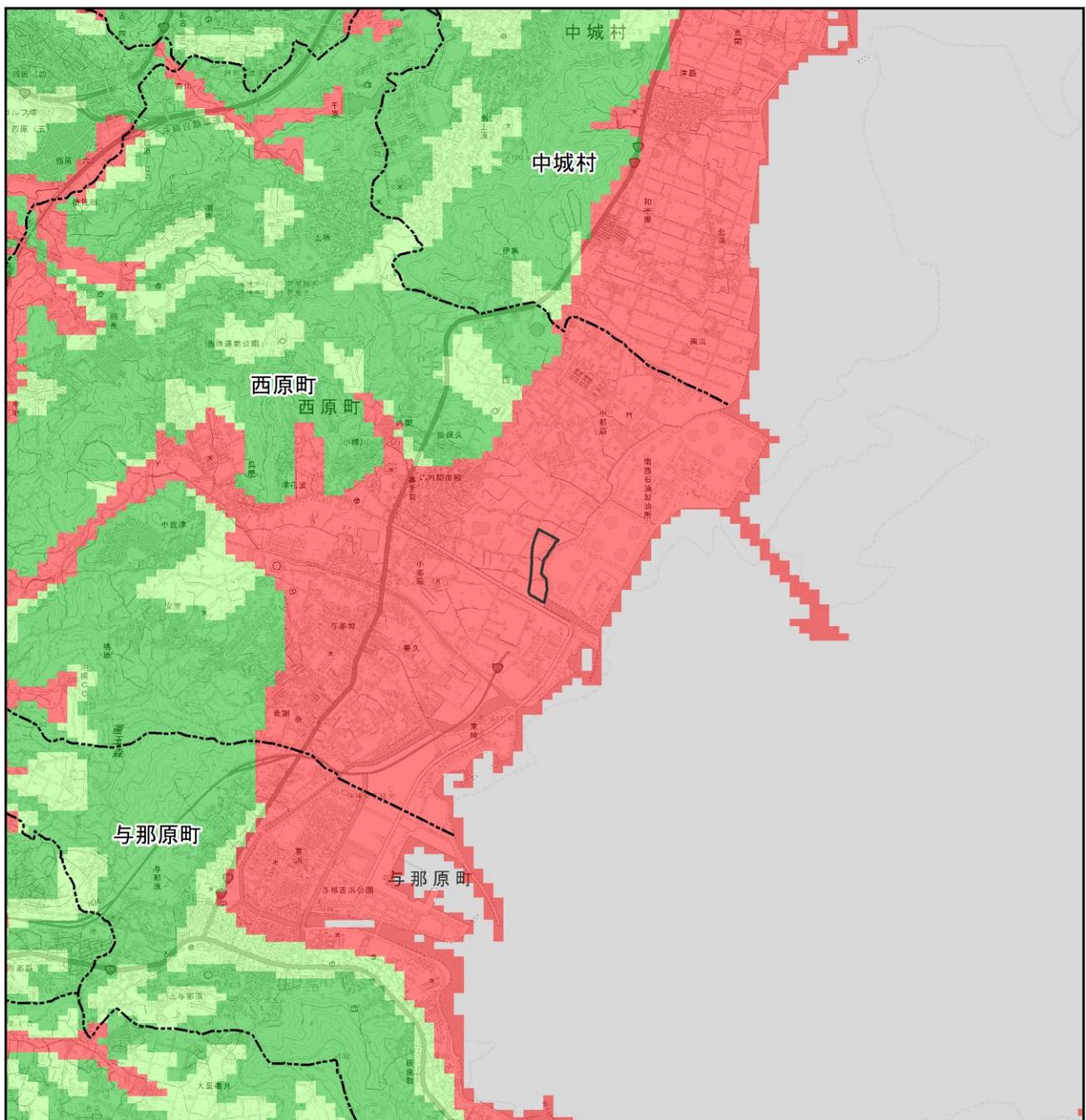
地盤沈下の原因は主として地下水の過剰な汲み上げにより地層が収縮することによるところされているが、沖縄県においては、この現象による地盤沈下事例は令和5年度現在までのところ認められていない。

また、令和5年度における地盤沈下による苦情件数は、西原町、与那原町、中城村のいずれも0件であった（出典：「令和6年度版沖縄県環境白書（令和5年度報告）」（令和7年3月、沖縄県））。

(3) 地震による液状化

対象地域の液状化危険度分布図を図 3.3-5に示す。

「平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月、沖縄県）によると、沖縄県の広い範囲で震度6弱程度の揺れが起きたと想定された場合、事業実施想定区域は液状化の危険度が「極めて高い」地区と予測されている。



凡 例

■	事業実施想定区域	液状化危険度分布域 (沖縄本島南部スラブ内地震)
---	行政界	
		■ かなり低い (PL=0)
		■ 低い (0 < PL ≤ 5)
		■ 高い (5 < PL ≤ 15)
		■ 極めて高い (15 < PL)

出典：1. 「平成 25 年度 沖縄県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月、沖縄県)
2. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/液状化危険度分布図（沖縄本島南部スラブ内）
(2018. 4. 2)」(沖縄県ホームページ)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-5 対象地域の液状化危険度分布図

3.3.4 地形及び地質

(1) 地形

対象地域の地形分類図を図 3.3-6に示す。

対象地域の内陸部は主に「小起伏丘陵」、「丘陵上を刻む浅谷（盆状谷）」及び「谷底低地」からなり、沿岸部周辺は主に「海岸低地」及び「埋立地」からなっている。また、沿岸海域は「サンゴ礁原（イノ一礁池）」及び「礁斜面」からなっている。

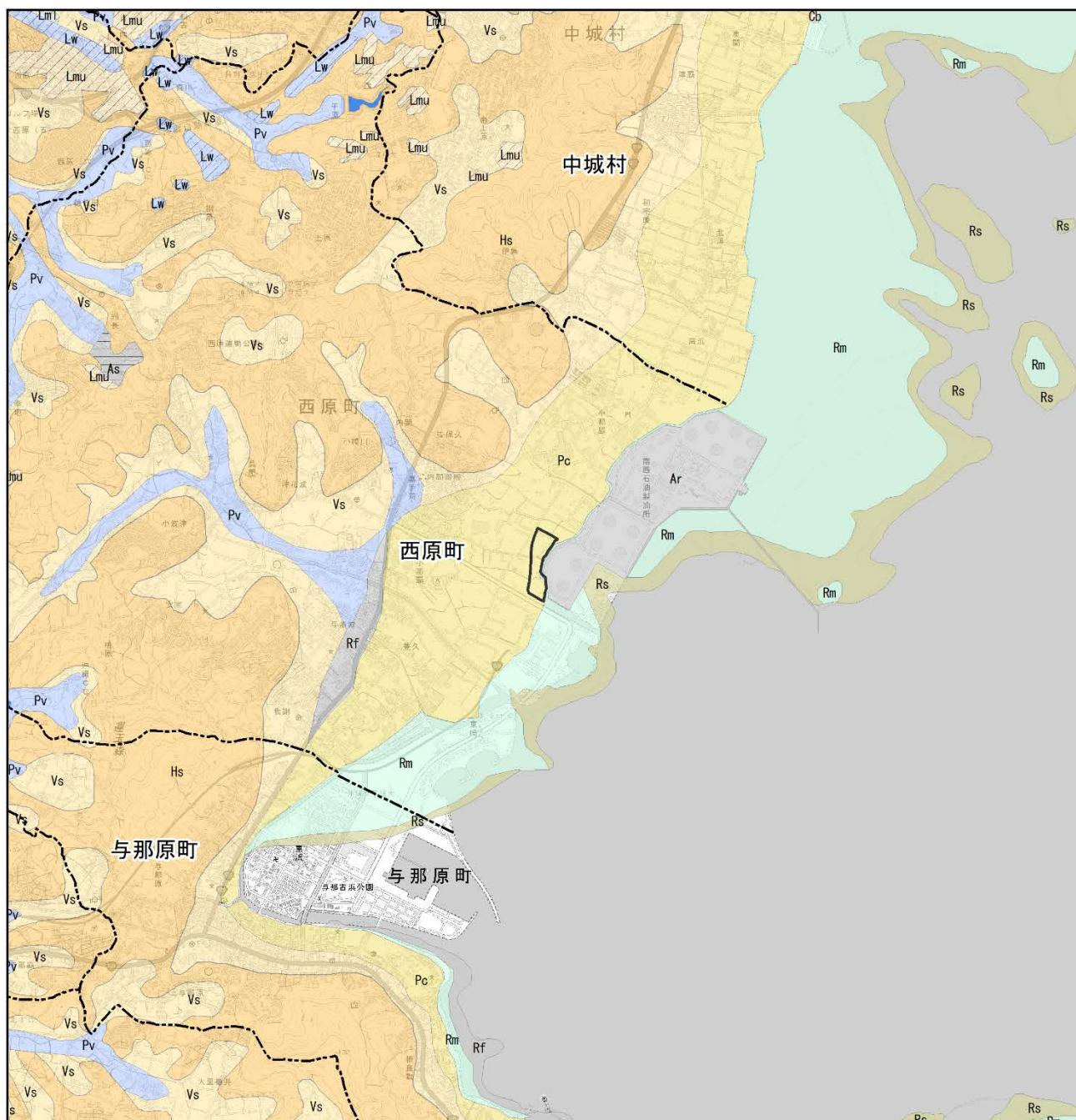
事業実施想定区域は、「海岸低地」となっている。

(2) 地質

対象地域の地質図を図 3.3-7に示す。

対象地域の内陸部は主に島尻層群の「泥岩（固結堆積物）」や「砂岩（固結堆積物・半固結堆積物）」、沿岸部は「沖積層（未固結堆積物）粘土・シルト・砂・礫」で構成されている。

事業実施想定区域は「沖積層（未固結堆積物）粘土・シルト・砂・礫」からなっている。



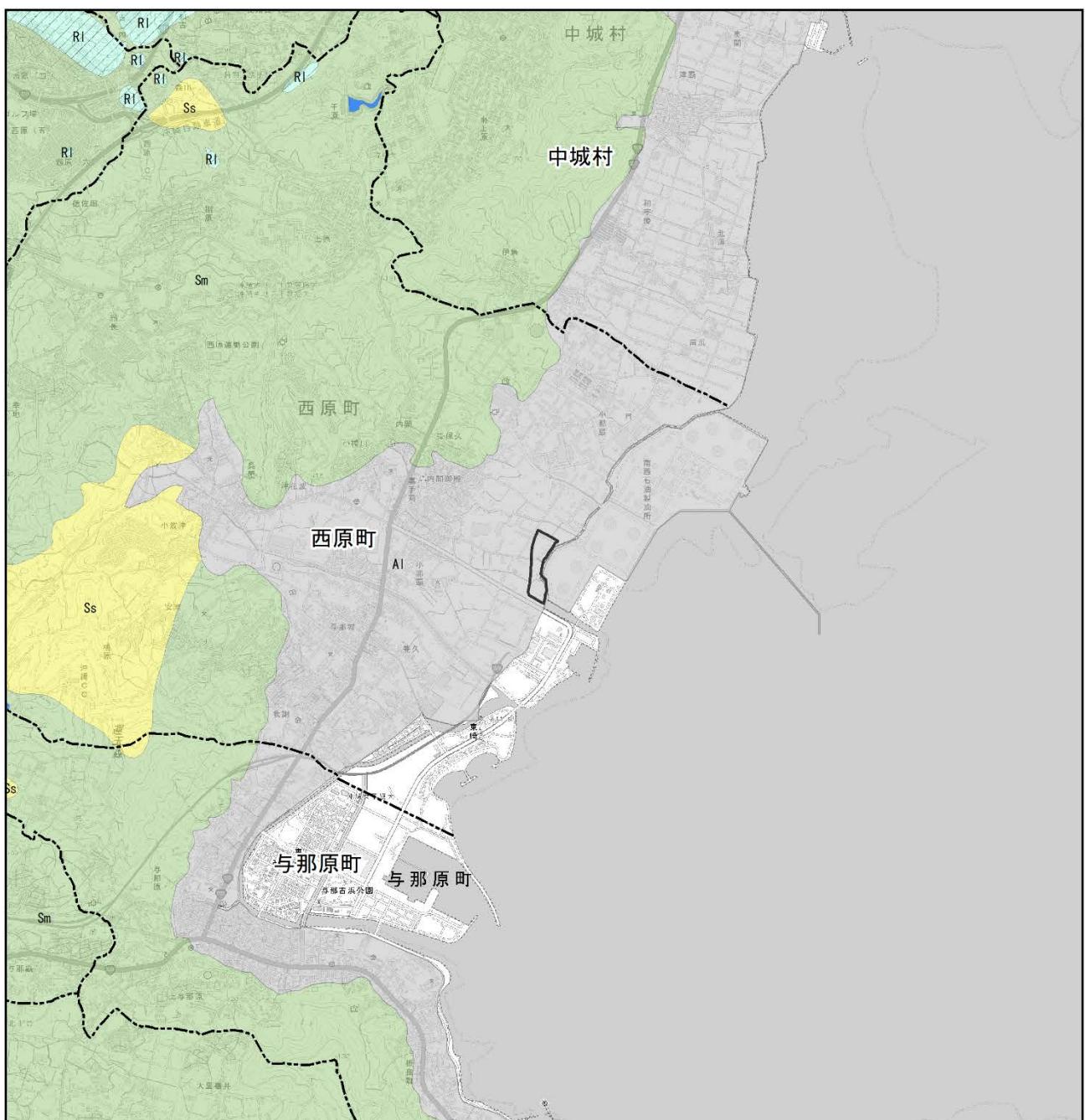
凡 例	丘陵地	海岸
■ 事業実施想定区域	Hs 小起伏丘陵	Cb 海浜
---- 行政界	Vs 丘陵上を刻む浅谷(盆状谷)	Rf さんご礁(干瀬)
	Lmu 中位面(上位)	Rm さんご礁(イノ一礁池)
	Lml 中位面(下位)	Rs 礁斜面
	Lw 石灰岩堤	
	台地・段丘	
	Pv 谷底低地	
	Pc 海岸低地	
		その他
		As 人工平坦地
		Ar 埋立地
		海、ダム、池

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地分類基本調査図
(地形分類図) (2020.3.25)」(沖縄県ホームページ)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-6 対象地域の地形分類図



凡 例

 事業実施想定区域 AI 沖積層(未固結堆積物)粘土・シルト・砂・礫

----- 行政界

琉球層群

RI 琉球石灰岩(固結堆積物、一部未固結～半固結)

島尻層群

Sm 泥岩(固結堆積物)

Ss 砂岩(固結堆積物・半固結堆積物)

 海、ダム、池

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地分類基本調査図
(表層地質図) (2020.3.25)」(沖縄県ホームページ)

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-7 対象地域の地質図

(3) 特異な地形・地質

対象地域の特異な地形・地質を表 3.3-19及び図 3.3-8に示す。

対象地域では広範囲に海成段丘がみられる。また、与那原町には円錐丘、分水界、島尻層群のスランプ構造が存在する。

なお、事業実施想定区域には特異な地形・地質は存在しない。

表 3.3-19 対象地域における特異な地形・地質

所在地		地形・地質名	選定基準 ^注	出典
一	対象地域南部	海成段丘	一	出典 1
与那原町	与那原の北西（運玉森）	円錐丘	B	出典 2
	与那原	分水界	B	出典 2
	与那原町大見武	島尻層群のスランプ構造	A	出典 2

注：選定基準

AA：亜熱帯から熱帯地域に特有なもの、特異なもの、あるいは貴重な遺物を包含する重要なもので、今後とも保護を続けるべきをわめて重要な地形・地質。

A：亜熱帯から熱帯地域に特有なもの、特異なもの、あるいは貴重な遺跡を伴う地形・地質。ただし、開発による破壊の恐れがあり、緊急に保護を必要とする重要な地形・地質。

B：亜熱帯・熱帯的あるいは特異な地形・地質。ただし現在、重要な地形・地質の破壊が一部に進行中であるものも含む。

C：亜熱帯・熱帯性の地形・地質で、上記のものに比較するとやや小規模なもの。ただし現在、破壊がかなり進行している重要な地形・地質も含む。

出典：1. 「第3回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

2. 「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」（平成10年、沖縄県環境部自然保護課）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 特異な地形・地質
- 特異な地形・地質 (海成段丘)

注：「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」（平成 10 年、沖縄県環境部自然保護課）には詳細な位置情報がないため、図示していない。

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

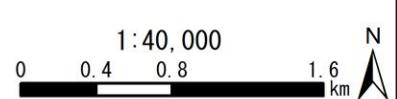


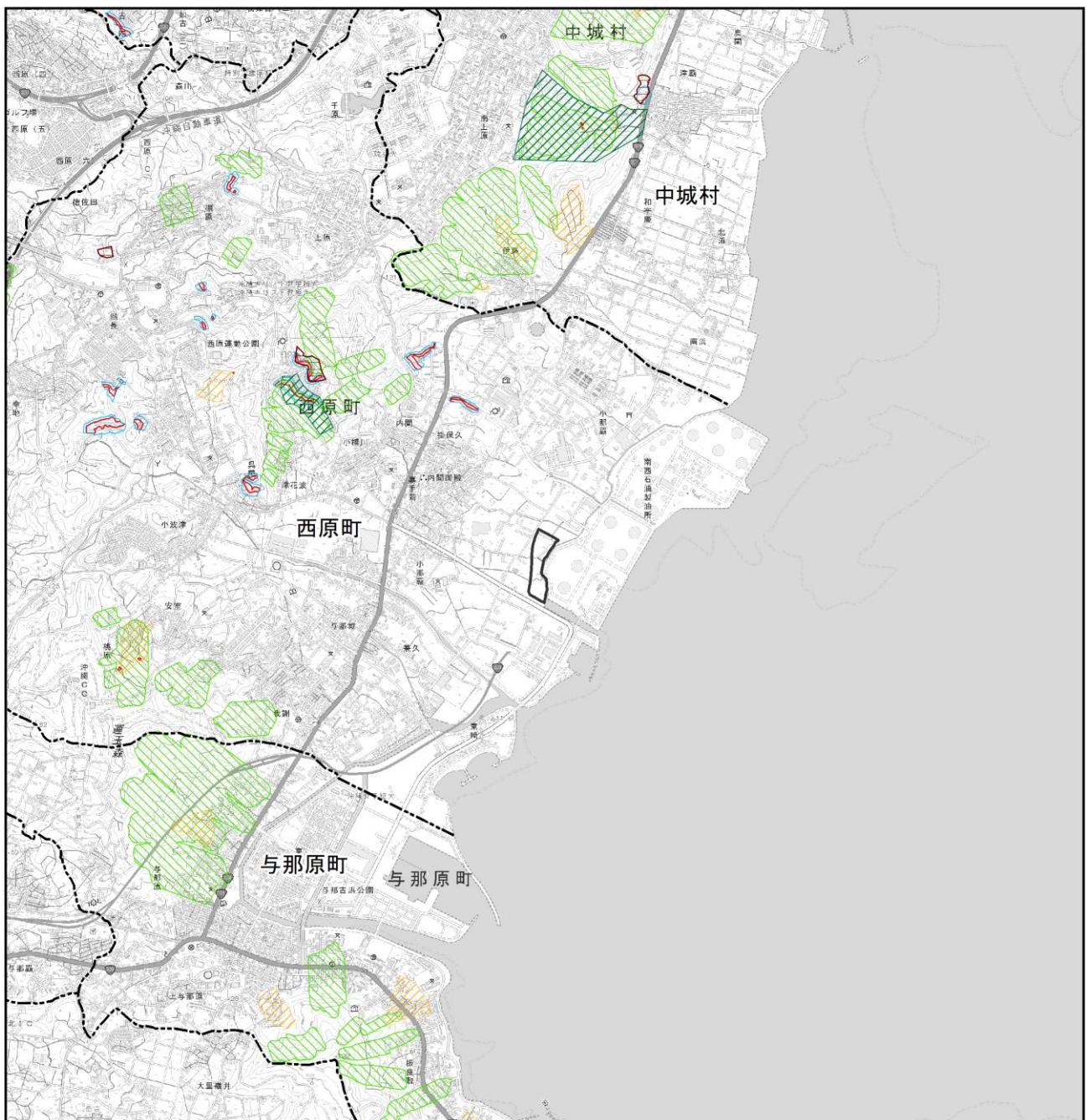
図 3.3-8 対象地域の特異な地形・地質

(4) 土砂災害危険箇所

対象地域の土砂災害危険箇所等位置図を図 3.3-9に示す。

対象地域では、主に内陸部に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が分布している。対象地域には、砂防指定地はない。

なお、事業実施想定区域には指定箇所はみられない。



凡 例

 事業実施想定区域	 土砂災害警戒区域	 土砂災害特別警戒区域
----- 行政界	 土石流	 土石流
 砂防三法指定区域	 地すべり	 急傾斜地の崩壊
 地すべり防止区域	 急傾斜地の崩壊	
 急傾斜地崩壊危険区域		

出典：1. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024. 11. 21）」（沖縄県ホームページ）

2. 「沖縄県地図情報システム 土砂災害危険箇所」（沖縄県）

3. 「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和4年度）」（国土交通省）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-9 対象地域の土砂災害危険箇所等位置図

3.3.5 植物、動物及び生態系

文献を基に、対象地域及び周辺で生息・生育の可能性のある動物及び植物について整理を行った。使用した文献を表 3.3-20に示す。

表 3.3-20 既存資料一覧

No.	文献名	発行年月日	発行者
1	改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版-動物編-	平成29年3月 (訂正 平成30年12月5日)	沖縄県環境部 自然保護課
2	改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第3版-菌類編・植物編-	平成30年3月 (訂正 平成30年12月5日)	沖縄県環境部 自然保護課
3	自然環境の保全に関する指針 沖縄島編	平成10年2月	沖縄県環境保健部 自然保護課
4	自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査（第2,3,4,5,6回）	—	環境省自然環境局 生物多様性センター
5	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書	平成16年3月	環境省自然環境局 生物多様性センター
6	海鳥コロニーデータベース	—	環境省
7	環境アセスメントデータベース	—	環境省大臣官房環境 影響評価課

(1) 植物

1) 植物相

対象地域及び周辺で生育の可能性のある重要な植物を表 3.3-21に示す。

対象地域及び周辺では、維管束植物は37目79科201種、蘚苔類は12目23科44種、藻類は20目35科111種の重要な植物の生育の可能性が考えられる。

表 3.3-21(1) 対象地域及び周辺の重要な植物一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.					重要種選定基準	
				2	I	II	III	IV		
1	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	ナンカクラン	●					VU	
2	イワヒバ目	イワヒバ科	イワヒバ	●					EN	
3	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	ホウライハナワラビ	●				NT	CR	
4			ミヤコジマハナワラビ	●				EN	CR	
5	フサシダ目	フサシダ科	カンザシワラビ	●				EN	EN	
6	ヘゴ目	キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	●					EN	
7	ウラボシ目	ホングウシダ科	イヌイノモトソウ	●				CR	EN	
8		イノモトソウ科	ヒメウラジロ	●				NT	EX	
9		チャセンシダ科	トキワトラノオ	●					CR	
10			タイワンホウビシダ	●				NT	NT	
11			ウスバクジャク	●					CR	
12			ラハオシダ	●				VU	VU	
13			ウスイロホウビシダ	●		国内	CR	CR		
14		ヒメシダ科	アミシダ	●					VU	
15		シンガシラ科	オオギミシダ	●				VU	VU	
16		メンシダ科	ヒロハミヤマノコギリシダ	●					VU	
17			ハンコクシダ	●				NT	VU	
18		オシダ科	アツイタ	●				VU	DD	
19		ナナバケシダ科	カレンコウアミシダ	●					VU	
20		ウラボシ科	タカウラボシ	●				EN	VU	
21			カザリシダ	●				CR	CR	
22			ヒメウラボシ	●				EN	EN	
23			ヒトツバマメヅタ	●				CR	CR	
24	ヒノキ目	ヒノキ科	オキナワハイネズ	●					EN	
25	コショウ目	ドクダミ科	ハングショウ	●					NT	
26	クスノキ目	クスノキ科	オキナワコウバシ	●				VU	NT	
27	オモダカ目	サトイモ科	オオハンゲ	●					EN	
28		トチカガミ科	マルミスブタ	●				VU	VU	
29			スブタ	●				VU	VU	
30			オオウミヒルモ	●					EN	
31			ヒメウミヒルモ	●					EN	
32			ホソウミヒルモ	●					CR	
33			トリゲモ	●				VU	EN	
34			ミズオオバコ	●				NT	VU	
35		アマモ科	マツバウミジグサ	●				NT	VU	
36			ホソバウミジグサ	●					NT	
37			ウミジグサ	●				NT	NT	
38			シオニラ	●				NT	NT	
39			コアマモ	●					VU	
40		ヒルムシロ科	イトモ	●				NT	EN	
41			ミズヒキモ	●					CR	
42			リュウノヒゲモ	●				NT	EN	
43			イトクズモ	●				VU	CR	
44	ヤマノイモ目	ヒナノシャクジョウ科	ルリシャクジョウ	●					EN	
45	タコノキ目	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	●				NT	EN	
46			ウエマツソウ	●				VU	EN	
47			ユリ科	コショウジョウバカマ	●			VU	VU	
48		シユロソウ科	キバナスゲユリ	●					CR	CR
49	クサスギカズラ目	ラン科	オキナワチドリ	●				VU	VU	
50			ツルラン	●				VU	VU	
51			エダウチャガラ	●					VU	
52			イモネヤガラ	●				VU	VU	

表 3.3-21(2) 対象地域及び周辺の重要な植物一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準		
				2	I	II	III	IV
53	クサスギカズラ目	ラン科	トサカメオトラン	●			EN	VU
54			ナンバンキンギンソウ	●			VU	VU
55			クロムヨウラン	●			VU	CR
56			ボウラン	●			NT	NT
57			フウラン	●			NT	CR
58			アコウネッタイラン	●			EN	VU
59		クサスギカズラ科	ヒメヤブラン	●				EN
60	ツユクサ目	ツユクサ科	ホソバツユクサ	●				NT
61		タヌキアヤメ科	タヌキアヤメ	●				VU
62	イネ目	ホシクサ科	アマノホシクサ	●			CR	CR
63			オオホシクサ	●				CR
64			ホシクサ	●				EN
65			スイシャホシクサ	●			CR	EN
66			オキナワホシクサ	●			EN	CR
67		イグサ科	イグサ	●				EN
68			タチコウガイゼキショウ	●				VU
69	カヤツリグサ科	アゼナルコ	アゼナルコ	●				DD
70			コウボウムギ	●				DD
71			ゴウソ	●				DD
72			フサスゲ	●				DD
73			コウボウシバ	●				EN
74			カガシラ	●			VU	CR
75			ミスミイ	●			EN	VU
76			セイタカハリイ	●				DD
77			オオハリイ	●				VU
78			ハリイ	●				VU
79		カヤツリグサ科	ヤリハリイ	●				DD
80			タマハリイ	●				NT
81			マシカクイ	●				CR
82			シカクイ	●				DD
83			オキナワイヌシカクイ	●				DD
84			ビロードテンツキ	●				DD
85			オオアゼテンツキ	●				VU
86			トモエバテンツキ	●			CR	CR
87			タイワンヒデリコ	●				NT
88			クロタマガヤツリ	●				EN
89			ネビキグサ	●				VU
90			トラノハナヒゲ	●				VU
91			イヌノハナヒゲ	●				CR
92			ヒメホタルイ	●				VU
93			フトイ	●				EN
94			サンカクイ	●				EN
95			イヌフトイ	●			EN	EN
96			ノグサ	●				EN
97			ホソバシンジュガヤ	●			CR	EN
98			ヤマヌカボ	●				VU
99			ヌカボ	●				DD
100			オオマツバシバ	●			VU	VU
101			イゼナガヤ	●			VU	CR
102			ヤエガヤ	●				VU
103			コバノウシノシッペイ	●				DD
104			アシカキ	●				CR
105			ミヤマササガヤ	●				VU
106			トキワススキ	●				VU
107			オオヌカキビ	●			CR	CR
108			オキナワミヅイチゴツナギ	●			VU	VU
109			コササキビ	●				DD
110			ヒメネズミノオ	●			CR	EN
111			ヒメウシノシッペイ	●			CR	DD
112			オニシバ	●				VU
113			コオニシバ	●				VU

表 3.3-21(3) 対象地域及び周辺の重要な植物一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.					重要種選定基準	
				2	I	II	III	IV		
114	キンポウゲ目	ツヅラフジ科	ツヅラフジ	●						NT
115		キンポウゲ科	コバノボタンヅル	●						DD
116	ツゲ目	ツゲ科	オキナワツゲ	●					VU	VU
117	ユキノシタ目	ベンケイソウ科	リュウキュウベンケイ	●					EW	CR
118		アリノトウガサ科	ナガバアリノトウガサ	●					EN	CR
119			ホザキノフサモ	●						CR
120	マメ目	マメ科	ヤエヤマネムノキ	●					EN	EN
121			ナハキハギ	●					VU	
122			ホソバツルマメ	●					CR	CR
123			ヌスピトハギ	●					CR	
124			ハマエンドウ	●					CR	
125			ウチワツナギ	●					CR	EN
126			ワニグチモダマ	●					NT	NT
127			ヒメハギ科	シンチクヒメハギ	●				CR	EN
128	バラ目	クロウメモドキ科	ハマナツメ	●					NT	DD
129			クニガミクロウメモドキ	●						CR
130			ヒメクロウメモドキ	●			国内	CR	CR	
131			クワ科	ムクイヌビワ	●					NT
132			イラクサ科	イワガネ	●					DD
133			バラ科	キンミズヒキ	●					CR
134			テンノウメ	●					NT	VU
135	ブナ目	ブナ科	ウバメガシ	●						VU
136	キントラノオ目	ミゾハコベ科	シマバラソウ	●						CR
137		キントラノオ科	ササキカズラ	●		国内	CR	VU		
138		ヤナギ科	クスドイグ	●						CR
139		スミレ科	シマジリスミレ	●					CR	CR
140	フトモモ目	シクンシ科	ヒルギモドキ	●					EN	VU
141			ヒメミソハギ	●						EN
142			ミズガンピ	●						NT
143			ミズマツバ	●					NT	DD
144			ミズキカシグサ	●					NT	EN
145			アカバナ科	ケミズキンバイ	●				VU	VU
146			ノボタン科	ヒメノボタン	●				NT	CR
147	ムクロジ目	ウルシ科	ヌルデ	●						CR
148			タチバナ	●					NT	CR
149			ハナシンボウギ	●						EN
150			フュザンショウ	●						DD
151			ヒレザンショウ	●						VU
152			シマイヌザンショウ	●					NT	EN
153	アブラナ目	アブラナ科	ジャニンジン	●						CR
154	ビャクダン目	ツチトリモチ科	リュウキュウツチトリモチ	●						NT
155			キイレツチトリモチ	●						VU
156	ナデシコ目	イソマツ科	イソマツ	●					VU	EN
157			タデ科	ナツノウナギツカミ	●					NT
158			ホソバノウナギツカミ	●						NT
159			ナデシコ科	ハマツメクサ	●					VU
160			ヒュ科	オカヒジキ	●					VU
161			スペリヒュ科	オキナワマツバボタン	●					EN
162	ミズキ目	アジサイ科	オキナワヒメウツギ	●		国内	CR	CR		
163	ツツジ目	ツツジ科	ケラマツツジ	●					VU	EN
164			タイワンヤマツツジ	●						EN
165	リンドウ目	アカネ科	ヤエヤマアオキ	●					VU	VU
166			ハシカグサ	●						EN
167	ナス目	ヒルガオ科	ハマネナシカズラ	●					EN	VU
168			アツバアサガオ	●						VU
169			ナス科	ムラサキヒヨドリジヨウゴ	●					EN
170	ムラサキ目	ムラサキ科	カキバチシャノキ	●						EN
171			タイワンルリソウ	●					CR	CR
172			ナンバンルリソウ	●						EN
173	シソ目	オオバコ科	アワゴケ	●						CR
174			ミズハコベ	●						EN

表 3.3-21(4) 対象地域及び周辺の重要な植物一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.					重要種選定基準	
				2	I	II	III	IV		
175	シソ目	ゴマノハグサ科	コフジウツギ	●						DD
176			ハマジンチョウ	●					VU	VU
177		シソ科	イヌコウジュ	●					VU	VU
178			ミゾコウジュ	●					NT	VU
179			コナミキ	●					VU	VU
180			ケナシイヌゴマ	●					VU	VU
181			ヤエヤマズズコウジュ	●					VU	VU
182		ハエドクソウ科	スズメノハコベ	●					NT	VU
183		ハマウツボ科	オオナンバンギセル	●					DD	
184			ゴマクサ	●					NT	CR
185			ハマウツボ	●					VU	EN
186			ヒキヨモギ	●					VU	
187		タヌキモ科	イヌタヌキモ	●					NT	EN
188			ミカワタヌキモ	●					EN	VU
189		キツネノマゴ科	オギノツメ	●						CR
190	キク目	キキョウ科	マルバハタケムシロ	●					CR	CR
191			タウコギ	●					VU	
192		キク科	ヤブタバコ	●					DD	
193			モクビヤッコウ	●					VU	
194			オグルマ	●					DD	
195			タカサゴソウ	●					VU	DD
196			コケセンボンギク	●					CR	CR
197			カンサイタンポボ	●					DD	
198	セリ目	ウコギ科	モミジチドメ	●					VU	
199			オオバチドメ	●					DD	
200	マツムシソウ目	スイカズラ科	タイワンツクバネウツギ	●					CR	CR
201			ヒメスイカズラ	●					CR	VU
計	37 目	79 科	201 種	201 種	0 種	4 種	94 種	201 種		

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」(令和 7 年 3 月 18 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献 : 2. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

表 3.3-22 対象地域及び周辺の重要な蘚苔類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準				
						2	I	II	III	IV
1	蘚綱	スギゴケ目	スギゴケ科	ヒメハミズゴケ	●				NT	NT
2		ホウオウゴケ目	ホウオウゴケ科	ジャバホウオウゴケ	●				VU	VU
3		シッポゴケ目	シラガゴケ科	ジャバシラガゴケ	●				VU	CR+EN
4		センボンゴケ目	カタシロゴケ科	イサワゴケ	●				NT	VU
5				ヤクシマアミゴケ	●				EN	CR+EN
6			センボンゴケ科	フチドリコゴケ	●				EN	CR+EN
7		ヒヨウタンゴケ目	オオツボゴケ科	フガゴケ	●				NT	VU
8		ホンマゴケ目	キダチゴケ科	キダチゴケ	●				VU	VU
9		イヌマゴケ目	ヒムロゴケ科	カクレゴケ	●				VU	VU
10				カタナワゴケ	●				VU	VU
11			ハイヒモゴケ科	ヒカゲノカズラモドキ	●				VU	VU
12				タカサゴハイヒモゴケ	●				VU	CR+EN
13				トサノタスキゴケ	●				VU	VU
14			ヒラゴケ科	ハネエビスゴケ	●					CR+EN
15				ヒメハゴロモゴケ	●					NT
16				ホウライハゴロモゴケ	●				NT	NT
17				セイナンヒラゴケ	●					CR+EN
18				トサヒラゴケ	●					NT
19				モミノキゴケ	●				EN	CR+EN
20		アブラゴケ目	アブラゴケ科	サオヒメゴケ	●				VU	VU
21				<i>Distichophyllum montagneanum</i>	●					DD
22				クロジクツガゴケ	●					DD
23				マルバツガゴケ	●				EN	CR+EN
24		シトネゴケ目	コゴメゴケ科	タイワンケゴケ	●					DD
25				イボエシノブゴケ	●					DD
26			ナガハシゴケ科	シマフデノホゴケ	●				EN	CR+EN
27				マムシゴケ	●				EN	CR+EN
28				リュウキュウイボゴケ	●					VU
29	タイ綱	ウロコゴケ目	ムチゴケ科	ミジンコゴケ	●				VU	VU
30			ウロコゴケ科	アマノウロコゴケ	●				VU	CR+EN
31			ハネゴケ科	サケバキハネゴケ	●				NT	VU
32			ヤスデゴケ科	キヤスデゴケ	●				VU	VU
33			クサリゴケ科	オキナワヤスデゴケ	●				DD	DD
34				リュウキュウシゲリゴケ	●				EN	VU
35				キララヨウジョウゴケ	●				EN	CR+EN
36				オオシマヨウジョウゴケ	●				VU	VU
37				ヤマトケクサリゴケ	●				VU	VU
38				イヌイムシトリゴケ	●				VU	VU
39				マルバサンカクゴケ	●				EN	CR+EN
40				ツメクサリゴケ	●				EN	VU
41		ゼニゴケ目	ジンガサゴケ科	オキナワサイハイゴケ	●				NT	NT
42			ヤワラゼニゴケ科	ヤワラゼニゴケ	●				NT	VU
43			ウキゴケ科	イチョウウキゴケ	●				NT	CR+EN
44	ツノゴケ類綱	ツノゴケ目	ツノゴケ科	オガサワラキブリツノゴケ	●				VU	CR+EN
計	3 綱	12 目	23 科	44 種	44 種	0 種	0 種	35 種	44 種	

注1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について」(令和 7 年 3 月 18 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「日本の野生植物 コケ」(平凡社、2001)、「原色日本蘚苔類図鑑」(保育者、1972) 及び「日本産苔類のチェックリスト」(服部植物研究所) に準拠した。

文献 : 2. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

表 3.3-23(1) 対象地域及び周辺の重要な藻類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準			
						2	I	II	III
1	緑藻綱	シオグサ目	シオグサ科	エビヤドリモ	●				VU
2				オオネダシグサ	●			DD	NT
3			カイゴロモ科	ヒメフカミドリシオグサ	●				VU
4		クダネダシグサ目	アオモグサ科	ヒメミドリゲ	●			DD	NT
5				タンポヤリ	●				NT
6			マガタマモ科	マガタマモ	●				NT
7			バロニア科	ホソバロニア	●			DD	NT
8		イワズタ目	イワズタ科	ヒナイワズタ	●			VU	VU
9				ケイワズタ	●			EN	CR+EN
10				コバノサボテングサ	●				NT
11				アマミノクロキズタ	●				NT
12				キザミズタ	●			DD	VU
13				イチイズタ	●				VU
14				リュウキュウズタ	●				DD
15				チョウチンミドロ科	チョウチンミドロ	●		EN	VU
16			ハゴロモ科	コテングノハウチワ	●			DD	NT
17				テングノハウチワ	●			DD	VU
18				モツレチョウチン	●			NT	NT
19				フササボテングサ	●			NT	NT
20				ツナサボテングサ	●			DD	DD
21				ニセヒメイチョウ	●				DD
22				スズカケモ	●				NT
23				オオハゴロモ	●			DD	VU
24		ハネモ目	ハネモ科	ハネモモドキ	●			DD	NT
25		カサノリ目	ダジクラズス科	ナガミズタマ	●			NT	NT
26				カタミズタマ	●			NT	NT
27				ウスガサネ	●			VU	VU
28				ケブカフデモ	●			EN	CR+EN
29			カサノリ科	ホソエガサ	●			NT	CR+EN
30				カサノリ	●			VU	NT
31	褐藻綱	アミジグサ目	アミジグサ科	ヒメヤハズ	●			DD	DD
32				リュウキュウウミウチワ	●				DD
33		ナガマツモ目	モズク科	モズク	●				DD
34		カヤモノリ目	カヤモノリ科	カヤモノリ	●				DD
35		ケヤリモ目	ケヤリモ科	ウミボッス	●				CR+EN
36		ヒバマタ目	ホンダワラ科	ヤバネモク	●				NT
37				マジリモク	●				NT
38				ヒジキ	●				VU
39				ナガミモク	●				NT
40				ヤツマタモク	●				DD
41				カラクサモク	●			DD	VU
42				コバモク	●			DD	VU
43				チュラシマモク	●				NT
44				キシュウモク	●				NT
45				ウミトラノオ	●				CR+EN
46	紅藻綱	ウミヅウメン目	コナハダ科	コナハダモドキ	●			DD	DD
47				ナンバンガラガラモドキ	●			DD	DD
48				ケコナハダ	●			NT	VU
49				アケボノモズク	●			DD	VU
50			フサノリ科	ジュズフサノリ	●				NT
51			ハイコナハダ科	ハイコナハダ	●			NT	NT

表 3.3-23(2) 対象地域及び周辺の重要な藻類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準				
						2	I	II	III	IV
52	紅藻綱	ベニマダラ目	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ	●				DD	NT
53		サンゴモ目	サンゴモ科	ピリヒバ	●					NT
54		スギノリ目	イソモッカ科	イソモッカ	●				NT	NT
55			リュウモンソウ科	エツキヒビロード	●				DD	
56			フノリ科	フクロフノリ	●				NT	
57			ムカデノリ科	フイリグサ	●				NT	
58			ミリン科	カタメンキリンサイ	●				DD	NT
59				ビヤクシンキリンサイ	●					NT
60				キリンサイ	●					NT
61				トゲキリンサイ	●				DD	VU
62				オオキリンサイ	●					DD
63				トサカノリ	●					DD
64	オゴノリ目	オゴノリ科	モサオゴノリ	●						NT
65			カタオゴノリ	●						DD
66			リュウキュウオゴノリ	●					NT	NT
67			ナンカイオゴノリ	●						DD
68			オゴノリ	●						DD
69	イギス目	ランゲリア科	ベニゴウシ	●					DD	VU
70			コノハノリ科	ヒロハアヤギヌ	●				NT	NT
71			アヤギヌ	●					NT	NT
72			セイヨウアヤギヌ	●					NT	NT
73			ホソアヤギヌ	●					NT	NT
74			ササバアヤギヌ	●						NT
75			エツキアヤニシキ	●					DD	VU
76			カラゴロモ	●						VU
77			ヒメカラゴロモ	●					DD	VU
78			ベニハウチワ	●						DD
79		フジマツモ科	ツクシホウズキ	●						NT
80			タニコケモドキ	●					NT	NT
81			ハナヤナギ	●						CR+EN
82			フクレゾゾ	●					DD	VU
83	オオイシソウ目	オオイシソウ科	イバラオオイシソウ	●						CR+EN
84			オオイシソウ	●					NT	VU
85			オオイシソウモドキ	●						CR+EN
86	カワモヅク目	カワモヅク科	チャイロカワモヅク	●					NT	VU
87			アオカワモヅク	●					NT	VU
88			イリオモテカワモヅク	●					CR	CR+EN
89			ミナミクロカワモヅク	●					CR	CR+EN
90			ミナミホソカワモヅク	●					DD	CR+EN
91			ヤエヤマカワモヅク	●					DD	CR+EN
92			ミナミイトカワモヅク	●					EN	CR+EN
93		チスジノリ科	オキチモヅク	●		県指定	EN	CR+EN		
94			シマチスジノリ	●		県指定	CR	CR+EN		
95	黄緑色藻綱	フシナシミドロ目	フシナシミドロ科	クビレミドロ	●				CR	VU
96				ウミフシナシミドロ	●				NT	CR+EN
97				カマクビウミフシナシミドロ	●					CR+EN
98	車軸藻綱	シャジクモ目	シャジクモ科	コフラスコモ	●					DD
99				シャジクモ	●				VU	VU
100				オウシャジクモ	●				EN	CR+EN
101				ケナガシャジクモ	●				CR	CR+EN
102				イトシャジクモ	●				EN	CR+EN
103				コイトシャジクモ	●				CR	CR+EN

表 3.3-23(3) 対象地域及び周辺の重要な藻類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準			
						2	I	II	III
104	車軸藻綱	シャジクモ目	シャジクモ科	セッカイシャジクモ	●				DD
105				チンバシャジクモ	●				DD
106				クサシャジクモ	●			EN	VU
107				チャボフラスコモ	●			CR	CR+EN
108				トガリフラスコモ	●			EN	CR+EN
109				ミルフラスコモ	●			VU	CR+EN
110				ジュズフサフラスコモ	●			EN	CR+EN
111				チリフラスコモ	●			EN	CR+EN
計	5 綱	20 目	35 科	111 種	111 種	0 種	2 種	65 種	111 種

注 1 : 重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天 : 特別天然記念物 天然 : 天然記念物 県天 : 沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際 : 国際希少野生動植物種 国内 : 国内希少野生動植物種 県指定 : 沖縄県指定希少野生動植物

特一 : 特定第一種国内希少野生動植物種 特二 : 特定第二種国内希少野生動植物種 緊急 : 緊急指定種

III : 「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について」(令和 7 年 3 月 18 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ)第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「日本産海藻目録 2015」(吉田ら、2015) に準拠した。

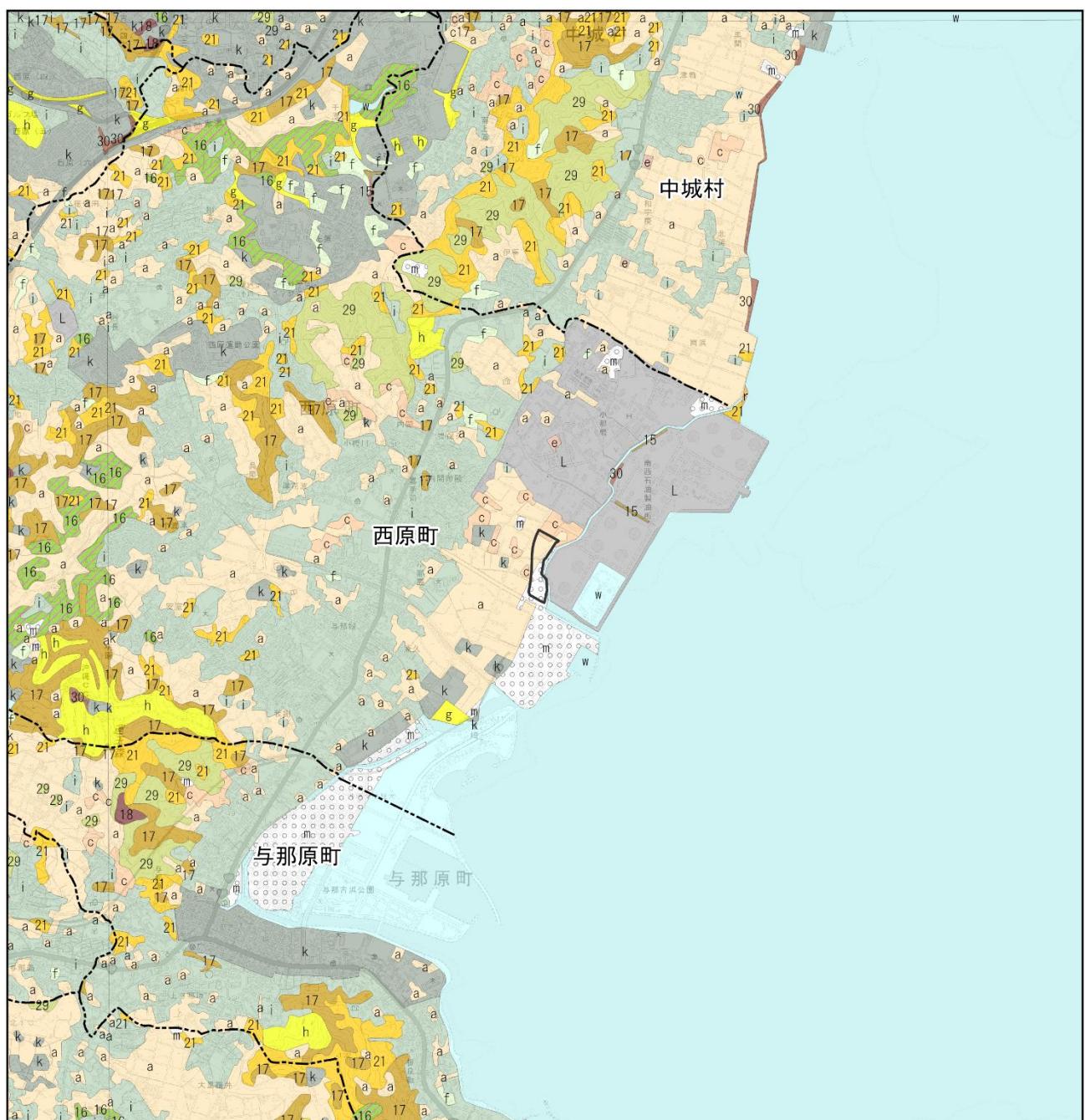
文献 : 2. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ)第 3 版-菌類編・植物編-」(平成 30 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

2) 植生

対象地域の現存植生図を図 3.3-10に示す。

対象地域は、畠雜草群落及び緑の多い住宅地が広がり、沿岸部には工場地帯及び市街地が見られ、内陸側にはナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）、ナガバカニクサーススキ群団等がパッチ状に分布している。

事業実施想定区域は、造成地、畠雜草群落及び放棄畠雜草群落となっている。



凡 例

 事業実施想定区域

----- 行政界

15	ボチョウジイジュ群落	f	路傍・空地雑草群落
16	ナガミズチヨウジーやブニッケイ群落	c	放棄畑雑草群落
17	ハトノキーウジロノキ群団（二次林）	e	果樹園
18	リュウキュウマツ群落（VII）	a	畑雑草群落
21	ナガバカニクサーススキ群団	k	市街地
29	ギンネム群落	i	緑の多い住宅地
30	モクマオウ類植林	L	工場地帯
31	ソウシジュ植林	m	造成地
h	ゴルフ場・芝地	w	開放水域
g	牧草地	r	自然裸地

出典：「自然環境調査 Web-GIS 植生調査（1/2.5 万）第 6-7 回植生図」（環境省自然環境局生物多様性センター）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-10 対象地域の現存植生図

3) 特定植物群落等及び巨樹・巨木

対象地域の特定植物群落等及び巨樹・巨木の一覧を表 3.3-24に、位置図を図 3.3-11に示す。

西原町に町指定天然記念物である「内間御殿のサワフジ（サガリバナ）」が、与那原町に町指定天然記念物である「久葉堂赤木（クファドウアカギ）」が存在している。

事業実施想定区域には特定植物群落等及び巨樹・巨木はない。

表 3.3-24 対象地域における特定植物群落等及び巨樹・巨木

番号	町名	区分	名称
1	西原町	町指定天然記念物	内間御殿のサワフジ（サガリバナ）
2	与那原町	町指定天然記念物	久葉堂赤木（クファドウアカギ）

出典：「文化財課要覧（令和6年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 重要な植物

出典：「文化財課要覧（令和6年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
 0 0.4 0.8 1.6 km
 N

図 3.3-11 対象地域の特定植物群落等及び巨樹・巨木

(2) 動物

対象地域及び周辺で生息の可能性のある重要な動物を表 3.3-25～表 3.3-33に示す。

対象地域及び周辺では、哺乳類は5目7科10種、鳥類は14目24科52種、爬虫類は2目7科12種、両生類は2目2科3種、魚類は11目25科75種、昆虫類は9目37科59種、甲殻類は3目23科72種、多足類は2目3科3種、貝類は3綱16目70科226種の重要な動物の生息の可能性が考えられる。

表 3.3-25 対象地域及び周辺の重要な哺乳類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.				重要種選定基準			
				1	3	4	7	I	II	III	IV
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	●						NT	NT
2			ジャコウネズミ	●		●					DD
3	コウモリ目（翼手目）	オオコウモリ科	クビワオオコウモリ (オリイオオコウモリ)	●	●	●					NT
4			キクガシラコウモリ科	オキナワコキクガシラコウモリ	●				国内	EN	EN
5		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	●							VU
6			ヤマコウモリ				●				VU
7			リュウキュウユビナガコウモリ	●				国内	EN	EN	
8	ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	オキナワハツカネズミ	●							DD
9	ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	イノシシ	●							VU ^{注3}
10	カイギュウ目	ジュゴン科	ジュゴン	●				天然	国際 県指定	CR	CR
計	5 目	7 科	10 種	9 種	1 種	2 種	1 種	1 種	3 種	5 種	9 種

注1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I :「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III :「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類

VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV :「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類

VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注2：種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

注3：イノシシはリュウキュウイノシシとして VU (沖縄県) に該当する。

文献：1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

3. 「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」(平成 10 年 2 月、沖縄県環境部自然保護課)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査 (第 2, 3, 4, 5, 6 回)」(環境省自然環境局生物多様性センター)

7. 「環境アセスメントデータベース」(環境省大臣官房環境影響評価課)

表 3.3-26(1) 対象地域及び周辺の重要な鳥類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.				重要種選定基準			
				1	4	5	6	I	II	III	IV
1	カモ目	カモ科	ヒシクイ	●				天然		VU	VU
2			オオヒシクイ	●				天然 ^{注3}		NT	NT
3			マガン	●				天然		NT	NT
4			ツクシガモ	●						VU	VU
5			オシドリ	●						DD	EN
6	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ	●							NT
7	ハト目	ハト科	カラスバト	●				天然		NT	VU
8	ツル目	クイナ科	リュウキュウヒクイナ	●							NT
9			ツルクイナ	●							NT
10	カツツブリ目	カツツブリ科	カツツブリ	●							NT
11	チドリ目	ミフウズラ科	ミフウズラ	●		●					VU
12		セイタカシギ科	セイタカシギ	●						VU	VU
13		チドリ科	シロチドリ	●	●					VU	VU

表 3.3-26(2) 対象地域及び周辺の重要な鳥類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.				重要種選定基準			
				1	4	5	6	I	II	III	IV
14	チドリ目	タマシギ科 シギ科	タマシギ	●						VU	VU
15			コシャクシギ	●					国際	EN	EN
16			ホウロクシギ	●					国際	VU	VU
17			オオソリハシシギ	●						VU	VU
18			ヘラシギ	●					国内	CR	CR
19			ハマシギ	●						NT	NT
20			オオジシギ	●						NT	NT
21			アカアシシギ	●						VU	VU
22			タカブシギ	●						VU	VU
23			ツルシギ	●						VU	VU
24		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	●						VU	VU
25		カモメ科	ズグロカモメ	●						VU	VU
26			コアジサシ	●	●		●			VU	VU
27			マミジロアジサシ	●			●				NT
28			セグロアジサシ				●				NT
29			ベニアジサシ	●		●	●			VU	VU
30			エリグロアジサシ	●	●		●			VU	VU
31	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	●				特天	国内	CR	CR
32	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	●						DD	DD
33			クロツラヘラサギ	●					国内	EN	EN
34		サギ科	サンカノゴイ	●						EN	EN
35			ヨシゴイ	●						NT	NT
36			オオヨシゴイ	●					国内	CR	CR
37			リュウキュウヨシゴイ	●							NT
38			ミヅゴイ	●						VU	VU
39			チュウサギ	●						NT	NT
40			カラシラサギ	●						NT	NT
41	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	●						NT	NT
42		タカ科	ツミ	●		●					DD
43			サシバ	●	●					VU	VU
44	フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウアオバズク	●							NT
45			リュウキュウコノハズク	●							NT
46			リュウキュウオオコノハズク	●						VU	VU
47	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	●							NT
48	キツツキ目	キツツキ科	リュウキュウコゲラ	●							NT
49	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	●					国内	VU	VU
50	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	●						VU	VU
51		シジュウカラ科	アマミヤマガラ	●							NT
52		ヒヨドリ科	シロガシラ		●	●					NT
計	14 目	24 科	52 種	50 種	5 種	4 種	5 種	5 種	7 種	37 種	52 種

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部)

自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「日本鳥類目録改訂第 8 版」(日本鳥学会、2024) に準拠した。

注 3 : オオヒシクイはヒシクイとして天然記念物（文化財保護法）に該当する。

文献 : 1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査（第 2, 3, 4, 5, 6 回）」(環境省自然環境局生物多様性センター)

5. 「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」(平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)

6. 「海鳥コロニーデータベース」(環境省)

表 3.3-27 対象地域及び周辺の重要な爬虫類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.			重要種選定基準			
				1	3	4	I	II	III	IV
1	カメ目	ウミガメ科	アオウミガメ	●					国際	VU
2			タイマイ	●					国際	EN
3			アカウミガメ	●					国際	EN
4		イシガメ科	ヤエヤマセマルハコガメ	●					VU	VU
5	有鱗目	トカゲモドキ科	クロイワトカゲモドキ	●		●	県天	国内	VU	VU
6		アガマ科	オキナワキノボリトカゲ	●		●			VU	VU
7		トカゲ科	オキナワトカゲ	●					VU	VU
8		タカチホヘビ科	アマミタカチホヘビ	●	●				NT	NT
9		コブラ科	ハイ	●	●	●			NT	NT
10			ヒロオウミヘビ	●		●			VU	NT
11			エラブウミヘビ	●		●			VU	NT
12			イイジマウミヘビ			●			VU	
計	2 目	7 科	12 種	11 種	2 種	6 種	1 種	4 種	12 種	11 種

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I :「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III :「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV :「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献 : 1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

3. 「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」(平成 10 年 2 月、沖縄県環境部自然保護課)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査（第 2, 3, 4, 5, 6 回）」(環境省自然環境局生物多様性センター)

表 3.3-28 対象地域及び周辺の重要な両生類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.			重要種選定基準			
				1	3	4	I	II	III	IV
1	有尾目	イモリ科	オキナワイボイモリ	●			県天	国内	VU	VU
2			オキナワシリケンイモリ	●	●	●			NT	NT
3	無尾目	アマガエル科	ハロウエルアマガエル	●						NT
計	2 目	2 科	3 種	3 種	1 種	1 種	1 種	1 種	2 種	3 種

注 1 : 重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I :「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III :「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV :「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献 : 1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

3. 「自然環境の保全に関する指針 沖縄島編」(平成 10 年 2 月、沖縄県環境部自然保護課)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査（第 2, 3, 4, 5, 6 回）」(環境省自然環境局生物多様性センター)

表 3.3-29(1) 対象地域及び周辺の重要な魚類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
				1	4	I	II	III	IV
1	メジロザメ目	メジロザメ科	オオメジロザメ	●					NT
2	ウナギ目	ウナギ科	ニューギニアウナギ	●				DD	DD
3			ニホンウナギ	●				EN	EN
4		ウツボ科	ナミダカワウツボ	●				CR	CR
5			コゲウツボ	●				CR	CR
6		ウミヘビ科	ハクテンウミヘビ	●				DD	
7	ニシン目	ニシン科	ドロクイ	●				EN	CR
8	コイ目	コイ科	フナ属	●				CR	CR
9	タウナギ目	タウナギ科	タウナギ(沖縄産)	●	●			CR	CR
10	トゲウオ目	ヨウジウオ科	アミメカワヨウジ	●				EN	EN
11			ヒメテングヨウジ	●				CR	CR
12	ボラ目	ボラ科	アンピンボラ	●				DD	DD
13			モンナシボラ	●				DD	DD
14	トウゴロウイワシ目	トウゴロウイワシ科	ミナミギンイソイワシ	●				DD	DD
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	●		県指定	VU	CR	
16		サヨリ科	コモチサヨリ	●				NT	NT
17	スズキ目	タカサゴイシモチ科	ナンヨウタカサゴイシモチ	●				DD	DD
18		ハタ科	タマカイ	●				CR	
19		フエダイ科	ウラウチフエダイ	●				CR	CR
20		タイ科	オキナワキチヌ	●				EN	
21		シマイサキ科	ヨコシマイサキ	●				CR	CR
22		ペラ科	メガネモチノウオ	●				EN	
23		ネズッポ科	クシヒゲヌメリ	●				CR	
24		ツバサハゼ科	ツバサハゼ	●				CR	CR
25		カワアナゴ科	タナゴモドキ	●				EN	VU
26			エリトゲハゼ	●				DD	DD
27			オウギハゼ	●				NT	EN
28			ジャノメハゼ	●				EN	NT
29			ホシマダラハゼ	●				VU	NT
30			タメトモハゼ	●				EN	VU
31			ゴシキタメトモハゼ	●				EN	EN
32		ハゼ科	ミナミヒメミニズハゼ	●				VU	VU
33			アサガラハゼ	●				VU	EN
34			チワラスボ属 2	●				CR	
35			チワラスボ属 3	●				EN	
36			マバラヒゲワラスボ	●				VU	VU
37			トカゲハゼ	●				CR	CR
38			トビハゼ	●	●			NT	EN
39			トサカハゼ	●				EN	VU
40			ヒメトサカハゼ	●				CR	CR
41			ヨロイボウズハゼ	●				CR	VU
42			カエルハゼ	●				CR	EN
43			アカボウズハゼ	●				CR	VU
44			ヒノコロモボウズハゼ	●				DD	DD
45			ハヤセボウズハゼ	●				CR	CR
46			ヒスイボウズハゼ	●				CR	CR
47			ニライカナイボウズハゼ	●				DD	DD
48			トラフボウズハゼ	●				DD	DD
49			ワカケサラサハゼ	●				NT	VU
50			ニセシラヌイハゼ	●				NT	EN
51			ギンポハゼ	●				VU	VU
52			マングローブゴマハゼ	●				VU	VU
53			カブキハゼ	●				NT	VU
54			ホホグロハゼ	●				EN	EN
55			ムジナハゼ	●				VU	DD
56			マサゴハゼ	●				VU	EN
57			エゾハゼ	●				EN	CR
58			シマエゾハゼ	●				EN	CR
59			ドウケハゼ	●				DD	DD
60			ミナミハゼ	●					NT
61			カワクモハゼ	●				CR	VU

表 3.3-29(2) 対象地域及び周辺の重要な魚類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
				1	4	I	II	III	IV
62	スズキ目	ハゼ科	ヒラヨシノボリ	●					NT
63			キバラヨシノボリ	●			県指定	EN	EN
64			アゴヒゲハゼ	●				CR	CR
65			スダレウロハゼ	●				NT	DD
66			コンジキハゼ	●				CR	CR
67			フタスジノボリハゼ	●					NT
68			ホクロハゼ	●				NT	DD
69			キララハゼ	●				VU	EN
70			ニセツムギハゼ	●				NT	NT
71			ホホグロスジハゼ	●				NT	NT
72			クマノコハゼ	●					DD
73		スナハゼ科	ナミノコハゼ	●				NT	DD
74		ゴクラクギョ科	タイワンキンギョ	●				CR	CR
75	フグ目	フグ科	クサフグ	●				LP	EN
計	11 目	25 科	75 種	75 種	2 種	0 種	2 種	63 種	75 種

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献 1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査（第 2, 3, 4, 5, 6 回）」(環境省自然環境局生物多様性センター)

表 3.3-30(1) 対象地域及び周辺の重要な昆虫類・クモ形類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
				1	4	I	II	III	IV
1	ザトウムシ目	カマアカザトウムシ科	オヒキコシビロザトウムシ	●					NT
2	クモ目	ハラフシグモ科	ヤンバルキムラグモ	●					VU
3			オキナワキムラグモ	●					VU
4		トタテグモ科	シマトタテグモ	●					VU
5			オキナワトタテグモ	●					VU
6		マシラグモ科	ウデナガマシラグモ	●					NT
7		ホラヒメグモ科	オキナワホラヒメグモ	●					NT
8		ウシオグモ科	ヤマトウシオグモ	●					DD
9		カヤシマグモ科	リュウキュウカヤシマグモ	●					NT
10	トンボ目（蜻蛉目）	ヤンマ科	トビイロヤンマ	●					EN
11		エゾトンボ科	サキシマヤマトンボ	●					VU
12		トンボ科	コフキトンボ	●					VU
13			シオカラトンボ	●	●				VU
14	カマキリ目（螳螂目）	カマキリ科	ウスバカマキリ	●					DD
15	バッタ目（直翅目）	キリギリス科	コバネササキリ	●					NT
16			オキナワキリギリス	●					VU
17		ヒバリモドキ科	ウスモンウミコロギ	●					NT
18		ノミバッタ科	ニトベノミバッタ	●					DD
19	カメムシ目（半翅目）	セミ科	クロイワゼミ	●	●				VU
20		サシガメ科	タカラサシガメ	●					NT
21			ミヤモトサシガメ	●					NT
22		ヘリカメムシ科	イワサキヘリカメムシ	●					NT
23		ヒメヘリカメムシ科	フチベニヘリカメムシ	●					NT

表 3.3-30(2) 対象地域及び周辺の重要な昆虫類・クモ形類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
				1	4	I	II	III	IV
24	カメムシ目 (半翅目)	カメムシ科	ホソツマジロカメムシ	●					NT
25		サンゴアメンボ科	サンゴアメンボ	●				NT	NT
26		イトアメンボ科	コブイトアメンボ	●					EN
27		ミズギワカメムシ科	サンゴミズギワカメムシ	●					NT
28		コオイムシ科	タイワンコオイムシ	●				CR	CR
29		タガメ	タガメ	●	●	●	国内、特二	VU	CR
30		タイコウチ科	タイコウチ	●					CR
31		ヒメミズカマキリ	ヒメミズカマキリ	●					NT
32		マツモムシ科	タイワンマツモムシ	●					NT
33		オキナワマツモムシ	オキナワマツモムシ	●	●			NT	NT
34	チョウ目 (鱗翅目)	シジミチョウ科	イワカワシジミ		●			NT	
35		シルビアシジミ	シルビアシジミ		●			EN	
36		タテハチョウ科	コノハチョウ		●	県天		NT	
37	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	エゾカタビロオサムシ	●					DD
38		ハンミョウ科	オキナワシロヘリハンミョウ	●				NT	LP
39		ゲンゴロウ科	ヒメフチトリゲンゴロウ	●			国内、特二	VU	VU
40			トビイロゲンゴロウ	●					NT
41			オキナワスジゲンゴロウ	●			国内、特二	VU	VU
42			オオマルケシゲンゴロウ	●				NT	NT
43			ニセコケシゲンゴロウ	●				CR	VU
44			ツブゲンゴロウ	●					CR
45			シャープツブゲンゴロウ	●				NT	NT
46		ミズスマシ科	ツマキレオオミズスマシ	●				NT	VU
47			リュウキュウヒメミズスマシ	●			国内	CR	EN
48		コガシラミズムシ科	コウトウコガシラミズムシ	●				NT	NT
49		ホソガムシ科	ヤマトホソガムシ	●				NT	EN
50		ガムシ科	タマガムシ	●					LP
51			サトミヒラタガムシ	●					VU
52			マルヒラタガムシ	●				NT	EN
53			ガムシ	●				NT	CR
54			コガタガムシ	●				VU	VU
55			オキナワマルチビガムシ	●				DD	VU
56		テントウムシ科	オオテントウ	●					DD
57		カミキリムシ科	オキナワセンノキカミキリ	●					DD
58			オキナワサビカミキリ	●				VU	DD
59	ハチ目 (膜翅目)	ドロバチモドキ科	タイワンハナダカバチ	●				NT	NT
計	9 目	37 科	59 種	56 種	7 種	1 種	4 種	31 種	56 種

注 1 : 重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天 : 特別天然記念物 天然 : 天然記念物 県天 : 沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際 : 国際希少野生動植物種 国内 : 国内希少野生動植物種 県指定 : 沖縄県指定希少野生動植物

特一 : 特定第一種国内希少野生動植物種 特二 : 特定第二種国内希少野生動植物種 緊急 : 緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ) 第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2 : 種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献 : 1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ) 第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査(第 2, 3, 4, 5, 6 回)」(環境省自然環境局生物多様性センター)

表 3.3-31(1) 対象地域及び周辺の重要な甲殻類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準				
					I	II	III	IV	
1	ヨコエビ目	ゲンコツヨコエビ科	シオカワヨコエビ	●			NT	NT	
2	エビ目	ヌマエビ科	ドウクツヌマエビ	●			VU	VU	
3			ミナミオニヌマエビ	●			NT	NT	
4			サキシマヌマエビ	●			NT	NT	
5			アシナガヌマエビ	●			NT	NT	
6			チカヌマエビ	●			NT	VU	
7			スペスペテナガエビ	●				NT	
8		テナガエビ科	ツブテナガエビ	●			NT	NT	
9			ヒラアシテナガエビ	●			NT	VU	
10			カスリテナガエビ	●				VU	
11			テッポウエビ科	テッポウエビ	●				NT
12		テッポウエビ科	ハシボソテッポウエビ	●				DD	
13			リュウキュウユムシテッポウエビ	●				DD	
14			コブシガニ科	イリオモテマコブシガニ	●			DD	VU
15		コブシガニ科	アマミマメコブシガニ	●			DD	NT	
16			マンガルマメコブシガニ	●				NT	
17			サワガニ科	オキナワミナミサワガニ	●			NT	VU
18		サワガニ科	アラモトサワガニ	●			VU	NT	
19			サカモトサワガニ	●			NT	NT	
20			ヒメユリサワガニ	●		国内	CR+EN	CR	
21			オキナワオオサワガニ	●		県指定	VU	EN	
22		イワガニ科	アカカクレイワガニ	●				NT	
23		ベンケイガニ科	リュウキュウアカテガニ	●			VU	VU	
24			ヒナアシハラモドキ	●				NT	
25			ミゾテアシハラガニ	●				NT	
26			アシナガベンケイガニ	●				NT	
27			アダンベンケイガニ	●				VU	
28			イワトビベンケイガニ	●				NT	
29			オオアシハラガニモドキ	●				NT	
30			ヨコスジベンケイガニ	●				NT	
31			シロテアシハラガニモドキ	●				VU	
32			スマトライワベンケイガニ	●				NT	
33			タイワンベンケイガニ	●				NT	
34			ツメナガベンケイガニ	●				NT	
35			マルガオベンケイガニ	●				NT	
36			ミズギワベンケイガニ	●				NT	
37		モクズガニ科	アシナガアカイソガニ	●				NT	
38			ケフサアシハラガニ	●				NT	
39			アゴヒロカワガニ	●				NT	
40			ハチジョウヒライソモドキ	●				NT	
41			ヨツハヒライソモドキ	●		NT	NT		
42			コウビロヒライソモドキ	●				NT	
43			レンゲガニ	●				NT	
44			トリウミアカイソモドキ	●				NT	
45			ロッカクイソガニ	●				VU	
46		ムツハアリアケガニ科	アリアケモドキ	●				VU	
47			カワスナガニ	●		NT	NT		
48			ミナミムツハアリアケガニ	●				NT	
49		オサガニ科	タイワンヒメオサガニ	●				VU	
50			ホルトハウスマサガニ	●				NT	
51			ナカグスクオサガニ	●				VU	
52			メナガオサガニ	●				NT	
53		スナガニ科	シオマネキ	●			VU	CR	
54			リュウキュウシオマネキ	●				NT	
55			シモフリシオマネキ	●				NT	
56		スナモグリ科	トゲオスナモグリ	●				NT	
57			オトヒメスナモグリ	●				NT	
58		カクレガニ科	カワラビンノ	●				NT	
59		ホンヤドカリ科	キカイホンヤドカリ	●				VU	

表 3.3-31(2) 対象地域及び周辺の重要な甲殻類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準				
					I	II	III	IV	
60	エビ目	モエビ科	キノボリエビ	●					NT
61		カニダマシ科	サンゴカニダマシ	●					DD
62			ヒトハカニダマシ	●					VU
63		ヤドカリ科	シロサンゴヤドカリ	●					NT
64			マーグイヨコバサミ	●					NT
65			マルテツノヤドカリ	●					NT
66			ワカクサヨコバサミ	●					NT
67		オカヤドカリ科	ヤシガニ	●				VU	VU
68		ムツアシガニ科	ヤドリムツアシガニ	●					DD
69		ムツハアリアケガニ科	ヨウナシカワスナガニ	●			NT	NT	
70			ハサミカクレガニ	●					NT
71		エンコウガニ科	リュウキュウカクエンコウガニ	●					NT
72	完胸上目	ヒメエボシガイ科	メナガオサガニハサミエボシ	●					DD
計	3 目	23 科	72 種	72 種	0 種	2 種	21 種	72 種	

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部

自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2：種名及び配列等は、原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(国土交通省、2024) に準拠した。

文献：1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

表 3.3-32 対象地域及び周辺の重要な多足類一覧

No.	目名	科名	種名	文献 No.	重要種選定基準				
					I	II	III	IV	
1	ツムギヤスデ目	ミコシヤスデ科	カツレンフトケヤスデ	●					DD
2	オビヤスデ目	ババヤスデ科	ボコックヤエタケヤスデ	●					NT
3		オビヤスデ科	ホラオビヤスデ	●					NT
計	2 目	3 科	3 種	3 種	0 種	0 種	0 種	3 種	

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部

自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2：種名及び配列等は、原則として「日本産土壤動物（分類のための図解検索）【第 2 版】」(青木、平成 27 年) に準拠した。

文献：1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

表 3.3-33(1) 対象地域及び周辺の重要な貝類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
					1	4	I	II	III	IV
1	多板綱	ヒザラガイ目	ケハダヒザラガイ科	ヒメケハダヒザラガイ	●					DD
2	腹足綱	—	スカシガイ科	ヤジリスカシガイ	●				NT	NT
3		Cycloneritimorpha 目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	●				NT	LP
4			ユキズメ科	ユキズメ	●				VU	VU
5				タオヤメユキズメ	●				NT	NT
6			アマオブネ科	レモンカノコ	●				NT	NT
7				ウロコイシマキ	●				NT	DD
8				ヒラマキアマオブネ	●				NT	NT
9				アラハダカノコ	●				NT	NT
10				ウミヒメカノコ	●				VU	VU
11		—	ニシキウズ科	タイワンキサゴ	●				NT	CR+EN
12		(原始紐舌類)	ヤマタニシ科	イトマンヤマタニシ	●					NT
13				リュウキュウヤマタニシ	●	●			VU	NT
14				オキノエラブヤマトガイ	●				VU	VU
15				ケハダヤマトガイ	●				NT	VU
16				アオミオカタニシ	●	●			NT	NT
17				ヒラセアツブタガイ	●	●			EN	CR+EN
18			ゴマガイ科	クニガミゴマガイ	●				VU	NT
19		—	キバウミニナ科	ヘナタリ	●	●			NT	NT
20				マドモチウミニナ	●				VU	VU
21		—	ウミニナ科	イボウミニナ	●				VU	NT
22		—	スナモチツボ科	サナギモツボ	●				VU	NT
23		高腹足目	タマキビ科	イロタマキビガイ		●			NT	
24			ワカウラツボ科	ジーコンボツボ	●				NT	VU
25				マンガルツボ		●			NT	
26				ニセゴマツボ	●				NT	NT
27			イソコハクガイ科	ヒメシラギク	●				VU	VU
28			ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ	●				NT	NT
29			カワザンショウ科	アシヒダツボ	●				NT	VU
30				クリイロカワザンショウガイ		●			NT	
31				ホラアナゴマオカチグサ類似種群	●				VU	
32				オイランカワザンショウウ	●				NT	NT
33				ホラアナゴマオカチグサ種群	●				VU	
34				ドームカドカド	●				CR+EN	CR+EN
35			クビキレガイ科	カガヨイクビキレ	●				CR	CR+EN
36				カイグンボウクビキレ	●				VU	VU
37				アマミクビキレ	●				VU	VU
38			シロネズミ科	マルシロネズミ	●					NT
39			スイショウガイ科	ヨロイノソデ	●					VU
40				ネジマガキ	●				NT	NT
41				ヒダトリガイ	●				NT	NT
42				オハグロガイ	●				NT	VU
43			タカラガイ科	リュウキュウダカラ	●				VU	VU
44			タマガイ科	ネコガイ	●				NT	VU
45				ヒメツメタガイ	●					VU
46				ヒロクチリスガイ	●				NT	NT
47				アラゴマフダマ	●				VU	NT
48				テンセイタマガイ	●				NT	VU
49			ヤツシロガイ科	イワカワトキワガイ	●					DD
50			イトカケガイ科	ハブタエセキモリ	●				NT	VU
51			オリイレヨフバイ科	イガムシロ	●				NT	NT
52				ヒメオリイレムシロ	●				NT	NT
53				クリイロムシロ	●				NT	NT
54			バイ科	ウスイロバイ	●				VU	VU
55			ミノムシガイ科	ミノムシガイ	●				VU	VU
56				ハイイロミノムシ	●				NT	VU
57				チビツクシ	●				VU	VU
58			フデガイ科	ヤタテガイ	●					VU
59			マンジ科	コトツブ	●				NT	NT
60			クダボラ科	クダボラ	●				NT	NT
61			イモガイ科	スジイモ	●				NT	NT
62				コゲスジイモ	●				NT	NT
63			タケノコガイ科	ヤナギシボリタケ	●					NT
64				カエンタケ	●					NT
65		—	オオシイノミガイ科	カヤノミガイ	●				NT	NT
66		頭楯目	オオコメツブガイ科	コヤツツララ	●				NT	NT
67		—	トウガタガイ科	ククリクチキレ	●				VU	
68				オオシイノミクチキレ	●				NT	NT
69				アンバルクチキレ	●				NT	NT

表 3.3-33(2) 対象地域及び周辺の重要な貝類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
					1	4	I	II	III	IV
70	腹足綱	水棲目	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ		●			DD	
71				クルマヒラマキガイ	●				VU	DD
72				リュウキュウヒラマキモドキ	●				NT	NT
73				タイワンモノアラガイ		●			DD	
74		真有肺目	ハワイマイマイ科	リュウキュウノミガイ	●				NT	DD
75				キバサンガガイ科	●				NT	VU
76				キバサンガガイ	●				CR+EN	NT
77			キセルモドキ科	ウスチャイロキセルモドキ		●			VU	
78				キカイキセルモドキ	●				EN	CR+EN
79				ウスチャイロキセルモドキ類似種群	●				CR+EN	
80	カサガイ綱	キセルガイ科	キンチャクギセル	●	●			VU	CR+EN	
81			サカヅキノミギセル	●				CR+EN	CR+EN	
82			ミカヅキノミギセル		●			VU	VU	
83			オキナワギセル	●	●			VU		
84			カサマイマイ科	オオカサマイマイ		●			NT	
85		ベッコウマイマイ科	ベッコウマイマイ	●				DD	NT	
86			ボニンキビ	●				NT	NT	
87			キヌツヤベッコウ属 1	●					NT	
88			カサシタラ	●					CR+EN	
89			ヒメカサキビ	●					NT	NT
90	二枚貝綱	ナンバンマイマイ科	シュリケマイマイ	●	●			NT	NT	
91			ウロコケマイマイ	●	●			CR+EN	VU	
92			イトマンマイマイ		●				CR+EN	
93			パンダナマイマイ	●	●				NT	
94			トウガタホソマイマイ	●	●			CR+EN	VU	
95			アマノヤマタカマイマイ	●			国内	CR+EN	CR+EN	
96			オキナワヤマタカマイマイ	●	●		県指定	VU	CR+EN	
97		ドロアワモチ科	ドロアワモチ	●				VU	NT	
98			キボシアワモチ	●				VU	NT	
99			ヒメキボシアワモチ	●				VU	NT	
100			ゴマセンペイアワモチ	●				NT	NT	
101	カキ綱	ホソアシヒダナメクジ科	ホソアシヒダナメクジ科 1	●					NT	
102			ホソアシヒダナメクジ科 4	●					VU	
103			ホソアシヒダナメクジ科 7	●					NT	
104		オカミミガイ科	コハクオカミミガイ	●	●		県指定	CR+EN	CR+EN	
105			サカマキオカミミガイ	●	●			VU	VU	
106			ウラシマミミガイ	●	●			NT	NT	
107			ヒメシイノミミミガイ	●	●			CR+EN	CR+EN	
108			ヒグマキシイノミミミガイ		●			NT		
109			コウモリミミガイ	●				NT	DD	
110			カドバリコミミガイ	●				CR+EN	DD	
111			マキスジコミミガイ		●			NT		
112			クリイロコミミガイ		●			VU		
113			コベソコミミガイ	●				VU	CR+EN	
114			ヘソアキコミミガイ		●			NT		
115			アツクチハマシイノミガイ	●				CR+EN	VU	
116			トリコハマシイノミガイ		●			NT		
117			ニワタズミハマシイノミ	●				VU	VU	
118			オウトウハマシイノミ	●				VU	VU	
119			キヌメハマシイノミ	●				NT	VU	
120			ヒメヒラシイノミ	●	●			NT	VU	
121			クロヒラシイノミ	●				NT	NT	
122	二枚貝綱	イガイ目	イガイ科	ヤマホトトギス	●			NT	DD	
123				イシリリマクラ	●			NT	NT	
124				サザナミマクラ	●			NT	VU	
125				ホソソジヒバリガイ	●			NT	VU	
126		カキ目		クログチ	●				NT	
127		ハボウキ科	スエヒロガイ	●				VU	VU	
128		フネガイ科	ワシノハガイ	●					NT	
129		イタヤガイ目	ベンケイガイ科	ウチワガイ	●				VU	VU
130			イタヤガイ科	サンゴナデシコ	●					NT
131				ヒナキンチャク	●					CR+EN
132				ヒナノヒオウギ	●				NT	NT
133		ウミギク科		ウミギク	●					VU
134			オキナガイ科	コオキナガイ	●				CR+EN	CR+EN
135				ヒロクチソトオリガイ	●				NT	NT

表 3.3-33(3) 対象地域及び周辺の重要な貝類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
					1	4	I	II	III	IV
136	二枚貝綱	ツキガイ目	ツキガイ科	カブラツキガイ	●					NT
137				ショウゴインツキガイ	●					NT NT
138				チヂミウメ	●					NT
139				ウラキツキガイ	●					VU VU
140				ツキガイ	●					NT
141				オボロヅキ	●					DD
142		ツクエガイ科	ツクエガイ科	コヅツガイ	●					NT NT
143				アケボノガイ	●					VU VU
144				ナタマメケボリガイ	●					NT DD
145				セワケガイ	●					VU VU
146				オオツヤウロコガイ	●					VU VU
147				ユウレイウロコガイ	●					NT
148				ミナミウロコガイ	●					NT NT
149				コハクマメアゲマキ	●					NT NT
150				ユンタクシジミ	●					NT NT
151				アマミスジホシムシモドキヤドリガイ	●					DD
152				ツバサマメアゲマキ	●					NT
153				オサガニヤドリガイ	●					NT DD
154				セワケハチミツガイ	●					NT NT
155				フィリピンハナビラガイ	●					VU NT
156				ベッコウマメアゲマキ	●					NT NT
157				バライロマメアゲマキ	●					NT NT
158				ツマベニマメアゲマキ	●					NT NT
159	無面目	マテガイ科	マテガイ科	ダンダラマテガイ	●					VU
160				リュウキュウマテガイ	●					NT NT
161				ジャングサマテガイ	●					CR+EN CR+EN
162				ホソバラフマテガイ	●					VU NT
163	ザルガイ目	ザルガイ科	ザルガイ科	カワラガイ	●					NT NT
164				ハートガイ	●					CR+EN VU
165				イレズミザルガイ	●					VU VU
166		ニッコウガイ科	ニッコウガイ科	オガタザクラ	●					CR+EN CR+EN
167				ゴイシザラ	●					VU
168				ニッコウガイ	●					CR+EN VU
169				ホシヤマナミノコザラ	●					VU VU
170				リュウキュウクサビザラ	●					VU VU
171				モチヅキザラ	●					VU VU
172				チリメンジュロウジン	●					CR VU
173				ハスメザクラ	●					NT NT
174				リュウキュウザクラ	●					NT NT
175				リュウキュウサラガイ	●					VU
176				ミクニシボリザクラ	●					NT NT
177				アマサギガイ	●					VU NT
178				モモイロサギガイ	●					CR+EN VU
179				トガリユシオガイ	●					NT NT
180				ダイミョウガイ	●					NT NT
181				トンガリベニガイ	●					VU NT
182				コノハザクラ	●					VU
183				ウラキヒメザラ	●					NT VU
184				アオサギ	●					VU
185				チガイザクラ	●					VU NT
186				ネコジタザラ	●					NT
187				ウネイチヨウシントリ	●					VU
188				ヒワズウネイチヨウ	●					VU VU
189				ヒノデガイ	●					NT VU
190				ヒラザクラ	●					NT NT
191				ヘラサギガイ	●					VU NT
192	フジノハナガイ科	ナミノコ	ナミノコ	ナミノコ	●					NT CR+EN
193				キュウシュウナミノコ	●					NT VU
194		シオザザナミ科	シオザザナミ科	ウスムラサキアシガイ	●					VU VU
195				ハスメヨシガイ	●					NT NT
196				ミナトマスホガイ	●					VU VU
197		アサジガイ科	アサジガイ科	ナノハナガイ	●					CR+EN VU
198				シロナノハナガイ	●					NT NT
199				コバコガイ	●					VU VU
200				ザンノナミダ	●					NT NT
201	オオノガイ目	ドブシジミ科	オキナワドブシジミ	オキナワドブシジミ	●					VU
202				オオノガイ科	オフクマスオ	●				VU VU

表 3.3-33(4) 対象地域及び周辺の重要な貝類一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	文献 No.		重要種選定基準			
					1	4	I	II	III	IV
203	二枚貝綱	—	バカガイ科	カモジガイ	●				NT	NT
204				ナガタママキ	●				CR+EN	CR+EN
205				リュウキュウアリゾガイ	●				VU	VU
206				ユキガイ	●				NT	NT
207				オオシマホクロガイ	●				VU	
208		チトセノハナガイ科		チトセノハナガイ	●				VU	VU
209		チドリマスオ科		クチバガイ	●				NT	NT
210				チドリマスオ	●				DD	
211		フタバシラガイ科		Diplodonta sp. B	●				DD	
212	マルスダレガイ目	シジミ科		リュウキュウヒルギシジミ	●				VU	DD
213		ハナグモリ科		ハナグモリ	●				VU	VU
214		マルスダレガイ科		オイノカガミ	●				NT	NT
215				フジイロハマグリ	●				NT	NT
216				タイワンシラオガイ	●				CR+EN	CR+EN
217				カミブスマ	●				NT	NT
218				ダテオキシジミ	●				CR	NT
219				スダレハマグリ	●				NT	NT
220				ウスカガミ	●				NT	
221				ユウカゲハマグリ	●				VU	NT
222				マダライオウハマグリ	●				CR+EN	VU
223				イオウハマグリ	●				VU	NT
224				トモシラオガイ	●				NT	
225				リュウキュウアサリ	●				VU	VU
226				オウギカノコアサリ	●					NT
計	3 綱	16 目	70 科	226 種	212 種	30 種	0 種	3 種	180 種	214 種

注 1：重要な種の選定基準は以下の資料に基づく。

I : 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正平成 30 年 6 月 8 日)

「沖縄県文化財保護条例」(昭和 47 年 5 月 15 日条例第 25 号、最終改正平成 17 年 7 月 26 日)

特天：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：沖縄県指定天然記念物

II : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正令和 2 年 2 月 10 日)

「沖縄県希少野生動植物保護条例」(令和元年 10 月 31 日条例第 46 号、最終改正令和 7 年 3 月 31 日)

国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 県指定：沖縄県指定希少野生動植物

特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種

III : 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV : 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ) 第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

EX : 絶滅 EW : 野生絶滅 CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類

VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

注 2：種名及び配列等は、原則として「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ) 第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)に準拠した。

文献：1. 「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータおきなわ) 第 3 版-動物編-」(平成 29 年 3 月、沖縄県環境部自然保護課、訂正 平成 30 年 12 月 5 日)

4. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 動物分布調査(第 2, 3, 4, 5, 6 回)」(環境省自然環境局生物多様性センター)

(3) 海域生物（藻場、サンゴ礁等）

1) 植物

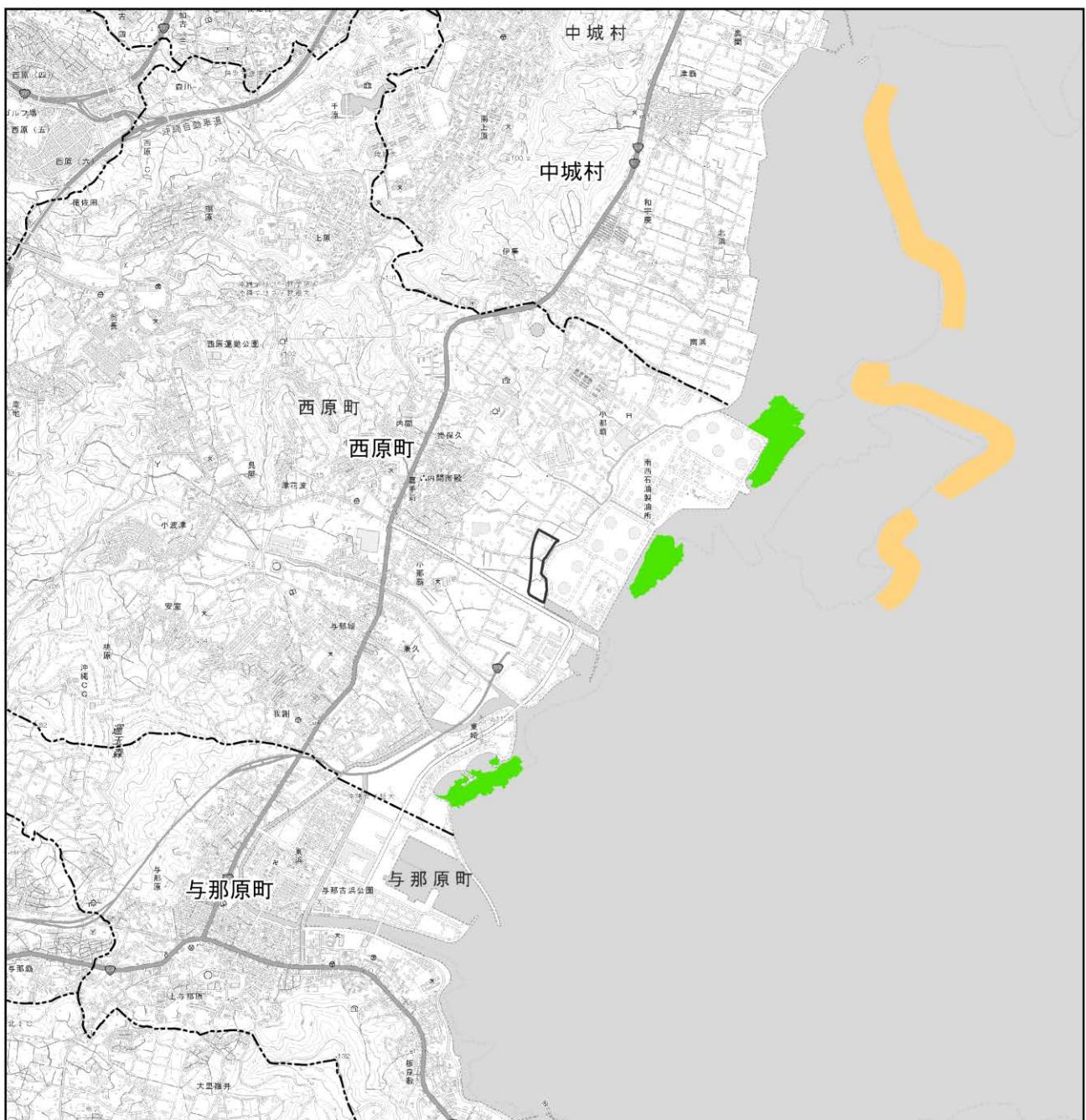
対象地域の藻場の分布図を図 3.3-12に示す。

藻場は西原町の工場地帯沿岸及び東崎沿岸に分布している。なお、対象地域には干潟の分布は見られない。

2) 動物

対象地域のサンゴ礁の分布図を図 3.3-12に示す。

サンゴ礁は中城村沖に5%未満の分布がみられる。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 藻場調査（2018～2020 年度）アマモ場
- サンゴ礁調査（第 5 回）被度 5%未満

出典：1. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS 藻場調査（2018～2020 年度）」
 　　（環境省自然環境局生物多様性センター）
 　2. 「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS サンゴ礁調査（第 5 回）」
 　　（環境省自然環境局生物多様性センター）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」



図 3.3-12 対象地域の藻場・サンゴ礁の分布図

(4) 生態系

対象地域における生態系の基盤となる注目すべき生息地の位置図を図 3.3-13に示す。

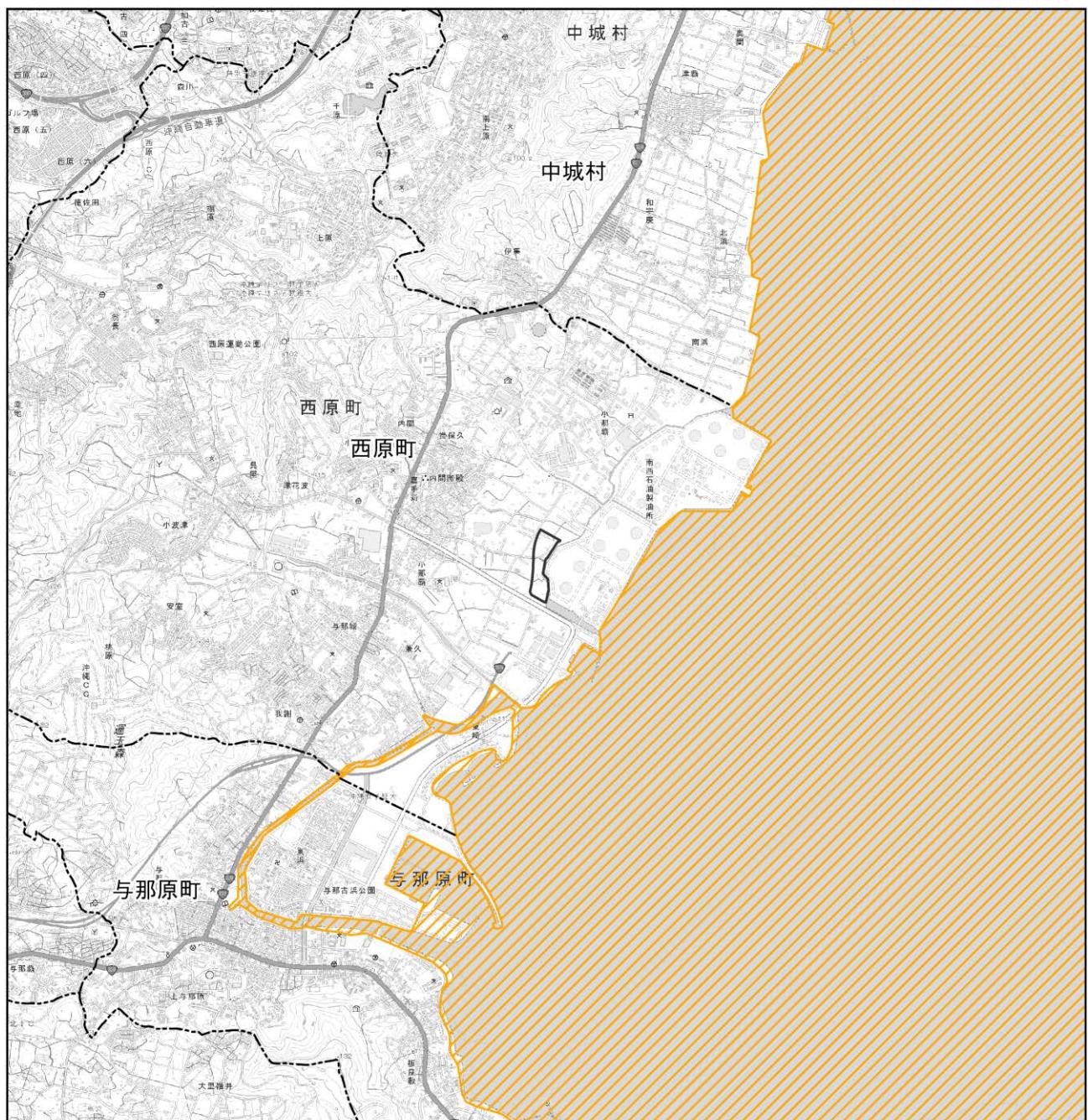
対象地域の前面海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域(沿岸域)」となっている。

また、対象地域は、畠雜草群落及び緑の多い住宅地が広がり、沿岸部には工場地帯及び市街地が見られ、内陸側にはナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団(二次林)、ナガバカニクサーススキ群団等がパッチ状に分布し、これら草地や低木林、二次林を基盤とした生態系が形成されている。

このような環境には、ジャコウネズミやオキナワハツカネズミ等の哺乳類をはじめ、ツミやリュウキュウアオバズク等の猛禽類や、アオカナヘビやオキナワトカゲ等の爬虫類が生息しているものと考えられる。また、対象地域は海域に隣接していることから、猛禽類のミサゴが沿岸域を餌場として利用していることも考えられる。

河川には川と海を行き来するテナガエビ類やハゼ類等が、河口域の砂泥底にはシオマネキ等の甲殻類が生息しているものと考えられる。

対象地域の海域では、アマモ場が西原町の一部のみに見られ、中城村の沿岸沖に被度5%未満のサンゴ礁がみられる。アマモ場は、魚類を始め甲殻類、貝類など多様な生物を育む重要な場になっていると考えられる。



凡 例

□ 事業実施想定区域

--- 行政界

（） 生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）

出典：「環境省ホームページ/生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省自然環境局 自然環境計画課）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-13 対象地域の注目すべき生息地位置図

3.3.6 景観

(1) 景観資源の状況

対象地域における主な景観資源の一覧を表 3.3-34に、分布状況を図 3.3-14に示す。なお、対象地域とした3km以遠にも景観資源があった場合には影響検討が必要となる可能性も考慮し、図 3.3-14に示される範囲の全体（宜野湾市、浦添市、南城市、南風原町の一部を含む）を対象として調査を行った。

選定された景観資源は、「重要な地形・地質」が1件、「自然景観」が4件、「歴史・文化的景観」が45件、「まちなみ・くらし景観」が8件となっている。

事業実施想定区域の北西側には、歴史的・文化的景観が集中している地域がみられる。

表 3.3-34(1) 対象地域の景観資源一覧

No.	市町村名	名称	備考
1	一	海成段丘	重要な地形・地質
2	西原町・与那原町	運玉森	自然景観
3	西原町	内間御殿のサワフジ	自然景観
4		西ヌカー	歴史・文化的景観
5		内間御殿	歴史・文化的景観
6		西江のウビヅル	歴史・文化的景観
7		西江御殿	歴史・文化的景観
8		東江の井戸	歴史・文化的景観
9		東江のウビヅル	歴史・文化的景観
10		イーソーウスマシヌウカー	歴史・文化的景観
11		桃原の石獅子	歴史・文化的景観
12		ユブシガー	歴史・文化的景観
13		我謝遺跡	歴史・文化的景観
14		ジーマヌウカー	歴史・文化的景観
15		セーグチジョー	歴史・文化的景観
16		先王旧宅碑	歴史・文化的景観
17		掛保久の親川	歴史・文化的景観
18		ナコーモー	歴史・文化的景観
19		吳屋の石獅子	歴史・文化的景観
20		故大城助素之碑	歴史・文化的景観
21		ウフンミウタキ	歴史・文化的景観
22		内間ノ口殿内	歴史・文化的景観
23		内間御殿小	歴史・文化的景観
24		カヤブチ御殿	歴史・文化的景観
25		棚原の石畠道	歴史・文化的景観
26		棚原宮里家のウワーフル	歴史・文化的景観
27		棚原比嘉家の土帝君	歴史・文化的景観
28		棚原ノ口殿内	歴史・文化的景観
29	与那原町	板良敷海岸	自然景観
30		大あかぎ・久葉堂（クファドウ）	自然景観
31		板良敷区の石獅子	歴史・文化的景観
32		上の殿	歴史・文化的景観
33		前の井「メエヌカア」（御拝領井）	歴史・文化的景観
34		東名大主（アガリナウフス）	歴史・文化的景観
35		三津武獄（ミチンタキ）	歴史・文化的景観
36		宗之増（ソーヌマシ）	歴史・文化的景観

注：番号は図 3.3-14 に対応している。

出典：1. 「第3回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

2. 「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和3年3月、沖縄県）

3. 「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）

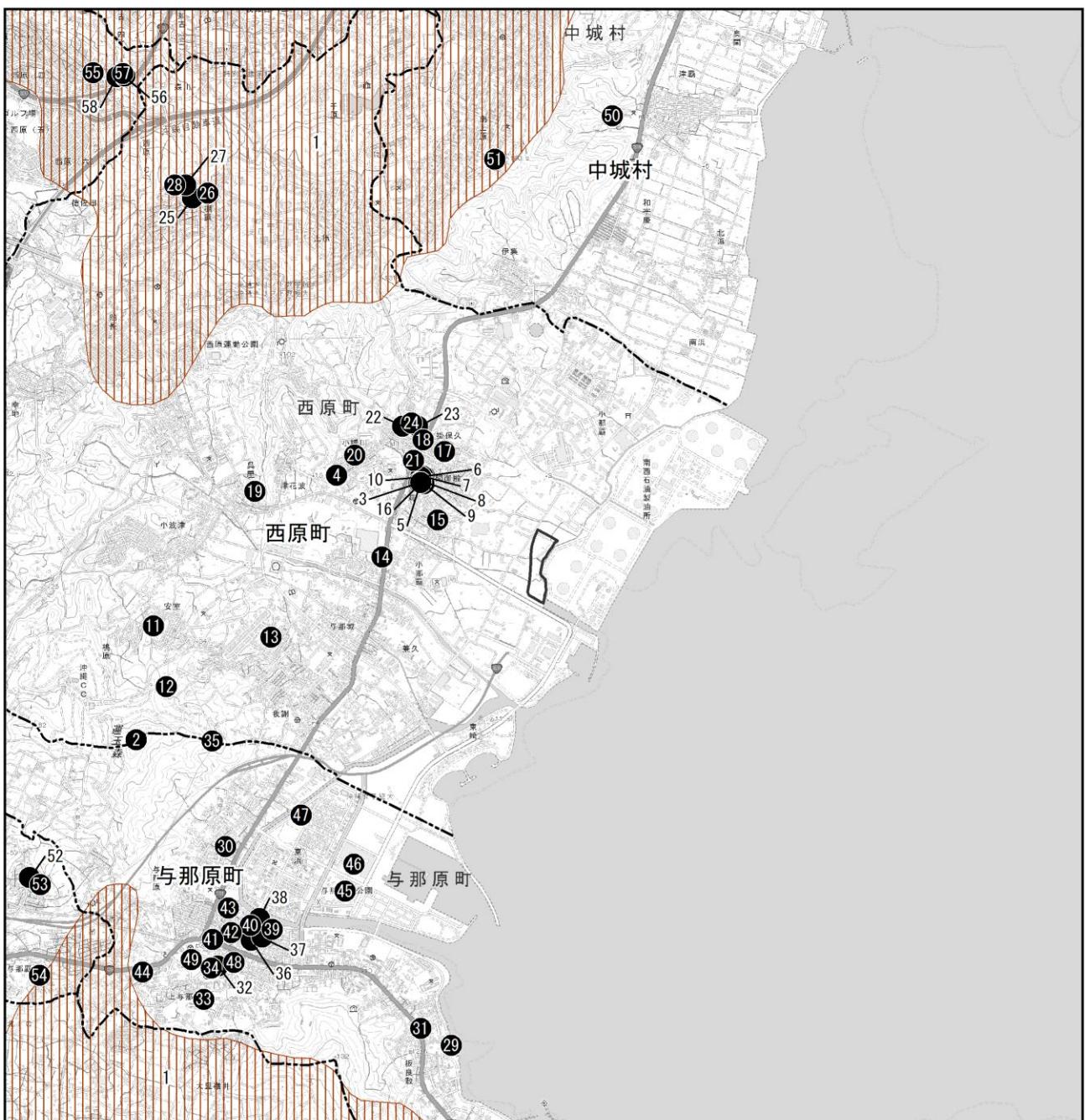
4. 「与那原ライブラリ」（与那原町ホームページ）

表 3.3-34(2) 対象地域の景観資源一覧

No.	市町村名	名称	備考
37	与那原町	阿知利世主 (アチリユーヌシ)	歴史・文化的景観
38		中島区の石獅子①	歴史・文化的景観
39		中島区の石獅子②	歴史・文化的景観
40		新島区の石獅子①	歴史・文化的景観
41		新島区の石獅子②	歴史・文化的景観
42		親川 (ウェエガア) 新島区	歴史・文化的景観
43		与那原浜の御獄 御殿山 (ウドゥンヤマ)	歴史・文化的景観
44		瓦工場	まちなみ・くらし景観
45		与那古浜公園	まちなみ・くらし景観
46		マリンプラザあがり浜	まちなみ・くらし景観
47		東浜きょうりゅう公園	まちなみ・くらし景観
48		軽便鉄道旧与那原駅跡	まちなみ・くらし景観
49		クララ教会	まちなみ・くらし景観
50	中城村	津霸の龜屋	歴史・文化的景観
51		糸蒲公園	まちなみ・くらし景観
52	南風原町	御宿井 (ウスクガ一)	歴史・文化的景観
53		上之御嶽	歴史・文化的景観
54		ウサン嶽	歴史・文化的景観
55	浦添市	村火ヌ神	歴史・文化的景観
56		西原洗濯ガ一	歴史・文化的景観
57		西原東ガ一	歴史・文化的景観
58		うがんやま公園	まちなみ・くらし景観

注：番号は図 3.3-14 に対応している。

- 出典：1. 「第3回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
 2. 「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和3年3月、沖縄県）
 3. 「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）
 4. 「与那原ライブラリ」（与那原町ホームページ）



凡 例

□ 事業実施想定区域

---- 行政界

● 景観資源

○ 海成段丘

注：図中の番号は、表 3.3-34 に対応している。

出典：1.「第3回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

2.「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和3年3月、沖縄県）

3.「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）

4.「与那原ライブラリ」（与那原町ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-14 対象地域の景観資源の分布図

(2) 利用及び眺めの状況

対象地域における主要な眺望点の一覧を表 3.3-35に、分布状況を図 3.3-15に示す。なお、対象地域とした3km以遠にも眺望点があった場合には影響検討が必要となる可能性も考慮し、図 3.3-14に示される範囲の全体（宜野湾市、浦添市、南城市、南風原町の一部を含む）を対象として調査を行った。

対象地域における主要な眺望点は西原町・与那原町に1ヶ所、西原町に8ヶ所、与那原町に8ヶ所、中城村に2ヶ所、浦添市に1ヶ所となっている。

事業実施想定区域には主要な眺望点はみられない。

表 3.3-35 対象地域の主要な眺望点一覧

No.	市町村名	名称
1	西原町・与那原町	運玉森
2		西原南小学校
3		安室集落
4		サンエー西原シティ
5		県道宜野湾西原線
6		幸地グスク
7		上原高台公園
8		棚原集落
9		MTP（東崎） <small>あがりさき</small>
10	与那原町	与那古浜公園
11		国道 329 号
12		大見武
13		いたらしき 板良敷海岸
14		与那原町役場
15		東浜きょうりゅう公園
16		クララ教会
17		雨乞森
18	中城村	アガイティーダ橋
19		いとかま 糸蒲公園
20	浦添市	うがんやま公園

注：番号は図 3.3-15 に対応している。

- 出典：1. 「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和 3 年 3 月、沖縄県）
 2. 「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）
 3. 「西原町景観計画」（平成 28 年 9 月、西原町）
 4. 「与那原町景観計画」（平成 28 年 3 月、与那原町）
 5. 「中城村景観計画」（平成 27 年 4 月、与那原町）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 主要な眺望点

注：図中の番号は、表 3.3-35 に対応している。

出典：1. 「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和 3 年 3 月、沖縄県）

2. 「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）

3. 「西原町景観計画」（平成 28 年 9 月、西原町）

4. 「与那原町景観計画」（平成 28 年 3 月、与那原町）

5. 「中城村景観計画」（平成 27 年 4 月、与那原町）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

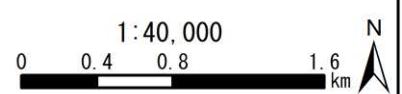


図 3.3-15 対象地域の主要な眺望点位置図

3.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象地域における人と自然との触れ合いの活動の場の一覧を表 3.3-36に、分布状況を図 3.3-16に示す。

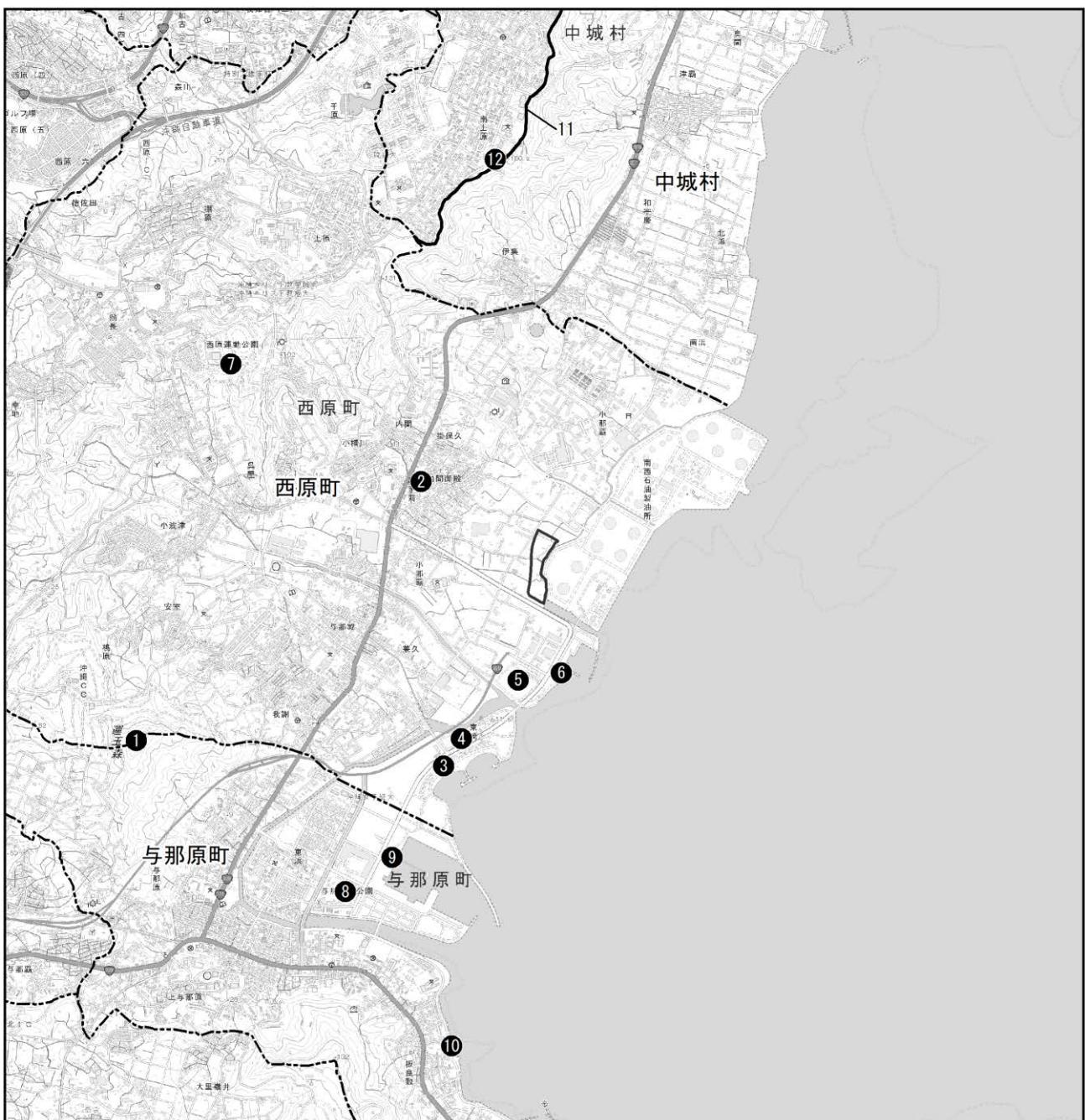
事業実施想定区域の最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、南側約400mに東崎公園及びあがりティーダ公園が位置している。

表 3.3-36 対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場一覧

No.	町村名	名称	備考
1	西原町・与那原町	運玉森展望台	公園等
2	西原町	内間御殿	歴史文化
3		西原マリンパーク（海浜公園）	公園等
4		イルカ公園	公園等
5		東崎公園	公園等
6		あがりティーダ公園	公園等
7		西原運動公園	公園等
8		与那古浜公園	公園等
9	与那原町	与那原マリーナ	海岸・海水浴場
10		板良敷沿岸線	海岸・海水浴場
11		中城ハシタ道	遊歩道
12	中城村	糸蒲公園	公園等

注：番号は図 3.3-16 に対応している。

- 出典：1. 「西原町ガイドブック」（西原町ホームページ）
 2. 「西原町観光ガイドマップ」（西原町ホームページ）
 3. 「与那原町観光ポータルサイト YONABARU NAVI」（与那原町ホームページ）
 4. 「与那原町観光案内パンフレット」（与那原町ホームページ）
 5. 「中城ハシタ道マップ」（一般社団法人中城村観光協会）
 6. 「とよむ中城ガイドブック」（中城村ホームページ）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 人と自然との触れ合いの活動の場

注：図中の番号は、表 3.3-36 に対応している。

出典：1. 「西原町ガイドブック」（西原町ホームページ）

2. 「西原町観光ガイドマップ」（西原町ホームページ）

3. 「与那原町観光ポータルサイト YONABARU NAVI」（与那原町ホームページ）

4. 「与那原町観光案内パンフレット」（与那原町ホームページ）

5. 「中城ハンタ道マップ」（一般社団法人中城村観光協会）

6. 「とよむ中城ガイドブック」（中城村ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

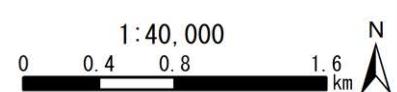


図 3.3-16 対象地域の人と自然との触れ合いの活動の場の分布図

3.3.8 歴史的・文化的環境

(1) 文化財等

対象地域における文化財等の一覧を表 3.3-37に、分布状況を図 3.3-17に示す。

対象地域の文化財等は国指定が7件、県指定が3件、町村指定が8件分布している。

事業実施想定区域には文化財等はみられない。

表 3.3-37 対象地域の文化財等一覧

分類	種別	番号	名称	所在地	指定年月日
史跡	国指定	1	内間御殿	西原町字嘉手苅	平成 23 年 2 月 7 日
		2	中城ハンタ道	中城村字新垣上原他	平成 27 年 3 月 10 日 [令和 3 年 3 月 26 日追加指定]
	町村指定	3	棚原旧宮里家屋敷跡	西原町字棚原 292 番地	平成 26 年 3 月 17 日
		4	旧西原村役場壕	西原町字翁長 319-4、320 番地	平成 27 年 6 月 9 日
		5	棚原石畳道	西原町字棚原 59 番地 5 箇所に介在する里道	平成 31 年 3 月 28 日
		6	小波津弾痕の残る石塀	西原町字小波津 440 番地内	令和 3 年 5 月 11 日
		7	三津武嶺	与那原町字与那原 1378	平成 11 年 4 月 21 日
		8	前の井	与那原町字上与那原 73	平成 11 年 4 月 21 日
天然記念物	国指定	—	コウノトリ ^{注2}	所在地、地域を定めず	昭和 31 年 7 月 19 日
		—	アカヒゲ	所在地、地域を定めず	昭和 45 年 1 月 23 日
		—	カラスバト	所在地、地域を定めず	昭和 46 年 5 月 19 日
		—	ジュゴン	所在地、地域を定めず	昭和 47 年 5 月 15 日
	県指定	—	コノハチョウ	所在地、地域を定めず	昭和 44 年 8 月 26 日
		—	イボイモリ	所在地、地域を定めず	昭和 53 年 11 月 9 日
		—	クロイワトカゲモドキ (マダラトカゲモドキを含む)	所在地、地域を定めず	昭和 53 年 11 月 9 日
	町村指定	天 1	内間御殿のサワフジ (サガリバナ)	西原町字嘉手苅上之松 51-1	平成 24 年 5 月 8 日
		天 2	久葉堂赤木 (クファドウアカギ)	与那原町字与那原 912	平成 7 年 4 月 25 日
登録記念物	国指定	登 1	沖縄県鉄道与那原駅跡	与那原町	平成 29 年 10 月 13 日

注 1：地域を定めず指定されているものについては、関係町村で確認記録のあるものを記載した。

注 2：コウノトリは特別天然記念物、それ以外は天然記念物である。

注 3：番号は図 3.3-17 に対応している。

出典：1. 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和 7 年 3 月、沖縄県)
 2. 「文化財課要覧（令和 6 年度版）※抜粋版」(沖縄県ホームページ)
 3. 「国指定文化財等データベース」(文化庁)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 文化財等

注：図中の番号は、表 3.3-37 に対応している。

- 出典：
1. 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和7年3月、沖縄県）
 2. 「文化財課要覧（令和6年度版）※抜粋版」（沖縄県ホームページ）
 3. 「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-17 対象地域の文化財等の分布図

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象地域における埋蔵文化財包蔵地の一覧を表 3.3-38に、分布状況を図 3.3-18に示す。

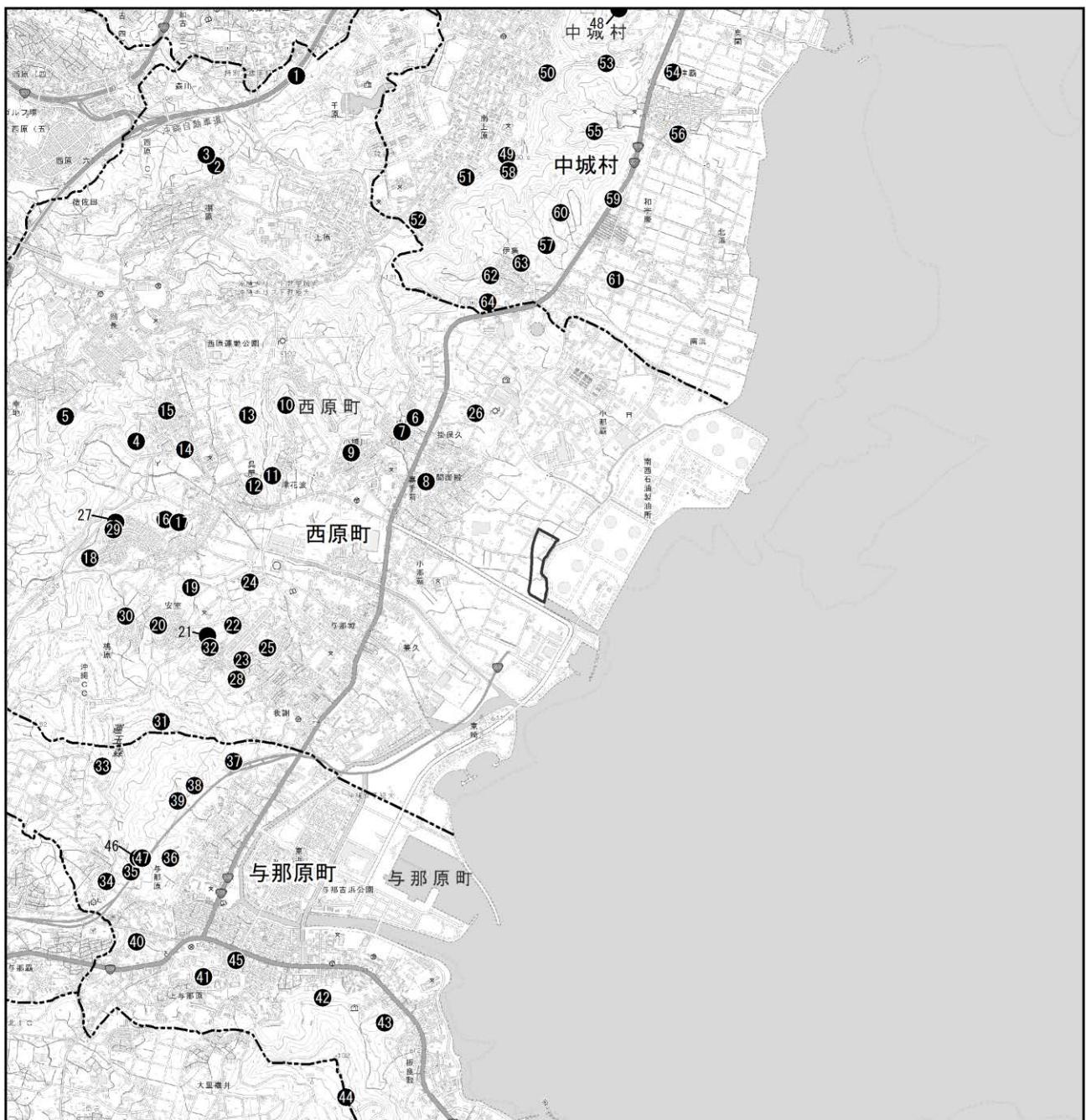
対象地域には埋蔵文化財包蔵地が西原町で32件、与那原町で15件、中城村で17件分布しているが、事業実施想定区域には周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 3.3-38 対象地域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	町村名	名称	分類	No.	町村名	名称	分類
1	西原町	イシグスク	グスク	33	与那原町	運玉後原古島遺跡	集落跡
2		棚原貝塚	貝塚	34		猫背原古墓群	墓地
3		棚原グスク	グスク	35		大見武古島遺跡	集落跡
4		翁長散布地No.1	散布地	36		平良原古墓群	墓地
5		幸地グスク	グスク	37		友利原古墓群	墓地
6		内間散布地No.1	散布地	38		運玉原遺物散布地	散布地
7		内間散布地No.2	散布地	39		運玉原古墓群	墓地
8		内間御殿	集落跡	40		伊武田原古墓群	墓地
9		小橋川散布地	散布地	41		島の前原遺跡	集落跡
10		津花波散布地	集落跡	42		江口原古墓群	墓地
11		津花波古島遺跡	散布地	43		後原古墓群	墓地
12		吳屋散布地	散布地	44		島の上原古島遺跡	集落跡
13		上吳屋散布地	散布地	45		沖縄県営鉄道与那原駅	交通遺跡
14		翁長喜納又御殿散布地	散布地	46		平良原遺物散布地	散布地
15		翁長散布地No.2	散布地	47		平良原の壙	その他の遺跡
16		小波津散布地No.1	散布地	48	中城村	上川原カミジョウ押所周辺散布地	散布地
17		小波津散布地No.2	散布地	49		糸蒲遺跡	散布地
18		チンタグスク	グスク	50		厚生原散布地	散布地
19		佐久間原散布地	散布地	51		南坂田原散布地	散布地
20		桃原古島遺跡	集落跡	52		南上原散布地	散布地
21		安室散布地No.1	散布地	53		上津覇遺跡	集落跡
22		安室散布地No.2	散布地	54		津覇ウブガ一周辺散布地	散布地
23		我謝遺跡	集落跡	55		富里原散布地	散布地
24		与那城貝塚	貝塚	56		津覇グシチャガ一周辺散布地	散布地
25		与那城散布地	散布地	57		和宇慶松尾原遺跡	散布地
26		掛保久後原古墓群	墓地	58		和宇慶糸蒲押所周辺散布地	散布地
27		小波津後原古墓群	墓地	59		宇志真原散布地	散布地
28		我謝上ノ川古墓群	墓	60		松尾原散布地	散布地
29		小波津後原古墓群 A 地点	墓	61		和宇慶押所周辺散布地	散布地
30		安室後ノ川原古墓群	その他の遺跡	62		伊集ノロ殿内遺跡	散布地
31		我謝前川原古墓	墓	63		伊集後原散布地	散布地
32		我謝遺物散布地	散布地	64		伊集前原散布地	散布地

注：番号は図 3.3-18 に対応している。

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 7 年 3 月、沖縄県）



凡 例

事業実施想定区域

行政界

埋蔵文化財包蔵地

注：図中の番号は、表 3.3-38 に対応している。

出典：「沖縄県地図情報システム/オープンデータ一覧/土地利用規制現況図（2024.11.21）」（沖縄県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-18 対象地域の埋蔵文化財包蔵地の分布図

(3) 御嶽・拝所等

対象地域における御嶽・拝所等の一覧を表 3.3-39に、分布状況を図 3.3-19に示す。

対象地域には御嶽・拝所等が西原町で110件、与那原町で15件、中城村で1件分布しており、

事業実施想定区域付近には浜之御殿があるとされているが、建造物等は現存していない。

表 3.3-39(1) 対象地域の御嶽・拝所等一覧

町村名	No.	名称	所在地	町村名	No.	名称	所在地
西原町	1	シーシモー	幸地	西原町	50	タンパルカー	津花波
	2	与那嶺ガー	幸地		51	御殿小	津花波
	3	御願森	幸地		52	津花波之殿	津花波
	4	幸地グスク	幸地		53	上ヌ嶽	津花波
	5	古番所跡	幸地		54	前ヌ嶽	津花波
	6	石嶺ノ嶽	幸地		55	喜納ガー	津花波
	7	幸地按司募	幸地		56	マカースーリー御願所	津花波
	8	前原ガー	幸地		57	マカヌカー	津花波
	9	古番所ガ一	幸地		58	西ヌカ一	小橋川
	10	棚原グスク	棚原		59	中ヌカ一	小橋川
	11	棚原貝塚	棚原		60	前ヌカ一	小橋川
	12	棚原ノロ殿内	棚原		61	上ヌカ一	小橋川
	13	マニシカニービ御嶽	棚原		62	与那川カ一	小橋川
	14	比嘉家の土帝君	棚原		63	下ヌ御嶽	小橋川
	15	宮里家のウワーフル	棚原		64	上森の御嶽	小橋川
	16	棚原の石畠道	棚原		65	内間ノロ殿内	内間
	17	ナカジンヌ御嶽	棚原		66	カヤブチ御殿	内間
	18	下ヌ御嶽	棚原		67	御殿小	内間
	19	下ヌカ一	棚原		68	イワオウカ一	内間
	20	田ガ一	棚原		69	イーフヌ嶽	内間
	21	ヒージャガ一	棚原		70	ナーコモー	内間
	22	神ガ一	棚原		71	ビジュル	内間
	23	白河ガ一	棚原		72	クシマモー	掛保久
	24	タカシビヌ御嶽	棚原		73	掛保久親川	掛保久
	25	ムンヌ御嶽	棚原		74	掛保久火の神	掛保久
	26	徳佐田ガ一	徳佐田		75	掛保久の殿	掛保久
	27	仲順ガ一	徳佐田		76	内間御殿	嘉手苅
	28	新里ガ一	徳佐田		77	ジーマヌウカ一	嘉手苅
	29	前ヌカ一	徳佐田		78	マシジウカ一	嘉手苅
	30	一貫ガ一	森川		79	ユナミガ一	嘉手苅
	31	イシグスク	千原		80	ウフンミウタキ	嘉手苅
	32	シージーマタヌ嶽	千原		81	ながしまうたき 長島御嶽	小那霸
	33	トゥークエーマーチ	千原		82	ンスハジー	小那霸
	34	ユビタガ一	上原		83	浜之御殿	小那霸
	35	今帰仁ビラ	翁長		84	セーグチジョー	小那霸
	36	ユッキービラ	翁長		85	リージヌメ一	小那霸
	37	クバヌ嶽	翁長		86	セーグチガ一	小那霸
	38	旧村役場跡	翁長		87	謝名越の殿	与那城
	39	喜納之殿	翁長		88	前ヌカ一	与那城
	40	テラノコシノロガ一	翁長		89	上ヌカ一	与那城
	41	ヒージャガ一	翁長		90	謝名越の嶽	与那城
	42	喜納ガ一	翁長		91	エボシガア一の嶽	我謝
	43	焚字炉	翁長		92	上ヌ嶽	我謝
	44	西ヌカ一	吳屋		93	我謝馬場跡	我謝
	45	上ヌ嶽	吳屋		94	佐久真之嶽	安室
	46	石獅子	吳屋		95	安屋之殿	安室
	47	吳屋の殿	吳屋		96	安室之火の神	安室
	48	東ヌカ一	吳屋		97	真境名之殿	桃原
	49	中ヌカ一	吳屋		98	桃原之火の神	桃原

注：番号は図 3.3-19に対応している。

出典：1. 「土地保全図付属資料（沖縄県）」（平成6年3月、国土庁土地局）

2. 「西原町歴史文化基本構想」（平成29年2月、西原町）

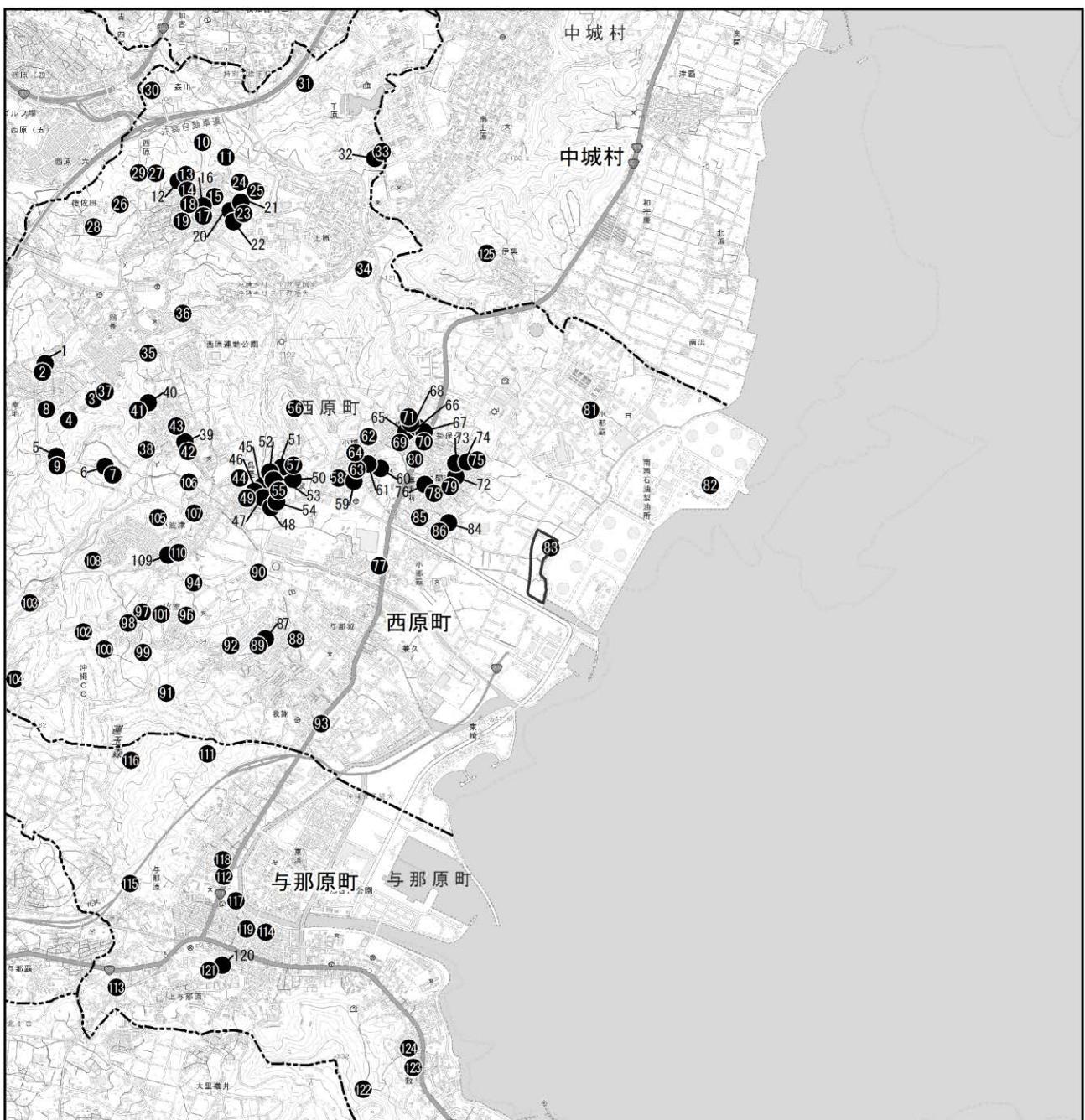
表 3.3-39(2) 対象地域の御嶽・拝所等一覧

町村名	No.	名称	所在地	町村名	No.	名称	所在地
西原町	99	ウブガー	桃原	与那原町	113	上与那原火の神(上與那原ノ嶽)	上与那原区
	100	ウチューガー	桃原		114	阿知利世主(アキリ嶽)	中鳥区
	101	安谷屋ガー	桃原		115	御嶽(山グワー・殿)	大見武区
	102	ウチャタイヒージャー	池田		116	オンタマノ嶽	大見武区
	103	ソージガ	池田		117	御殿山(濱之御殿)	与原区
	104	モーヌ下ヌカー	池田		118	久葉堂	与原区
	105	上之山御嶽	小波津		119	親川(オヤガワ)	新島区
	106	ティラサガー	小波津		120	上之殿	上与那原区
	107	下之山御嶽	小波津		121	東名大主	上与那原区
	108	チキンタグスク	小波津		122	タキクラ	板良敷区
	109	外ヌカー	小波津		123	ノロ殿内	板良敷区
	110	中ヌカー	小波津		124	イビヌ前	板良敷区
与那原町	111	三津武嶽	与原区		—	知名墓 ^{注1}	大見武区
	112	久場塘(クバダウノ御嶽)	与原区	中城村	125	伊集ノロ殿内	奥間78番地

注1：知名墓は場所不明のため図示していない。

注2：番号は図3.3-19に対応している。

出典：「土地保全図付属資料（沖縄県）」（平成6年3月、国土庁土地局）



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 御嶽・拝所等

注：図中の番号は、表 3.3-39 に対応している。

出典：「土地保全図（御嶽の分布） 沖縄県」（平成 6 年、国土庁土地局）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 3.3-19 対象地域の御嶽・拝所等の分布図

(4) 湧水等

対象地域における主な湧水等の一覧を表 3.3-40に、分布状況を図 3.3-20に示す。

対象地域の主な湧水等としては、西原町で1件、与那原町で7件分布している。

事業実施想定区域周辺には湧水等はみられない。

表 3.3-40 対象地域の主な湧水等一覧

No.	名称	所在地
1	一貫ガー	西原町字森川 45-1
2	親川	与那原町新島区
3	前の井	与那原町上与那原区
4	新井	与那原町大見武区
5	名称不明	与那原町大見武区
6	上之井	与那原町板良敷区
7	フ カシク井	与那原町板良敷区
8	クル ヒジ井	与那原町板良敷区

注：番号は図 3.3-20 に対応している。

出典：1. 「沖縄県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

2. 「与那原大綱曳資料館（つなかん）」（与那原大綱曳資料館ホームページ）

3.3.9 一般環境中の放射性物質の状況

対象地域では一般環境中の放射性物質に関する連続測定は実施されていない（「沖縄県の環境放射能調査結果」（沖縄県ホームページ））。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 湧水等

注：図中の番号は、表 3.3-40 に対応している。

出典：1. 「沖縄県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

2. 「与那原大綱曳資料館（つなかん）」（与那原大綱曳資料館ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000

0 0.4 0.8 1.6 km N

図 3.3-20 対象地域の湧水等の分布図

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測 及び評価の手法

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 影響要因及び環境要素の抽出

本事業の実施に係る環境影響評価その他の手続きを適切に進めるため、「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年沖縄県条例第77号）第4条第1項の規定により策定された「沖縄県環境影響評価技術指針」（平成13年沖縄県告示第678号）に準拠し、計画段階配慮事項の選定を行った。

4.1.2 事業特性及び地域特性

第2章及び第3章で把握した事業特性と地域特性の概要は以下のとおりである。

(1) 事業特性の概要

1) 工事の実施

- ・事業実施想定区域は現状で畠や原野となっている平坦地であり、大規模な土地造成を伴う計画はないが、一部、盛土等の土地改変が行われる計画となっている。今後の事業計画の詳細検討に伴い切土・盛土の工事等の詳細計画が決まることから、方法書以降の手続きにおいて再検討を行う。
- ・工事の実施により一時的な赤土等による水の濁りの発生が想定される。
- ・工事の実施に際し、建設機械の稼働及び資機材運搬車両等の走行が行われる。
- ・工事の実施により、灌木類・草地の伐採・除去が想定される。

2) 施設等の存在及び供用

- ・焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大ごみ処理施設)を新設する。
- ・計画施設は、大気汚染物質、有害物質の発生が想定される施設であるばい煙発生施設に該当するほか、ごみの貯留・処理に伴う悪臭の発生、誘引送風機、蒸気復水器、粗大ごみ破碎機などの設備の稼働に伴う騒音・振動、低周波音の発生が想定される。
- ・事業の実施により煙突や建屋などの構造物が出現する。
- ・施設の供用に伴い、新たに廃棄物運搬車両等が走行する。
- ・煙突高さを60m以上とする計画はないことから、航空障害灯等は設置しない。

(2) 地域特性の概要

- ・事業実施想定区域は、西原町の東部に位置し、工業専用地域に隣接した市街化調整区域にあり、現状では畠や原野となっている。また、普通河川（小那霸川）や水路が存在している。
- ・対象地域では、自然環境保全地域、自然遺産、鳥獣保護区、自然公園、風致地区等の指定はないが、保安林等の指定がなされている。事業実施想定区域は、自然環境の保全に関する指針では陸域は評価ランクV、沿岸域は評価ランクIIIに指定されている。

4.1.3 計画段階配慮事項の選定

本事業に伴う影響要因と影響を受ける可能性を検討すべき環境要素との関連について、沖縄県環境影響評価技術指針 別表を参考に整理したのち、本事業の事業特性と地域特性を勘案して重大な影響のおそれのある環境要素を計画段階配慮事項として選定し、選定しなかった項目については方法書以降の手続きで検討するものとした。

計画段階配慮事項として選定した項目は表 4.1-1に、選定理由又は選定しなかった理由は表 4.1-2に示すとおりである。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要因の区分	工事の実施			施設等の存在及び供用				
	造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両等の走行	廃棄物処理施設の存在	焼却施設の稼働	マテリアルリサイクル推進施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	
環境要素の区分								
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物			○		
			硫黄酸化物			○		
			浮遊粒子状物質			○		
			有害物質等			○		
			粉じん等					
		騒音						
	水環境	水環境	赤土等による水の濁り					
			水の汚れ					
			地下水の水質					
			底質					
			水象					
	土壤に係る環境	土壤に係る環境	土壤汚染					
			地盤沈下					
			地形・地質					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	その他の環境	その他の環境	電波障害					
			日照阻害					
	陸域生物							
	海域生物							
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系							
	景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場							
	歴史的・文化的環境							
	廃棄物等							
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等							
	放射線の量							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素								

○：重大な環境影響のおそれがあるとして計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

表 4.1-2(1) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
大気質	工事の実施	×	工事の実施に伴う大気汚染物質の発生が想定されるが、工種及び工区や建設機械の運用の計画が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		○	周辺の生活環境に配慮して、ばい煙発生施設の供用による大気質への負荷の低減が必要であること、また、半径 3km の環境影響の範囲内に学校、病院、福祉施設及び住宅地があり、複数案による影響を定量的に確認する必要があることから、計画段階配慮事項として選定する。
	施設等の存在及び供用	×	廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復 350 台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、大気汚染物質の大幅な増加はないと考えられる。以上のことから、廃棄物運搬車両の走行による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
		×	工事の実施に伴う騒音の発生が想定されるが、工種及び工区の計画や建設機械の運用が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	騒音	×	焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の供用に伴う騒音の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、騒音対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。 また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴い周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復 350 台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、騒音の大幅な増加はないと考えられる。
		×	以上のことから、施設等の存在及び供用による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
振動	工事の実施	×	工事の実施に伴う振動の発生が想定されるが、工種及び工区の計画や建設機械の運用が未定なこと、大規模な土地造成を伴う計画はなく、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(2) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
大気環境	振動	施設等の存在及び供用	<p>焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の供用により振動の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、振動対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。</p> <p>また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴い周辺環境への影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復 350 台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、振動の大幅な増加はないと考えられる。</p> <p>以上のことから、施設等の存在及び供用による重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
	低周波音	工事の実施	<p>工事の実施に伴い著しい低周波音を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
	悪臭	施設等の存在及び供用	<p>焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の破碎機等からの低周波音の発生が想定されるが、事業実施想定区域は市街化調整区域であり、学校や住宅地等が隣接しないことから、その影響は方法書以降の手続きにおける機器の型式・配置の見直し、低周波音対策といった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
		工事の実施	<p>工事の実施に伴い悪臭を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
水環境	赤土等による水の濁り	工事の実施	<p>周辺の生活環境に配慮して、施設の供用による悪臭の発生が想定されるが、排ガス中の臭気は燃焼により分解すること、施設からの漏洩については、焼却施設内は負圧管理、出入口は臭気漏洩対策を行う計画であることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
		施設等の存在及び供用	<p>廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う悪臭の発生が想定されるが、搬出入車両は周囲に悪臭を拡散しない構造とすることを前提にしていることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、また、運行経路が未定であることなどから方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
		工事の実施	<p>工事の実施に伴う赤土等による水の濁りの発生が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>
		施設等の存在及び供用	<p>本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、裸地・農地の出現はなく赤土等による水の濁りを发生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。</p>

表 4.1-2(3) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
水の汚れ	工事の実施	×	工事の実施に伴い著しい水の汚れを発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とすることから、公共用水域に排出されるのは敷地内の側溝等で集水した雨水のみであり、汚水を発生するものではないため、水の汚れの発生は無いと想定される。また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
地下水の水質	工事の実施	×	工事の実施に伴い地下水汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を利用する計画はなく、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とし、ごみや焼却灰は建屋内で保管し雨水等にふれることはないことから、地下水汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
底質	工事の実施	×	工事の実施に伴い底質の汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、工事の実施に伴う赤土等による底質への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とすることから、底質の汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
水象	工事の実施	×	工事の実施に伴い水象を変化させるような工種・建設機械の稼働は無いと想定される。また、事業実施想定区域には普通河川や水路が存在するが、その影響は方法書以降の手続きにおける工事計画の検討等の環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	敷地の存在（土地の改変）による土地利用の変化に伴う水象の変化が想定されるが、事業計画は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を大量に汲み上げることはなく、地下水の流れに著しい影響を与えるような大規模な構造物を設置する計画はない。また、事業実施想定区域には普通河川や水路が存在するが、施設はこれらを考慮して配置する。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(4) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
土壤汚染	工事の実施	×	工事の実施に伴い土壤汚染を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流とし、ごみや焼却灰は建屋内で保管し雨水等にふれることはないことから、土壤の汚染を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。また、施設内で取り扱う触媒や試薬等に有害物質は含まれない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
土壤に係る環境	工事の実施	×	工事の実施に伴い地盤沈下を発生するような工種・建設機械の稼働は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、地下水を大量に汲み上げることがないことから、地盤沈下を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられる。また、地下水の流れに著しい影響を与えるような大規模な構造物を設置する計画はない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
地形・地質	工事の実施	×	工事の実施に伴う地形・地質の変化が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	施設の存在（土地の改変）により地形・地質の変化が想定されるが、事業実施想定区域及び周辺には、重要な地形・地質が存在しない。以上のことから、重大な環境影響のおそれがないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
電波障害	工事の実施	×	工事の実施に伴い電波障害を発生するような仮設構造物等は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設の煙突の設置に伴う電波障害の発生が想定されるが、幅の狭い構造物であり遮蔽の範囲は広くないことが想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
その他の環境	工事の実施	×	工事の実施に伴い日照阻害を発生するような仮設構造物等は無いと想定され、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設の存在に伴う日照阻害の発生が想定されるが、事業実施想定区域近傍の影響の生じる範囲には、学校や住宅等の日影が影響する施設がないことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(5) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
陸域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う陸域生物への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は、現状で人為的な影響を受けた土地利用となっているため、施設の存在（土地の改変）により植生・植物種の改変及び動物及びその生息環境の変化は小さいと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
海域生物	工事の実施	×	工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによる海域への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、沈砂池の設置などの環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	陸域での立地であり、施設からのプラント排水は炉内噴霧及び減温塔への噴霧による蒸発散処理又は下水道放流、生活排水は下水道放流することから、水の濁りや水の汚れもほとんどなく、海域への影響は想定されない。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
生態系	工事の実施	×	工事の実施に伴う生態系への影響が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、建設機械配置・運用の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は現状で人為的な影響を受けた土地利用であり、また、周辺には類似の環境が広がっているため、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
景観	工事の実施	×	工事の実施に伴う景観の変化が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	○	敷地の存在（土地の改変）、煙突等の構造物の存在により景観の変化が想定され、複数案による影響を確認する必要があることから、計画段階配慮事項として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	×	事業実施想定区域の周辺には、東崎公園やあがりティーダ公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、大規模な切土・盛土を伴う土地造成の計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける工事工程の見直し、資材運搬車両等の運行の見直しといった環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域の周辺には、東崎公園やあがりティーダ公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、施設の供用に伴う影響は方法書以降の手続きにおける騒音・振動対策、悪臭対策等の環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。 また、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う影響が想定されるが、廃棄物運搬車両は既存焼却施設に係る車両台数（往復350台/日程度）と同程度となる計画であり、周辺道路との交通量の比較から、交通量の大幅な増加はないと考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.1-2(6) 計画段階配慮事項として選定した理由又は選定しなかった理由

環境要素の区分	影響要因の区分	選定	計画段階配慮事項として選定した理由 又は選定しなかった理由
歴史的・文化的環境	工事の実施	×	事業実施想定区域には指定を受けた文化財等は存在しないが、これまでに把握されていなかった埋蔵文化財等が確認される可能性があり、事前に関係機関と協議・調整を行い必要な措置を講じる計画である。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域には、指定を受けた文化財等は存在しないが、これまでに把握されていなかった埋蔵文化財等が確認される可能性があり、事前に関係機関と協議・調整を行い必要な措置を講じる計画である。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
廃棄物等	工事の実施	×	工事の実施に伴う残土などの廃棄物等の発生が想定されるが、大規模な土地造成を伴う計画はなく、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却灰やマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の処理残渣等の廃棄物等の発生が想定される。廃棄物の処理方法等は未定であるが、関係法令を遵守し適切に処理・処分を行う計画であり、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
温室効果ガス等	工事の実施	×	工事の実施に伴う温室効果ガス等の発生が想定されるが、工種や建設機械の運用等の工事計画が未定であり、また、その影響は方法書以降の手続きにおける環境保全措置により回避・低減可能と考えられる。以上のことから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	焼却施設では、可燃ごみ焼却による温室効果ガス等の発生が想定されるが、省エネルギー機器の導入等の温室効果ガス削減対策等が未定であることなどから、方法書以降の手続きで検討するものとし、計画段階配慮事項として選定しなかった。
放射線の量	工事の実施	×	事業実施想定区域は避難指示区域等の空間線量率が高い地域ではなく、工事の実施による放射性物質の相当程度の拡散・流出は生じないと想定されることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、計画段階配慮事項として選定しなかった。
	施設等の存在及び供用	×	事業実施想定区域は避難指示区域等の空間線量率が高い地域ではなく、本事業は焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の立地・供用であり、施設等の存在及び供用による放射性物質の相当程度の拡散・流出は生じないと想定されることから、重大な環境影響のおそれはないと考えられ、計画段階配慮事項として選定しなかった。

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.2.1 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

前述の表 4.1-1及び表 4.1-2で選定した計画段階配慮事項の調査、予測の手法及び選定理由を表 4.2-1に、評価手法を表 4.2-2に示す。調査、予測及び評価の手法については、「沖縄県環境影響評価技術指針」(平成13年沖縄県告示第678号)に基づき、複数案の環境影響の程度を適切に予測・評価できる手法を選定した。

表 4.2-1 計画段階配慮事項の調査、予測の手法及び選定理由

環境要素	影響要因	調査の手法及び選定理由	予測の手法及び選定理由
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持	大気質	<p>(1)調査項目 ①大気質の状況 ②大気汚染に係る環境基準の項目 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類) ③大気汚染の主要な発生源の状況 2)自然的・社会的状況 ①気象の状況 ②規制等の状況</p> <p>(2)調査手法 既存資料調査</p> <p>(3)手法の選定理由 大気質の状況は、大気質を継続して観測している一般大気測定局があり、現況を把握できるため選定する。また、自然的・社会的状況は、通年の気象データを観測している地点（糸数地域気象観測所）があり、現況を把握できるため選定する。</p>	<p>(1)予測手法 プルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。</p> <p>(2)手法の選定理由 複数案ごとに環境影響の程度を整理・比較し、環境基準等と整合が図られているか否かについても検討することで、施設の配置を適切に予測できると考えられる。</p>
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	<p>(1)調査項目 • 景観資源の分布及び状況 • 主要な眺望点及び眺望景観の状況</p> <p>(2)調査手法 • 既存資料調査 • 現地踏査及び写真撮影 • 数値解析（可視領域の判定）</p> <p>(3)手法の選定理由 事業実施想定区域及び周辺の環境情報が資料調査、現地踏査、写真撮影及び数値解析で把握できるため選定する。</p>	<p>(1)予測手法 景観資源の分布と煙突等の計画施設との重ね合わせから変化の程度を予測する。また、眺望状況と計画施設との重ね合わせから変化の程度を予測する。</p> <p>(2)手法の選定理由 景観資源の分布及び眺望状況と事業計画の重ね合わせから改変の程度が適切に予測できると考えられる。</p>

表 4.2-2 計画段階配慮事項の評価の手法

評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 複数案で環境影響の程度を整理・比較を行い、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する。 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性を検討する。
手法の選定理由	施設位置等に違いを持たせた各案で評価できるため選定する。

4.2.2 選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域

選定した計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域を図4.2-1に示す。

調査地域及び予測地域は、大気質は事業実施想定区域及びその周辺、景観は事業実施想定区域を眺望できる範囲とし、検討経緯の詳細は「第5章 調査、予測及び評価の結果」に示す。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 調査地域及び予測地域

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km N

図 4.2-1 計画段階配慮事項の調査地域及び予測地域

第5章 調査、予測及び評価の結果

第5章 調査、予測及び評価の結果

5.1 大気質

5.1.1 現況調査

(1) 調査項目

本事業に伴う大気質の影響については、予測、評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目を調査した。

①大気質の状況

- ・大気汚染に係る環境基準の項目
- ・大気汚染の主要な発生源の状況

②自然的・社会的状況

- ・気象の状況
- ・規制等の状況

(2) 調査地域

調査地域は、施設稼働により大気質が影響を受けるおそれのある地域とし、事業実施想定区域から半径3kmの範囲とし、適切な基礎資料が得られない場合は関係町村全域や周辺の市町村を対象とした。設定にあたっては、次の点を勘案した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t / 日～660 t / 日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね1km程度の結果であった。

(3) 調査方法

調査方法は、入手可能な最新の既存文献、その他の資料により、大気質の状況等を整理する方法とした。

なお、方法書以降の手続きでは、事業実施想定区域におけるより詳細な現況把握及び予測の実施のため、大気質、地上気象及び上層気象の現地調査の実施を検討する。

(4) 調査結果

1) 大気質の状況

大気質の状況の詳細は、「第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況 3.3自然的状況 3.3.1大気環境 (2)大気質」に、東部環境美化センターの排ガスについては、「第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況 3.1社会的状況 3.1.8環境整備 (2)廃棄物処理施設等の整備及び利用状況」に示した。

①大気汚染に係る環境基準の項目

沖縄県一般大気測定期局（那覇局、西原局）の大気質の観測点及び那覇市保健所のダイオキシン類の観測点（那覇市測定）における過去5年間の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の状況は、すべての地点で環境基準を達成し、大気汚染物質の濃度は横ばい、もしくは減少傾向の状況である。

②大気汚染の主要な発生源の状況

令和6年3月末現在では西原町、与那原町及び中城村において、大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例等に基づき届出されているボイラー等のばい煙発生施設は91施設あり、そのうち廃棄物焼却炉は9施設ある。

東部環境美化センターの煙突排ガスの過去5年間におけるばいじん量等の測定結果は、いずれも排出基準を下回っている。

2) 自然的・社会的状況

①気象の状況

気象の状況の詳細は、「第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況 3.3自然的状況 3.3.1大気環境 (1)気象」に示した。

糸数地域気象観測所の風況について、令和6年の月別最多風向は、4月、6月及び7月は南寄りの風が、1月から3月と11月から12月は北寄りの風が卓越している。平均風速は3.3～5.8m/sとなっている。年間を通した風向の頻度は南北方向の風が卓越している。

②規制等の状況

規制等の状況の詳細は、「第3章 事業実施想定区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の概況 3.2.1関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容 (1)大気質に係る規制」及び「第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容 2.6対象事業の概要 2.6.4公害防止計画」に「環境基本法」に基づく環境基準及び類型指定状況、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準の設定状況、「沖縄県生活環境保全条例」等に基づく地域指定状況及び規制基準を示した。なお、大気汚染に係る環境基準を表 5.1-1に示す。

また、「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を、「ダイオキシン類特別対策措置法」では、特定施設の種類により排出基準を定めている。

なお、ばいじんに係る排出基準を第2章の表2.6-5に、硫黄酸化物に係る排出基準を表2.6-6に、窒素酸化物に係る排出基準を表2.6-7に、ダイオキシン類に係る排出基準を表2.6-8に示す。

表 5.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（昭和 48.5.16 環境庁告示）
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（昭和 48.5.8 環境庁告示）
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。（昭和 48.5.8 環境庁告示）
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（昭和 53.7.11 環境庁告示）
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（昭和 48.5.8 環境庁告示）
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（平成 11.12.27 環境省告示）
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。（平成 21.9.9 環境省告示）

5.1.2 予測

(1) 予測項目

本事業に伴う大気質の影響について、以下の項目の予測を行った。

煙突排ガスによる影響予測項目は、煙突排ガスの排出による周辺地域への大気質の影響の程度とし以下の大気汚染物質の濃度（長期平均濃度）とした。

- ①二酸化窒素 (NO_2)
- ②二酸化硫黄 (SO_2)
- ③浮遊粒子状物質 (SPM)
- ④ダイオキシン類

(2) 予測方法

1) 予測時期

予測時期は、供用時において事業活動が定常となる時期とした。

2) 予測地域

予測地域を、図 5.1-1に示す。予測地域は事業の実施による大気汚染物質の影響の及ぶ地域とし、施設稼働により大気質が影響を受けるおそれのある事業実施想定区域から半径3km程度とした。

3) 予測地点

予測地点は、最大着地濃度出現地点とした。また、予測高さは地上1.5mとした。



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 予測地域

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km N

図 5.1-1 大気質予測地域

4) 予測計算式

大気質の汚染状況に係る予測は、現地での詳細な気象データがないことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月環境省)に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に、年平均値に相当する値を求めた。

また、計算に使用する風向、風速の気象データは、糸数地域気象観測所(所在地：南城市玉城糸数(図3.3-1参照))における令和6年の1年分の観測値を使用した。

①有風時寄与濃度計算(風速：1.0m/秒以上)

拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。

$$C(x,y,z) = \frac{Q_p}{2\pi \sigma_y \sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left(-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right]$$

ここで、

$C(x, y, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

x : 予測地点までの風下距離 (m)

y : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

u : 風速 (m/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表 5.1.2(1)参照)

σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表 5.1.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (C_m) に主風向出現比率 (F_w %) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (C_w) を算出した。

$$C_w = C_m \times F_w / 100$$

②静穏時寄与濃度計算(風速：1.0m/秒未満)

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

$C(R, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

R : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

α 、 γ : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値：表 5.1.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (F_c %) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (C_c) を算出した。

$$C_c = C \times F_c / 100$$

③拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 5.1.2に示すパスカル・ギフォード (Pasquill · Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 5.1.2(1) パスカル・ギフォード図（有風時）の近似関数 (σ_y)

$$\sigma_y (\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）

表 5.1.2(2) パスカル・ギフォード図（有風時）の近似関数 (σ_z)

$$\sigma_z (\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安定度	α_z	γ_z	風下距離 χ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）

なお、 σ_y については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/tp)^r$$

ここで、

σ_y : 評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ (m)

σ_{yp} : パスカル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)

t : 評価時間 (=60分)

tp : パスカル・ギフォード図の評価時間 (=3分)

r : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 5.1.3に示すパスカル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 5.1.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）

④年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値（Cn）とした。

$$C_n = C_w + C_c$$

⑤有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

- H_e : 有効煙突高 (m)
- H_0 : 煙突実体高 (m)
- ΔH : 排煙上昇高 (m)
- Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$
- ρ : 0°Cにおける排出ガス密度 ($1.293 \times 10^3 \text{ g/m}^3$)
- C_p : 定圧比熱 (1.0056J/(K · g))
- Q : 排出ガス量（湿り）(m³/秒)
- ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差(°C)
- u : 煙突頂部の風速(m/秒)
- $d\theta/dz$: 温位勾配 (°C/m)

(3) 予測条件

1) 発生源条件

排ガス等の予測条件を表 5.1-4に示す。

排ガス等の予測条件は、焼却設備の規模及び排ガスの計画案から設定した。煙突位置は図 5.1-1に示すA案及びB案の各位置とし、煙突の高さは未定であるが、現時点で想定される地上59mとした。排ガス量、温度及び吐出速度については、焼却施設が計画段階であることから、最も影響が大きくなる場合を想定して最も排ガス量が多いシャフト炉式ガス化溶融炉方式による条件を類似施設やメーカー資料等から設定した。排出濃度は最も影響が大きくなる場合を想定し、窒素酸化物、ばいじん及びダイオキシン類は規制基準値、硫黄酸化物は東部環境美化センター及び糸豊環境美化センターの既存施設の規制基準値と同様とした。

表 5.1-4 焼却炉の排ガス等予測条件

項目	設定値
煙突高	59m
湿りガス量 (3炉合計)	120,000m ³ /h
乾きガス量 (3炉合計)	90,000m ³ /h
排出ガス温度	150°C
吐出速度	20m/s
排出濃度	
窒素酸化物 (NOx)	250ppm
硫黄酸化物 (SOx)	100ppm
ばいじん	0.04g/m ³ N
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N

注：排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

2) 気象条件

気象条件については、糸数地域気象観測所における令和6年の観測結果を用いて、煙突実体高における年間の主風向の風速（北：8.2m/秒）、出現頻度（北：12.1%）、静穏時（1m/秒未満）の出現頻度（0.3%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

3) 地形等の条件

周辺の地形は、障害物のない平坦地とした。

4) 現況の大気汚染物質の濃度（バックグラウンド濃度）

現況の大気汚染物質濃度（バックグラウンド濃度）には一般環境大気測定局（西原）及び那霸市保健所の測定結果（年平均値）を用いた。

なお、地域概況の把握において過去5年の大気汚染物質の濃度は概ね横ばいまたは減少傾向にあるため、計画施設を供用開始する令和19年度の大気質の状況は現況と同じと想定した。したがって、ここでは、表 5.1-5に示すとおり令和5年度の年平均値をバックグラウンド濃度に設定した。

表 5.1-5 現況の大気汚染物質の濃度（バックグラウンド濃度）

項目	単位	バックグラウンド濃度	
		現況濃度	観測地点及び年度
二酸化窒素	ppm	0.002	一般環境大気測定局（西原） 令和5年度の年平均値
二酸化硫黄	ppm	0.000	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.014	
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.0059	那覇市保健所 令和5年度の年平均値

5) 窒素酸化物から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

6) 年間98%値または2%除外値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値又は年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、事業実施想定区域に近い一般環境大気測定局として現況を把握した那覇局及び西原局における過去5年間の測定データを用いて作成した、年平均値と年間98%値又は2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

ダイオキシン類については、環境基準が年平均値であることから、換算は行わないこととする。

- ・二酸化硫黄 : $y = 0.25x + 0.0013$
- ・二酸化窒素 : $y = 2.1176x + 0.001$
- ・浮遊粒子状物質 : $y = 2.0946x + 0.0016$

(4) 予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果を表 5.1-6に示す。

表 5.1-6は新たに増加する寄与濃度及び現況濃度に寄与濃度を加えた年平均値を示している。最大着地濃度地点における予測結果は、現況濃度から大きく変わらないものと予測される。

なお、A案及びB案に係る拡散の状況は同等であり、施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない。

表 5.1-6 燃却施設稼働時の年平均値の予測結果（最大着地濃度発生地点）

項目	現況濃度 (年平均値)	寄与濃度 (年平均値)	予測結果 (年平均値)	最大着地濃度 出現距離
二酸化窒素 (ppm)	0.002	0.0014	0.0034	1.02km
二酸化硫黄 (ppm)	0.000	0.0006	0.0006	1.02km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.0002	0.0142	1.02km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0059	0.0006	0.0065	1.02km

最大着地濃度地点の予測結果と環境基準との比較結果を表 5.1-7に示す。

いずれの項目も、環境基準を下回るものと予測される。

表 5.1-7 燃却施設稼働時の環境基準適合状況（最大着地濃度発生地点）

項目	環境基準 (長期平均)	予測内容	予測結果
二酸化窒素 (ppm)	1日平均値の年間 98% 値が0.06以下	年間98% 値	0.0082 (○)
二酸化硫黄 (ppm)	1日平均値の2%除外 値が0.04以下	年間2%除外値	0.0014 (○)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1日平均値の2%除外 値が0.10以下	年間2%除外値	0.0314 (○)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値0.6以下	年平均値	0.0065 (○)

注：(○) は、環境基準に適合する値を示す。

(5) 予測の不確実性

煙突排出ガスの諸元が現時点における暫定条件であること、また、気象条件は現地観測データがなく、最寄の気象観測所である糸数地域気象観測所における既存データを用いて予測したことから、不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や燃却施設の計画諸元を十分に検討したデータに基づいた予測を行う。

5.1.3 評価

(1) 評価方法

1) 影響の程度の比較

大気質への環境影響について、調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響の程度を整理し、比較する方法とした。

2) 環境基準等との整合

予測結果について、国、沖縄県及び関係町村が実施する環境施策により、大気質に係る基準が示されていることから、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて検討する方法とした。

(2) 評価結果

大気質の評価結果を表 5.1-8に示す。なお、最大着地濃度地点の大気汚染物質の年平均値は、いずれも現況濃度に与える影響は小さく、年間の環境基準との整合が図られていることから、本事業計画により影響を回避・低減することができるものと評価した。

なお、A案及びB案に係る拡散の状況は同等であり、施設配置による最大着地地点及び最大着地濃度の違いはない。

表 5.1-8 施設配置案についての大気質の評価結果

評価項目	種別	A案	B案
煙突排ガスの影響	最大着地濃度発生地点 (年平均値)	二酸化窒素 : 0.0034ppm 二酸化硫黄 : 0.0006ppm 浮遊粒子状物質 : 0.0142mg/m ³ ダイオキシン類 : 0.0065pg-TEQ/m ³	
	環境基準等との整合	すべての項目で環境基準と整合。 二酸化窒素 (年間98%値) : 0.0082ppm 二酸化硫黄 (年間2%除外値) : 0.0014ppm 浮遊粒子状物質 (年間2%除外値) : 0.0314mg/m ³ ダイオキシン類 (年平均値) : 0.0065pg-TEQ/m ³	

5.2 景観

5.2.1 現況調査

(1) 調査項目

本事業に伴う景観の影響については、予測、評価に係る基礎資料を得ることを目的として、下記項目を調査した。

- ①景観資源の分布及び状況
- ②主要な眺望点及び眺望景観の状況

(2) 調査地域

調査地域を図 5.2-1に示す。

調査地域は、施設等の存在により景観への影響がある地域として、各複数案の煙突位置より半径3kmを基本とし、図 5.2-1に含まれる範囲を対象とした。設定にあたっては、次の点を勘案した。

- ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）において、影響を把握すべき範囲として3km程度を目安とするとされている。
- ・「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修 面整備事業環境影響評価研究会編著）において、景観の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、約3km程度の範囲が目安となるとされている。

(3) 調査方法

1) 景観資源の状況

調査方法は入手可能な既存文献、その他の資料により景観資源の状況を整理する方法とした。

2) 眺望点の状況

調査方法は、調査地域内で事業実施想定区域が眺望可能な地域を把握するために数値地形モデルを用いた数値解析^注とした。この解析結果をもとに、可視領域内に分布又は隣接する眺望点を抽出し、各眺望点を現地踏査により実際に事業実施想定区域方向が視認可能か確認を行った。

注：数値解析には、国土地理院基盤地図情報数値標高モデル10mメッシュを使用して可視領域の判定を行った。

(4) 調査時期

現地踏査：令和7年10月28日（火）

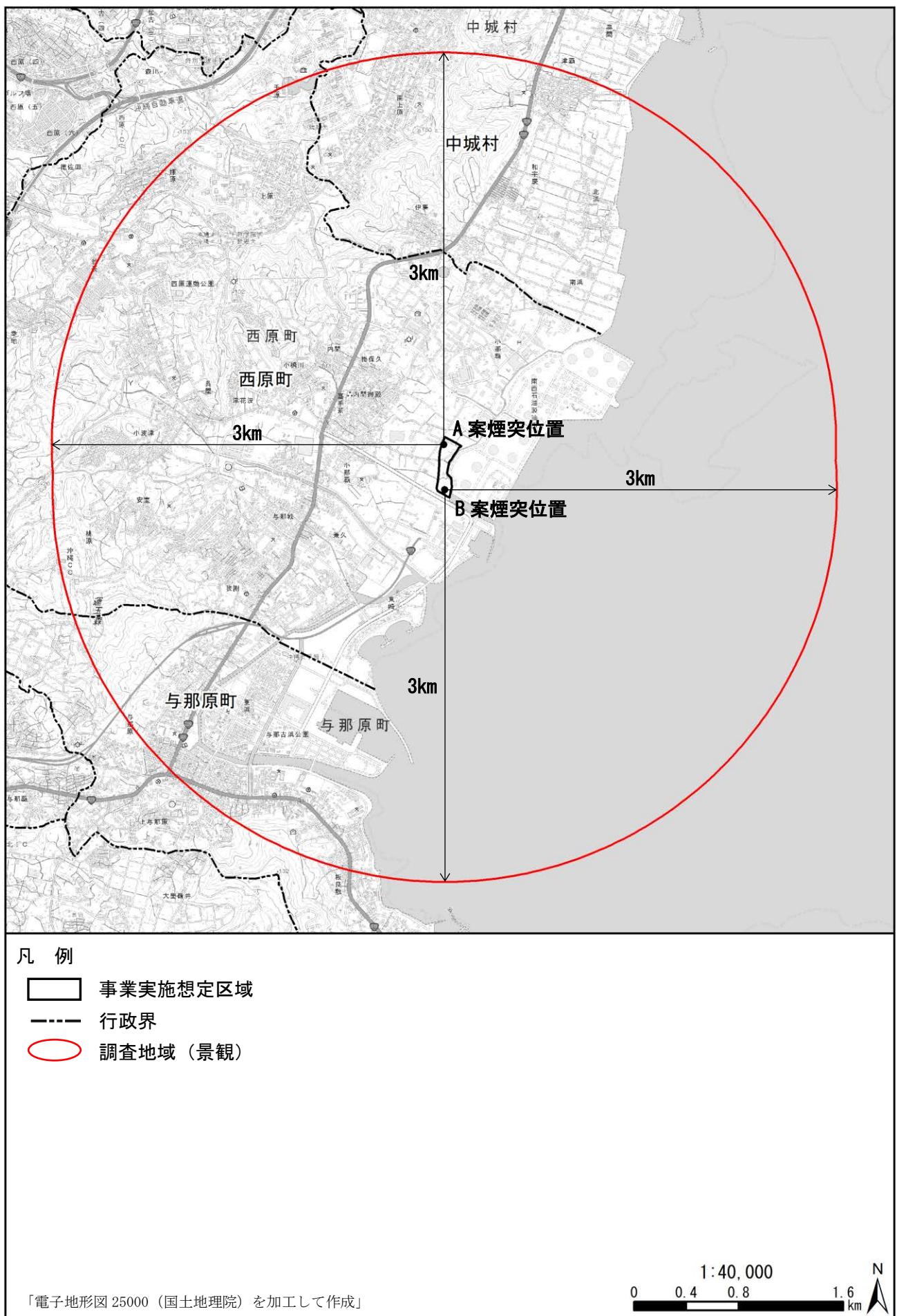


図 5.2-1 景観の調査地域

(5) 調査結果

1) 景観資源の状況

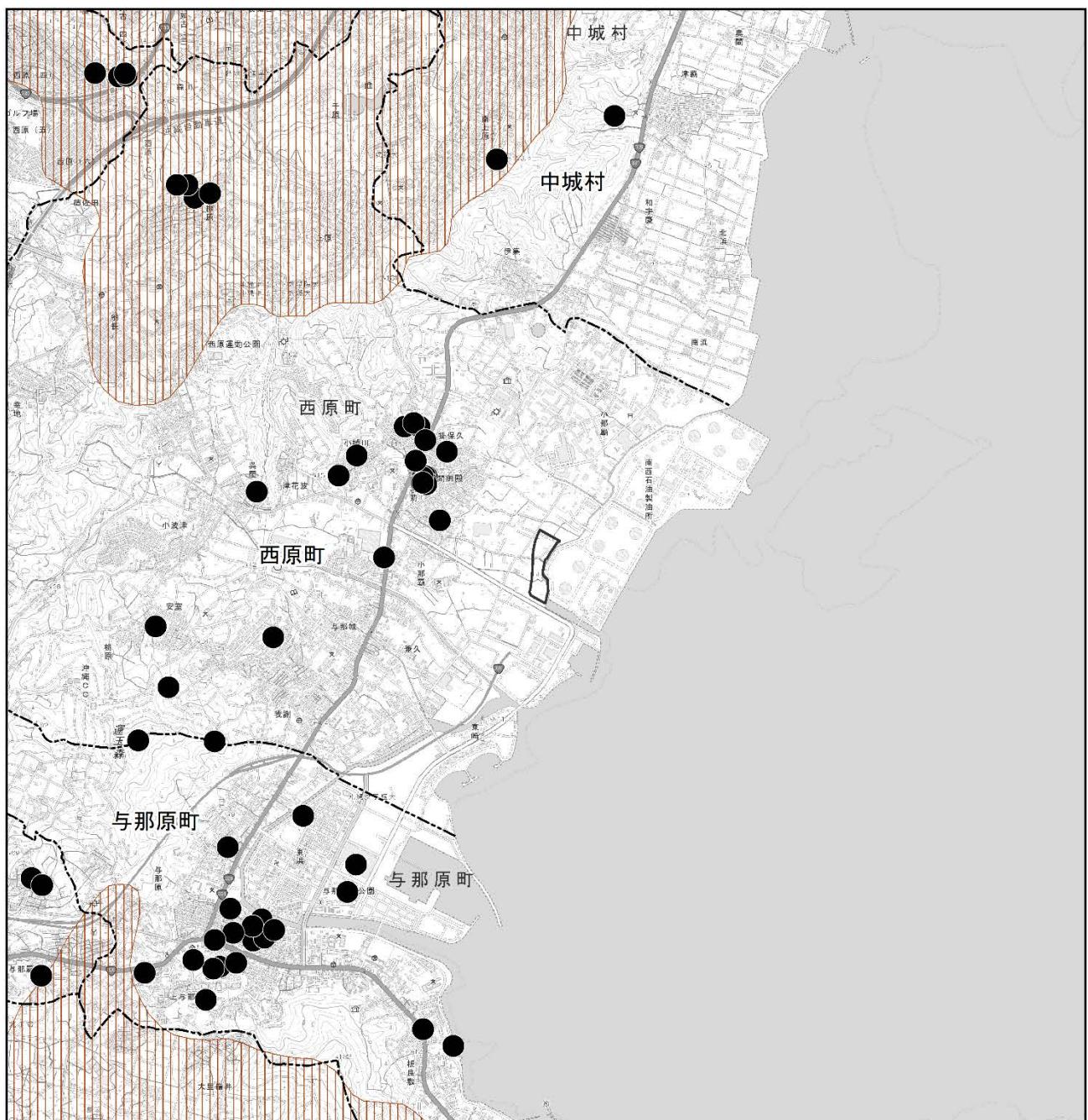
調査地域及びその周辺に位置する景観資源の分布状況を図 5.2-2に示す。調査地域及びその周辺には、「自然景観」や「歴史・文化的景観」、「まちなみ・くらし景観」等の景観資源がある。また、沖縄島で一般的に見られる地形で、「第3回自然環境保全基礎調査」により自然景観資源に選定されている海成段丘が、本調査地域においても内陸部において広く分布している。

2) 眺望点の状況

①可視領域の把握

可視領域の解析結果を図 5.2-3に示す。

可視領域は、西原町、与那原町及び中城村の海岸線から内陸部まで分布している。



凡 例

■ 事業実施想定区域

---- 行政界

● 景観資源

〔〕 海成段丘

出典：1.「第3回自然環境保全基礎調査 沖縄県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

- 2.「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和3年3月、沖縄県）
- 3.「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）
- 4.「与那原ライブラリ」（与那原町ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 5.2-2 景観資源位置図

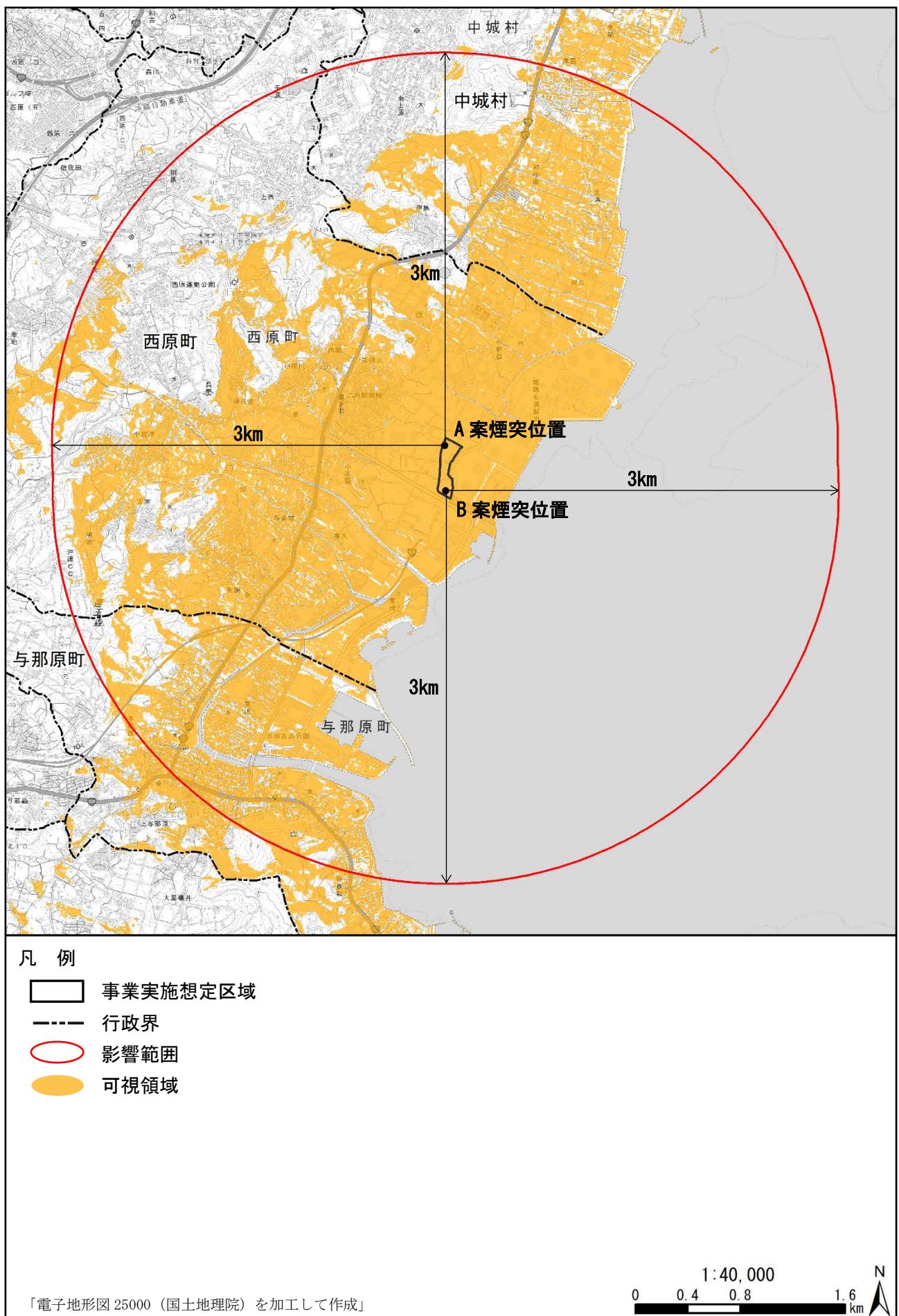


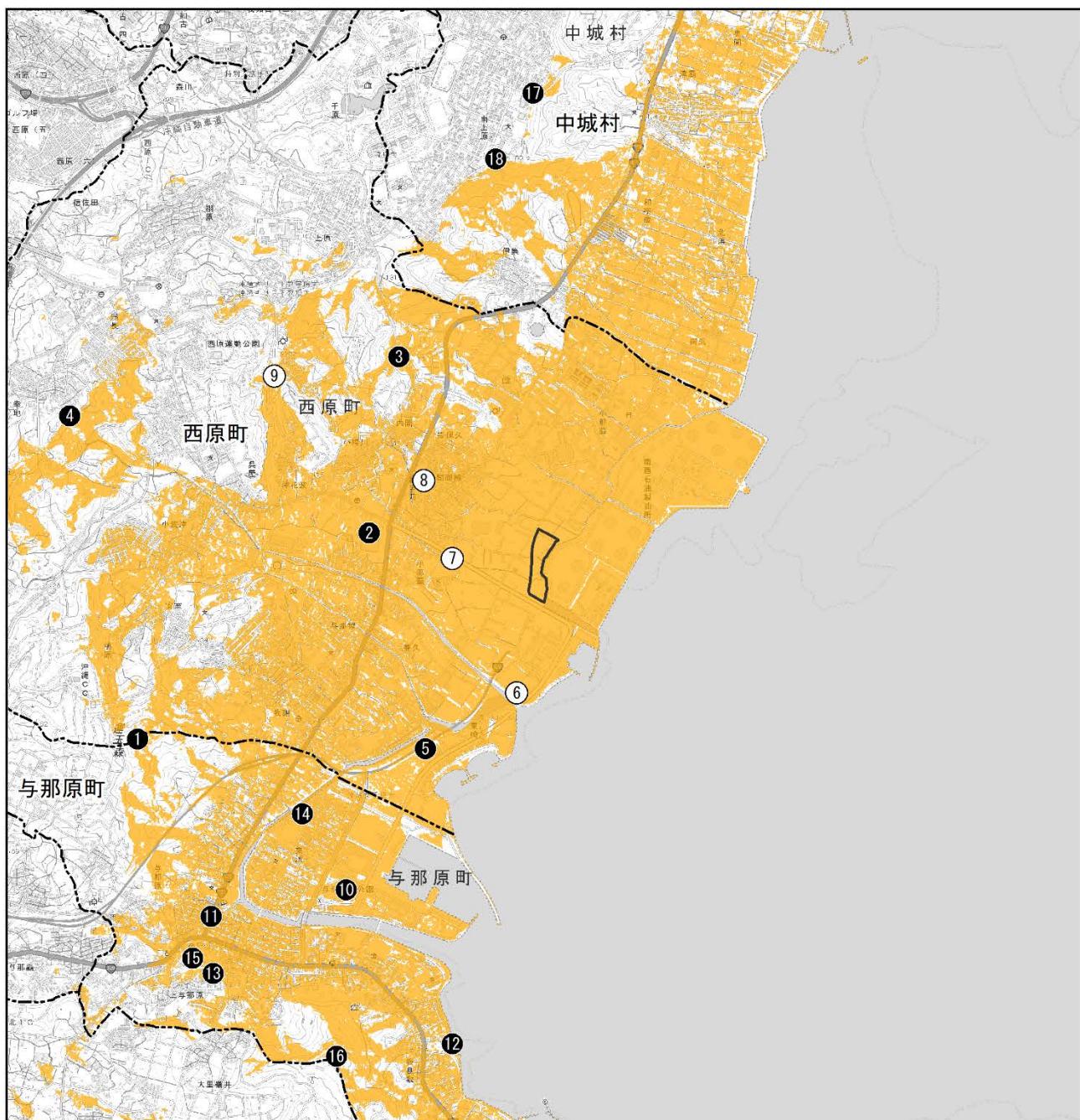
図 5.2-3 可視領域の解析結果

②眺望点の抽出

図 5.2-4に示すとおり、眺望点は可視領域内に分布又は隣接する主要な眺望点を抽出した。また、日常生活のなかでの多くの住民が目にするような地点を身近な視点場として現地踏査により把握し、4地点を追加した。

選定した18地点を対象に、現地踏査で実際に事業実施想定区域方向が視認可能か確認を行った結果、12地点から事業実施想定区域方向が視認可能であった。

選定した眺望点の眺望状況を表 5.2-1～表 5.2-2に示す。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 主要な眺望点
- 身近な視点場
- 可視領域

注：図中の番号は、表 5.2-1～表 5.2-2 に対応している。

出典：1. 「景観チェックリスト・解説書（共通編・公共建築事業編）」（令和3年3月、沖縄県）

2. 「風景結々/沖縄風景アーカイブ/地域で見る沖縄」（沖縄県ホームページ）

3. 「西原町景観計画」（平成28年9月、西原町）

4. 「与那原町景観計画」（平成28年3月、与那原町）

5. 「中城村景観計画」（平成27年4月、中城村）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N

図 5.2-4 眺望点の抽出結果

表 5.2-1 眺望点及び眺望状況

番号	地点名	対象事業の 眺望可否 ^{注1}	水平距離 (km)		眺望状況
			A案	B案	
1	蓮玉森	○	2.8	2.7	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
2	サンエー西原シティ	○	1.1	1.1	事業実施想定区域方向が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。
3	県道宜野湾西原線	○	1.4	1.7	事業実施想定区域方向が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。
4	幸地グスク	グスク内広場	○	3.1	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
		グスク頂上	×	3.1	樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
5	MTP (東崎) ^{注2}	○	1.5	1.2	事業実施想定区域方向が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。
6	東崎公園 ^{注3}	○	1.0	0.6	事業実施想定区域方向が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。
7	西原東中学校前 ^{注3}	○	0.6	0.6	事業実施想定区域方向が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。
8	内間御殿 ^{注3}	×	0.8	1.0	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
9	エリスリーナ西原ヒルズガーデン ^{注3}	×	2.0	2.2	樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
10	与那古浜公園	×	2.5	2.2	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
11	国道 329 号	×	3.2	2.9	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
12	板良敷海岸	○	3.2	2.9	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
13	与那原町役場	○	3.4	3.2	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
14	東浜きょうりゅう公園	×	2.3	2.0	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
15	クララ教会	○	3.4	3.2	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
16	雨乞森	×	3.5	3.2	樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できなかった。
17	アガイティーダ橋	○	2.8	3.2	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。
18	糸蒲公園	○	2.4	2.8	事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。

注 1 : ○ 可視、× 不可視

注 2 : MTP は、中城湾港マリンタウンプロジェクトの略。

注 3 : 身近な視点場として選出。

注 4 : 番号は図 5.2-4 及び表 5.2-2 に対応している。

表 5.2-2(1) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
1	蓮玉森	眺望点の状況	西原町景観計画及び与那原町景観計画に記載の眺望点。山頂までの遊歩道及び展望台が整備されており、展望台から西原町、与那原町を見渡すことができる。  
		眺望景観の状況	市街地等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。 
2	サンエー西原シティ	眺望点の状況	西原町景観計画に記載の眺望点。調査時には工事中であったため屋上にはアクセスできなかったが、4階駐車場から屋上と同様に外を見渡せる。  
		眺望景観の状況	市街地等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。 

表 5.2-2(2) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真
3	県道宜野湾西原線	<p>眺望点の状況</p> <p>西原町景観計画に記載の眺望点。道路上から太平洋を見渡せる。3車線の車道の両側には歩道が整備されている。</p> 
	眺望景観の状況	<p>樹林等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。</p> 

表 5.2-2(3) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真
4	幸地グスク	<p>眺望点の状況</p> <p>西原町景観計画に記載の眺望点。グスク内には整地された広場があり、グスク頂上に続く階段も整備されている。</p> 
	眺望景観の状況	<p>【グスク内広場からの眺望】 市街地等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。</p>  <p>【グスク頂上からの眺望】 樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。</p> 

表 5.2-2(4) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
5	MTP（東崎）	眺望点の状況	西原町景観計画に記載の眺望点。商業施設のムーンテラス東崎があり、テラスから周辺の公園や道路を見渡せる。  
		眺望景観の状況	樹林等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。 
6	東崎公園	眺望点の状況	西原町にある身近な視点場。公園内には多目的グラウンドやバスケットボールコート、休憩所等があり、市民の憩いの場となっている。  
		眺望景観の状況	樹林や建築物等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。 

表 5.2-2(5) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
7	西原東中学校前	眺望点の状況	西原町にある身近な視点場。西原東中学校の近傍にある地点で、コンビニエンスストアに隣接している。 
		眺望景観の状況	樹林等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。 
8	内間御殿	眺望点の状況	西原町にある身近な視点場。国指定史跡であり、案内看板が設置されるなど、観光地として整備されている。  
		眺望景観の状況	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 

表 5.2-2(6) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
9	エリスリーナ 西原ヒルズガ ーデン	眺望点の 状況	西原町にある身近な視点場。結婚式場内から西原町を見渡せる。 
		眺望景観 の状況	樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 
10	与那古浜公園	眺望点の 状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。芝生広場や陸上トラック、休憩所等が整備されている。  
		眺望景観 の状況	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 

表 5.2-2(7) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
11	国道 329 号	眺望点の状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。4 車線の車道の両側には歩道が整備されている。 
		眺望景観の状況	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 
12	板良敷海岸	眺望点の状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。海岸沿いに遊歩道が整備されており、太平洋を見渡せる。  
		眺望景観の状況	海を挟んだ対岸に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。 

表 5.2-2(8) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
13	与那原町役場	眺望点の状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。役場屋上に展望テラスが整備されており、与那原町の市街地を見渡せる。  
		眺望景観の状況	市街地等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。 
14	東浜きょうりゅう公園	眺望点の状況	公園内には様々な遊具が整備されており、滑り台のある丘の上からは周辺の道路や市街地が見渡せる。  
		眺望景観の状況	建築物等に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 

表 5.2-2(9) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
15	クララ教会	眺望点の状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。教会北側に整備された歩道から、与那原町の市街地を見渡せる。  
		眺望景観の状況	建築物等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。 
16	雨乞森	眺望点の状況	与那原町景観計画に記載の眺望点。広場があるが、土砂等が堆積しており、展望台やアクセス路等は整備されていない。  
		眺望景観の状況	樹林に遮られ、事業実施想定区域は眺望できない。 

表 5.2-2(10) 眺望点からの眺望状況写真

番号	地点名	眺望状況写真	
17	アガイティーダ橋	眺望点の状況	<p>中城村景観計画に記載の眺望点。ベンチ等が整備されており、歩行者専用の橋上から、中城村の市街地と太平洋を見渡せる。</p> 
		眺望景観の状況	<p>樹林の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。</p> 
18	糸蒲公園	眺望点の状況	<p>モニュメントやベンチ等が整備されており、西原町の市街地と太平洋を見渡せる。</p> 
		眺望景観の状況	<p>市街地等の奥に事業実施想定区域が眺望でき、将来煙突等が視認される可能性がある。ただし、遠距離のため詳細な状況は確認できない。</p> 

5.2.2 予測

(1) 予測項目

本事業に伴う景観の影響について、以下の項目の予測を行った。

- ・景観資源の変化の状況
- ・主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況

(2) 予測方法

予測方法を表 5.2-3に示す。

表 5.2-3 景観の予測方法

予測項目	予測方法
景観資源の変化の状況	景観資源の直接的な変化の程度について、事業実施想定区域と景観資源図面のオーバーレイにより予測した。
主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況	眺望点からの眺望景観への影響が大きくなると考えられる「垂直視角」について、主要な眺望点から新設の煙突を見たときの垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。

1) 予測時期

予測時期は、焼却施設の存在による影響が最大となる時期とした。

2) 予測地域

予測地域は西原町、与那原町及び中城村の高台からの眺望景観に配慮する必要があり、「第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容」に示す各複数案の煙突位置より半径3kmの範囲とした。

3) 予測地点

予測地点は、「5.2.1現況調査 (5)調査結果 2)眺望点の状況」と同様に18地点とした。

4) 予測式

本事業における主要な眺望点からの対象物への眺望は、仰ぎ見る眺望となる地点と見下ろす眺望となる地点が混在するため、垂直視角を用いて予測を行うこととした（表 5.2-3参照）。垂直視角を表す算出式は、以下のとおりとした。

$$\text{垂直視角}^{\circ} = \text{仰角}^{\circ} + \text{俯角}^{\circ}$$

$$\text{仰角}^{\circ} = \tan^{-1} ((\text{対象物高(m)} + \text{対象物地盤高(m)}) - \text{眺望点高(m)}) / \text{水平距離(m)} \times 180/\pi$$

$$\text{俯角}^{\circ} = \tan^{-1} ((\text{眺望点高(m)} - \text{対象物地盤高(m)}) / \text{水平距離(m)}) \times 180/\pi$$

π : 円周率

注 1 : 仰角は眺望点から煙突先端までの仰角、俯角は眺望点から地盤面までの俯角。

注 2 : 対象物地盤高については、造成計画が未確定であるため、0m とした。

注 3 : 対象物の手前に存在する樹木や建物等の遮蔽物は考慮しないものとした。

注 4 : 対象物高は現時点で想定される煙突高さとして、59m とした。

(3) 予測条件

主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況における予測条件については、各案の施設構造物の中で最も高い煙突を対象に算出を行うこととした。煙突の高さは未定であるが、現時点で想定される地上59m とした。

(4) 予測結果

1) 景観資源の変化の状況

予測の結果、事業実施想定区域内には景観資源がない（図 5.2-2参照）ことから、事業の実施による影響はないものと予測する。

2) 主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況

予測の結果は、表 5.2-4に示すとおりである。主要な眺望点からの眺望景観の変化として、A案は西原東中学校前からの垂直視角が5.62度、B案は東崎公園及び西原東中学校前からの垂直視角が5.62度と最も大きく、その他の眺望点からの垂直視角は0.97～4.22度となっており、いずれも、圧迫感を受ける目安である10度（表 5.2-5参照）を下回るものと予測した。

なお、身近な視点場である東崎公園においてはB案の方がA案と比較し垂直視角がやや大きくなつたが、それ以外の地点ではA案、B案には事業実施想定区域と眺望点との距離から大きな差は出ないものと予測した。

表 5.2-4 景観予測結果

番号	地点名	対象事業の 眺望可否 ^{注1}	眺望点高 (m)	水平距離 (km)		垂直視角 (度)	
				A案	B案	A案	B案
1	運玉森	○	152	2.8	2.7	1.20	1.25
2	サンエー西原シティ	○	7	1.1	1.1	3.07	3.07
3	県道宜野湾西原線	○	75	1.4	1.7	2.41	1.99
4	幸地グスク	グスク内広場	○	109	3.1	3.2	1.09
		グスク頂上	×	114	3.1	3.2	1.09
5	MTP（東崎）	○	4	1.5	1.2	2.25	2.82
6	東崎公園 ^{注2}	○	2	1.0	0.6	3.38	5.62
7	西原東中学校前 ^{注2}	○	5	0.6	0.6	5.62	5.62
8	内間御殿 ^{注2}	×	6	0.8	1.0	4.22	3.38
9	エリスリーナ西原ヒルズガーデン ^{注2}	×	75	2.0	2.2	1.69	1.54
10	与那古浜公園	×	3	2.5	2.2	1.35	1.54
11	国道329号	×	5	3.2	2.9	1.06	1.17
12	板良敷海岸	○	4	3.2	2.9	1.06	1.17
13	与那原町役場	○	30	3.4	3.2	0.99	1.06
14	東浜きょうりゅう公園	×	3	2.3	2.0	1.47	1.69
15	クララ教会	○	28	3.4	3.2	0.99	1.06
16	雨乞森	×	129	3.5	3.2	0.97	1.06
17	アガイティーダ橋	○	132	2.8	3.2	1.21	1.06
18	糸蒲公園	○	148	2.4	2.8	1.41	1.21

注1：○ 可視、× 不可視

注2：身近な視点場として選出。

注3：対象物高=59mとして算出。

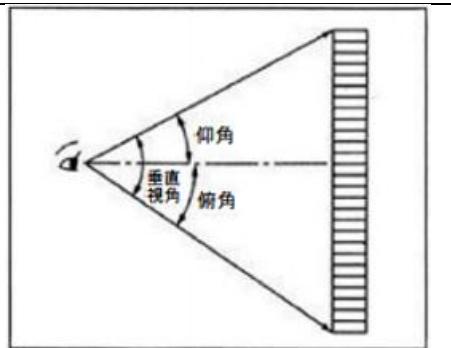
注4：番号は図 5.2-4 及び表 5.2-2 に対応している。

表 5.2-5 予測関連資料（垂直視角と鉄塔の見え方）

視角	距離 ^注	鉄塔の場合
0.5°	8000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5°～2°	2000m	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5°～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10°～12°	400m	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

【仰角と俯角の概要】

仰角は対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角度であり、俯角は対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角度である。



注：鉄塔高さ70mの場合

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（平成14年10月、財団法人自然環境研究センター）

(5) 予測の不確実性

主要な眺望点と焼却施設（煙突及び建物）との水平距離及び垂直視角により簡易的な予測をしたことから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、景観の現地調査及び外観等の計画諸元に基づいたフォトモンタージュ等による予測を行う。

5.2.3 評価

(1) 評価方法

1) 影響の程度の比較

景観への環境影響について、調査及び予測の結果を踏まえ、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、比較する方法とした。

2) 環境基準等との整合

西原町では、「西原町景観計画」（平成28年3月、西原町）において、町民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていくこととしている。事業実施想定区域は工業地区に区分されており、居住地との間における緩衝緑地の保全に努めるとともに、道路や敷地内緑化、工場等の適正配置、大規模駐車場・資材ヤード等の遮蔽、建造物・工作物等の色彩の誘導等を通じて、海へ臨む景観との調和を図り、産業のまちとしての顔にふさわしい良好な景観形成を図っていくことが方針として定められている。

評価は、予測の結果と当該方針等との整合が図られているか否かについて検討する方法とした。

(2) 評価結果

1) 景観資源の変化の状況

事業実施想定区域内には景観資源はないことから、事業の実施が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価した。

2) 主要な眺望点からの眺望景観の変化の状況

予測の結果、主要な眺望点からの垂直視角は最大で5.62度となっており、いずれの地点も、圧迫感を受ける目安である10度を下回ることから影響は小さく、本事業計画により影響を回避・低減することができ、「西原町景観計画」に基づく海へ臨む景観との調和や産業のまちとしての顔にふさわしい良好な景観形成にあたって重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価した。

また、A案とB案との影響の差はほとんどない。

なお、詳細な眺望景観の変化については、方法書以降の手続きにおいて、景観の現地調査及び外観等の計画諸元に基づいたフォトモンタージュ等による予測を行う。

第 6 章 総合評価

第6章 総合評価

6.1 影響の比較・検討

6.1.1 案の影響比較

第5章において示した影響比較を、表 6.1-1に整理した。

表 6.1-1 2案の影響比較

項目	A案	B案
大気質 (施設の稼働に伴う排出ガス)	最大着地濃度発生地点（年平均値） 二酸化窒素 : 0.0034ppm 二酸化硫黄 : 0.0006ppm 浮遊粒子状物質 : 0.0142 mg/m ³ ダイオキシン類 : 0.0065pg-TEQ/m ³ 環境基準との整合 すべての項目で環境基準と整合。(○) 二酸化窒素（年間98%値） : 0.0082ppm 二酸化硫黄（年間2%除外値） : 0.0014ppm 浮遊粒子状物質（年間2%除外値） : 0.0314mg/m ³ ダイオキシン類（年平均値） : 0.0065pg-TEQ/m ³	
比 較	△±	△±
景観	事業実施想定区域内には景観資源はないことから、事業の実施が重大な環境影響を及ぼすことはない。(○) 主要な眺望点からの垂直視角は最大で5.62度となっており、圧迫感を受ける目安である10度を下回る。A案とB案との影響の差はほとんどない。(○)	
比 較	△±	△±
総合比較	< A案とB案の比較評価> 大気質においては、A案とB案に差はない。 景観においては、いずれの案も垂直視角は圧迫感を受ける目安である10度を下回り、A案とB案の影響の差はほとんどない。 以上のことから、現時点ではA案とB案における優劣はつけがたいと評価される。	

注1：網掛け以外の部分

(○)：影響は小さい、(△)：一定の影響が想定される、(×)：影響が想定される

注2：網掛けの部分

○：他の案と比べて優れている、△：他の案とほとんど差がない、×：他の案と比べて劣っている

注3：網掛けの部分の記号が△同士の場合

+：他の案に比べてわずかに優れている、-：他の案に比べてわずかに劣っている

±：他の案と比べて優劣をつけがたい

6.1.2 環境配慮の方向性

今後、環境影響評価手続きを進めていく中で、事業計画の進捗を踏まえ、以下に示す環境配慮の方向性について具体化することを考えている。

(1) 大気質

- ・排ガス処理として、ごみの安定的燃焼に務めるとともに、適切な有害排ガス除去装置や集じん器の設置を検討している。
具体的には、以下の対策を講じる計画である。

表 6.1-2 排ガス処理対策（大気質の環境配慮）

除去対象物	除去設備等
ばいじん	ろ過式集じん器
塩化水素 (HC1)、硫黄酸化物 (SOx)	乾式法 薬剤噴霧 + ロ過式集じん器
窒素酸化物 (NOx)	燃焼制御により対応
ダイオキシン類	活性炭吹込 + ロ過式集じん器
水銀	活性炭吹込 + ロ過式集じん器 搬入禁止の徹底 分別の徹底

(2) 景観

- ・周辺景観と調和し圧迫感を与えない様な形状、意匠とする。
- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の環境と調和した色彩とする。
- ・敷地外周の緑化に努める。

6.2 目標等との整合性の検討

「自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）」（平成 10 年、沖縄県環境部自然保護課）、「第 3 次沖縄県環境基本計画」（令和 5 年 3 月、沖縄県）、沖縄県生活環境保全条例、西原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を踏まえつつ環境配慮の方向性について実現方策を検討していくことから、A 案及び B 案とともに、身近な生活環境や自然環境の保全を図るという目標との整合性は図られていると考えられる。

資 料 編

- 用語集 資料-1

用語集

〈あ行〉

悪臭規制地域

悪臭防止法に基づき、都道府県知事が指定する、住居が集合している地域などの住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認められる地域であり、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域。この地域ごとに、規制基準が定められることとなる。

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

アンモニア

分子式 NH_3 で表される無機化合物。常温常圧で無色の気体で、特有の強い刺激臭を持つ。水によく溶けるため、水溶液（アンモニア水）として使用されることも多い。石炭火力発電所等におけるばい煙処理用の脱硝装置（窒素酸化物を除去する装置）の還元剤として用いられる。

硫黄酸化物（SOx）

硫黄の酸化物の総称で、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などがある。ソックス・SOxともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。大気汚染防止法の規制対象物質となっている。

閾値（いきち）

最小有効量(minimum effective dose)ともいう。環境関係では、例えば、化学物質や温度等の環境変化による生体の反応や中毒・障害の発生しはじめる最小値をいう。臭気（悪臭）では臭いを感じできる臭気成分の最小濃度を閾値とする。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。一酸化炭素(CO)は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど健康へ影響を及ぼすほか、温室効果のある

メタン（CH₄）の寿命を長くする。環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度が定められ、規制が行われている。

1時間値

大気質の測定において、60分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）は1時間値の1日平均値によることとしている。

一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視（24時間）する測定局である。環境基準が設定されている二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）、二酸化硫黄（SO₂）、微小粒子状物質（PM2.5）のほか、大気汚染と密接な関係のある風向風速などを測定する。

一般廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされている。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物を一般廃棄物という。

一般家庭から排出される廃棄物、事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたる。

一般廃棄物処理施設

一般廃棄物を処理する施設のうち、(1) 焼却処理施設で、処理能力が1時間あたり200kg以上、又は火格子面積が2平方メートル以上のもの、(2) 選別施設、たい肥化施設、破碎施設などのごみ処理施設で、処理能力が1日5t以上のもの、(3) くみ取りし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設（浄化槽は除く）、(4) 一般廃棄物最終処分場を指す。廃棄物処理法に基づいて規定される。

一般粉じん

大気汚染防止法では、物の破碎やたい積等により発生し、又は飛散する物質を「粉じん」という。

このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」(現在、石綿(アスベスト)を指定)、それ以外の粉じんを「一般粉じん」と定めている。一般粉じんに係る規制としては、大気汚染防止法により、破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準の遵守が義務付けられている。

影響要因

事業の実施に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因を影響要因といふ。沖縄県環境影響評価条例では、対象事業に係る工事の実施並びに工事が完了した後の施設等の存在及び状態等に区分して整理し、その影響を受けるおそれがある環境要素を抽出する。

塩化水素(HCl)

刺激臭を有する無色の気体で水によく溶け、水に溶かしたものを塩酸といふ。ガス状塩化水素は、粘膜を刺激し、結膜にも炎症を起こさせる。これは塩化ビニル樹脂の燃焼の際に多量に発生するもので、大気を汚染するだけでなく、焼却炉の劣化も著しいので大きな問題となっている。大気汚染防止法の有害物質(排出基準 $700\text{mg}/\text{Nm}^3$)及び特定物質(規制値なし、事故時の処置が定められている)。

煙源

大気汚染の予測における大気汚染物質の発生源を指す。排出形態により、面煙源、点煙源、線煙源に分けられる。

汚泥

スラッジともいい、水中の懸濁物質が沈殿して生成した泥状のものをいふ。汚泥には、①河川・湖沼・海の水底に沈積している底質(へどろ、天然生成分と人為的汚染に起因するものとがある)、②水処理汚泥(工場排水、下水、し尿浄化槽、し尿処理場、浄水場などからのもの)、③建設工事現場から発生する汚水などがある。②、③のうち、し尿処理場汚泥は一般廃棄物とされるが、ほかはすべて産業廃棄物として扱われ、その生成量は産業廃棄物中最大で、全産業廃棄物量の4割以上(2008(平成20)年度実績)を占める。

〈か行〉

開発行為

都市計画法において開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいふ。

特定工作物とは、コンクリートプラントその他周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある第一種特定工作物と、ゴルフコースなど大規模な工作物である第二種特定工作物とがある。第一種特定工作物はアスファルトプラント、クラッシャープラント等、第二種特定工作物は野球場、遊園地、墓地などが含まれる。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成等に伴う道路の新設、廃止、付け替えや切土、盛土、整地をいい、単なる土地の分合筆などのような権利区画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等は含まれない。

化学的酸素要求量(COD)

水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

拡散モデル(ブルーム・パフ式)

ブルーム式(有風時)とは、大気の拡散予測式の一つで、移送・拡散の現象を煙流(ブルーム)で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常の場で、濃度の空間分布を求めるのに適している。

パフ式(無風時、弱風時)とは、大気汚染の拡散モデルの一つで、煙源から瞬間に排出された大気汚染物質の塊をパフといふ。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。気象条件の時間的、空間的变化に近似的に対応が可能。非定常、非均質の場に適用できる。

環境影響評価(環境アセスメント)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配

慮を行うこと。環境影響評価法や沖縄県環境影響評価条例においては、住民等（環境保全の見地から意見を有する者）の意見を聴く手続や、環境影響評価の結果を許認可等へ反映させる手続を定めている。沖縄県では沖縄県環境影響評価条例に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続きが実施されている。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

環境基本法第20条には、環境影響評価の推進の規定がある。

乾式法（排ガス処理）

乾式法は、消石灰 (Ca(OH)_2) 等のアルカリ粉体をバグフィルタの前の煙道に吹込み、反応生成物を乾燥状態でバグフィルタで捕集し回収する方法。

規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

仰角

対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。

計画段階環境配慮書

計画段階環境配慮書は事業者が環境影響評価を行に当たって、事業の早期段階における環境配慮を図るために、事業の位置・規模等の計画の立案段階において、その事業の実施が想定される区域における環境の保全について適正な配慮をすべき事項について検討を行い、その結果をまとめた文書のこと。沖縄県では2013（平成25）年度から制度が定められ、説明会の開催や位置等の選定結果の公表の手続きが設けられている。

景観資源

地域のシンボルとなる建築物や工作物、樹木等であり、地域の景観形成を進める上で手がかりの1つとなる資源のこと。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。光化学オキシダントの具体的な予測手法は確立されていない。

航空機騒音

航空機の主として飛行に伴い発生する騒音。航空機騒音の特徴として、(1) その音がきわめて大きい、(2) ジェット機などでは金属製の高い周波数成分を含む、(3) 間欠的、場合によっては衝撃的、(4) 上空で発生するため被害面積が広い等が挙げられる。また、離陸機と着陸機では離陸機、機種では古い機種、飛行距離では遠くに飛行するものほどそのレベルは大きく、飛行コースによっても大きく異なる。

航空機騒音に係る環境基準は、2007（平成19）年12月の改正によって、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）から時間帯補正等価騒音レベル (Lden) へ変更された。

公共用水域

水質汚濁防止法で定義されており、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する水路等をいう（終末処理場

に接続している下水道は含まれない）。

ごみ質(低質ごみ/基準ごみ/高質ごみ)

ごみの持つ物理特性及び化学的性質についての総称。物理特性としては、ごみの種類及び組成、かさ比重(単位体積重量)、三成分といわれる水分、可燃分、灰分などがある。また、化学的性質としては、元素組成、低位発熱量（ごみの持つカロリー）がある。

計画ごみ質とは、ごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設等）を設計する際に、基本数値になるもの。その中で、低質ごみは、最も低い熱量を持つごみ質、基準ごみは、平均的なごみ質、高質ごみは、最も高い熱量を持つごみ質のことをいう。

〈さ行〉

最大着地濃度

煙突等から排出された汚染物質の地表面での最大濃度をいう。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

残土

道路、下水道、河川、鉄道等の公共工事、ビル、住宅等の民間工事等建設工事に伴って発生する土砂類をいう。

自然環境保全基礎調査

全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が1973（昭和48）年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政のほか、環境影響評価等の各方面において活用されている。

自然環境保全法

自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とする法律。自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを規定している。

自然公園法

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

湿地

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）では、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6mを超えない海域を含むと定義されている。

自動車排出ガス測定期

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定期。

地盤沈下

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象を指し、広義には盛土や構造物の荷重による局部的な沈下も含むが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することをいう。典型7公害の一つ。

種の保存法

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わ

るものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分からなっている。焼却残渣中の未燃分については、ごみ処理施設構造指針により、熱しやすく減量値で、施設能力が200t/日以上の施設では5%以下、200t/日未満の施設では7%以下、バッチ式の場合は10%以下としなければならないとされている。

植物群落

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す操作的・便宜的な植生の単位。その大きさや広がりについて、特に規定はない。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落がある程度の再現性を持つてみられる。

振動規制法

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

水域類型

生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水域類型の指定を行っている。

水質汚濁に係る環境基準

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の二つからなっている。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

臭気指数（臭気濃度）

臭気をにおいがなくなるまで無臭空気で薄め、それに要した空気希釈倍数をその臭気濃度といい、これを対数で表示したもの臭気指数という。両者の関係式は以下のとおりとなる。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

水銀

常温で唯一の液体の金属（銀白色）。湿った空気中で酸化物になりやすく有毒で、一般大気中 0.015mg/m^3 がWHOのガイドラインとなっている。神経系をおかし、手足のふるえをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力・視力の減退をもたらす。

平成29年8月に発行された水俣条約に基づき大気汚染防止法が改正され、平成30年4月1日より水銀の大気への排出に関する規制が設けられた。

水素イオン濃度（pH）

液体の酸性、アルカリ性を示す指標（記号はpH）となるもので、0～14の間の数値で表現される。pH7が中性とされ、7から小さくなるほど酸性が強く、7を超えるほどアルカリ性が強くなる。

垂直視角

仰角と俯角をあわせた角度。視野のうち、対象物が垂直方向に占める角度。

生活環境項目（水質、底質、地下水等）

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

生活排水（生活雑配水）

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から

の排水のこと。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水という。汚濁負荷（BOD）として、し尿は全体の約30%であり、台所からの排水が約40%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%の負荷割合である。

生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分など）、全窒素、全燐、全亜鉛について基準値が設定されており、これらを「生活環境項目」と呼ぶ。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。全窒素及び全燐の基準は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのある海域及び湖沼について水域類型を指定して適用される。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水の中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるとときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

生物多様性

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）間の変異性と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。1992年（平成4年）に国際的な枠組みとして生物多様性条約を締結。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種を絶滅危惧種という。

環境省では、1997（平成9）年に、IUCN（国際自然保護連合）が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた新たなカテゴリー（絶滅種、野生絶滅、絶滅危惧IA類、

絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類、準絶滅危惧、情報不足）を策定した。そのうち、絶滅危惧IA類、絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類を絶滅危惧種という。

全窒素

無機態窒素と有機態窒素の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

全燐

無機態燐と有機態燐の合計量。湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられている。水中では、燐は、燐イオン、燐化合物として存在しているが、全燐は、試料水中に含まれる燐の総量を測定するものである。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量の燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

〈た行〉

ダイオキシン類

発癌性などの毒性が特に高く、環境汚染による人間の健康や生態系への影響が最も懸念されている有機塩素化合物。意図的には製造されておらず、農薬の製造や、塩化ビニル、塩化ビニリデンなど塩化プラスチック系の物質が燃焼する際、有機物と反応して発生する場合が多い。また、塩素系プ

ラスチックなどを多く含むごみ焼却物が土壤や河川の底泥に堆積することで食物連鎖を通じて人体をも汚染する。

ダイオキシン類対策特別措置法

1999（平成11）年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気安定度

気温が下層から上層に向かって低い状態にあるとき、下層の大気は上層へ移動しやすい。このような状態を「不安定」という。また、温度分布が逆の場合は、下層の大気は上層へ移動しにくい。このような状態を「安定」という。例えば、晴れた日の日中は、地表面が太陽光線で暖められ、それにより周辺大気も暖められるので下層の大気の方が上層より気温が高い状態になる。これが夜になると、地表面は放射冷却現象により冷却され、それに伴い周辺大気も冷却されることから、下層の大気の方が上層より気温が低い状態になる。このような大気の安定性の度合いを大気安定度といい、大気が安定のときは、汚染物質が拡散せず、汚染が進行する。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

大腸菌数

水中の大腸菌数は、し尿汚染の指標として使われている。大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物の総称。ふつうは大気汚染源となる窒素酸化物をいう場合が多い。一般にNOxと表されることが多い。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素（NO）であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素（NO₂）に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

底質

河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のこと。貝類、水生昆虫類、藻類をはじめとした底生生物の生活の場である。有機物質や重金属類などは、水質汚濁の進行に伴って沈積し、底質中に蓄積されることから、底質を調査することによって、汚濁の進行傾向や速度について有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は溶出や巻き上がり現象により、再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

等価騒音レベル（L_{eq}）

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。時間的に変動する騒音のある時間範囲Tにおける等価騒音レベルは、その騒音の時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。

道路交通振動

自動車が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度（道路交通振動の要請限度）が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、5秒間隔で連続して測定して得た値を100個得て、その測定値の80パーセントレンジの上端の数値（L10）を、

昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

特定悪臭物質

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第2条第1項において「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等22物質を指定している。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められている。騒音規制法では8項目、振動規制法では4項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85デシベル、振動レベルは75デシベルを超えないこととされている。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届出などの定めがある。

特定工場

環境関係法令で特定工場には、次に示すようなものがある。(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する（公害防止管理者の任命等）義務がある。(2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場（同法第5条の2）。(3) 騒音規制法又は振動規制法で定められた特定施設（騒音規制法第2条、振動規制法第2条）を設置する工場又は事業場。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。(1) 大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質を発生する施設（同法第17条）。ばい煙発生施設は除かれる。(2) 水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるおそれがある物質を含む、又は生活環境項目

について生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は排水を排出する施設（同法第2条第2項）をいう。(3) 騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する施設（同法第2条第1項）をいう。(4) 振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設（同法第2条第1項）をいう。

特定植物群落

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。

都市計画区域

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域をいう。

都市計画法

都市計画の実施を図るための法律。1968（昭和43）年制定。

土壤の汚染に係る環境基準

人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、土壤汚染については現在カドミウム等の29項目について基準値が設定されている。ただし、この環境基準は、(1) 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所、(2) 原材料の堆積場、廃棄物の埋立地、(3) その他環境基準の定めのある項目物質の利用又は処分を目的としてこれらを集積している施設に係る土壤については適用しない。

〈な行〉

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

日平均値の年間98%値

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを指す。1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

日平均値の年間2%除外値

年にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した最高値を指す。環境基準による二酸化硫黄、一酸化炭素又は浮遊粒子状物質の年間にわたる長期的評価の方法。

〈は行〉

ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称している。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

ばい煙発生施設

大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設。

廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義される。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

排出基準

大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物発生施設の排出口における大気汚染物質濃度の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）、揮発性有機化合物がある。排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準がある。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、各地域ごとに煙突などの排出口の高さに応じ1時間ごとの硫黄酸化物の排出許容濃度を定めている（K値規制方式）。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定めている（濃度規制）。硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における新設施設に対し特別排出基準がある。これらの排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、改善命令、一時停止命令を都道府県知事よりばい煙を排出するものに対して発することができるほか、罰則も課せられる。また、同様の趣旨の基準として、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では規制基準がある。

ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

排水基準

水質汚濁法で定められ、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について物質ごとに定める許容限度であり、それ以外の汚染状態にあっては生活環境項目ごとに定められる許容限度を指す。国が一律に定めるものと、都道府県が定めるものがある。

バックグラウンド濃度

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算し

て予測を行う。この「当該事業による影響を受けない状況での代表的な環境の状態」のことをバックグラウンドという。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、平成21年9月、PM_{2.5}に係る環境基準が告示された。

人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準であり、全公共用水域及び地下水につき一律に定められている。現在、公共用水域について27項目、地下水について28項目が定められており、これらを「健康項目」と呼ぶ。

負圧管理

ピット内を押込送風機の吸引により常に負圧にするため、外部への臭気の漏れを防止する。

風害

異常に強い風によって生じる被害の総称。気象現象の他、高層建築物の周辺に局地的に発生するビル風による被害も含む。

風配図

ある地点の風向（風速）の統計的性質を示すために用いられる。各方位別に風向（風速）の出現頻度を線分の長さで示したもの。

俯角

対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。

浮遊物質量（SS）

水中に懸濁している直径2mm以下の不溶解性の粒子物質のことを指す。浮遊物質のほか、懸濁物質とも呼ばれる。水の濁りの原因となるほか、太陽光線の透過を妨げ、ひどい場合は魚類のえらを塞ぎ、窒息死させる危険がある。測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測る。数値(mg/L)が大きいほど濁りの度合いが大きいこ

とを示す。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μm=100万分の1m）以下のものをいう。

文化財保護法

文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。同法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護している。文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行う。また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めている。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としている。

粉じん

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では、粉じんは「物の破碎や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

〈ま行〉

マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）

廃棄物を材料・原料として利用するために、廃棄物の破碎、選別、圧縮等を行うことにより、リサイクルを進めるための施設。また、不用品の補修、再生品の展示をとおしリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための施設をいう。

〈や行〉

有効煙突高

煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。排ガス上昇高の算出は、有風時にはコンケイウ式 (CONCAWE式)、無風時にはブリッグス式 (Briggs式) を用いることが多い。

要請限度（自動車騒音）

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えてることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

要請限度（道路交通振動）

振動規制法においては、市町村長は指定地域内で振動の測定を行った場合に、その道路交通振動がある限度を超えてることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、道路管理者などに道路交通振動の防止のための舗装などの対策を執るべきことや、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

溶存酸素量 (DO)

水に溶解している酸素の量を示す。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど水生生物の生息において良好な環境といえる。

用途地域

都市計画法第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用、第2種低層住居専用、第1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の12種類の地域区分をいう。都道府県知事が都市計画に定めることができる。指定されると、建築物の用途、高さ、建蔽率の制限などが適用される。

溶融飛灰

廃棄物をガス化溶融炉や灰溶融炉で溶融処理する際に発生するばいじん。亜鉛・鉛・銅・カドミ

ウムなどの非鉄金属が高濃度で含まれている。従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

溶融スラグ

廃棄物や焼却灰をセ氏1,300°C以上の炉に入れ、有機物を燃焼させ、無機物を溶融した後、空気中又は水中で冷却し固化して得られるガラス質の固形物。土木・建築資材として有効利用される。溶融固形物。

4R

リフューズ「Refuse(断ること)」、リデュース「Reduce(ごみを減らすこと)」、リユース「Reuse(再び使用すること)」、リサイクル「Recycle(廃棄物を原料に戻して再利用すること)」の4つの頭文字のことをいう。さらに「リペア (Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分—と定めている。

〈ら行〉

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

1971(昭和46)年に採択、1975(昭和50)年に発効し、日本は1980(昭和55)年に加入した。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。2025(令和7)年7月現在、わが国では54ヶ所の湿地が登録されている。

リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、粗大ごみの処理、不要品の補修、再生品の提示等のための機能等を有する施設のこと。

類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準について、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき、水域については内閣総理大臣又は都道府

県知事が利水目的に応じて、騒音については都道府県知事が土地の利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。

レッドデータブック (RDB)

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与える要因等の情報を記載した図書。IUCN（国際自然保護連合）や、各国（日本では環境省）、地方公共団体など様々な組織で作成されている。

レッドリスト (RL)

生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。様々な組織で作成しており、日本では一般的に環境省が作成した日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリストを指す。